

### 3. 区域施策に関する事項

#### (1) 実行計画（区域施策編）の策定・改定状況 <Q2-1>

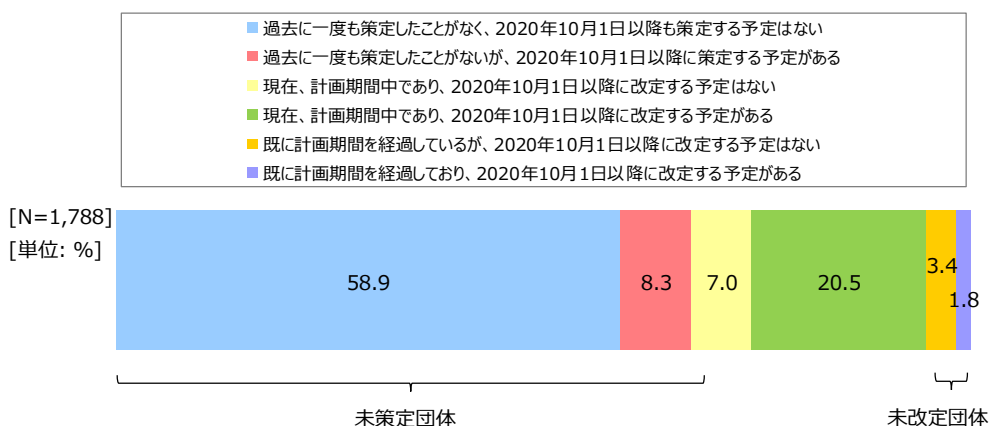
##### 1) 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況 <Q2-1(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、実行計画（区域施策編）を策定済みで、かつ計画期間中の団体は、全体の27.5%である。

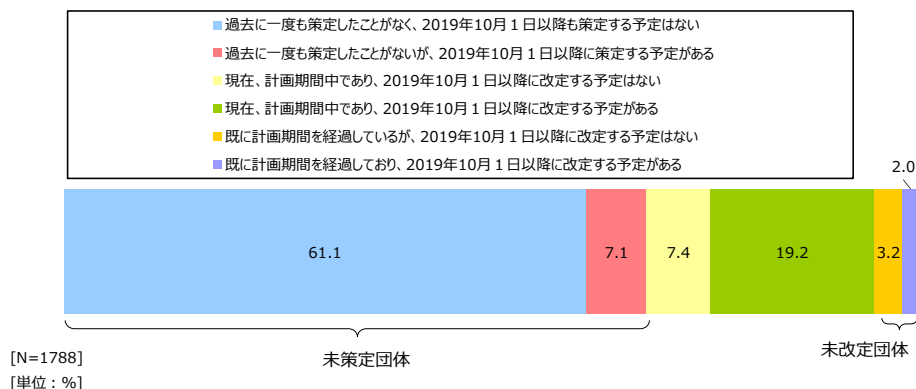
全体の67.2%が、過去に一度も策定したことの無い“未策定団体”であり、その内、回答団体全体の8.3%は今後策定予定があると回答しているが、58.9%は今後も策定する予定がないと回答している。

また、全体の5.2%が、計画期間を経過している“未改定団体”であり、その内、回答団体全体の1.8%は今後改定予定があると回答しているが、3.4%は改定する予定がないと回答している。なお、実行計画（区域施策編）の策定済み団体は昨年度調査の569団体から585団体に増加した。

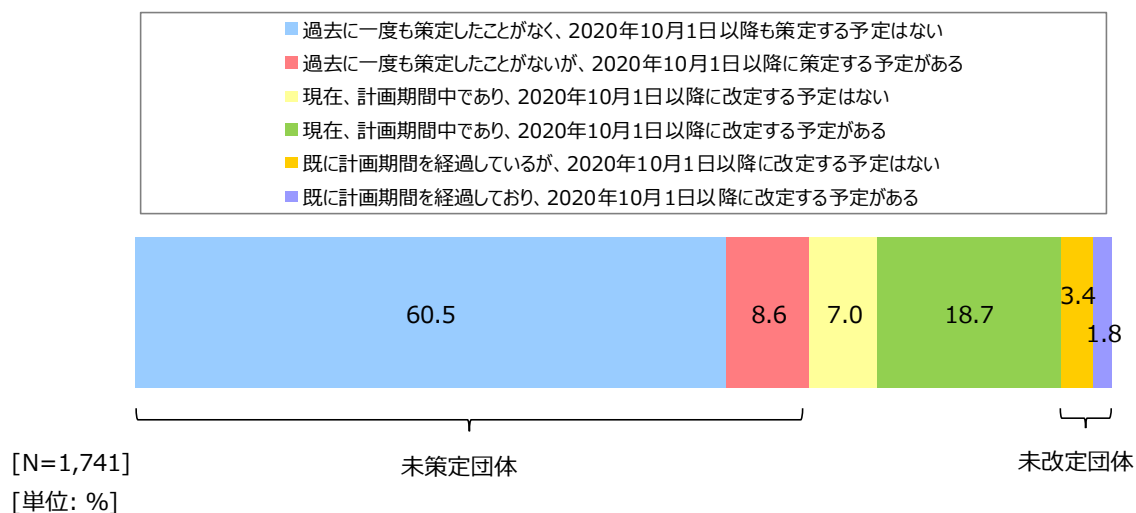
図表 251 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況



図表 252 令和元年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【昨年度調査】



図表 253 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況  
【基礎自治体】

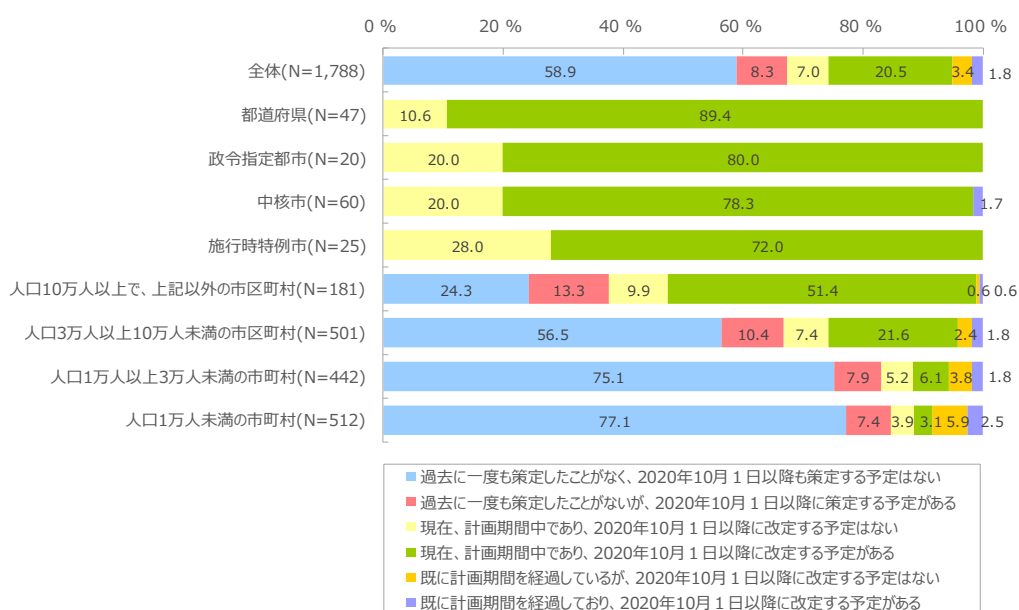


	過去、一度も策定する予定はない	過去、一度も策定する予定がある	現在、計画期間中であり、改定する予定はない	現在、計画期間中であり、改定する予定がある	既に計画期間を経過しているが、改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、改定する予定がある	合計
全体	1,054	149	121	325	60	32	1,741
比率	60.5	8.6	7.0	18.7	3.4	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある団体（都道府県、政令指定都市、中核市、施行時特例市）は、全ての団体が計画を策定済みとなっている。ただし、中核市で1団体、計画期間を経過した“未改定団体”が存在する。

策定義務のない団体のうち、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）の62.4%、人口3万人以上10万人未満の市町村（特別区含む。）の33.1%、人口1万人以上3万人未満の市町村の17.0%、人口1万人未満の市町村の15.5%が計画を策定している。

図表 254 令和2年10月1日現在の区域施策編の策定・改定状況【団体区分別】

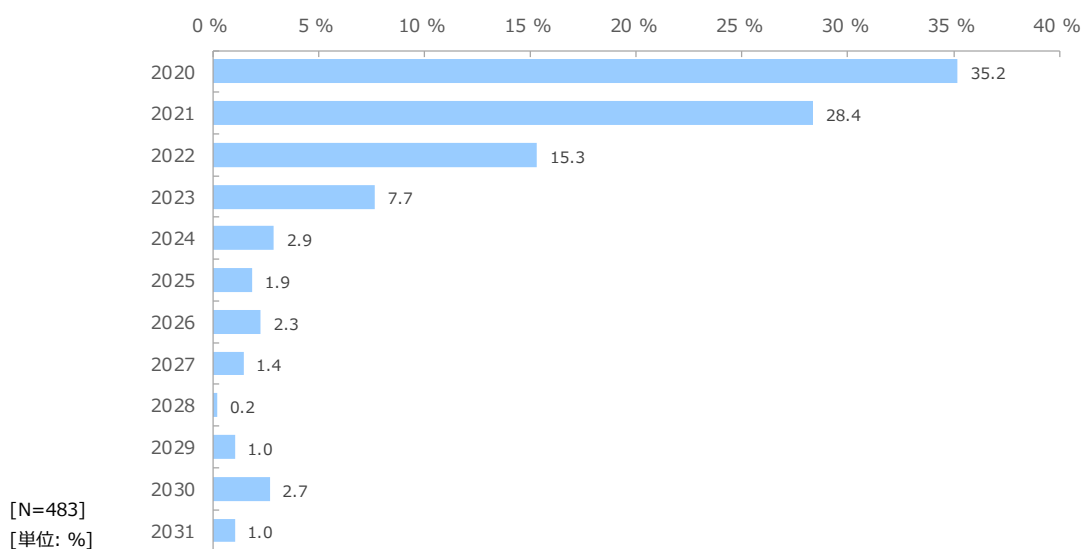


区別	団体	過去に一度も策定したことがなく、2020年10月1日以降に策定する予定はない	過去に一度も策定したことがないが、2020年10月1日以降に策定する予定はある	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はない	現在、計画期間中であり、2020年10月1日以降に改定する予定はある	既に計画期間を経過しているが、2020年10月1日以降に改定する予定はない	既に計画期間を経過しており、2020年10月1日以降に改定する予定はある	合計
全体	全体	1,054	149	126	367	60	32	1,788
	都道府県	0	0	5	42	0	0	47
	政令指定都市	0	0	4	16	0	0	20
	中核市	0	0	12	47	0	1	60
	施行時特例市	0	0	7	18	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	24	18	93	1	1	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	283	52	37	108	12	9	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	332	35	23	27	17	8	442
	人口1万人未満の市町村	395	38	20	16	30	13	512
	比率	全体(N=1,788)	58.9	8.3	7.0	20.5	3.4	1.8
都道府県(N=47)		0.0	0.0	10.6	89.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)		0.0	0.0	20.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)		0.0	0.0	20.0	78.3	0.0	1.7	
施行時特例市(N=25)		0.0	0.0	28.0	72.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)		24.3	13.3	9.9	51.4	0.6	0.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)		56.5	10.4	7.4	21.6	2.4	1.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)		75.1	7.9	5.2	6.1	3.8	1.8	
人口1万人未満の市町村(N=512)		77.1	7.4	3.9	3.1	5.9	2.5	

### 1) 区域施策編の策定・改定予定年度 <Q2-1(1)>

区域施策編の策定・改定を予定している団体において、その予定年度は、「2020年度」(35.2%)が最も多く、「2021年度」(28.4%)、「2022年度」(15.3%)と続く。

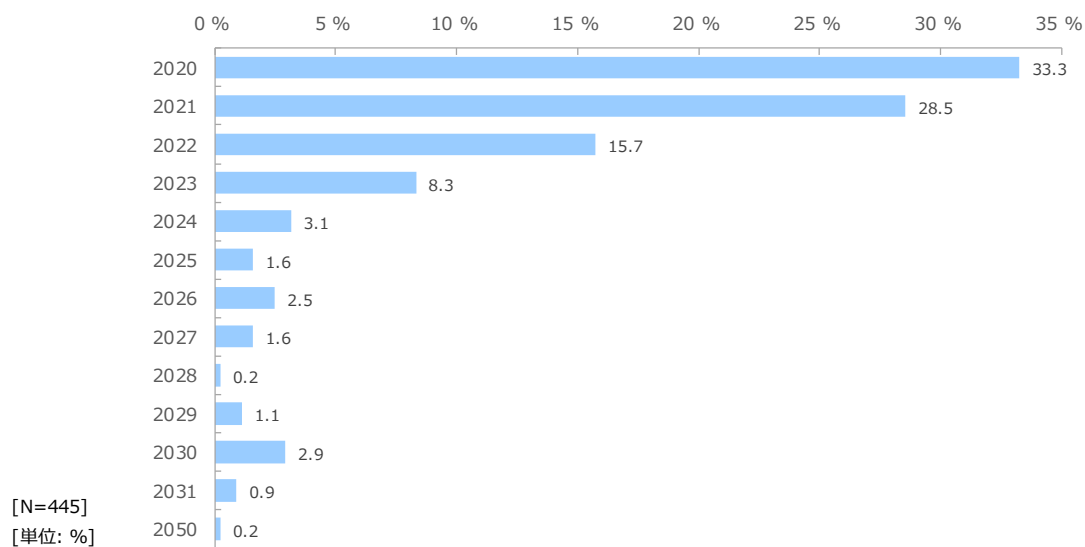
図表 255 区域施策編の策定・改定予定年度



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
全体	170	137	74	37	14	9	11	7
比率 (%)	35.2	28.4	15.3	7.7	2.9	1.9	2.3	1.4

	2028	2029	2030	2031	合計
全体	1	5	13	5	483
比率 (%)	0.2	1.0	2.7	1.0	

図表 256 区域施策編の策定・改定予定年度【基礎自治体】



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
全体	148	127	70	37	14	7	11	7
比率 (%)	33.3	28.5	15.7	8.3	3.1	1.6	2.5	1.6

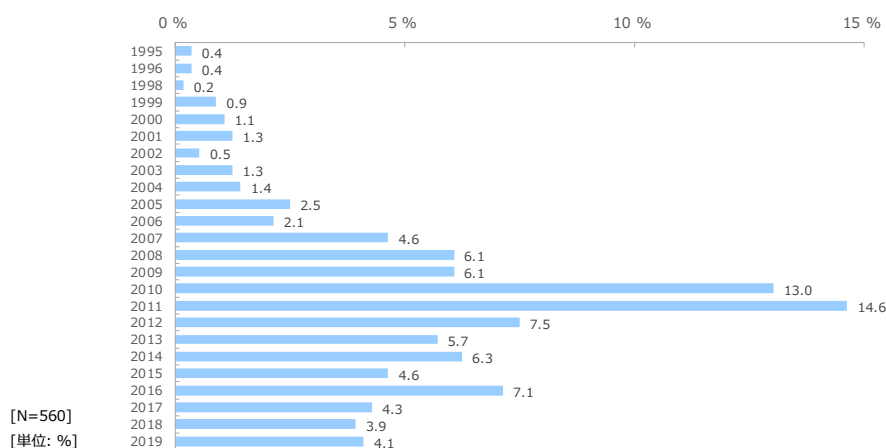
	2028	2029	2030	2031	2050	合計
全体	1	5	13	4	1	445
比率 (%)	0.2	1.1	2.9	0.9	0.2	

## 2) 区域施策編の当初策定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その当初策定年度は、「2011 年度」(14.6%)、「2010 年度」(13.0%) 及びその前後に集中している。

また、当初策定した区域施策編の計画期間は、「5 年～10 年」(48.2%)、「5 年」(28.0%) が多い。

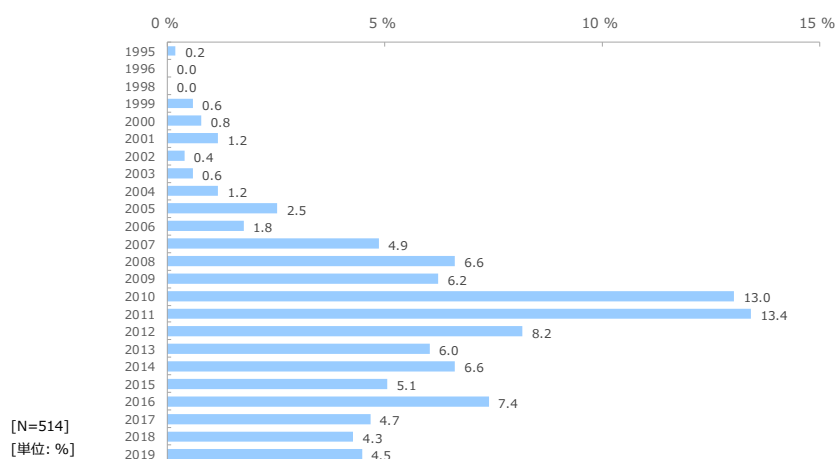
図表 257 区域施策編の当初年度



	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	2	2	1	5	6	7	3	7	8	14	12	26	34
比率 (%)	0.4	0.4	0.2	0.9	1.1	1.3	0.5	1.3	1.4	2.5	2.1	4.6	6.1

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	34	73	82	42	32	35	26	40	24	22	23	560
比率 (%)	6.1	13.0	14.6	7.5	5.7	6.3	4.6	7.1	4.3	3.9	4.1	

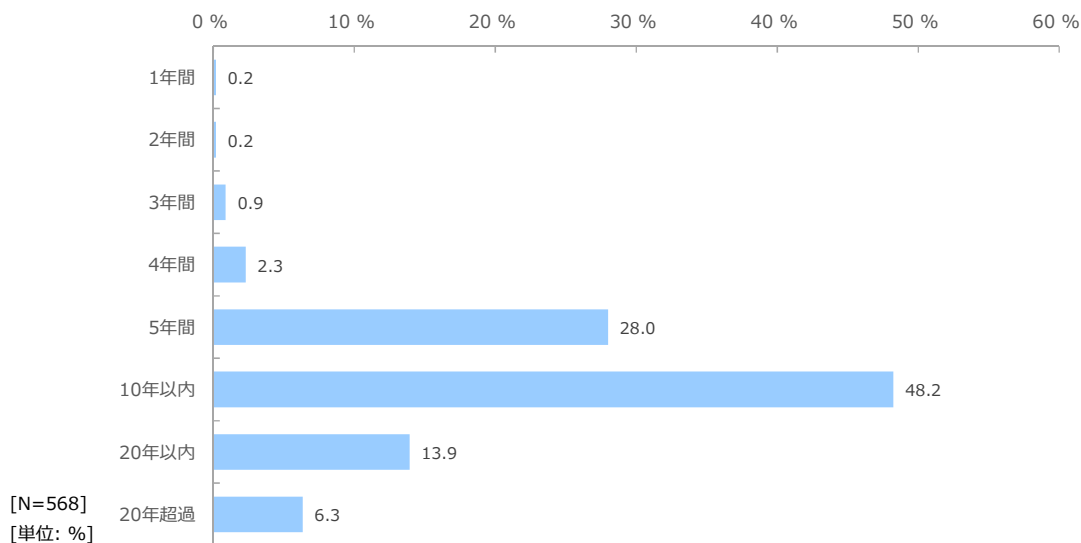
図表 258 区域施策編の当初年度【基礎自治体】



	1995	1996	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
全体	1	0	0	3	4	6	2	3	6	13	9	25	34
比率 (%)	0.2	0.0	0.0	0.6	0.8	1.2	0.4	0.6	1.2	2.5	1.8	4.9	6.6

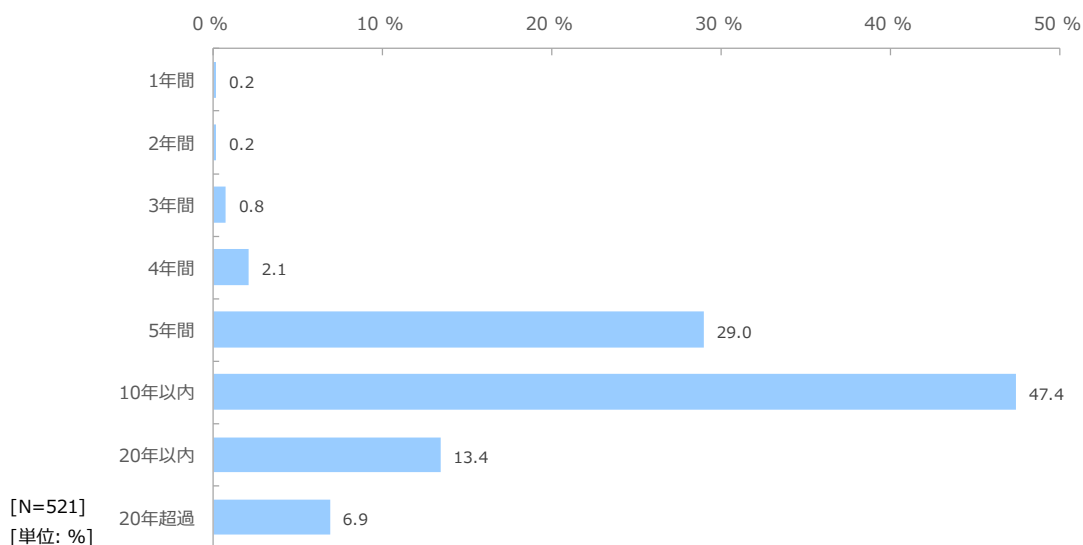
	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	32	67	69	42	31	34	26	38	24	22	23	514
比率 (%)	6.2	13.0	13.4	8.2	6.0	6.6	5.1	7.4	4.7	4.3	4.5	

図表 259 当初策定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	5	13	159	274	79	36	568
比率 (%)	0.2	0.2	0.9	2.3	28.0	48.2	13.9	6.3	

図表 260 当初策定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



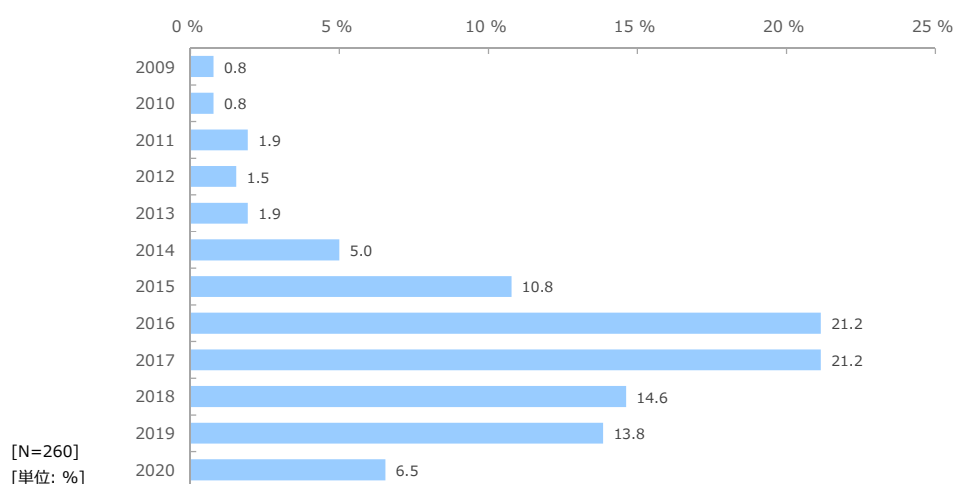
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	1	1	4	11	151	247	70	36	521
比率 (%)	0.2	0.2	0.8	2.1	29.0	47.4	13.4	6.9	

### 3) 区域施策編の最終改定年度及びその計画期間 <Q2-1(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、その最終改定年度は、「2016年度」(21.2%)、「2017年度」(21.2%)が最も高く、次いで「2018年度」(14.6%)と続く。基礎自治体においては、「2017年度」(21.6%)が最も高い。

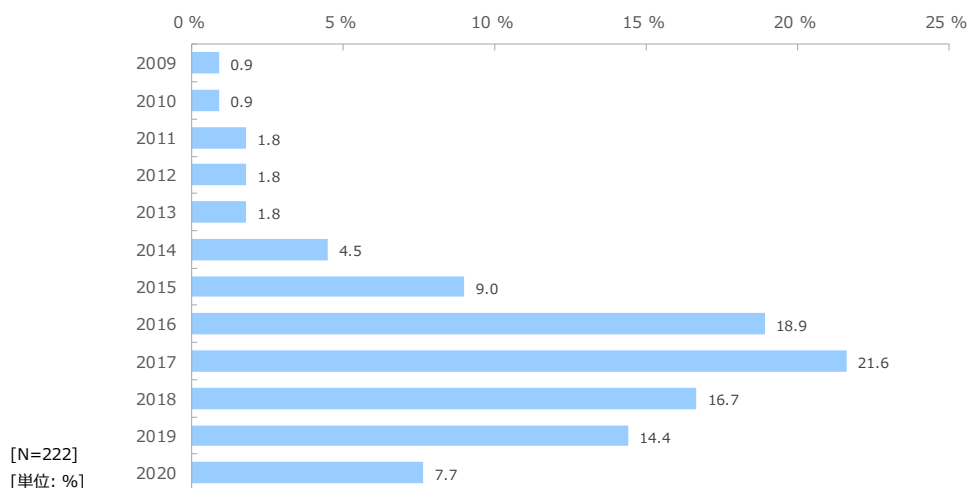
また、最新の区域施策編の計画期間は「5年～10年」(32.0%)、「5年」(31.3%)が多い。基礎自治体においては、「5年」(34.0%)が最も多い。

図表 261 区域施策編の最終改定年度



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	2	2	5	4	5	13	28	55	55	38	36	17	260
比率 (%)	0.8	0.8	1.9	1.5	1.9	5.0	10.8	21.2	21.2	14.6	13.8	6.5	

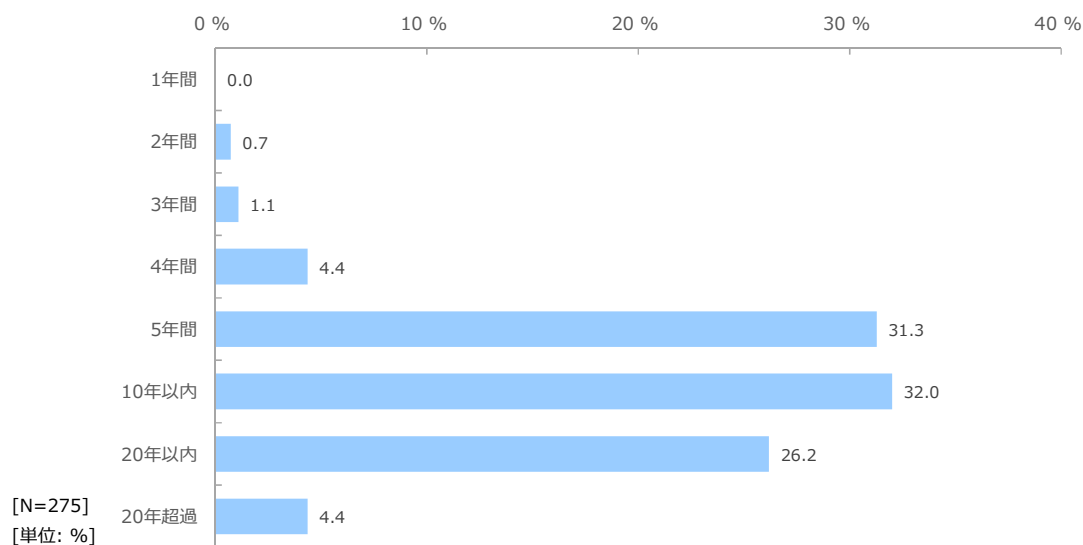
図表 262 区域施策編の最終改定年度【基礎自治体】



	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	合計
全体	2	2	4	4	4	10	20	42	48	37	32	17	222
比率 (%)	0.9	0.9	1.8	1.8	1.8	4.5	9.0	18.9	21.6	16.7	14.4	7.7	

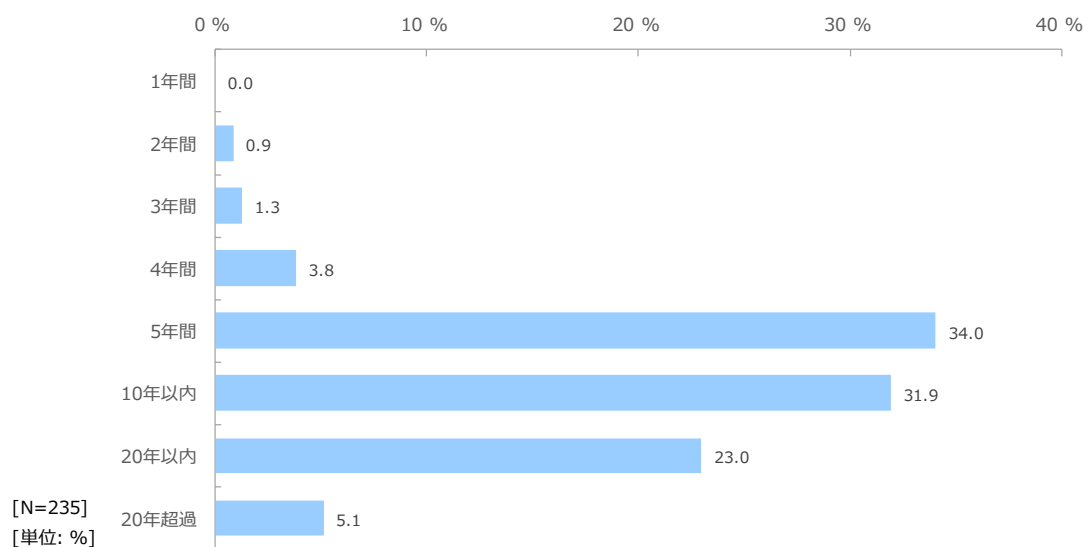


図表 263 最終改定した区域施策編の計画期間



	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	3	12	86	88	72	12	275
比率 (%)	0.0	0.7	1.1	4.4	31.3	32.0	26.2	4.4	

図表 264 最終改定した区域施策編の計画期間【基礎自治体】



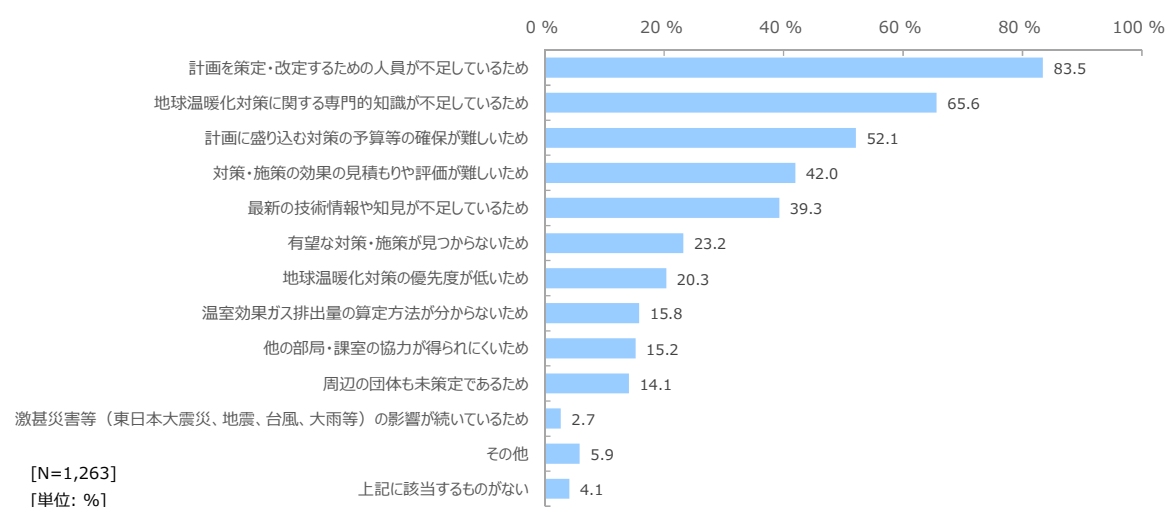
	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	10年以内	20年以内	20年超過	合計
全体	0	2	3	9	80	75	54	12	235
比率 (%)	0.0	0.9	1.3	3.8	34.0	31.9	23.0	5.1	

#### 4) 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由

##### <Q2-1(3)>

策定義務のない団体のうち、区域施策編を未策定・未改定の団体において、その理由としては、「計画を策定・改定するための人員が不足しているため」(83.5%)が最も多く、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため」(65.6%)「計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため」(52.1%)、「対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため」(42.0%)、「最新の技術情報や知見が不足しているため」(39.3%)と続く。

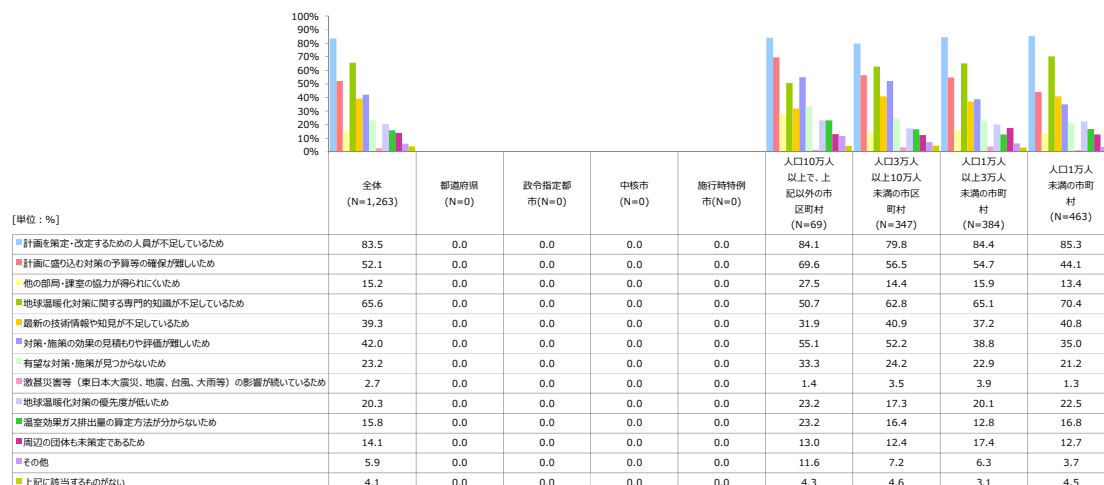
図表 265 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由



地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「計画を策定・改定するための人員が不足しているため。」が最も多い。

人口規模が小さくなるほど、「地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため。」を選択する割合が高くなる傾向が見られる。

図表 266 区域施策編が未策定又は計画期間を過ぎていても未改定の理由【団体区分別】

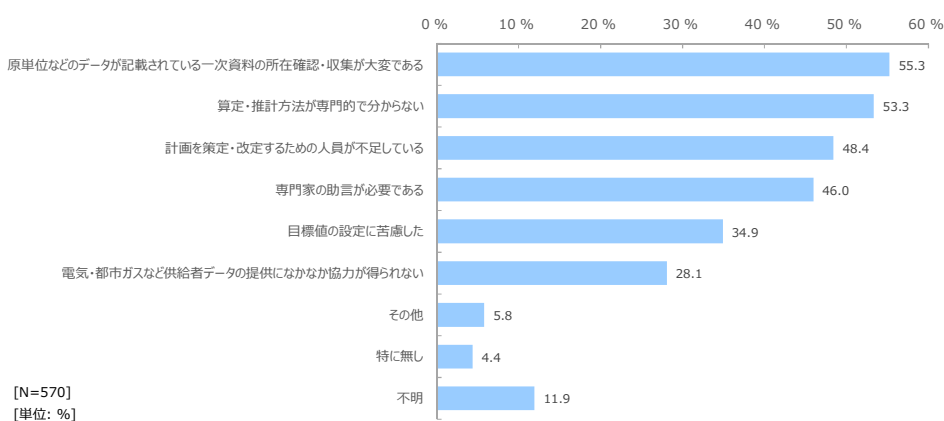


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行特例市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	全体(N=1,263)	都道府県(N=0)	政令指定都市(N=0)	中核市(N=0)	施行特例市(N=0)	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=69)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=347)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=384)	人口1万人未満の市町村(N=463)	合計
計画を策定・改定するため	1,054	658	192	829	496	530	293	34	257	200	178	74	52	1,263					
計画に盛り込む対策の予算等の確保が難しいため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
他の部局・課室の協力が得られにくいため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
地球温暖化対策に関する専門的知識が不足しているため	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0					
最新の技術情報や知見が不足しているため	58	48	19	35	22	38	23	1	16	16	9	8	3	69					
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しいため	277	196	50	218	142	181	84	12	60	57	43	25	16	347					
有望な対策・施策が見つからないため	324	210	61	250	143	149	88	15	77	49	67	24	12	384					
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いているため	395	204	62	326	189	162	98	6	104	78	59	17	21	463					
地球温暖化対策の優先度が低い	83.5	52.1	15.2	65.6	39.3	42.0	23.2	2.7	20.3	15.8	14.1	5.9	4.1						
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
周辺の団体も未策定であるため	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
上記に該当するものがない	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-					
比率 (%)	84.1	69.6	27.5	50.7	31.9	55.1	33.3	1.4	23.2	23.2	13.0	11.6	4.3						
	79.8	56.5	14.4	62.8	40.9	52.2	24.2	3.5	17.3	16.4	12.4	7.2	4.6						
	84.4	54.7	15.9	65.1	37.2	38.8	22.9	3.9	20.1	12.8	17.4	6.3	3.1						
	85.3	44.1	13.4	70.4	40.8	35.0	21.2	1.3	22.5	16.8	12.7	3.7	4.5						

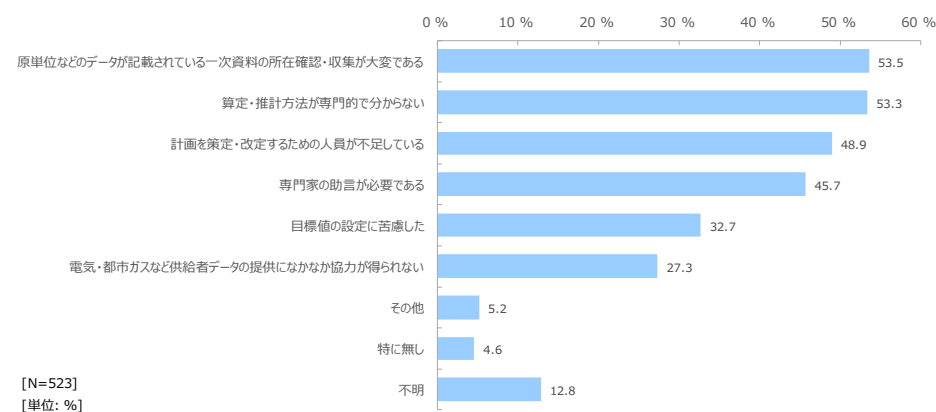
### 5) 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと <Q2-1(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量の算定で困難だったこととしては、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である」(55.3%)が最も多く、「算定・推計方法が専門的で分からない」(53.3%)、「計画を策定・改定するための人員が不足している」(48.4%)、「専門家の助言が必要である」(46.0%)と続く。

図表 267 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと



図表 268 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと  
【基礎自治体】

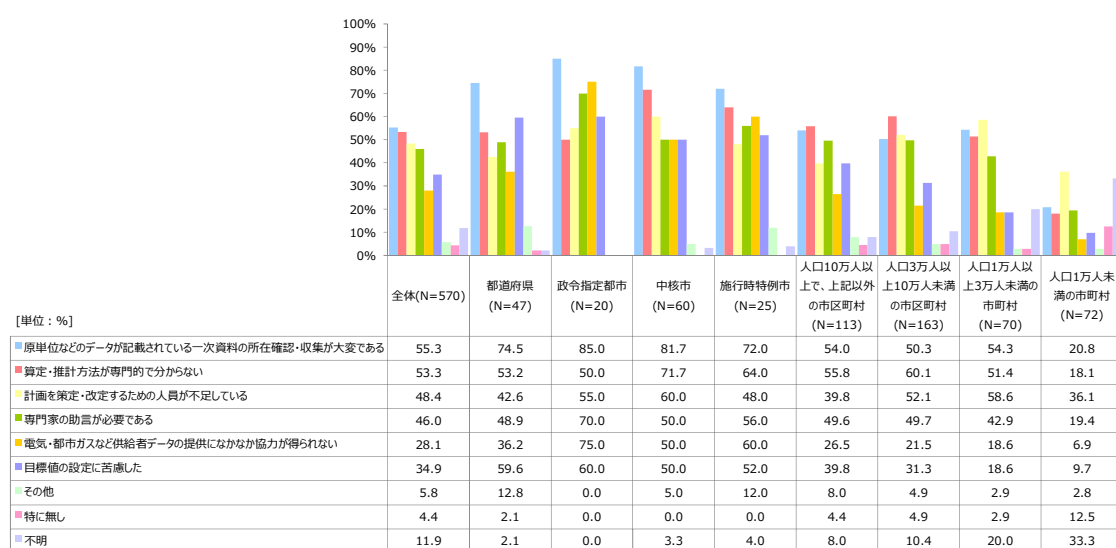


	所載確認・収集が大変である	原単位などのデータが記載されている一次資料が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
全体	280	279	256	239	143	171	27	24	67	523
比率	53.5	53.3	48.9	45.7	27.3	32.7	5.2	4.6	12.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市、中核市では 70% 以上の団体が「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」を選択している。

また、人口規模が大きい団体ほど、「原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である。」、「電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない。」、「目標値の設定に苦慮した。」を選択する割合が高くなる傾向がある。

図表 269 区域施策編の温室効果ガス排出量の算定で困難だったこと【団体区分別】

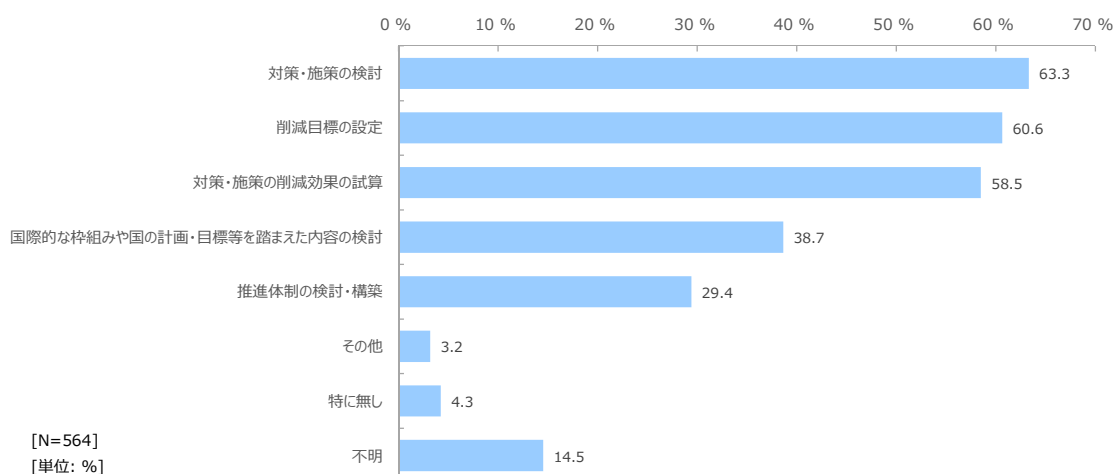


	原単位などのデータが記載されている一次資料の所在確認・収集が大変である	算定・推計方法が専門的で分からない	計画を策定・改定するための人員が不足している	専門家の助言が必要である	電気・都市ガスなど供給者データの提供になかなか協力が得られない	目標値の設定に苦慮した	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体 315	304	276	262	160	199	33	25	68	570
	都道府県 35	25	20	23	17	28	6	1	1	47
	政令指定都市 17	10	11	14	15	12	0	0	0	20
	中核市 49	43	36	30	30	30	3	0	2	60
	施行時特別市 18	16	12	14	15	13	3	0	1	25
	人口10万人以上、上記以外の市区町村 61	63	45	56	30	45	9	5	9	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 82	98	85	81	35	51	8	8	17	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村 38	36	41	30	13	13	2	2	14	70
	人口1万人未満の市町村 15	13	26	14	5	7	2	9	24	72
比率 (%)	全体(N=570)	55.3	53.3	48.4	46.0	28.1	34.9	5.8	4.4	11.9
	都道府県(N=47)	74.5	53.2	42.6	48.9	36.2	59.6	12.8	2.1	2.1
	政令指定都市(N=20)	85.0	50.0	55.0	70.0	75.0	60.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=60)	81.7	71.7	60.0	50.0	50.0	50.0	5.0	0.0	3.3
	施行時特別市(N=25)	72.0	64.0	48.0	56.0	60.0	52.0	12.0	0.0	4.0
	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=113)	54.0	55.8	39.8	49.6	26.5	39.8	8.0	4.4	8.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	50.3	60.1	52.1	49.7	21.5	31.3	4.9	4.9	10.4
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	54.3	51.4	58.6	42.9	18.6	18.6	2.9	2.9	20.0
	人口1万人未満の市町村(N=72)	20.8	18.1	36.1	19.4	6.9	9.7	2.8	12.5	33.3

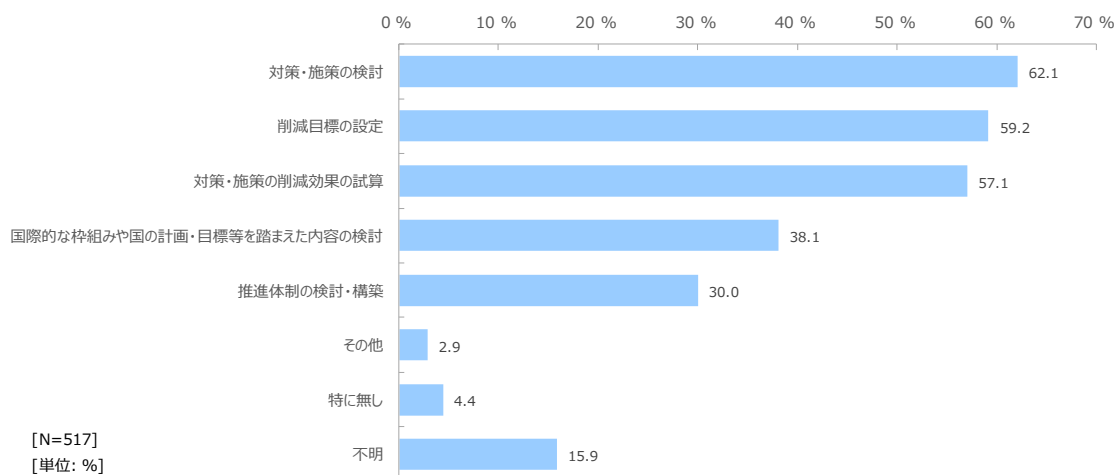
## 6) 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと <Q2-1(5)>

区域施策編を策定済みの団体において、その策定又は改定の過程で困難だったこととしては、「対策・施策の検討」(63.3%)が最も多く、「削減目標の設定」(60.6%)と続く。

図表 270 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと

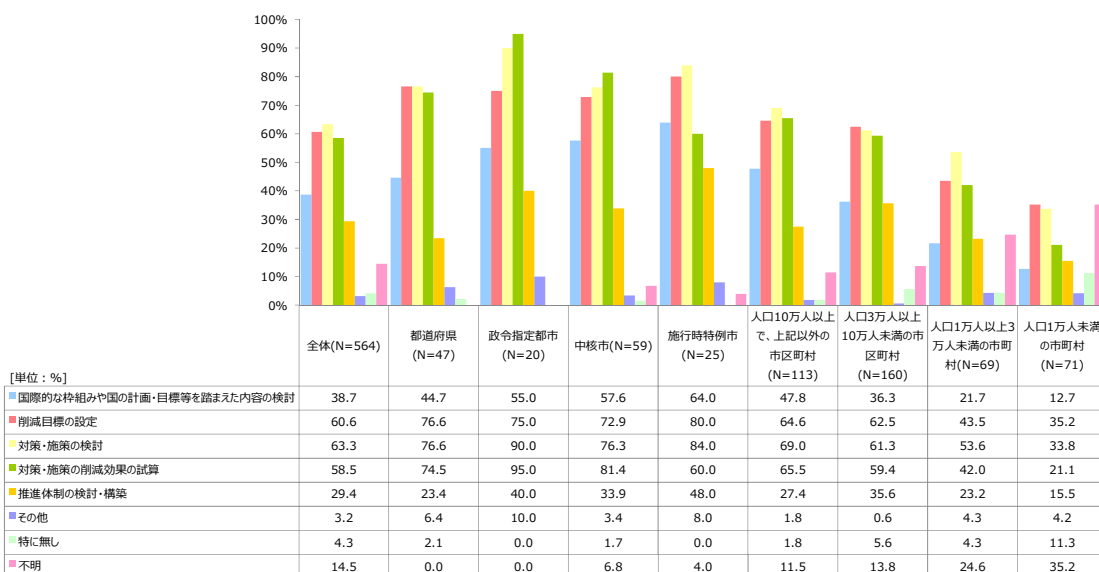


図表 271 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと【基礎自治体】



	国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
全体	197	306	321	295	155	15	23	82	517
比率	38.1	59.2	62.1	57.1	30.0	2.9	4.4	15.9	

図表 272 区域施策編の策定又は改定の過程で困難だったこと  
【団体区分別】

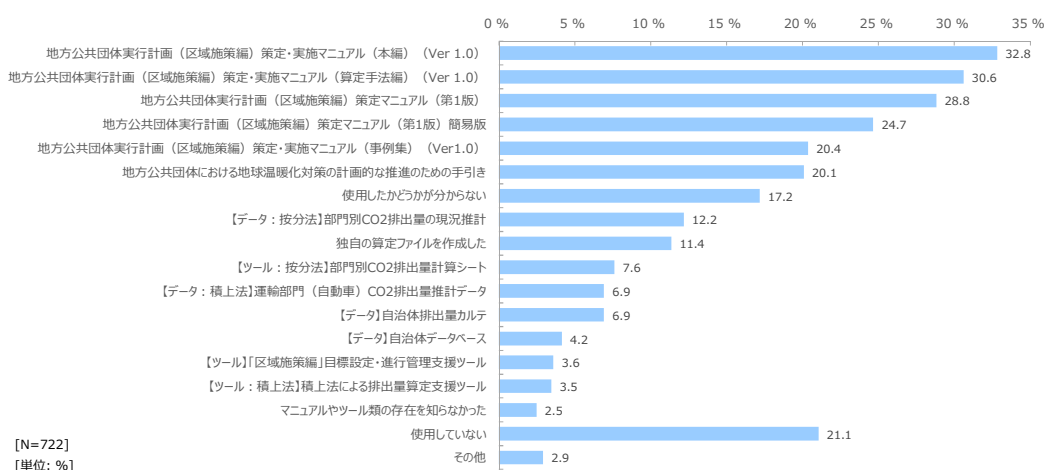


		国際的な枠組みや国の計画・目標等を踏まえた内容の検討	削減目標の設定	対策・施策の検討	対策・施策の削減効果の試算	推進体制の検討・構築	その他	特に無し	不明	合計
回答数	全体	218	342	357	330	166	18	24	82	564
	都道府県	21	36	36	35	11	3	1	0	47
	政令指定都市	11	15	18	19	8	2	0	0	20
	中核市	34	43	45	48	20	2	1	4	59
	施行時特例市	16	20	21	15	12	2	0	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	54	73	78	74	31	2	2	13	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	100	98	95	57	1	9	22	160
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	30	37	29	16	3	3	17	69
	人口1万人未満の市町村	9	25	24	15	11	3	8	25	71
比率(%)	全体(N=564)	38.7	60.6	63.3	58.5	29.4	3.2	4.3	14.5	
	都道府県(N=47)	44.7	76.6	76.6	74.5	23.4	6.4	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	75.0	90.0	95.0	40.0	10.0	0.0	0.0	
	中核市(N=59)	57.6	72.9	76.3	81.4	33.9	3.4	1.7	6.8	
	施行時特例市(N=25)	64.0	80.0	84.0	60.0	48.0	8.0	0.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	47.8	64.6	69.0	65.5	27.4	1.8	1.8	11.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=160)	36.3	62.5	61.3	59.4	35.6	0.6	5.6	13.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	21.7	43.5	53.6	42.0	23.2	4.3	4.3	24.6	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	12.7	35.2	33.8	21.1	15.5	4.2	11.3	35.2	

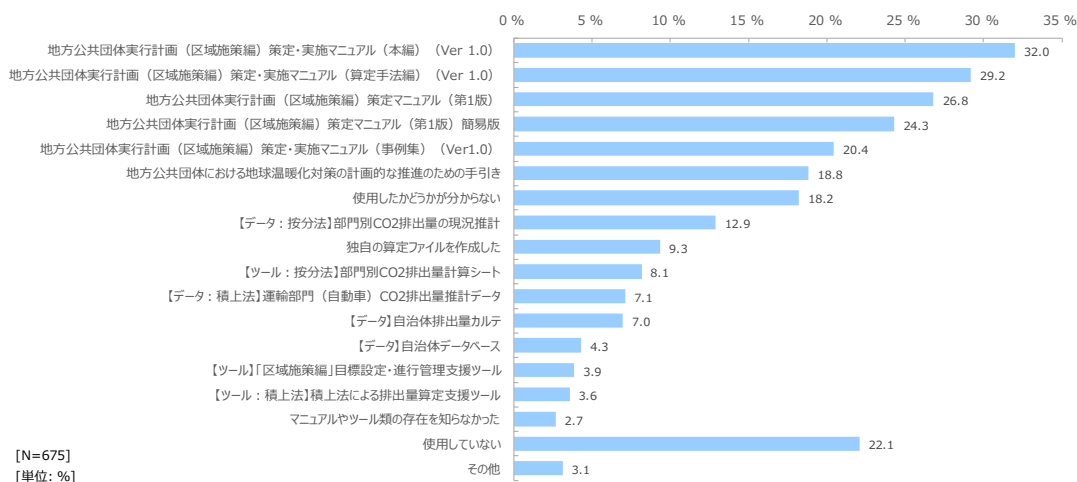
## 7) 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの <Q2-1(6)>

区域施策編を策定済み、または策定予定の団体において、その策定又は改定に当たって使用したものとしては、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）」（32.8%）が最も多く、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）」（30.6%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）」（28.8%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版」（24.7%）、「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）」（20.4%）、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」（20.1%）、「使用したかどうか分からない」（17.2%）、「【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計」（12.2%）、「独自の算定ファイルを作成した」（11.4%）、「【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート」（7.6%）、「【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ」（6.9%）、「【データ】自治体排出量カルテ」（6.9%）、「【データ】自治体データベース」（4.2%）、「【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール」（3.6%）、「【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール」（3.5%）、「マニュアルやツール類の存在を知らなかった」（2.5%）、「使用していない」（21.1%）、「その他」（2.9%）と続く。

図表 273 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの



図表 274 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【基礎自治体】

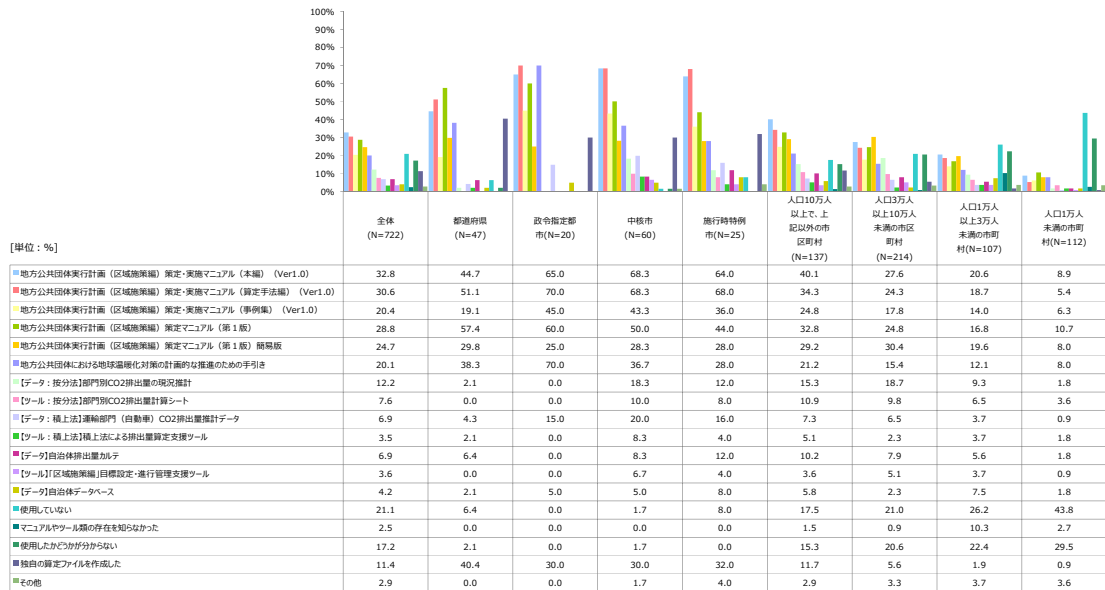


	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（算定手法編）（Ver 1.0）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定マニュアル（第1版）簡易版	地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（事例集）（Ver1.0）	地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き	使用したかどうか分からない	【データ：按分法】部門別CO2排出量の現況推計	独自の算定ファイルを作成した	【ツール：按分法】部門別CO2排出量計算シート	【データ：積上法】運輸部門（自動車）CO2排出量推計データ	【データ】自治体排出量カルテ	【データ】自治体データベース	【ツール】「区域施策編」目標設定・進捗管理支援ツール	【ツール：積上法】積上法による排出量算定支援ツール	マニュアルやツール類の存在を知らなかった	使用していない	その他	合計
全体	216	197	138	181	164	127	87	55	48	24	47	26	29	63	18	123	149	21	675
比率	32.0	29.2	20.4	26.8	24.3	18.8	12.9	8.1	7.1	3.6	7.0	4.3	3.9	3.6	2.7	22.1	3.1		



地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「平成29年3月に公表された最新のマニュアル類」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。また、人口規模が小さいほど、「使用していない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 275 区域施策編の策定又は改定に当たって使用したもの【団体区分別】

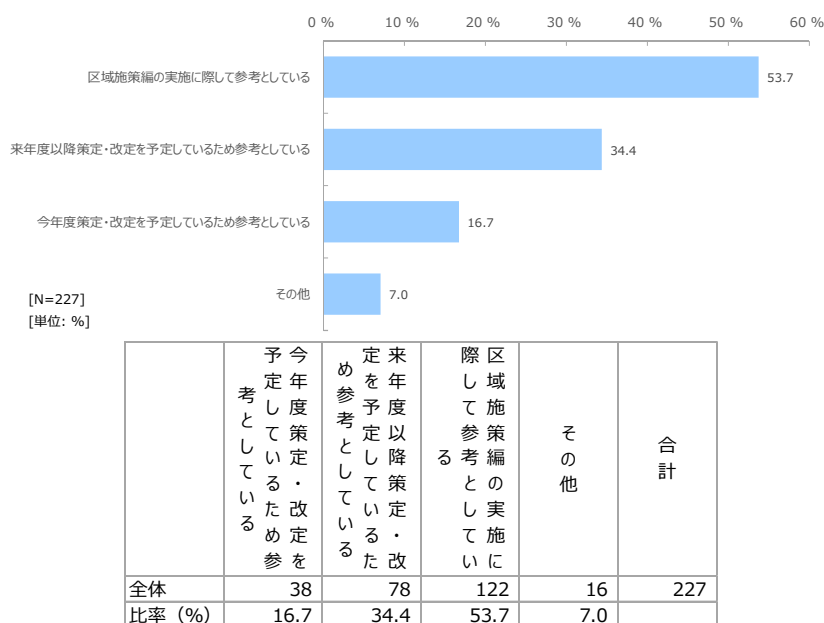


	全体 (N=722)	都道府県 (N=47)	政令指定都市 (N=20)	中核市 (N=60)	移行特例市 (N=25)	人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=137)	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=214)	人口1万人以上3万人未満の市区町村 (N=107)	人口1万人未満の市区町村 (N=112)	合計
回答数	237	221	147	178	145	88	55	50	25	722
全体(N=722)	21	24	9	27	14	18	1	0	2	47
都道府県(N=47)	13	14	9	12	5	14	0	0	3	20
政令指定都市(N=20)	41	41	26	30	17	22	11	6	12	60
中核市(N=60)	16	17	9	11	7	7	3	2	4	25
移行特例市(N=25)	55	47	34	45	40	39	21	15	10	137
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=137)	59	52	38	53	65	33	40	21	14	214
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=214)	22	20	15	18	21	13	10	7	4	107
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=107)	10	6	7	12	9	9	2	4	1	4
人口1万人未満の市区町村(N=112)	32.8	30.6	20.4	28.8	24.7	20.1	32.2	7.6	6.9	35
比率(%)	44.7	51.1	19.1	57.4	29.8	38.3	2.1	0.0	4.3	2.1
都道府県(N=47)	65.0	70.0	45.0	60.0	25.0	70.0	0.0	0.0	15.0	0.0
政令指定都市(N=20)	68.3	68.3	43.3	50.0	28.3	36.7	18.3	10.0	20.0	8.3
中核市(N=60)	64.0	68.0	36.0	44.0	28.0	28.0	12.0	8.0	16.0	4.0
移行特例市(N=25)	40.1	34.3	24.8	32.8	29.2	21.2	15.3	10.9	7.3	5.1
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=137)	27.6	24.3	17.8	24.8	30.4	15.4	18.7	9.8	6.5	2.3
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=214)	20.6	18.7	14.0	16.8	19.6	12.1	9.3	6.5	2.7	3.7
人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=107)	8.9	5.4	6.3	10.7	8.0	8.0	1.8	3.6	0.9	1.8

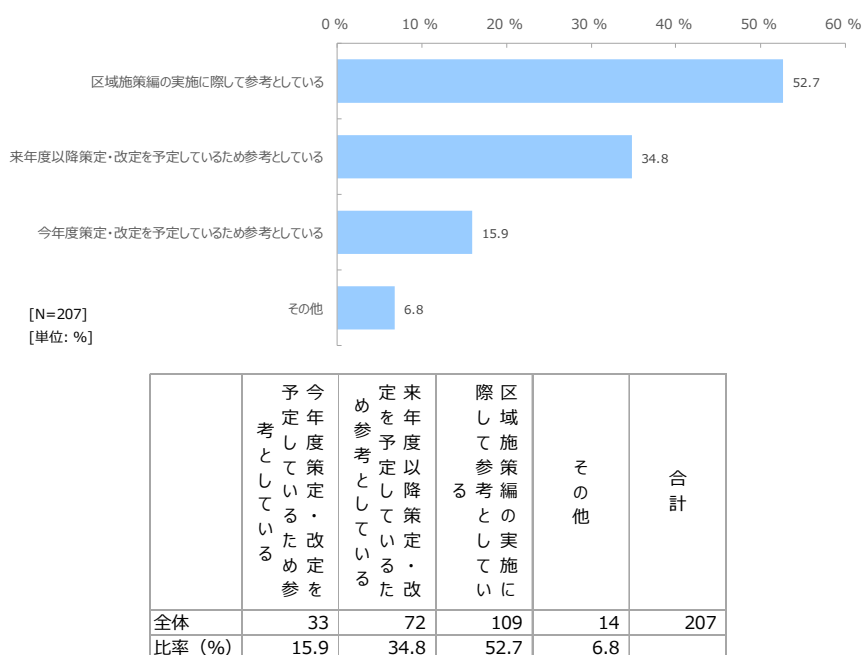
## 8) 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途 <Q2-1(7)>

区域施策編を策定・改定にあたり「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル（本編）（Ver1.0）」を活用した回答した団体において、その用途としては、「区域施策編の実施に際して参考としている」（53.7%）が最も多く、「来年度以降策定・改定を予定しているため参考としている」（34.4%）が続く。

図表 276 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途



図表 277 区域施策編の策定・実施マニュアル（本編）の用途【基礎自治体】

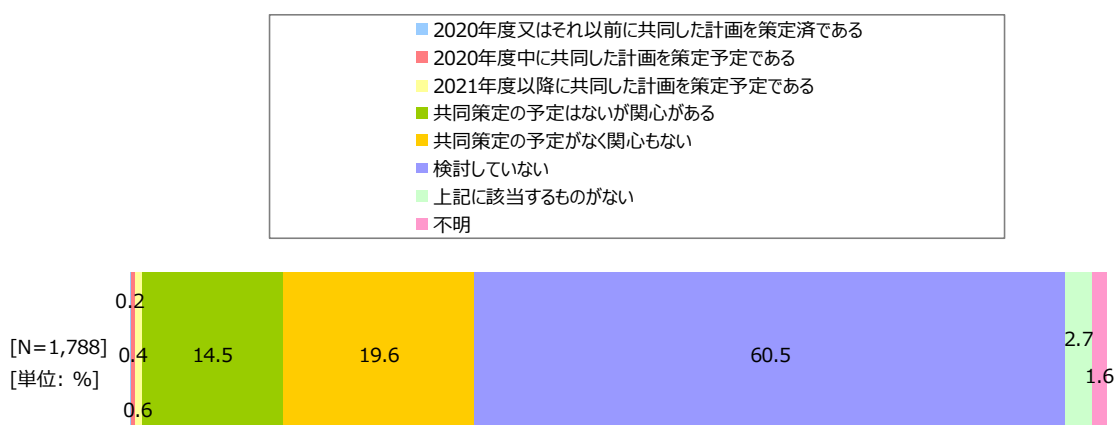


### 9) 区域施策編の共同策定の検討状況 <Q2-1(8)>

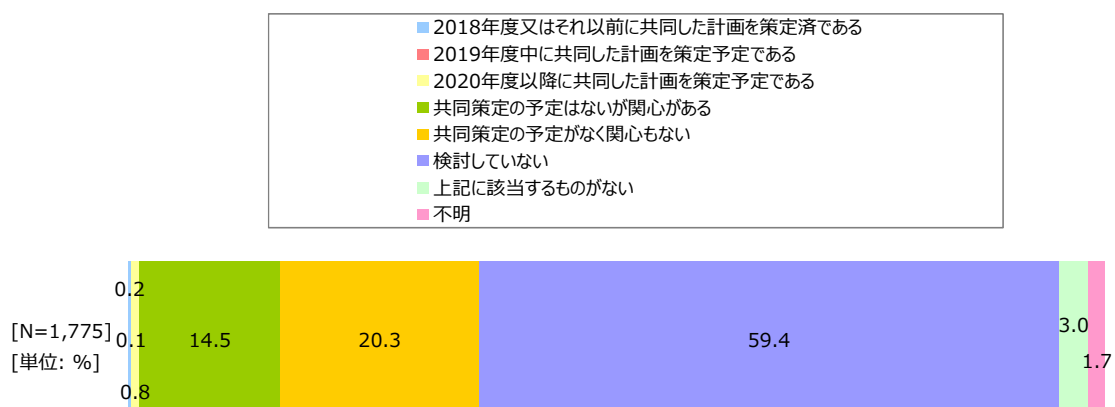
都道府県・市町村（特別区含む。）における区域施策編の共同策定の検討状況としては、「検討していない。」（60.5%）が最も多く、「共同策定の予定がなく関心もない。」（19.6%）、「共同策定の予定はないが関心がある。」（14.5%）と続く。

策定済又は策定予定の団体は昨年度の 1.1%から 1.2%に増加した。

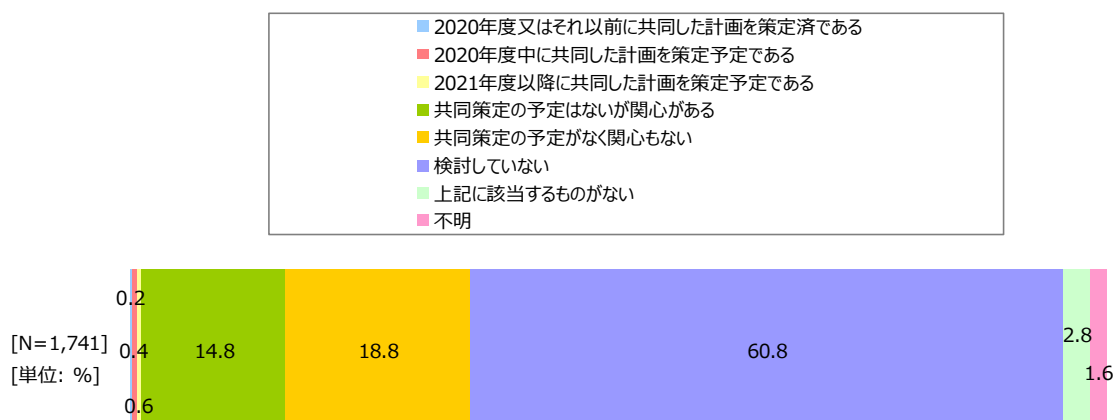
図表 278 区域施策編の共同策定の検討状況



図表 279 区域施策編の共同策定の検討状況【昨年度調査】



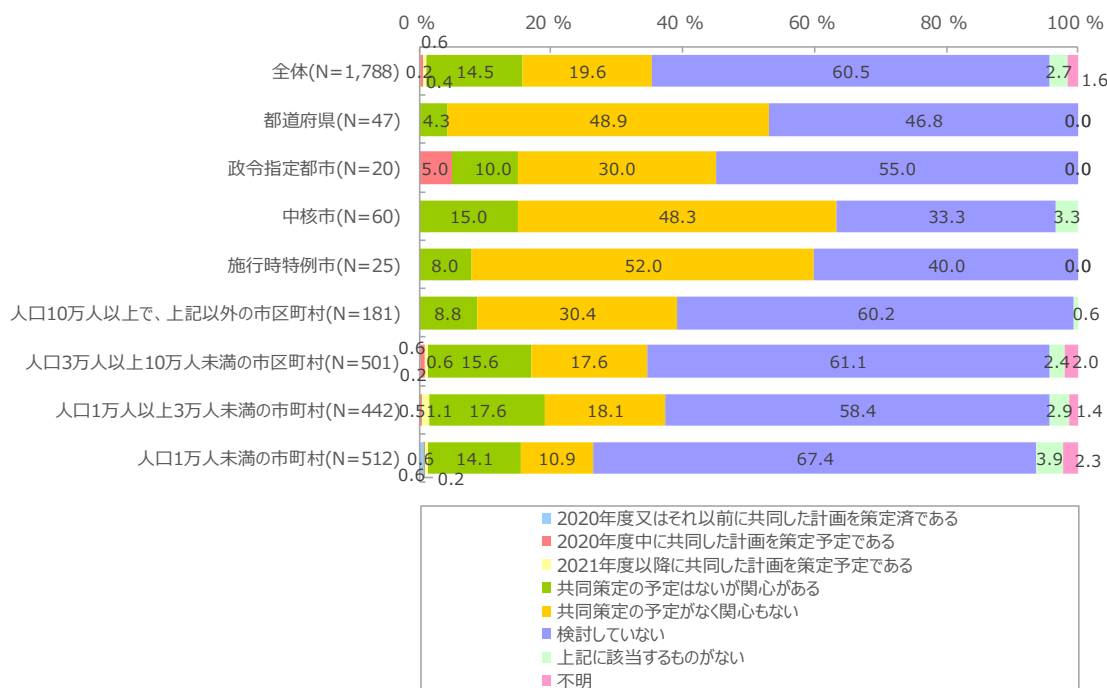
図表 280 区域施策編の共同策定の検討状況【基礎自治体】



	2020年度又はそれ以前に共同した計画を策定済である	2020年度中に共同した計画を策定予定である	2021年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	7	11	257	327	1,059	48	28	1,741
比率	0.2	0.4	0.6	14.8	18.8	60.8	2.8	1.6	

地方公共団体の区分別に見ると、人口 10 万人未満の市区町村では 15%前後の団体が「共同策定の予定はないが関心がある」を選択している。

図表 281 区域施策編の共同策定の検討状況【団体区分別】

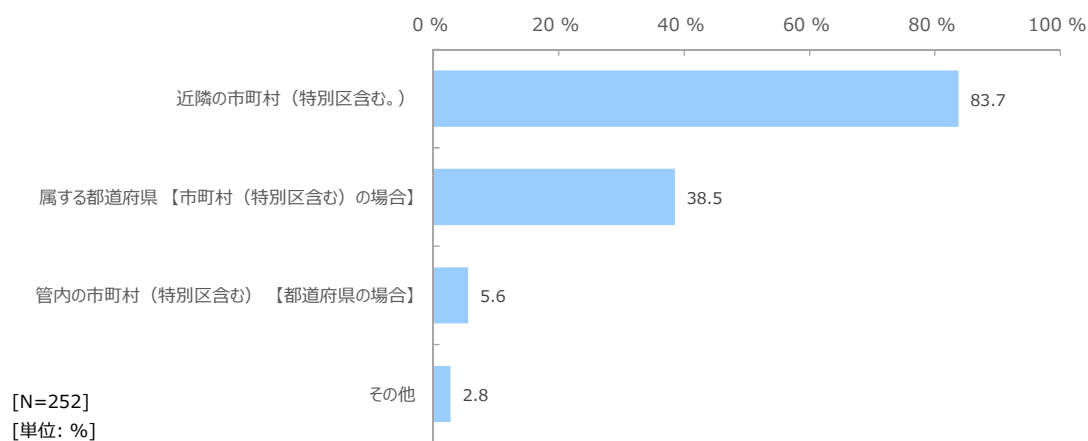


	に共同した計画を策定済である	2020年度中に共同した計画を策定予定である	2021年度以降に共同した計画を策定予定である	共同策定の予定はないが関心がある	共同策定の予定がなく関心もない	検討していない	上記に該当するものがない	不明	合計
全体	4	7	11	259	350	1,081	48	28	1,788
都道府県	0	0	0	2	23	22	0	0	47
政令指定都市	0	1	0	2	6	11	0	0	20
中核市	0	0	0	9	29	20	2	0	60
施行時特例市	0	0	0	2	13	10	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	0	0	16	55	109	1	0	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	3	3	78	88	306	12	10	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	2	5	78	80	258	13	6	442
人口1万人未満の市町村	3	1	3	72	56	345	20	12	512
比率	0.2	0.4	0.6	14.5	19.6	60.5	2.7	1.6	
都道府県(N=47)	0.0	0.0	0.0	4.3	48.9	46.8	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	0.0	10.0	30.0	55.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	0.0	0.0	0.0	15.0	48.3	33.3	3.3	0.0	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	0.0	8.0	52.0	40.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	0.0	0.0	0.0	8.8	30.4	60.2	0.6	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	0.2	0.6	0.6	15.6	17.6	61.1	2.4	2.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.0	0.5	1.1	17.6	18.1	58.4	2.9	1.4	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.6	0.2	0.6	14.1	10.9	67.4	3.9	2.3	

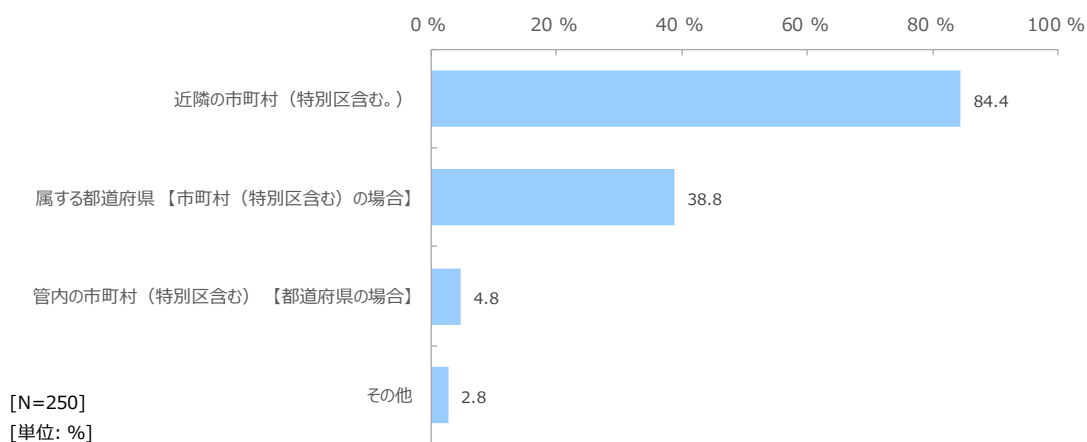
## 10) 共同したい相手先 <Q2-1(8)>

区域施策編の共同策定に関心があると回答した都道府県・市町村（特別区含む。）において、共同したい相手先としては、「近隣の市町村（特別区含む。）」（83.7%）が最も多く、次いで「属する都道府県」（38.5%）が多い。

図表 282 共同したい相手先



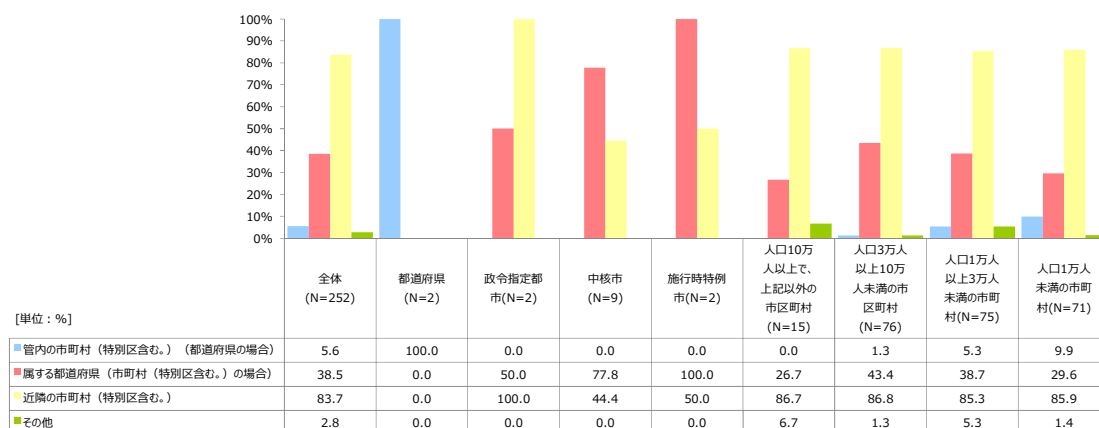
図表 283 共同したい相手先【基礎自治体】



	管内の市町村 (特別区含む) 【都道府県の場合】	属する都道府県 村 (特別区含む)【市町村の場合】	近隣の市町村 (特別区含む)	その他	合計
全体	12	97	211	7	250
比率	4.8	38.8	84.4	2.8	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が小さい団体では、回答した団体の85%以上が、共同したい相手先として「近隣の市町村（特別区含む。）」を選択している。

図表 284 共同したい相手先【団体区分別】



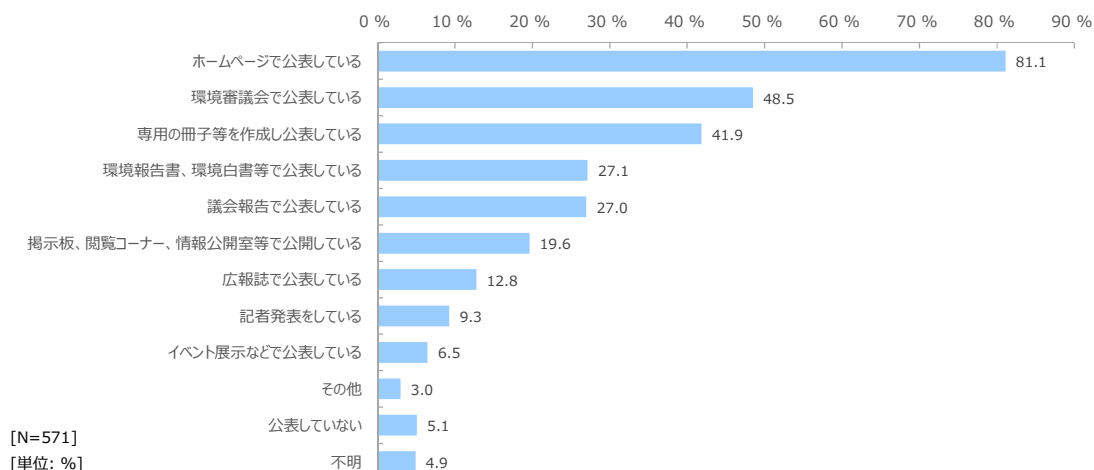
		管内の市町村（特別区含む。）（都道府県の場合）	属する都道府県（市町村（特別区含む。）の場合）	近隣の市町村（特別区含む。）	その他	合計
回答数	全体	14	97	211	7	252
	都道府県	2	0	0	0	2
	政令指定都市	0	1	2	0	2
	中核市	0	7	4	0	9
	施行時特例市	0	2	1	0	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	4	13	1	15
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	33	66	1	76
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	29	64	4	75
人口1万人未満の市町村	7	21	61	1	71	
比率 (%)	全体(N=252)	5.6	38.5	83.7	2.8	
	都道府県(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=2)	0.0	50.0	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	0.0	77.8	44.4	0.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	50.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=15)	0.0	26.7	86.7	6.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=76)	1.3	43.4	86.8	1.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=75)	5.3	38.7	85.3	5.3	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	9.9	29.6	85.9	1.4	



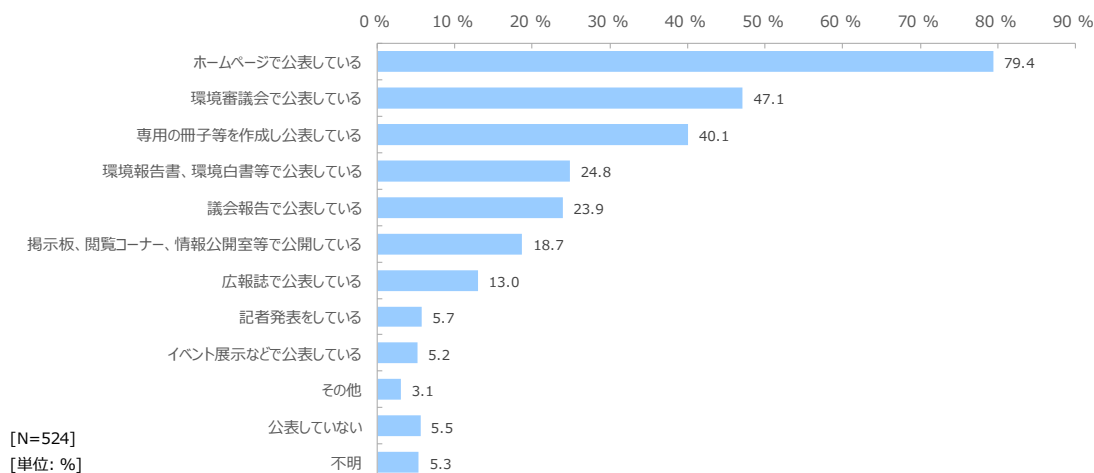
### 1 1) 区域施策編の公表方法 <Q2-1(9)>

区域施策編を策定済みの団体において、その公表方法としては、「ホームページで公表している」(81.1%)が最も多く、「環境審議会で公表している」(48.5%)、「専用の冊子等を作成し公表している」(41.9%)、「環境報告書、環境白書等で公表している」(27.1%)、「議会報告で公表している」(27.0%)と続く。

図表 285 区域施策編の公表方法



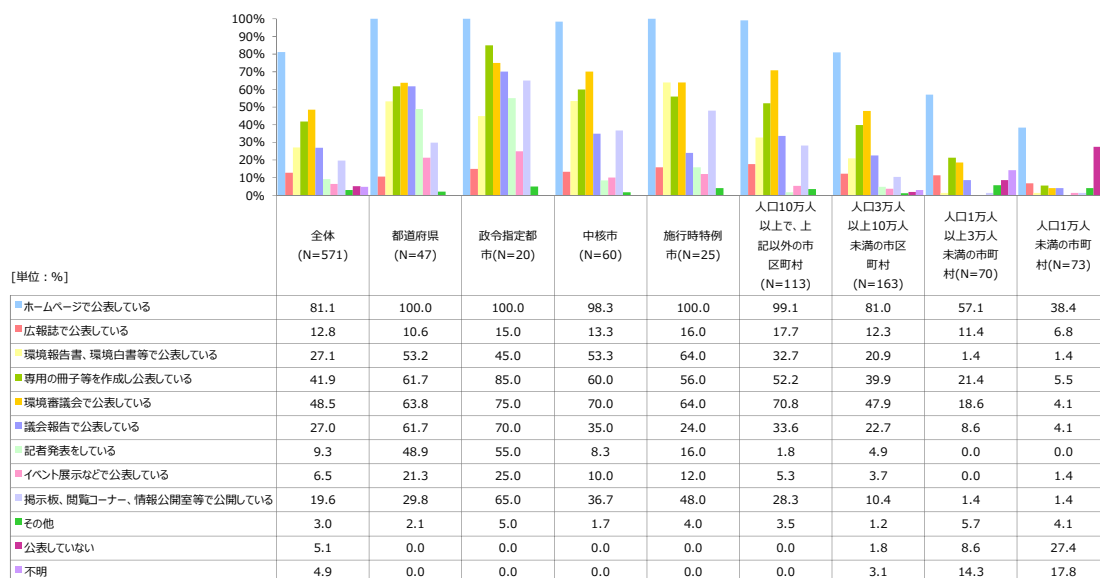
図表 286 区域施策編の公表方法【基礎自治体】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
全体	416	68	130	210	247	125	30	27	98	16	29	28	524
比率	79.4	13.0	24.8	40.1	47.1	23.9	5.7	5.2	18.7	3.1	5.5	5.3	

地方公共団体の区分別に見ると、どの団体区分においても「ホームページで公表している。」が最も高いが、規模の小さな市町村や組合ではその割合は相対的に小さい。人口1万人未満の市町村は、他の区分に比べ、「公表していない。」の割合が高い。

図表 287 区域施策編の公表方法【団体区分別】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	463	73	155	239	277	154	53	37	112	17	29	28	571
全体	81.1	12.8	27.1	41.9	48.5	27.0	9.3	6.5	19.6	3.0	5.1	4.9	
都道府県 (N=47)	100.0	10.6	53.2	61.7	63.8	61.7	48.9	21.3	29.8	2.1	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	100.0	15.0	45.0	85.0	75.0	70.0	55.0	25.0	65.0	5.0	0.0	0.0	
中核市 (N=60)	98.3	13.3	53.3	60.0	70.0	35.0	8.3	10.0	36.7	1.7	0.0	0.0	
施行時特別市 (N=25)	100.0	16.0	64.0	56.0	64.0	24.0	16.0	12.0	48.0	4.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=113)	99.1	17.7	32.7	52.2	70.8	33.6	1.8	5.3	28.3	3.5	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=163)	81.0	12.3	20.9	39.9	47.9	22.7	4.9	3.7	10.4	1.2	1.8	3.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=70)	57.1	11.4	1.4	21.4	18.6	8.6	0.0	0.0	1.4	5.7	8.6	14.3	
人口1万人未満の市町村 (N=73)	38.4	6.8	1.4	5.5	4.1	4.1	0.0	1.4	1.4	4.1	27.4	17.8	

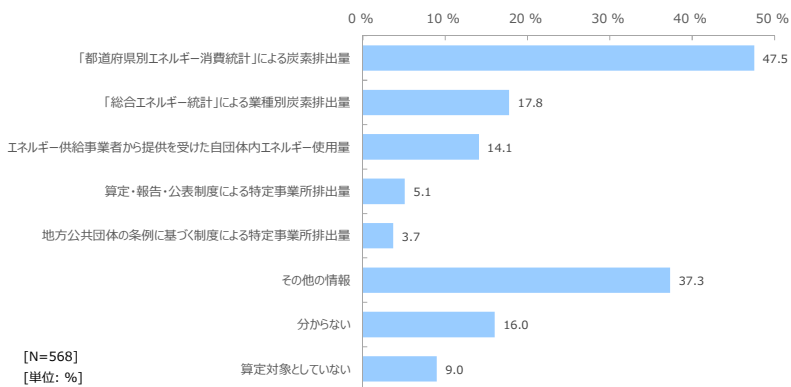
## (2) 実行計画（区域施策編）の目標設定と対象 <Q2-2>

### 1) 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法 <Q2-2(1)>

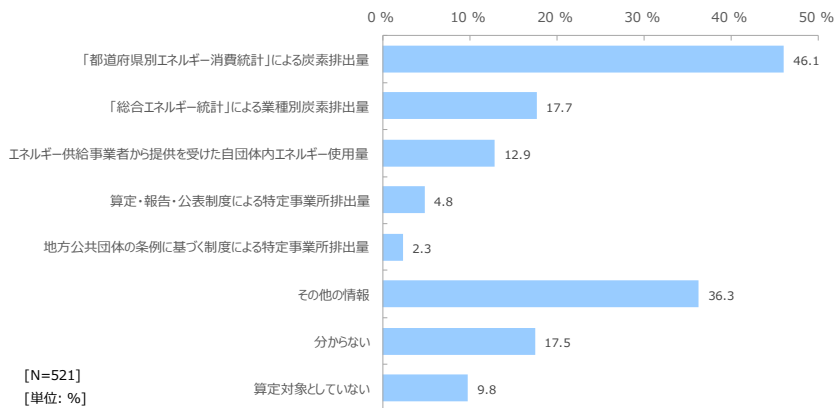
#### ①産業部門（製造業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（製造業）の CO<sub>2</sub> 排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（47.5%）が最も多く、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（17.8%）と続く。

図表 288 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(1)産業部門（製造業）



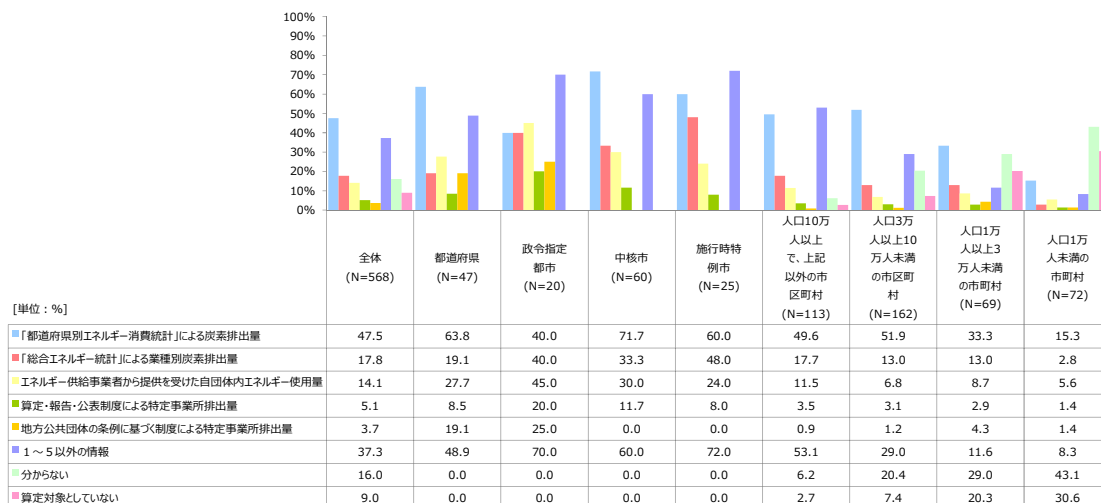
図表 289 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(1)産業部門（製造業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	240	92	67	25	12	189	91	51	521
比率	46.1	17.7	12.9	4.8	2.3	36.3	17.5	9.8	

地方公共団体の区分別に見ると、市町村（特別区含む。）の中では、政令指定都市は「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」が多いが、中核市以下の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が多い。

図表 290 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(1)産業部門（製造業）【団体区分別】

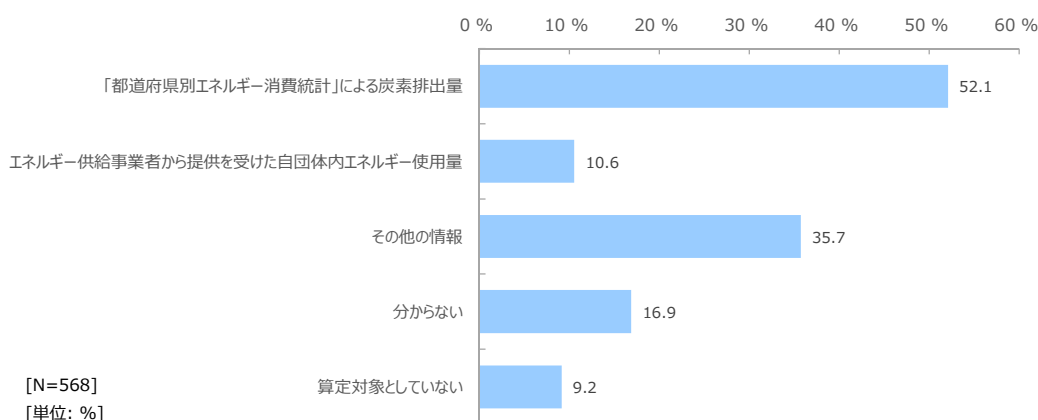


算定手法	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1～5以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	270	101	80	29	21	212	91	51	568
都道府県	30	9	13	4	9	23	0	0	47
政令指定都市	8	8	9	4	5	14	0	0	20
中核市	43	20	18	7	0	36	0	0	60
施行時特例市	15	12	6	2	0	18	0	0	25
人口10万人以上、上記以外の市区町村	56	20	13	4	1	60	7	3	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	84	21	11	5	2	47	33	12	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	23	9	6	2	3	8	20	14	69
人口1万人未満の市町村	11	2	4	1	1	6	31	22	72
比率 (%)	47.5	17.8	14.1	5.1	3.7	37.3	16.0	9.0	
都道府県 (N=47)	63.8	19.1	27.7	8.5	19.1	48.9	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	40.0	40.0	45.0	20.0	25.0	70.0	0.0	0.0	
中核市 (N=60)	71.7	33.3	30.0	11.7	0.0	60.0	0.0	0.0	
施行時特例市 (N=25)	60.0	48.0	24.0	8.0	0.0	72.0	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村 (N=113)	49.6	17.7	11.5	3.5	0.9	53.1	6.2	2.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=162)	51.9	13.0	6.8	3.1	1.2	29.0	20.4	7.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=69)	33.3	13.0	8.7	2.9	4.3	11.6	29.0	20.3	
人口1万人未満の市町村 (N=72)	15.3	2.8	5.6	1.4	1.4	8.3	43.1	30.6	

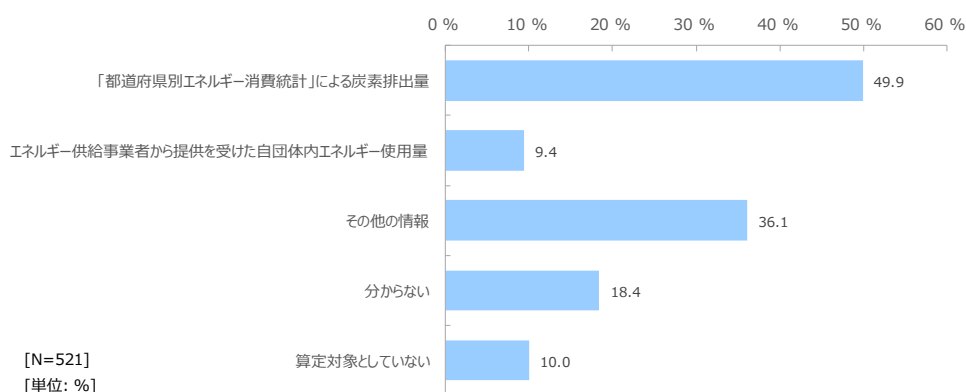
②産業部門（建設業・鉱業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（建設業・鉱業）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（52.1%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（10.6%）がそれに続く。

図表 291 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(2)産業部門（建設業・鉱業）



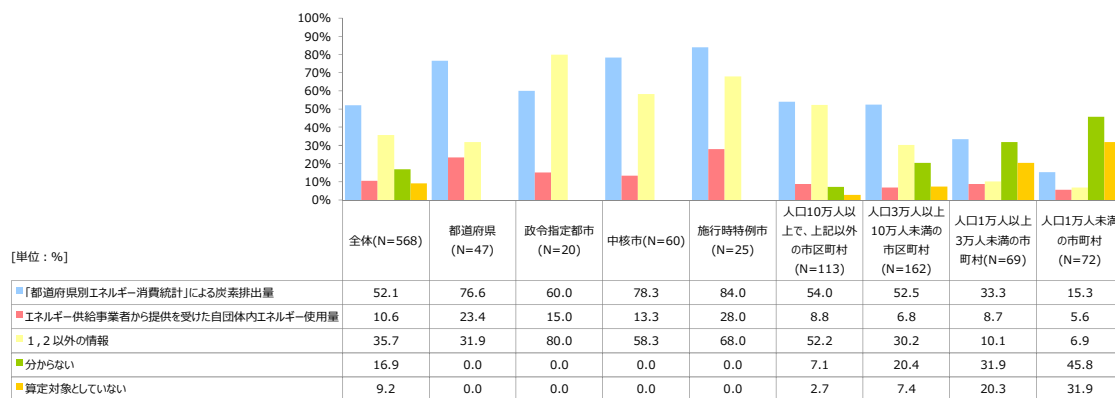
図表 292 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(2)産業部門（建設業・鉱業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	260	49	188	96	52	521
比率	49.9	9.4	36.1	18.4	10.0	

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 293 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(2) 産業部門 (建設業・鉱業) 【団体区分別】

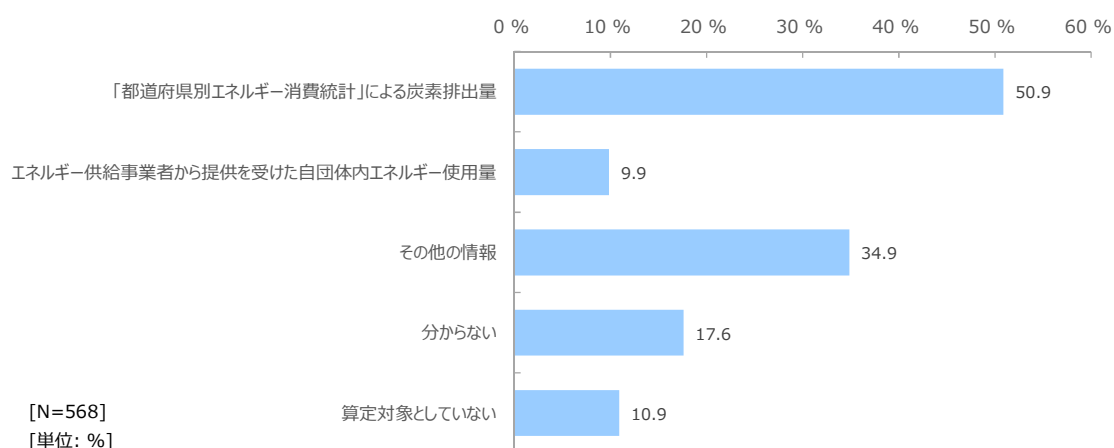


		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	都道府県内エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	296	60	203	96	52	568
	都道府県	36	11	15	0	0	47
	政令指定都市	12	3	16	0	0	20
	中核市	47	8	35	0	0	60
	施行時特別市	21	7	17	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	61	10	59	8	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	85	11	49	33	12	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	23	6	7	22	14	69
	人口1万人未満の市町村	11	4	5	33	23	72
比率 (%)	全体(N=568)	52.1	10.6	35.7	16.9	9.2	
	都道府県(N=47)	76.6	23.4	31.9	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	80.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	13.3	58.3	0.0	0.0	
	施行時特別市(N=25)	84.0	28.0	68.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	54.0	8.8	52.2	7.1	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	52.5	6.8	30.2	20.4	7.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	33.3	8.7	10.1	31.9	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	5.6	6.9	45.8	31.9	

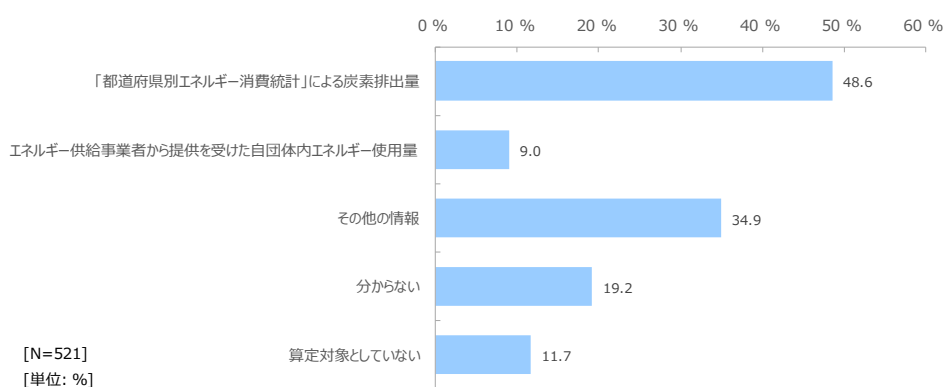
### ③産業部門（農林水産業）

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門（農林水産業）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（50.9%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（9.9%）がそれに続く。

図表 294 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(3)産業部門（農林水産業）



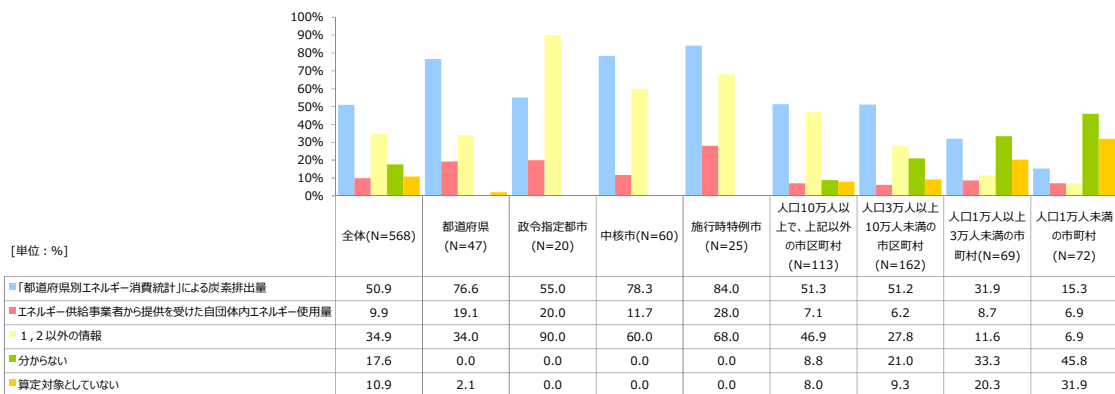
図表 295 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(3)産業部門（農林水産業）【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	253	47	182	100	61	521
比率	48.6	9.0	34.9	19.2	11.7	

地方公共団体の区分別に見ると、全ての区分で「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量が最も多い。

図表 296 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(3) 産業部門（農林水産業）【団体区分別】



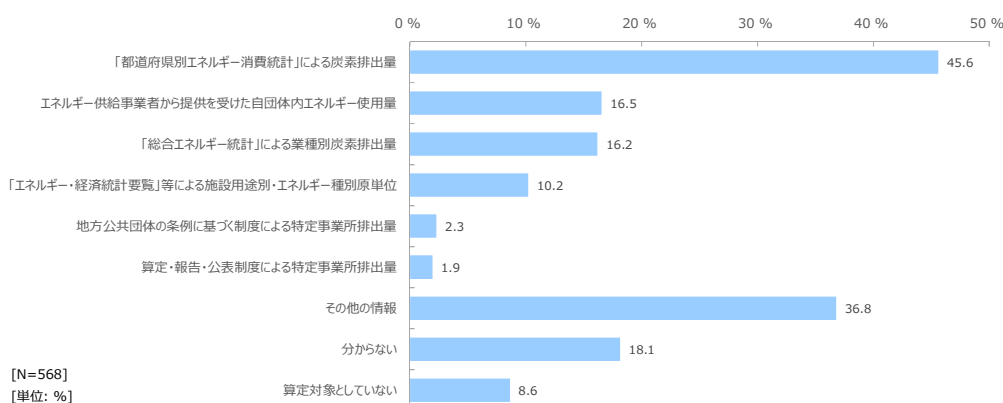
		「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1, 2以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	289	56	198	100	62	568
	都道府県	36	9	16	0	1	47
	政令指定都市	11	4	18	0	0	20
	中核市	47	7	36	0	0	60
	施行時特例市	21	7	17	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	58	8	53	10	9	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	83	10	45	34	15	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	6	8	23	14	69
	人口1万人未満の市町村	11	5	5	33	23	72
比率 (%)	全体(N=568)	50.9	9.9	34.9	17.6	10.9	
	都道府県(N=47)	76.6	19.1	34.0	0.0	2.1	
	政令指定都市(N=20)	55.0	20.0	90.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	11.7	60.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	84.0	28.0	68.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	51.3	7.1	46.9	8.8	8.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	51.2	6.2	27.8	21.0	9.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	8.7	11.6	33.3	20.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	6.9	6.9	45.8	31.9	



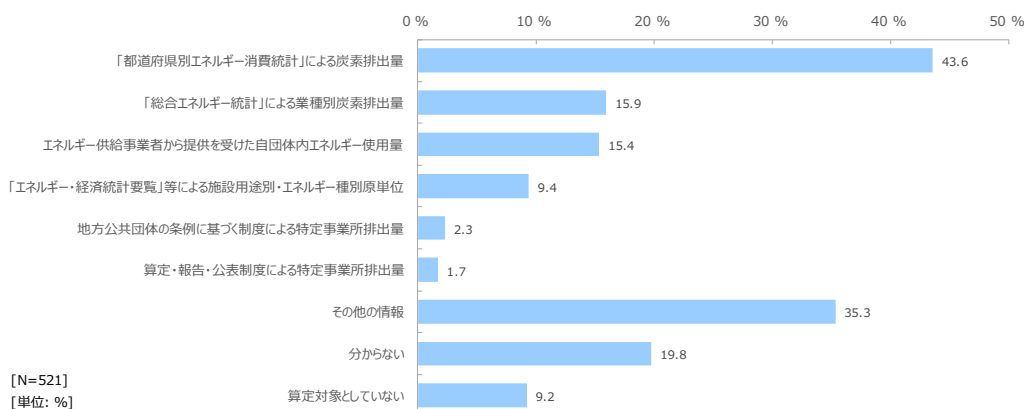
#### ④業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量（45.6%）が最も多く、「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」（16.5%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（16.2%）、「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量（16.2%）と続く。

図表 297 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(4)業務その他部門



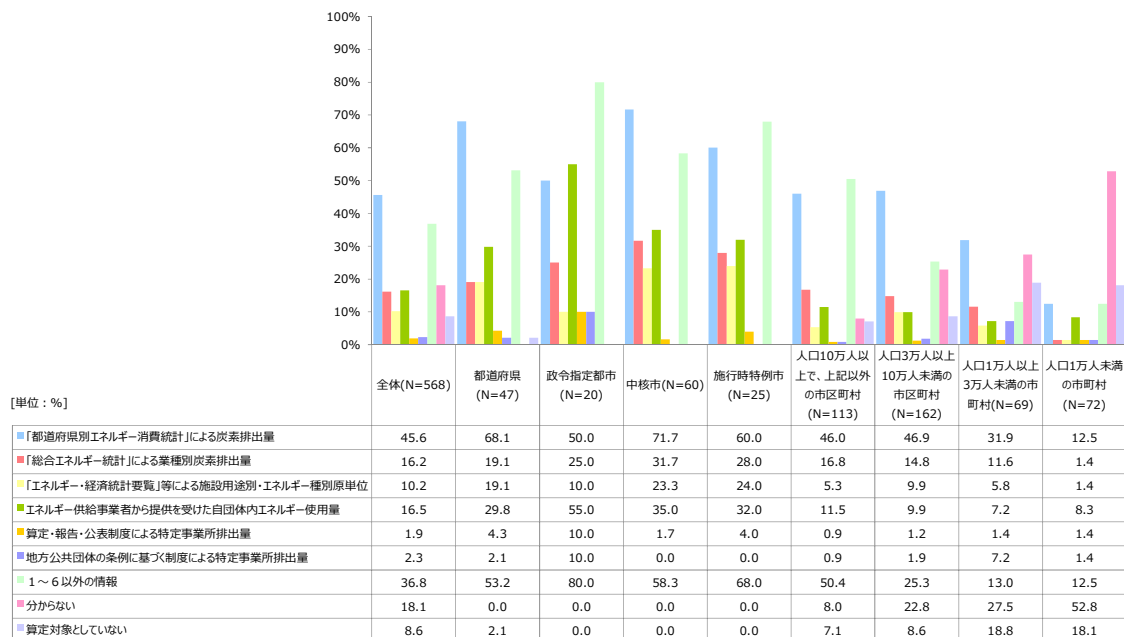
図表 298 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(4)業務その他部門【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「総合エネルギー統計」による業種別炭素排出量	「エネルギー・経済統計要覧」等による施設用途別・エネルギー種別原単位	「エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量」	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	227	83	49	80	9	12	184	103	48	521
比率	43.6	15.9	9.4	15.4	1.7	2.3	35.3	19.8	9.2	

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が小さいほど「分からない」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 299 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(4) 業務その他部門【団体区分別】

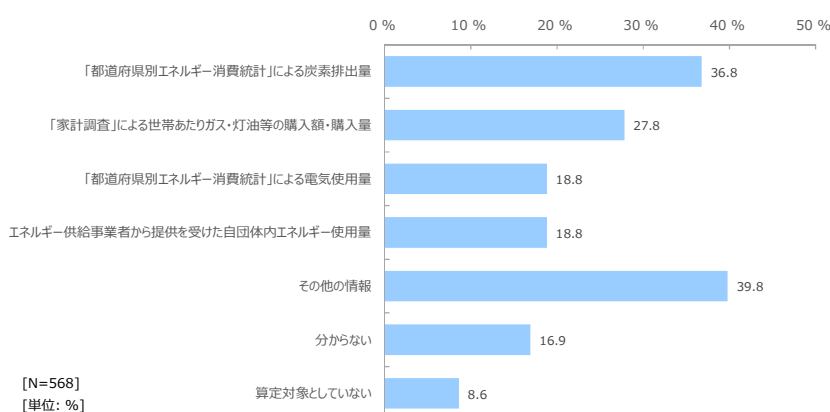


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
全体(N=568)	259	92	58	94	11	13	209	103	49	568
都道府県(N=47)	32	9	9	14	2	1	25	0	1	47
政令指定都市(N=20)	10	5	2	11	2	2	16	0	0	20
中核市(N=60)	43	19	14	21	1	0	35	0	0	60
施行時特例市(N=25)	15	7	6	8	1	0	17	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	52	19	6	13	1	1	57	9	8	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	76	24	16	16	2	3	41	37	14	162
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	22	8	4	5	1	5	9	19	13	69
人口1万人未満の市町村(N=72)	9	1	1	6	1	1	9	38	13	72
比率 (%)	45.6	16.2	10.2	16.5	1.9	2.3	36.8	18.1	8.6	
都道府県(N=47)	68.1	19.1	19.1	29.8	4.3	2.1	53.2	0.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	50.0	25.0	10.0	55.0	10.0	10.0	80.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	71.7	31.7	23.3	35.0	1.7	0.0	58.3	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	60.0	28.0	24.0	32.0	4.0	0.0	68.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	46.0	16.8	5.3	11.5	0.9	0.9	50.4	8.0	7.1	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	46.9	14.8	9.9	9.9	1.2	1.9	25.3	22.8	8.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	11.6	5.8	7.2	1.4	7.2	13.0	27.5	18.8	
人口1万人未満の市町村(N=72)	12.5	1.4	1.4	8.3	1.4	1.4	12.5	52.8	18.1	

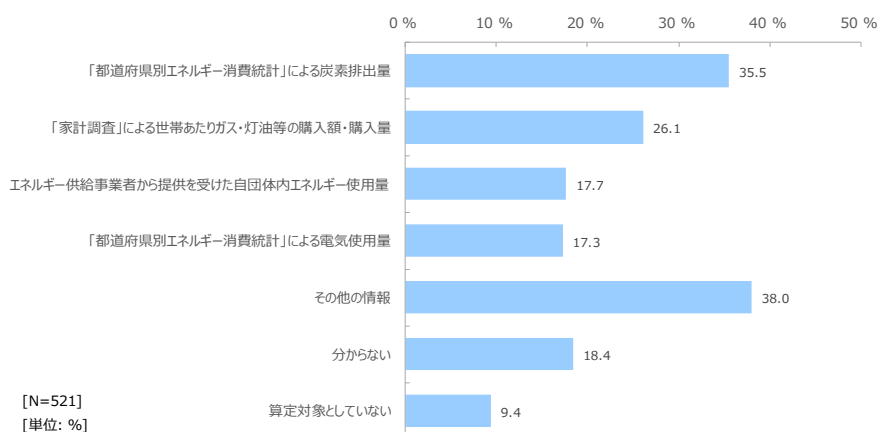
### ⑤家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量(36.8%)が最も多く、「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量(27.8%)と続く。

図表 300 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(5)家庭部門



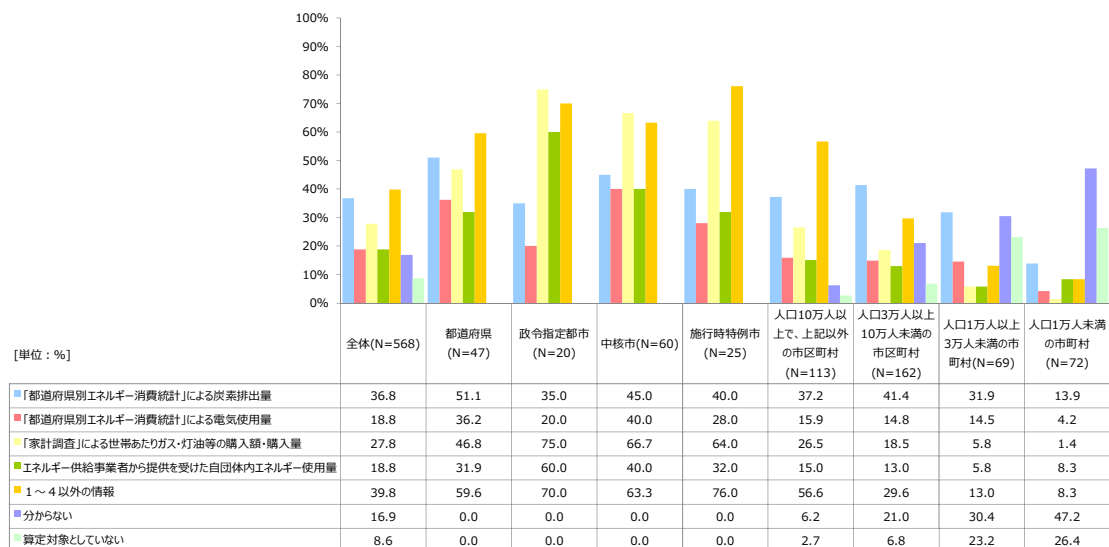
図表 301 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(5)家庭部門【基礎自治体】



	「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	185	90	136	92	198	96	49	521
比率	35.5	17.3	26.1	17.7	38.0	18.4	9.4	

地方公共団体の区分別に見ると、政令指定都市、中核市、施行時特例市では「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量」が最も大きく、それ以外の団体では「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量」が多い。

図表 302 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(5) 家庭部門【団体区分別】

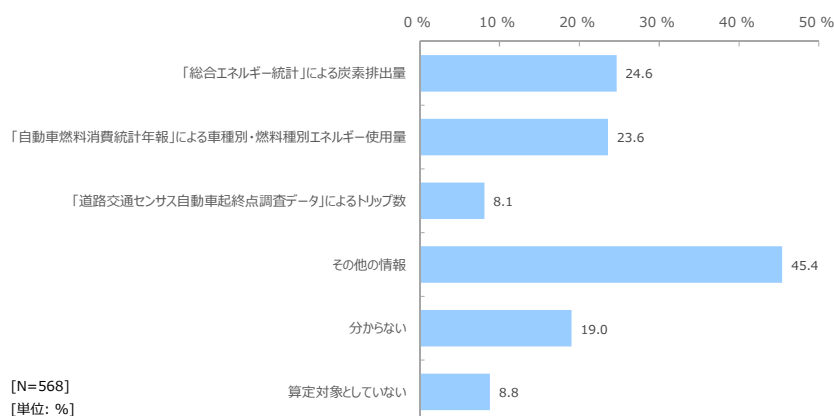


算定手法	消「都道府県別エネルギー消費統計」による炭素排出量	消「都道府県別エネルギー消費統計」による電気使用量	「家計調査」による世帯あたりガス・灯油等の購入額・購入量	エネルギー-供給事業者から提供を受けた自団体内エネルギー使用量	1～4以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体 209	107	158	107	226	96	49	568
	都道府県 24	17	22	15	28	0	0	47
	政令指定都市 7	4	15	12	14	0	0	20
	中核市 27	24	40	24	38	0	0	60
	施行時特例市 10	7	16	8	19	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 42	18	30	17	64	7	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 67	24	30	21	48	34	11	162
	人口1万人以上3万人未満の市区町村 22	10	4	4	9	21	16	69
	人口1万人未満の市区町村 10	3	1	6	6	34	19	72
比率 (%)	全体(N=568) 36.8	18.8	27.8	18.8	39.8	16.9	8.6	
	都道府県(N=47) 51.1	36.2	46.8	31.9	59.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20) 35.0	20.0	75.0	60.0	70.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60) 45.0	40.0	66.7	40.0	63.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25) 40.0	28.0	64.0	32.0	76.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113) 37.2	15.9	26.5	15.0	56.6	6.2	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162) 41.4	14.8	18.5	13.0	29.6	21.0	6.8	
	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69) 31.9	14.5	5.8	5.8	13.0	30.4	23.2	
	人口1万人未満の市区町村(N=72) 13.9	4.2	1.4	8.3	8.3	47.2	26.4	

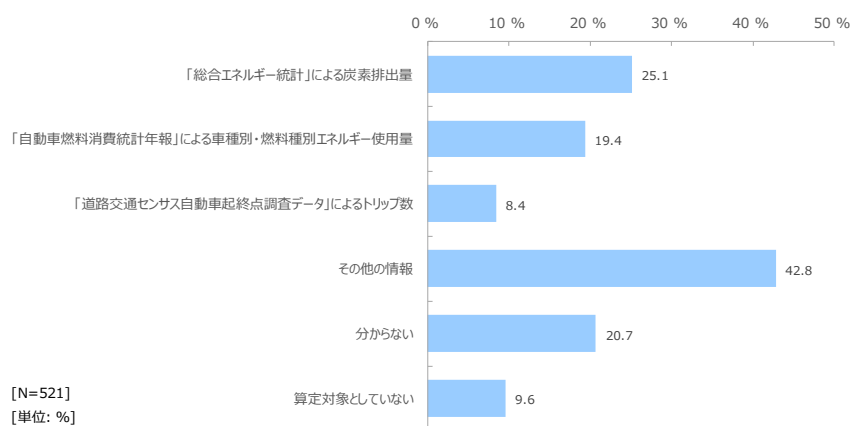
⑥運輸部門（自動車）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（自動車）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（24.6%）が最も多く、「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量（23.6%）と続く。

図表 303 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(6)運輸部門（自動車）



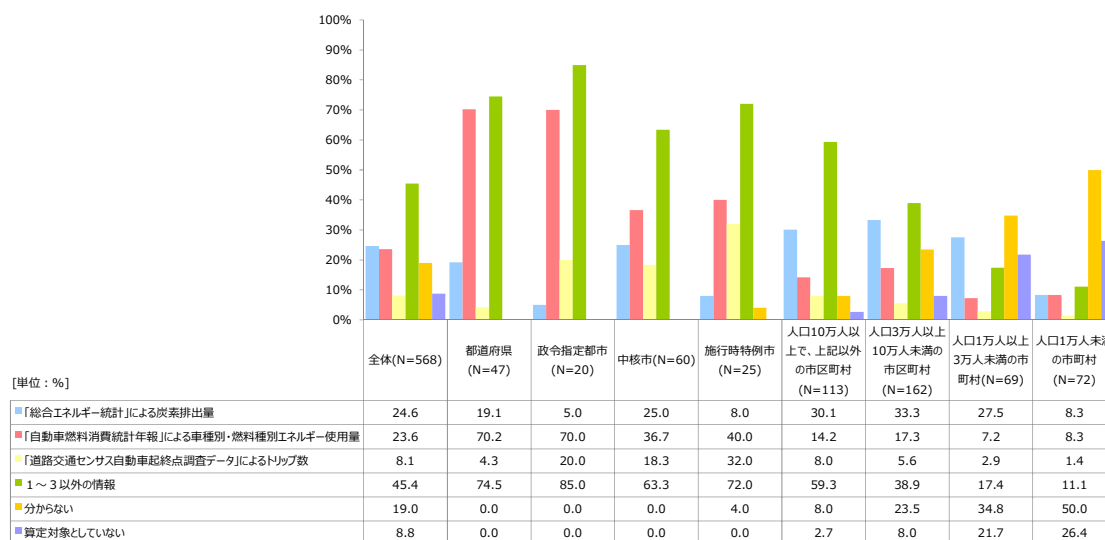
図表 304 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(6)運輸部門（自動車）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサス自動車起終点調査データ」によるトリップ数	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	131	101	44	223	108	50	521
比率	25.1	19.4	8.4	42.8	20.7	9.6	

地方公共団体の区分別に見ると、人口規模が大きいほど「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量」を選択した団体の割合が高くなる傾向がある。

図表 305 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(6) 運輸部門 (自動車) 【団体区分別】

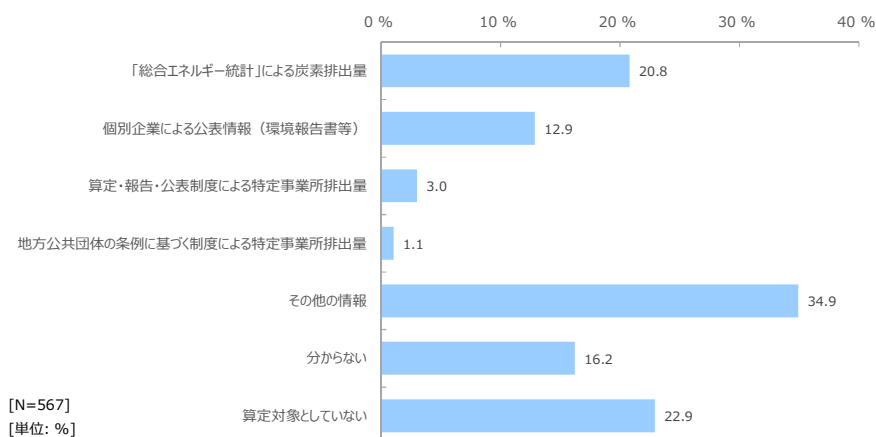


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	「自動車燃料消費統計年報」による車種別・燃料種別エネルギー使用量	「道路交通センサ自動車起終点調査データ」によるトリップ数	1～3以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	140	134	46	258	108	50	568
	都道府県	9	33	2	35	0	0	47
	政令指定都市	1	14	4	17	0	0	20
	中核市	15	22	11	38	0	0	60
	施行時特例市	2	10	8	18	1	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	16	9	67	9	3	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	54	28	9	63	38	13	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	5	2	12	24	15	69
人口1万人未満の市町村	6	6	1	8	36	19	72	
比率 (%)	全体(N=568)	24.6	23.6	8.1	45.4	19.0	8.8	
	都道府県(N=47)	19.1	70.2	4.3	74.5	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	5.0	70.0	20.0	85.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	25.0	36.7	18.3	63.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	40.0	32.0	72.0	4.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	30.1	14.2	8.0	59.3	8.0	2.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	33.3	17.3	5.6	38.9	23.5	8.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	27.5	7.2	2.9	17.4	34.8	21.7	
人口1万人未満の市町村(N=72)	8.3	8.3	1.4	11.1	50.0	26.4		

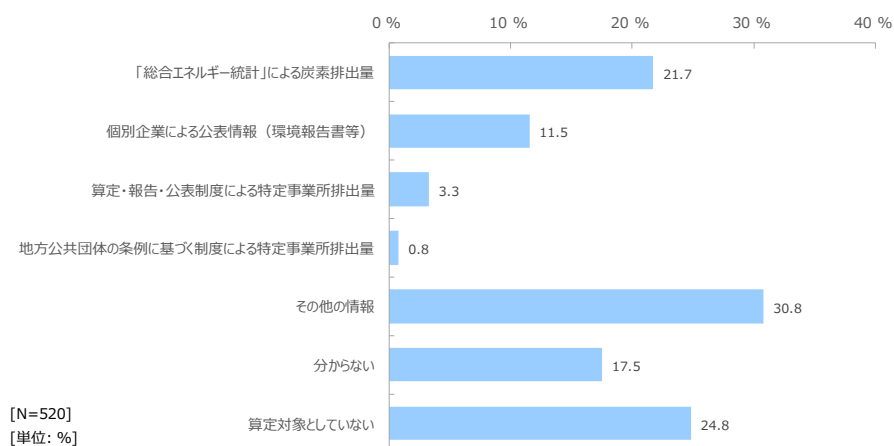
⑦運輸部門（鉄道）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（鉄道）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量（20.8%）が最も多く、「個別企業による公表情報（環境報告書等）」（12.9%）と続く。

図表 306 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(7)運輸部門（鉄道）



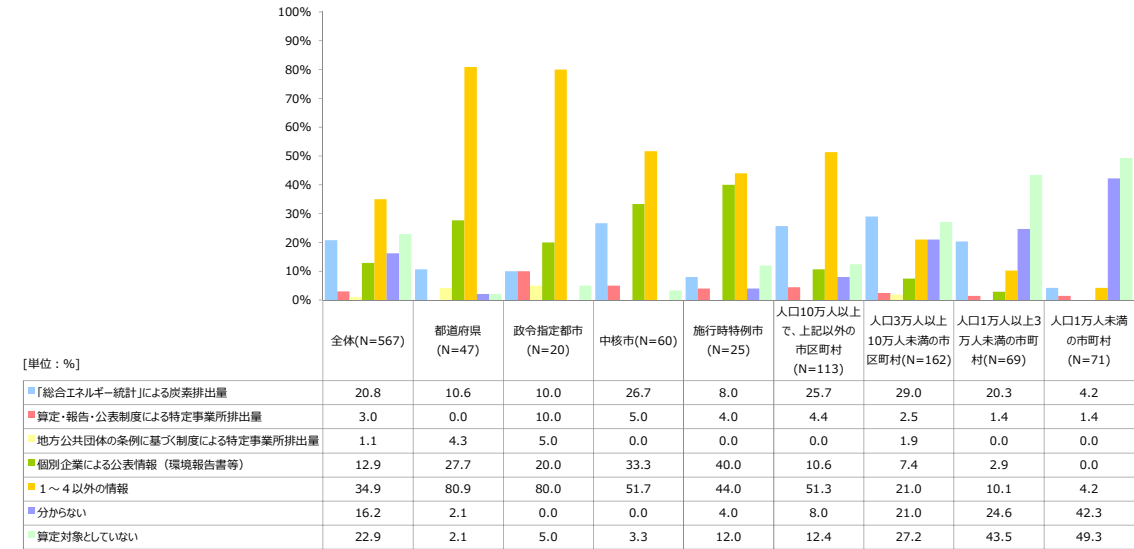
図表 307 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(7)運輸部門（鉄道）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	113	17	4	60	160	91	129	520
比率	21.7	3.3	0.8	11.5	30.8	17.5	24.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「個別企業による公表情報（環境報告書等）」が多い。

図表 308 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(7) 運輸部門（鉄道）【団体区分別】



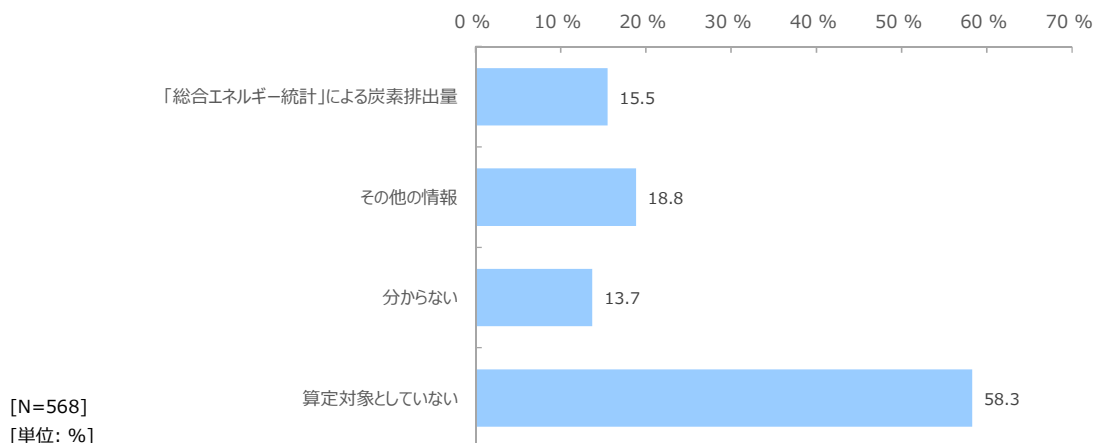
		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	個別企業による公表情報（環境報告書等）	1～4 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	118	17	6	73	198	92	130	567
	都道府県	5	0	2	13	38	1	1	47
	政令指定都市	2	2	1	4	16	0	1	20
	中核市	16	3	0	20	31	0	2	60
	施行時特例市	2	1	0	10	11	1	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	29	5	0	12	58	9	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	47	4	3	12	34	34	44	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	1	0	2	7	17	30	69
	人口1万人未満の市町村	3	1	0	0	3	30	35	71
比率 (%)	全体(N=567)	20.8	3.0	1.1	12.9	34.9	16.2	22.9	
	都道府県(N=47)	10.6	0.0	4.3	27.7	80.9	2.1	2.1	
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	5.0	20.0	80.0	0.0	5.0	
	中核市(N=60)	26.7	5.0	0.0	33.3	51.7	0.0	3.3	
	施行時特例市(N=25)	8.0	4.0	0.0	40.0	44.0	4.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	25.7	4.4	0.0	10.6	51.3	8.0	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	29.0	2.5	1.9	7.4	21.0	21.0	27.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	20.3	1.4	0.0	2.9	10.1	24.6	43.5	
	人口1万人未満の市町村(N=71)	4.2	1.4	0.0	0.0	4.2	42.3	49.3	



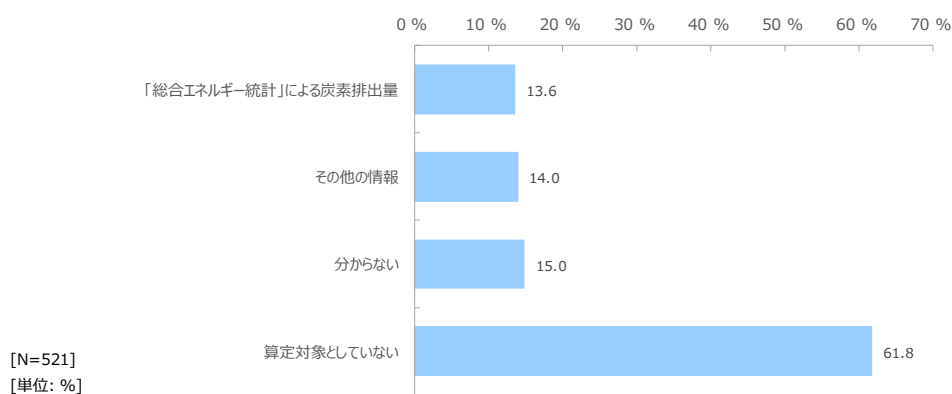
⑧運輸部門（船舶）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（船舶）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に用いた情報としては、「総合エネルギー統計」による炭素排出量と回答した団体は15.5%であった。

図表 309 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(8)運輸部門（船舶）



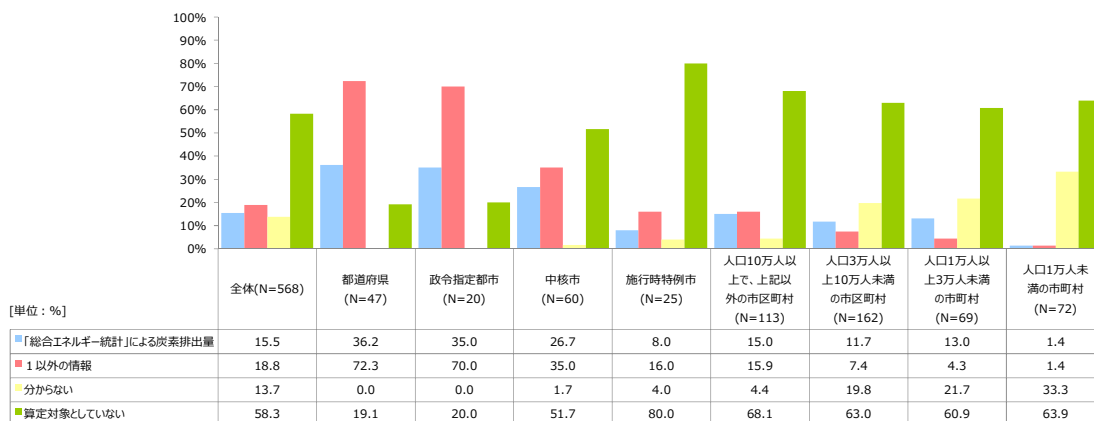
図表 310 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(8)運輸部門（船舶）【基礎自治体】



	「総合エネルギー統計」による炭素排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	71	73	78	322	521
比率	13.6	14.0	15.0	61.8	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市以下の団体ではそもそも「算定対象としていない」団体が60%以上を占めている。

図表 311 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(8) 運輸部門(船舶)【団体区分別】

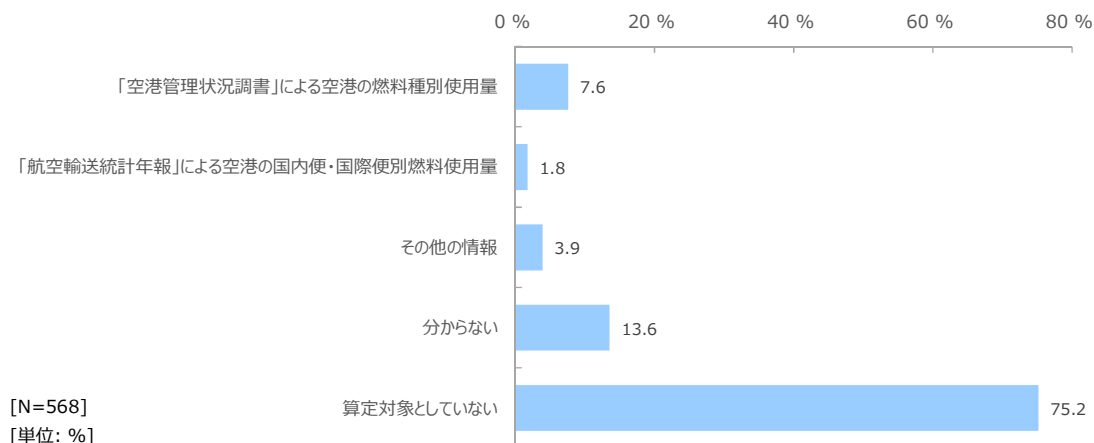


		「総合エネルギー統計」による炭素排出量	1以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	88	107	78	331	568
	都道府県	17	34	0	9	47
	政令指定都市	7	14	0	4	20
	中核市	16	21	1	31	60
	施行時特例市	2	4	1	20	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	17	18	5	77	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	19	12	32	102	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	3	15	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	1	24	46	72
比率 (%)	全体(N=568)	15.5	18.8	13.7	58.3	
	都道府県(N=47)	36.2	72.3	0.0	19.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	70.0	0.0	20.0	
	中核市(N=60)	26.7	35.0	1.7	51.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	16.0	4.0	80.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	15.0	15.9	4.4	68.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	11.7	7.4	19.8	63.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	4.3	21.7	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	1.4	33.3	63.9	

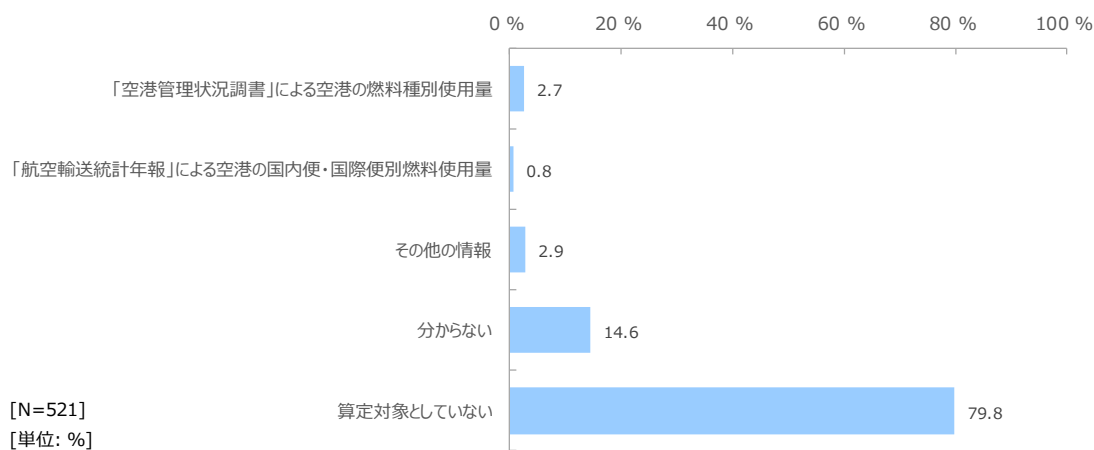
⑨運輸部門（航空）

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門（航空）のCO<sub>2</sub>排出量の算定に「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量」を用いている団体は7.6%である。

図表 312 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(9)運輸部門（航空）



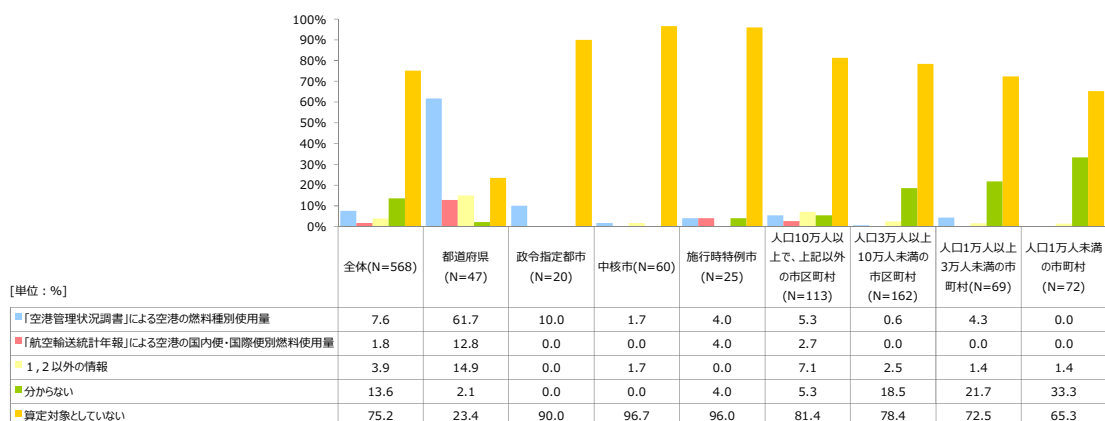
図表 313 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(9)運輸部門（航空）【基礎自治体】



	「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	14	4	15	76	416	521
比率	2.7	0.8	2.9	14.6	79.8	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県は算定対象としている団体が大部分を占め、算定手法としては「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量が多い。一方、市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 314 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(9) 運輸部門（航空）【団体区分別】

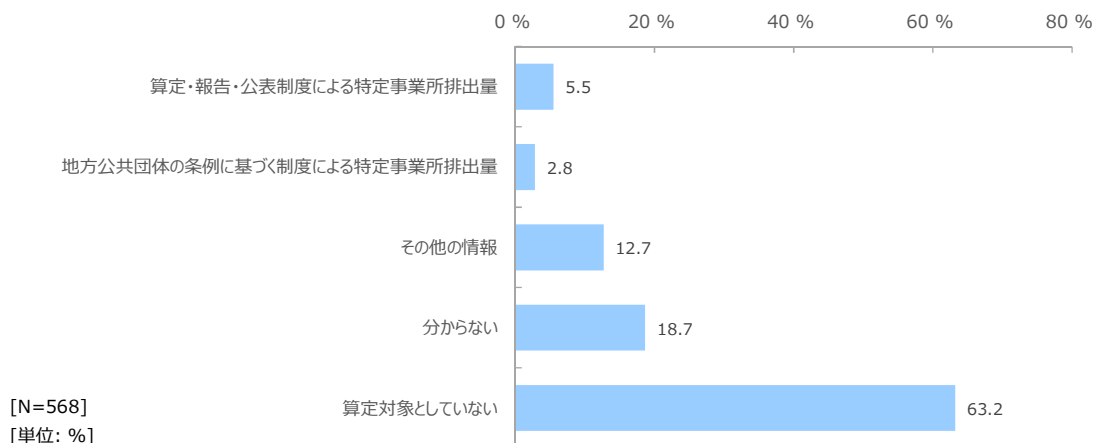


算定手法	「空港管理状況調書」による空港の燃料種別使用量	「航空輸送統計年報」による空港の国内便・国際便別燃料使用量	1, 2 以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	43	10	22	77	427	568
都道府県	29	6	7	1	11	47
政令指定都市	2	0	0	0	18	20
中核市	1	0	1	0	58	60
施行時特例市	1	1	0	1	24	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	3	8	6	92	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	0	4	30	127	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	1	15	50	69
人口1万人未満の市町村	0	0	1	24	47	72
比率 (%)	7.6	1.8	3.9	13.6	75.2	
都道府県(N=47)	61.7	12.8	14.9	2.1	23.4	
政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	0.0	0.0	90.0	
中核市(N=60)	1.7	0.0	1.7	0.0	96.7	
施行時特例市(N=25)	4.0	4.0	0.0	4.0	96.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	2.7	7.1	5.3	81.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.6	0.0	2.5	18.5	78.4	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	0.0	1.4	21.7	72.5	
人口1万人未満の市町村(N=72)	0.0	0.0	1.4	33.3	65.3	

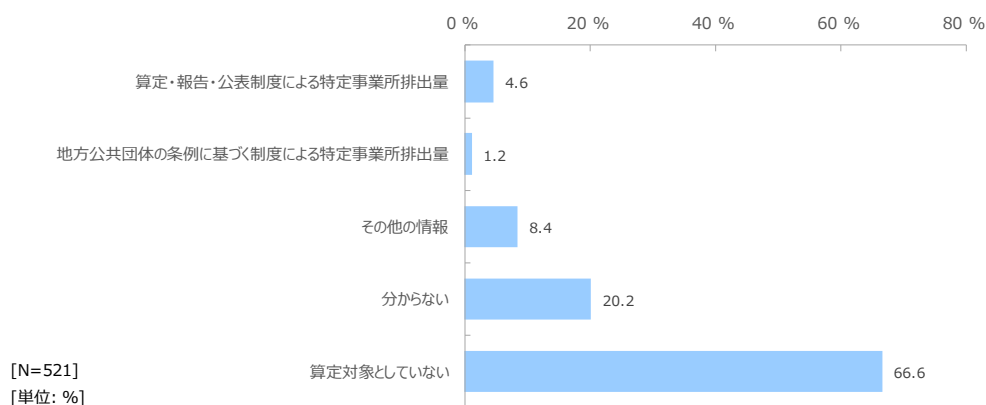
⑩エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門のCO<sub>2</sub>排出量の算定に「算定・報告・公表制度による特定事業所排出量」を使用している団体は5.5%である。

図表 315 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(10)エネルギー転換部門



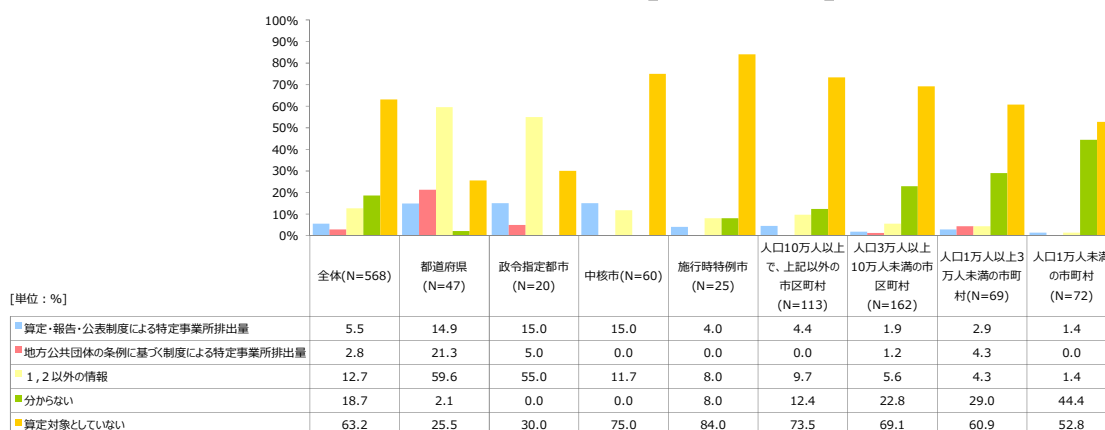
図表 316 区域施策編におけるCO<sub>2</sub>排出量の算定手法  
(10)エネルギー転換部門【基礎自治体】



	算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	その他の情報	分からない	算定対象としていない	合計
全体	24	6	44	105	347	521
比率	4.6	1.2	8.4	20.2	66.6	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では算定対象としている団体が大部分を占める。一方、中核市以下の市町村（特別区含む。）は「算定対象としていない」団体が大部分を占めている。

図表 317 区域施策編における CO<sub>2</sub> 排出量の算定手法  
(10) エネルギー転換部門【団体区分別】



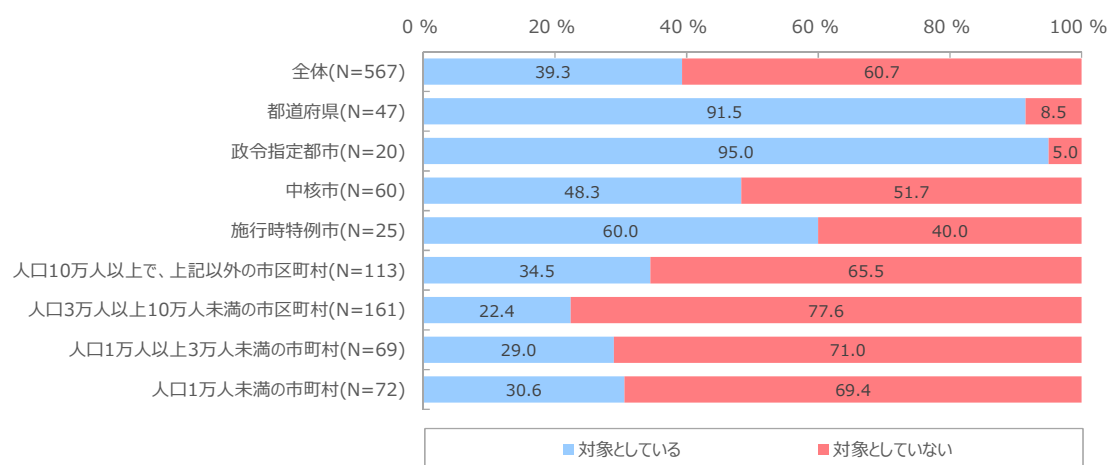
		算定・報告・公表制度による特定事業所排出量	地方公共団体の条例に基づく制度による特定事業所排出量	1, 2以外の情報	分からない	算定対象としていない	合計
回答数	全体	31	16	72	106	359	568
	都道府県	7	10	28	1	12	47
	政令指定都市	3	1	11	0	6	20
	中核市	9	0	7	0	45	60
	施行時特別市	1	0	2	2	21	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	11	14	83	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	2	9	37	112	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	3	3	20	42	69
	人口1万人未満の市町村	1	0	1	32	38	72
比率 (%)	全体(N=568)	5.5	2.8	12.7	18.7	63.2	
	都道府県(N=47)	14.9	21.3	59.6	2.1	25.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	5.0	55.0	0.0	30.0	
	中核市(N=60)	15.0	0.0	11.7	0.0	75.0	
	施行時特別市(N=25)	4.0	0.0	8.0	8.0	84.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	4.4	0.0	9.7	12.4	73.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	1.9	1.2	5.6	22.8	69.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	4.3	4.3	29.0	60.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	0.0	1.4	44.4	52.8	

## 2) 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外） <Q2-2(2)>

### ①燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の 39.3%である。人口規模が小さい団体では、「対象としている。」と回答した団体の割合が低い傾向がある。

図表 318 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
(1)燃料の燃焼分野【団体区分別】

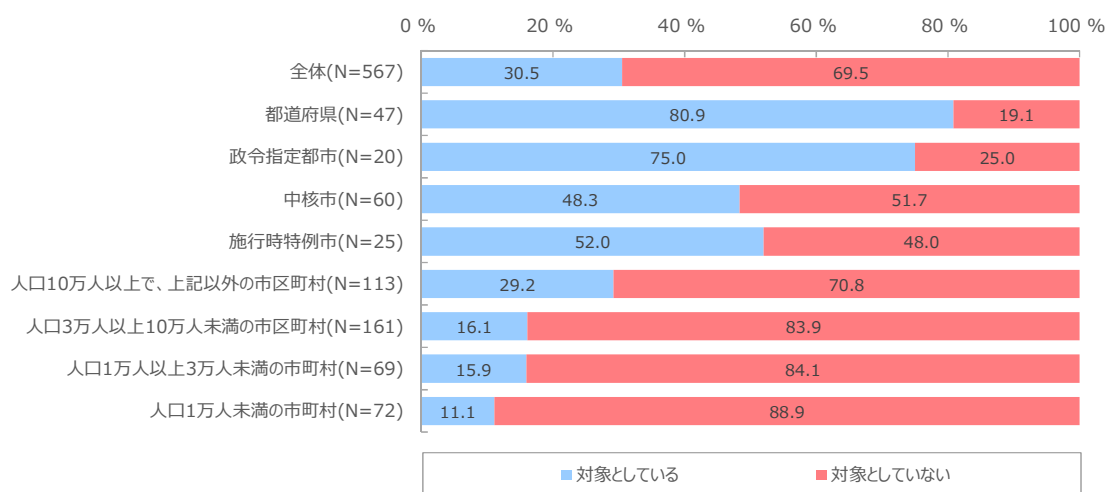


		対象 い る と し て	対 象 な い と し て	合 計
全体	全体	223	344	567
	都道府県	43	4	47
	政令指定都市	19	1	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	15	10	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	74	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	36	125	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	49	69
	人口1万人未満の市町村	22	50	72
比率	全体(N=567)	39.3	60.7	
	都道府県(N=47)	91.5	8.5	
	政令指定都市(N=20)	95.0	5.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	60.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	65.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	22.4	77.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	71.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	30.6	69.4	

## ②工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の30.5%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 319 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
 (2) 工業プロセス分野【団体区分別】



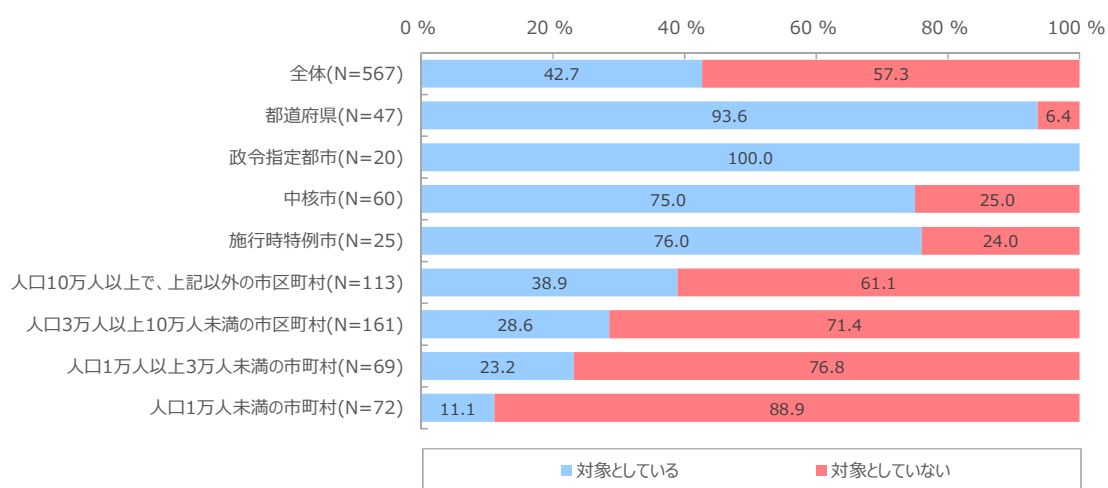
		対 象 と し て い る	対 象 と し て い ない	合 計
全体	全体	173	394	567
	都道府県	38	9	47
	政令指定都市	15	5	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	13	12	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	33	80	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	135	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	11	58	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=567)	30.5	69.5	
	都道府県(N=47)	80.9	19.1	
	政令指定都市(N=20)	75.0	25.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	52.0	48.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	29.2	70.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	16.1	83.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	15.9	84.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	



### ③農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の42.7%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 320 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
 (3) 農業分野【団体区分別】

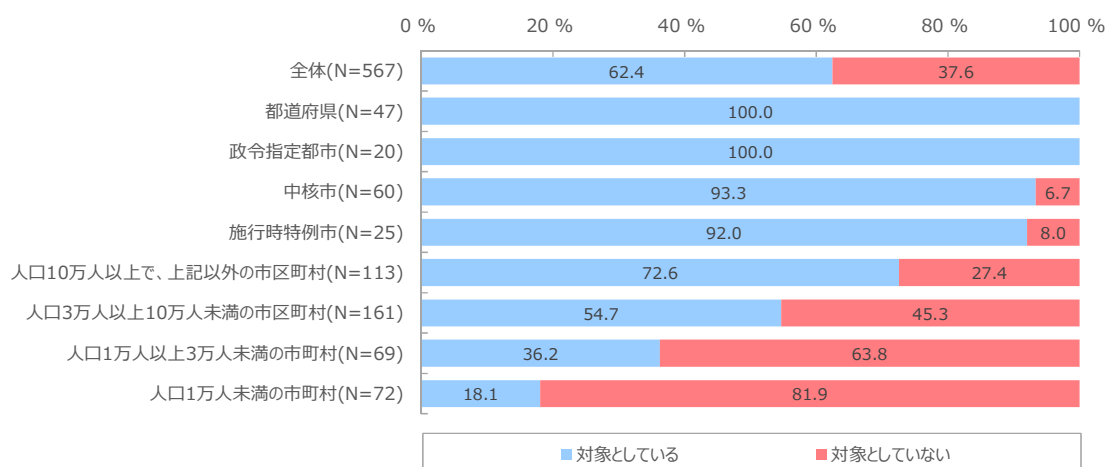


		対象 い る と し て	対 象 な い と し て	合 計
全体	全体	242	325	567
	都道府県	44	3	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	45	15	60
	施行時特例市	19	6	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	69	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	46	115	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	53	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=567)	42.7	57.3	
	都道府県(N=47)	93.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	75.0	25.0	
	施行時特例市(N=25)	76.0	24.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.9	61.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	28.6	71.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	23.2	76.8	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	

#### ④廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の62.4%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 321 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(4) 廃棄物分野【団体区分別】

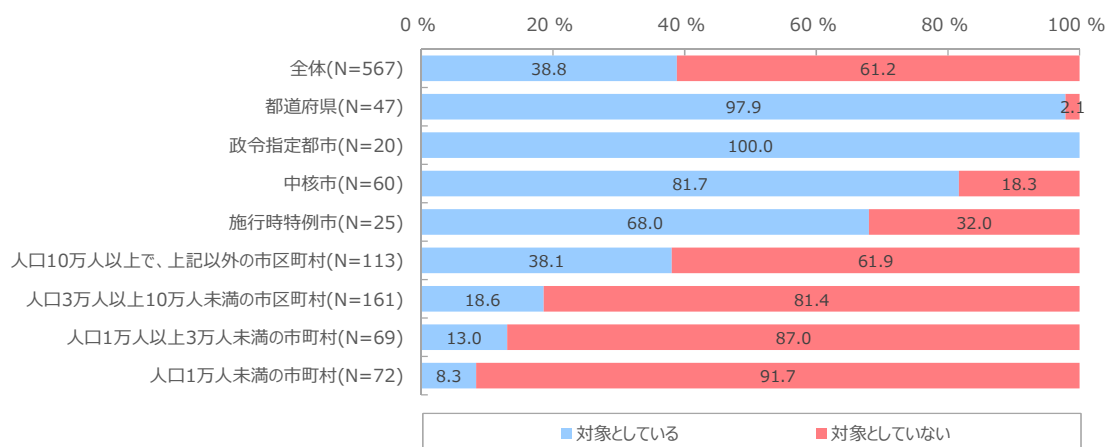


		対象 い る と し て	対 象 と し て い な い	合 計
全体	全体	354	213	567
	都道府県	47	0	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	56	4	60
	施行時特例市	23	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	82	31	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	88	73	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	25	44	69
	人口1万人未満の市町村	13	59	72
比率	全体(N=567)	62.4	37.6	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	93.3	6.7	
	施行時特例市(N=25)	92.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	72.6	27.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	54.7	45.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	36.2	63.8	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	18.1	81.9	

⑤代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野を「対象としている。」と回答した団体は全体の38.8%である。人口規模が小さくなるほど、「対象としている。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 322 区域施策編の算定対象（エネルギー起源CO<sub>2</sub>以外）  
(5) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

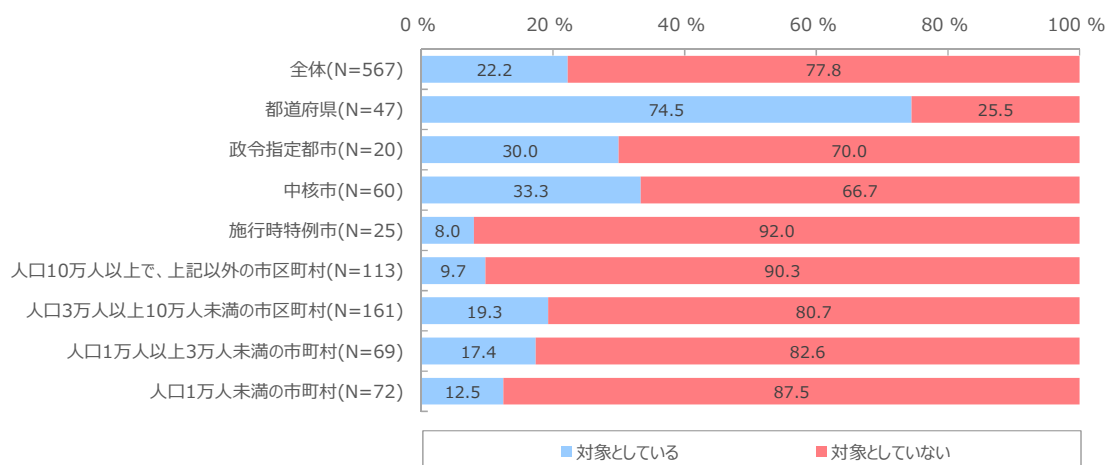


		対象として いる	対象として いない	合計
全体	全体	220	347	567
	都道府県	46	1	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	49	11	60
	施行時特例市	17	8	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	43	70	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	30	131	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	9	60	69
	人口1万人未満の市町村	6	66	72
比率	全体(N=567)	38.8	61.2	
	都道府県(N=47)	97.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	81.7	18.3	
	施行時特例市(N=25)	68.0	32.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.1	61.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	18.6	81.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	13.0	87.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	8.3	91.7	

⑥森林等の吸収源

区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源を「対象としている。」と回答した団体は全体の22.2%である。都道府県に比べて市町村(特別区含む)では、森林等の吸収源を対象としている団体の割合は低い。

図表 323 区域施策編の算定対象（エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 以外）  
(6) 森林等の吸収源【団体区分別】



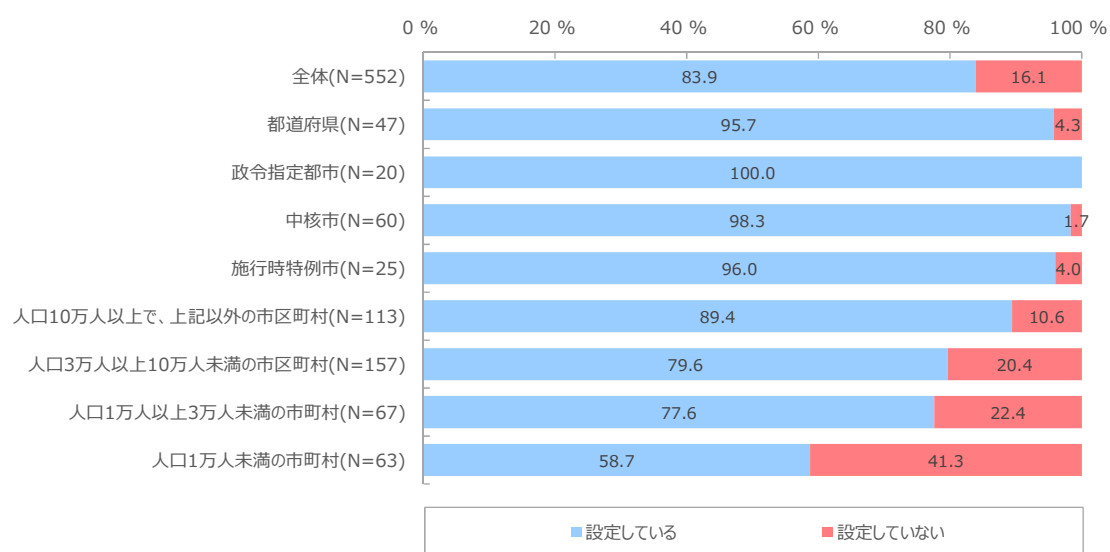
		対象としている	対象としていない	合計
全体	全体	126	441	567
	都道府県	35	12	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	20	40	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	102	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	130	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	57	69
	人口1万人未満の市町村	9	63	72
比率	全体(N=567)	22.2	77.8	
	都道府県(N=47)	74.5	25.5	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=60)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	9.7	90.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	19.3	80.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	82.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	12.5	87.5	

### 3) 区域施策編における直近の目標設定の有無 <Q2-2(3)>

#### ①総量目標

区域施策編を策定済みの団体において、総量目標（区域全体の温室効果ガス排出量・吸収量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の83.9%である。人口規模が小さくなるほど、「設定している。」と回答した団体の割合は低下する傾向がある。

図表 324 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(1) 総量目標【団体区分別】

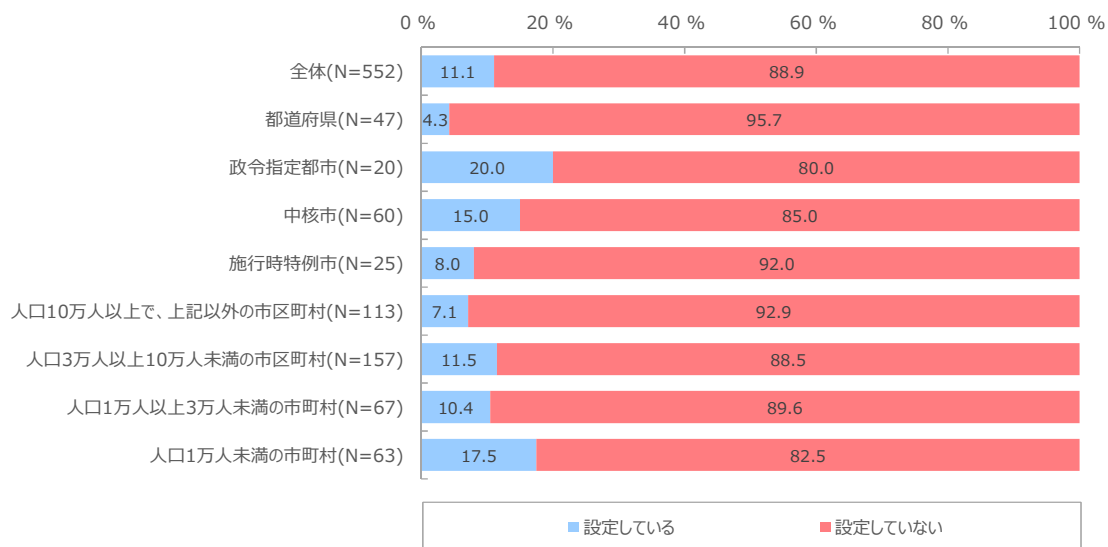


		設 定 し て	設 定 し て い ない	合 計
全体	全体	463	89	552
	都道府県	45	2	47
	政令指定都市	20	0	20
	中核市	59	1	60
	施行時特例市	24	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	101	12	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	125	32	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	52	15	67
	人口1万人未満の市町村	37	26	63
比率	全体(N=552)	83.9	16.1	
	都道府県(N=47)	95.7	4.3	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	
	中核市(N=60)	98.3	1.7	
	施行時特例市(N=25)	96.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	89.4	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	79.6	20.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	77.6	22.4	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	58.7	41.3	

## ②温室効果ガス排出量原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、温室効果ガス排出量原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の温室効果ガス排出量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の 11.1%である。

図表 325 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(2)温室効果ガス排出量原単位目標【団体区分別】

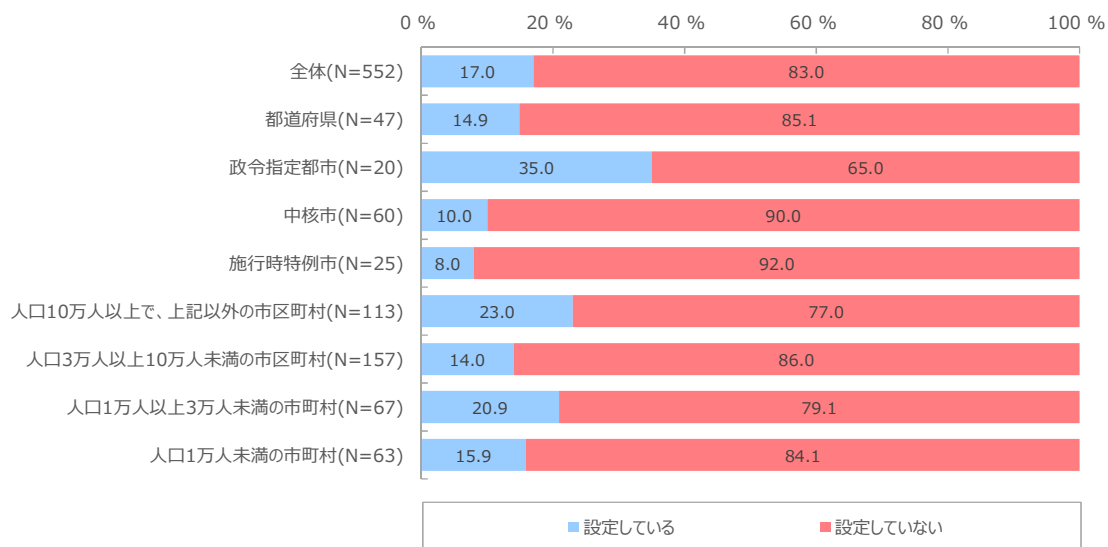


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	61	491	552
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	4	16	20
	中核市	9	51	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	8	105	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	139	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	60	67
	人口1万人未満の市町村	11	52	63
比率	全体(N=552)	11.1	88.9	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	20.0	80.0	
	中核市(N=60)	15.0	85.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	7.1	92.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	11.5	88.5	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	10.4	89.6	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	17.5	82.5	

### ③最終エネルギー消費量目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費量目標（区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の17.0%である。

図表 326 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(3)最終エネルギー消費量目標【団体区分別】

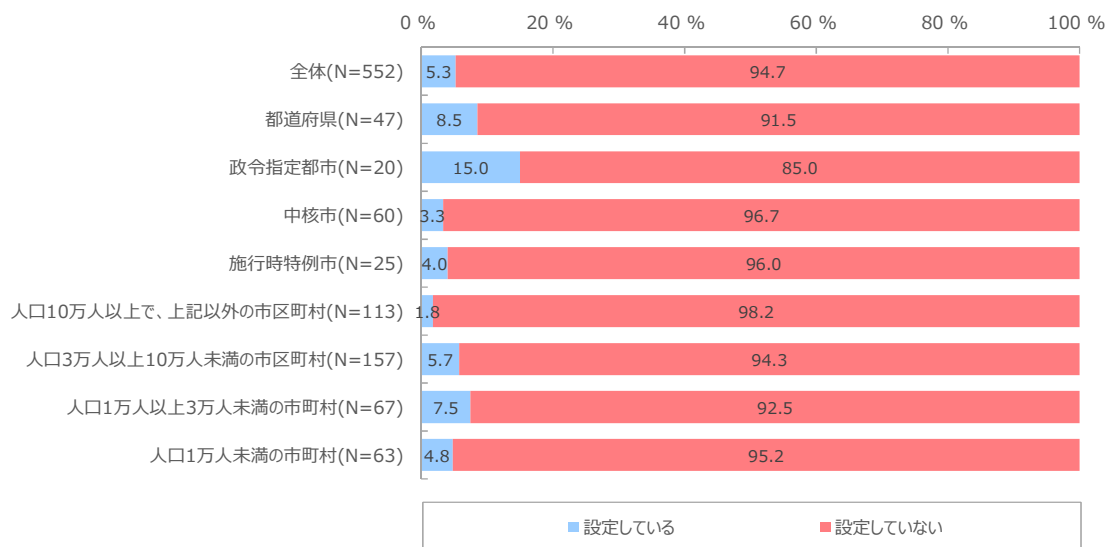


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	94	458	552
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	7	13	20
	中核市	6	54	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	26	87	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	135	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	53	67
	人口1万人未満の市町村	10	53	63
比率	全体(N=552)	17.0	83.0	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	35.0	65.0	
	中核市(N=60)	10.0	90.0	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	23.0	77.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	14.0	86.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	20.9	79.1	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	15.9	84.1	

④最終エネルギー消費原単位目標

区域施策編を策定済みの団体において、最終エネルギー消費原単位目標（人口・床面積・生産量といった活動量当たりの区域の最終エネルギー消費量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の5.3%である。

図表 327 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(4)最終エネルギー消費原単位目標【団体区分別】



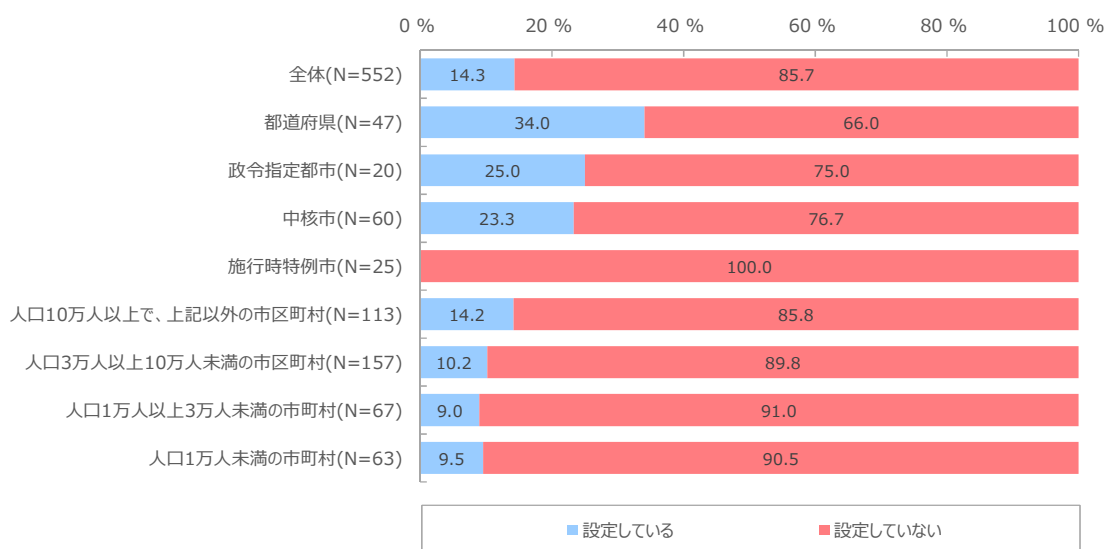
		設 定 し て	設 定 し て い ない	合 計
全体	全体	29	523	552
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	3	17	20
	中核市	2	58	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	111	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	148	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	62	67
	人口1万人未満の市町村	3	60	63
比率	全体(N=552)	5.3	94.7	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	15.0	85.0	
	中核市(N=60)	3.3	96.7	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	1.8	98.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	5.7	94.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	7.5	92.5	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	4.8	95.2	



⑤再生可能エネルギーの導入量目標

区域施策編を策定済みの団体において、再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の14.3%である。設定している団体の割合は、政令指定都市や都道府県で25%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 328 区域施策編における直近の目標設定の有無  
 (5)再生可能エネルギー導入量目標【団体区分別】

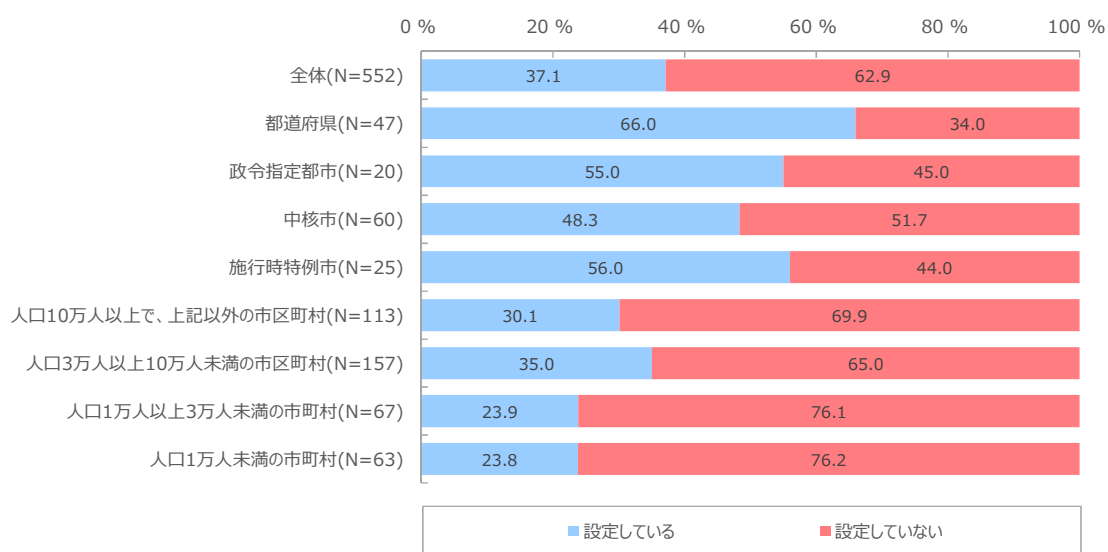


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	79	473	552
	都道府県	16	31	47
	政令指定都市	5	15	20
	中核市	14	46	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	16	97	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	141	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	61	67
	人口1万人未満の市町村	6	57	63
比率	全体(N=552)	14.3	85.7	
	都道府県(N=47)	34.0	66.0	
	政令指定都市(N=20)	25.0	75.0	
	中核市(N=60)	23.3	76.7	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	14.2	85.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	10.2	89.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	9.0	91.0	
	人口1万人未満の市町村(N=63)	9.5	90.5	

### ⑥部門・分野別目標

区域施策編を策定済みの団体において、部門・分野別目標（産業・業務その他・家庭・運輸等の部門や、工業プロセス・廃棄物等の分野における排出量目標）を「設定している。」と回答した団体は全体の37.1%である。設定している団体の割合は、都道府県や政令指定都市など人口規模が大きい団体で50%以上と高く、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 329 区域施策編における直近の目標設定の有無  
(6)部門・分野別目標【団体区分別】

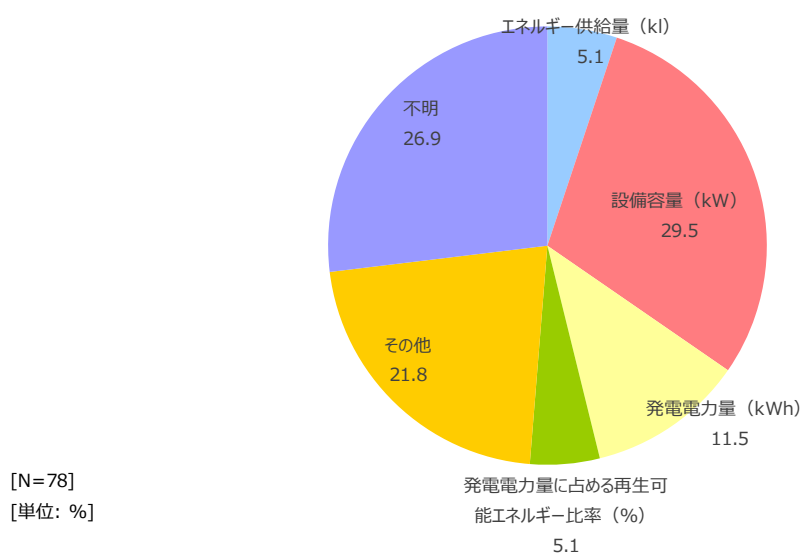


		設 定 し て	設 定 し て い ない	合 計
全体	全体	205	347	552
	都道府県	31	16	47
	政令指定都市	11	9	20
	中核市	29	31	60
	施行時特例市	14	11	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	34	79	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	102	157
	人口1万人以上3万人未満の市町村	16	51	67
人口1万人未満の市町村	15	48	63	
比率	全体(N=552)	37.1	62.9	
	都道府県(N=47)	66.0	34.0	
	政令指定都市(N=20)	55.0	45.0	
	中核市(N=60)	48.3	51.7	
	施行時特例市(N=25)	56.0	44.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	30.1	69.9	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=157)	35.0	65.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=67)	23.9	76.1	
人口1万人未満の市町村(N=63)	23.8	76.2		

#### 4) 区域施策編における再生可能エネルギー導入目標 <Q2-2(3)>

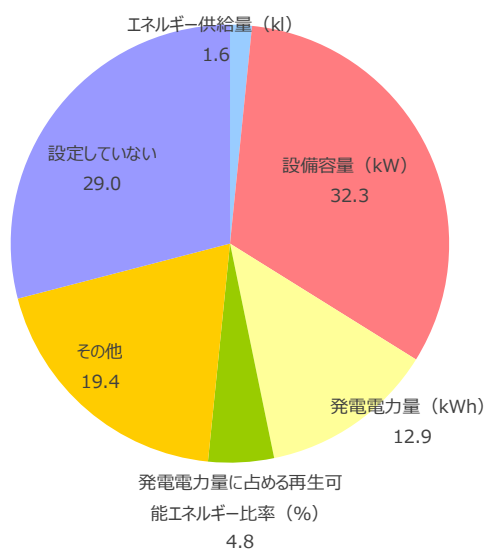
区域施策編を策定済みで、かつ再生可能エネルギー導入量目標（区域の再生可能エネルギーの導入量の目標）を設定している団体における導入量目標は「設備容量（kW）」で設定している団体が29.5%と最も多い。「その他」の回答として「太陽光発電設置件数及び設置支援件数」等が挙げられている。

図表 330 再生可能エネルギー導入目標量と現状値



	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)	その他	不明	合計
全体	4	23	9	4	17	21	78
比率	5.1	29.5	11.5	5.1	21.8	26.9	

図表 331 再生可能エネルギー導入目標量と現状値【基礎自治体】



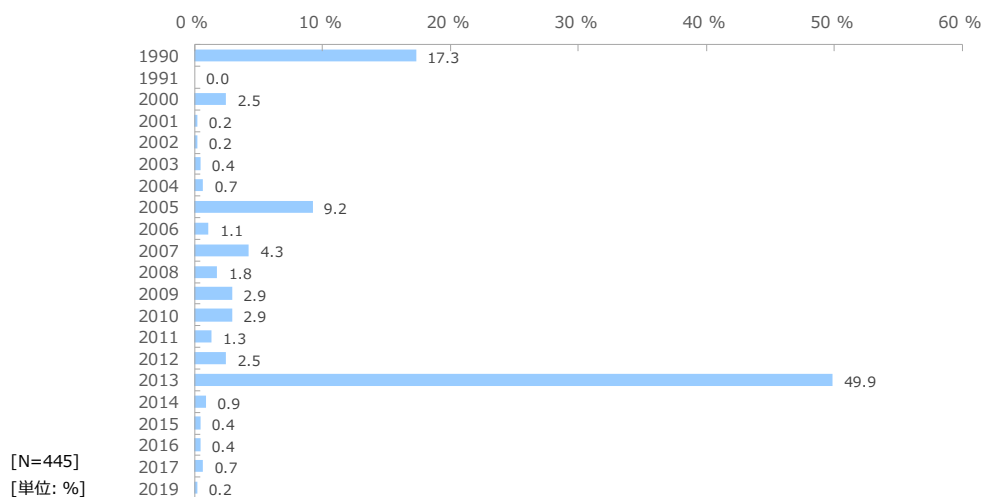
[N=62]  
[単位: %]

	エネルギー供給量 (kl)	設備容量 (kW)	発電電力量 (kWh)	発電電力量に占める再生可能エネルギー比率 (%)	その他	設定していない	合計
全体	1	20	8	3	12	18	62
比率	1.6	32.3	12.9	4.8	19.4	29.0	

### 5) 区域施策編における基準年度 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その基準年度は、「2013年」(49.9%)が最も多く、次いで「1990年」(17.3%)が多い。

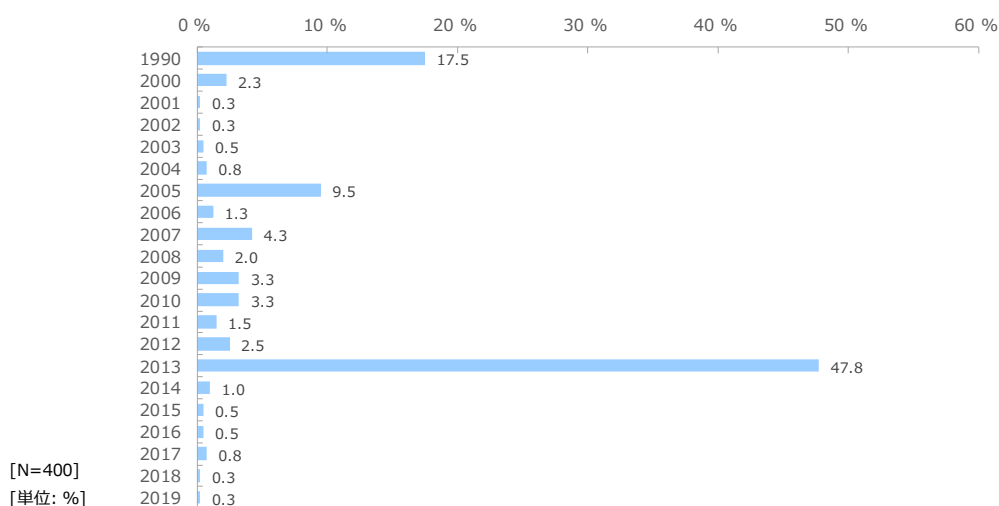
図表 332 区域施策編における基準年度



	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	77	11	1	1	2	3	41	5	19	8	13
比率 (%)	17.3	2.5	0.2	0.2	0.4	0.7	9.2	1.1	4.3	1.8	2.9

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2019	合計
全体	13	6	11	222	4	2	2	3	1	445
比率 (%)	2.9	1.3	2.5	49.9	0.9	0.4	0.4	0.7	0.2	

図表 333 区域施策編における基準年度【基礎自治体】



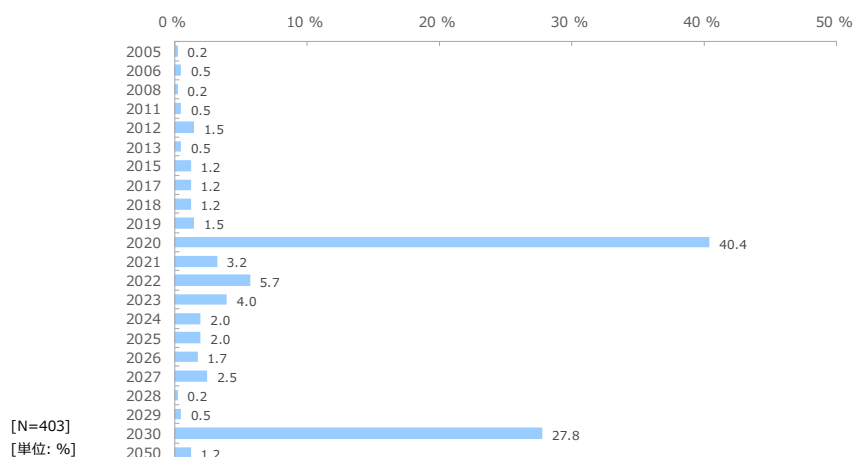
	1990	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
全体	70	9	1	1	2	3	38	5	17	8	13
比率 (%)	17.5	2.3	0.3	0.3	0.5	0.8	9.5	1.3	4.3	2.0	3.3

	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	合計
全体	13	6	10	191	4	2	2	3	1	1	400
比率 (%)	3.3	1.5	2.5	47.8	1.0	0.5	0.5	0.8	0.3	0.3	

## 6) 区域施策編における目標年度 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、その目標年度は、「2020年」(40.4%)が最も高く、次いで「2030年」(27.8%)と続く。

図表 334 区域施策編における目標年度

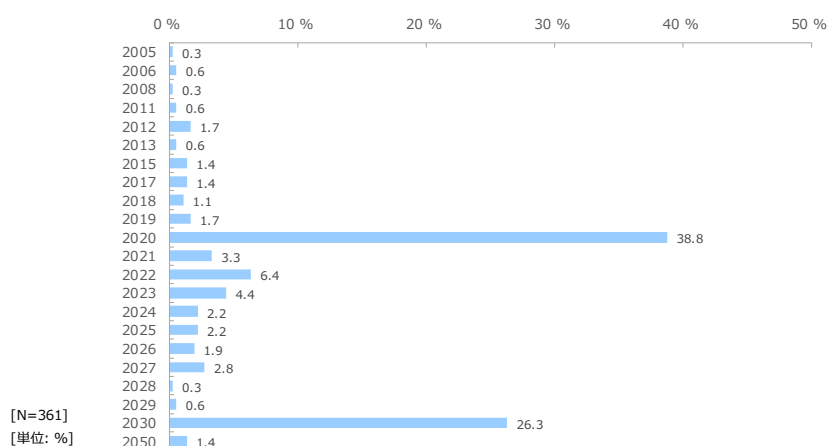


	2005	2006	2008	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020
全体	1	2	1	2	6	2	5	5	5	6	163
比率	0.2	0.5	0.2	0.5	1.5	0.5	1.2	1.2	1.2	1.5	40.4

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2050	合計
全体	13	23	16	8	8	7	10	1	2	112	5	403
比率	3.2	5.7	4.0	2.0	2.0	1.7	2.5	0.2	0.5	27.8	1.2	

注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

図表 335 区域施策編における目標年度【基礎自治体】



	2005	2006	2008	2011	2012	2013	2015	2017	2018	2019	2020
全体	1	2	1	2	6	2	5	5	4	6	140
比率	0.3	0.6	0.3	0.6	1.7	0.6	1.4	1.4	1.1	1.7	38.8

	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2050	合計
全体	12	23	16	8	8	7	10	1	2	95	5	361
比率	3.3	6.4	4.4	2.2	2.2	1.9	2.8	0.3	0.6	26.3	1.4	

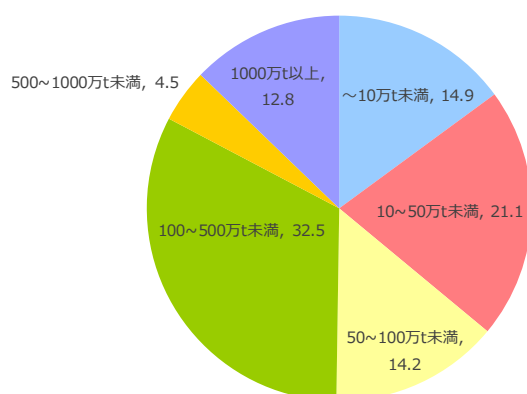
注) 目標年度を複数設定している団体については、設定している全ての目標年度を集計対象としている。

## 7) 区域施策編における基準年度の排出量 <Q2-2(4)>

### ①総排出量

区域施策編を策定済みの団体において、基準年度の温室効果ガス排出量は、「100～500万t未満」(32.5%)が最も多く、「10～50万t未満」(21.1%)、「～10万t未満」(14.9%)と続く。

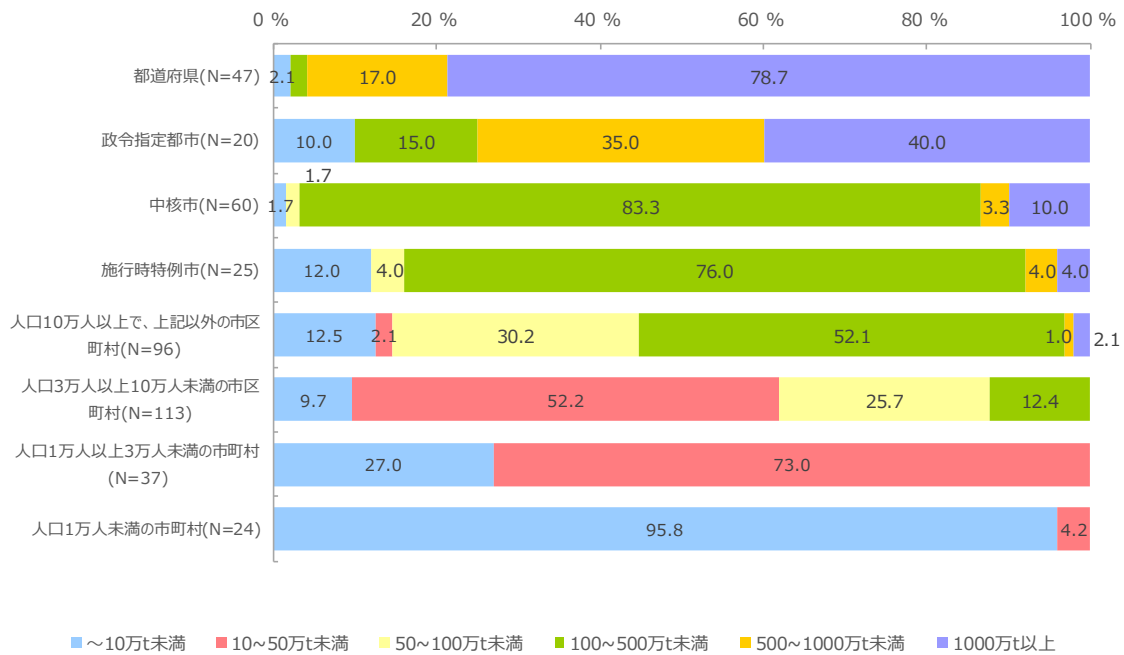
図表 336 区域施策編における基準年度の排出量



[N=422]  
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県と政令指定都市では「1000万t以上」、人口10万人以上の市町村（特別区含む。）では「100～500万t未満」、人口3万人以上10万人未満の市町村、人口1万人以上3万人未満の市町村では「10～50万t未満」、人口1万人未満の市町村では「10万t未満」が最も多い。

図表 337 区域施策編における基準年度の排出量【団体区分別】



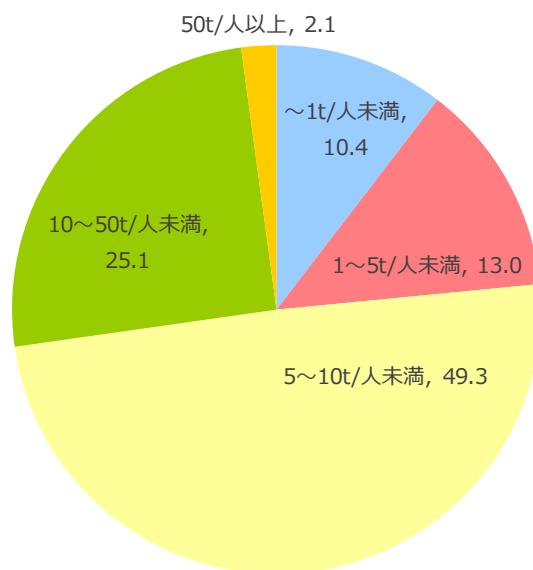
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	63	89	60	137	19	54	422
	都道府県	1	0	0	1	8	37	47
	政令指定都市	2	0	0	3	7	8	20
	中核市	1	0	1	50	2	6	60
	施行時特別市	3	0	1	19	1	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	2	29	50	1	2	96
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	11	59	29	14	0	0	113
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	27	0	0	0	0	37
	人口1万人未満の市町村	23	1	0	0	0	0	24
比率	全体(N=422)	14.9	21.1	14.2	32.5	4.5	12.8	
	都道府県(N=47)	2.1	0.0	0.0	2.1	17.0	78.7	
	政令指定都市(N=20)	10.0	0.0	0.0	15.0	35.0	40.0	
	中核市(N=60)	1.7	0.0	1.7	83.3	3.3	10.0	
	施行時特別市(N=25)	12.0	0.0	4.0	76.0	4.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=96)	12.5	2.1	30.2	52.1	1.0	2.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=113)	9.7	52.2	25.7	12.4	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=37)	27.0	73.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=24)	95.8	4.2	0.0	0.0	0.0	0.0	



## ②人口1人当たり排出量

区域施策編を策定済みの団体において、人口1人当たりの温室効果ガス排出量は、「5～10t/人未満」（49.3%）が最も多く、「10～50t/人未満」（25.1%）、「1～5t/人未満」（13.0%）と続く。

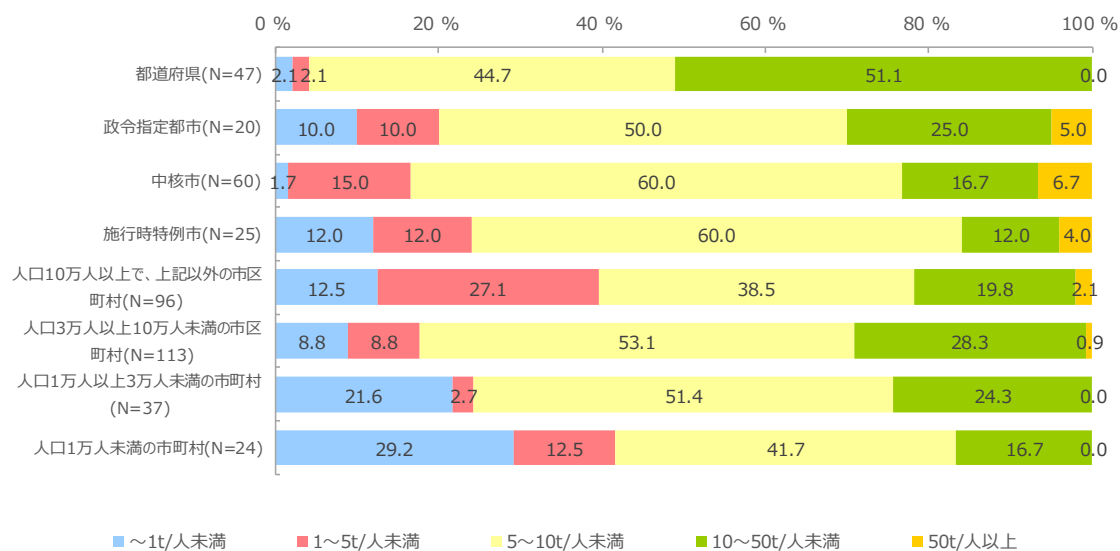
図表 338 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量



[N=422]  
[単位: %]

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県を除く全ての区分において「5～10t/人未満」が最も多い。

図表 339 区域施策編における基準年度の人口1人当たり排出量  
【団体区分別】



		~1t/人未満	1~5t/人未満	5~10t/人未満	10~50t/人未満	50t/人以上	合計
全体	全体	44	55	208	106	9	422
	都道府県	1	1	21	24	0	47
	政令指定都市	2	2	10	5	1	20
	中核市	1	9	36	10	4	60
	施行時特例市	3	3	15	3	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	26	37	19	2	96
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	10	10	60	32	1	113
	人口1万人以上3万人未満の市町村	8	1	19	9	0	37
人口1万人未満の市町村	7	3	10	4	0	24	
比率	全体(N=422)	10.4	13.0	49.3	25.1	2.1	100.0
	都道府県(N=47)	2.1	2.1	44.7	51.1	0.0	100.0
	政令指定都市(N=20)	10.0	10.0	50.0	25.0	5.0	100.0
	中核市(N=60)	1.7	15.0	60.0	16.7	6.7	100.0
	施行時特例市(N=25)	12.0	12.0	60.0	12.0	4.0	100.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=96)	12.5	27.1	38.5	19.8	2.1	100.0
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=113)	8.8	8.8	53.1	28.3	0.9	100.0
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=37)	21.6	2.7	51.4	24.3	0.0	100.0
人口1万人未満の市町村(N=24)	29.2	12.5	41.7	16.7	0.0	100.0	

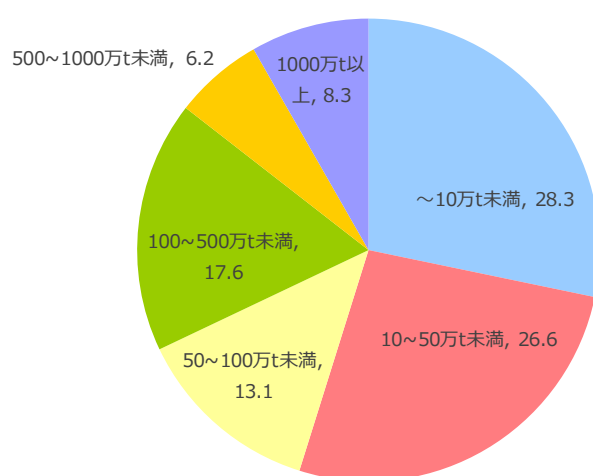
8) 区域施策編における基準年度の排出量（部門・分野別）<Q2-2(4)>

①部門別

i) 産業部門

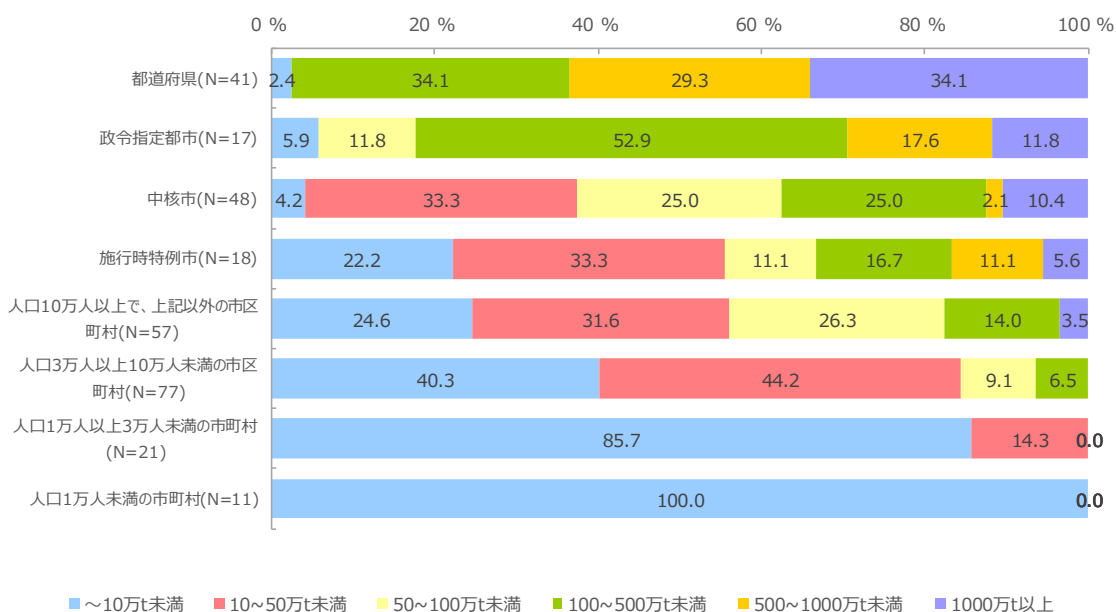
区域施策編を策定済みの団体において、産業部門の基準年度排出量は、回答団体全体では、「10万t未満」(28.3%)が最も多く、「10万～50万t未満」(26.6%)、「100～500万t未満」(17.6%)、「50～100万t未満」(13.1%)と続く。

図表 340 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）



[N=290]  
[単位: %]

図表 341 区域施策編における基準年度の排出量（産業部門）【団体区分別】

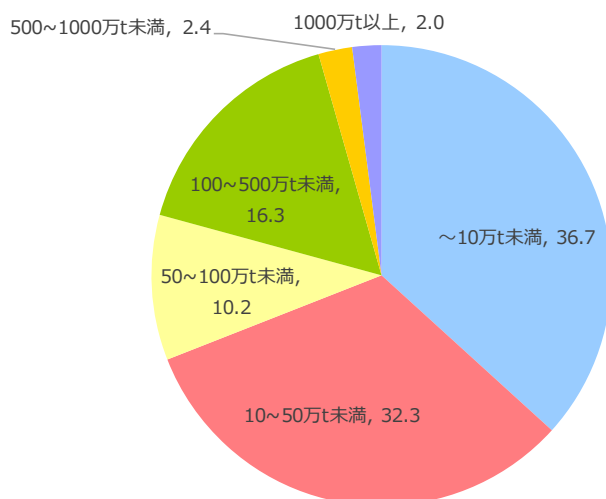


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	82	77	38	51	18	24	290
	都道府県	1	0	0	14	12	14	41
	政令指定都市	1	0	2	9	3	2	17
	中核市	2	16	12	12	1	5	48
	施行時特例市	4	6	2	3	2	1	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	18	15	8	0	2	57
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	31	34	7	5	0	0	77
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	3	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=290)	28.3	26.6	13.1	17.6	6.2	8.3
都道府県(N=41)		2.4	0.0	0.0	34.1	29.3	34.1	
政令指定都市(N=17)		5.9	0.0	11.8	52.9	17.6	11.8	
中核市(N=48)		4.2	33.3	25.0	25.0	2.1	10.4	
施行時特例市(N=18)		22.2	33.3	11.1	16.7	11.1	5.6	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=57)		24.6	31.6	26.3	14.0	0.0	3.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=77)		40.3	44.2	9.1	6.5	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)		85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=11)		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(36.7%)が最も多く、「10万~50万t未満」(32.3%)、「100~500万t未満」(16.3%)と続く。

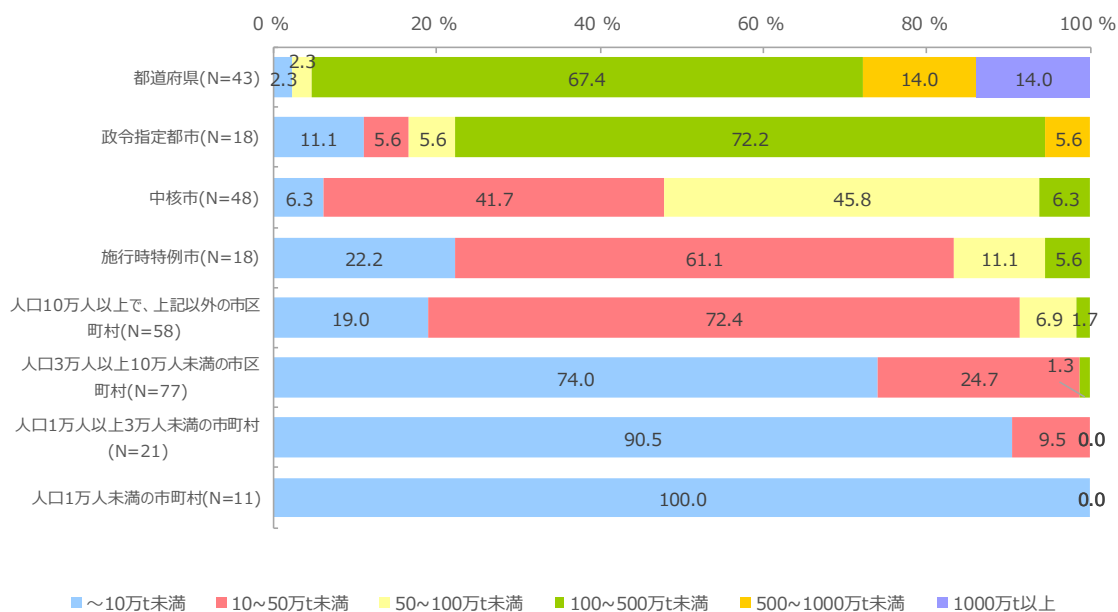
図表 342 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）



[N=294]

[単位: %]

図表 343 区域施策編における基準年度の排出量（業務その他部門）  
【団体区分別】

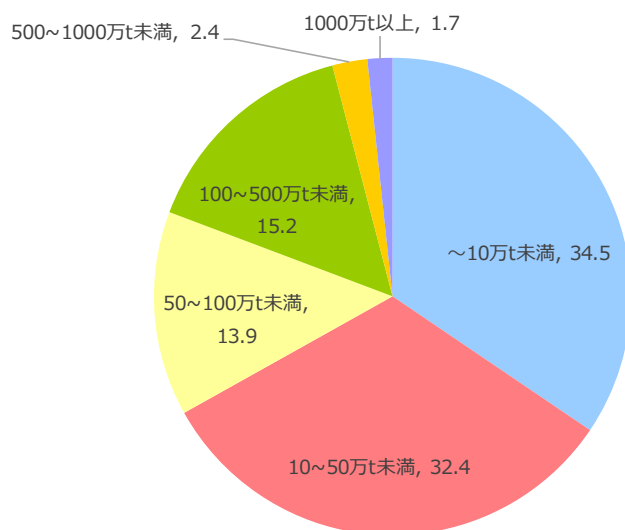


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	108	95	30	48	7	6	294
	都道府県	1	0	1	29	6	6	43
	政令指定都市	2	1	1	13	1	0	18
	中核市	3	20	22	3	0	0	48
	施行時特例市	4	11	2	1	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	42	4	1	0	0	58
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	19	0	1	0	0	77
	人口1万人以上3万人未満の市町村	19	2	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=294)	36.7	32.3	10.2	16.3	2.4	2.0
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	2.3	67.4	14.0	14.0	
	政令指定都市(N=18)	11.1	5.6	5.6	72.2	5.6	0.0	
	中核市(N=48)	6.3	41.7	45.8	6.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	22.2	61.1	11.1	5.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=58)	19.0	72.4	6.9	1.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=77)	74.0	24.7	0.0	1.3	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	90.5	9.5	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iii) 家庭部門

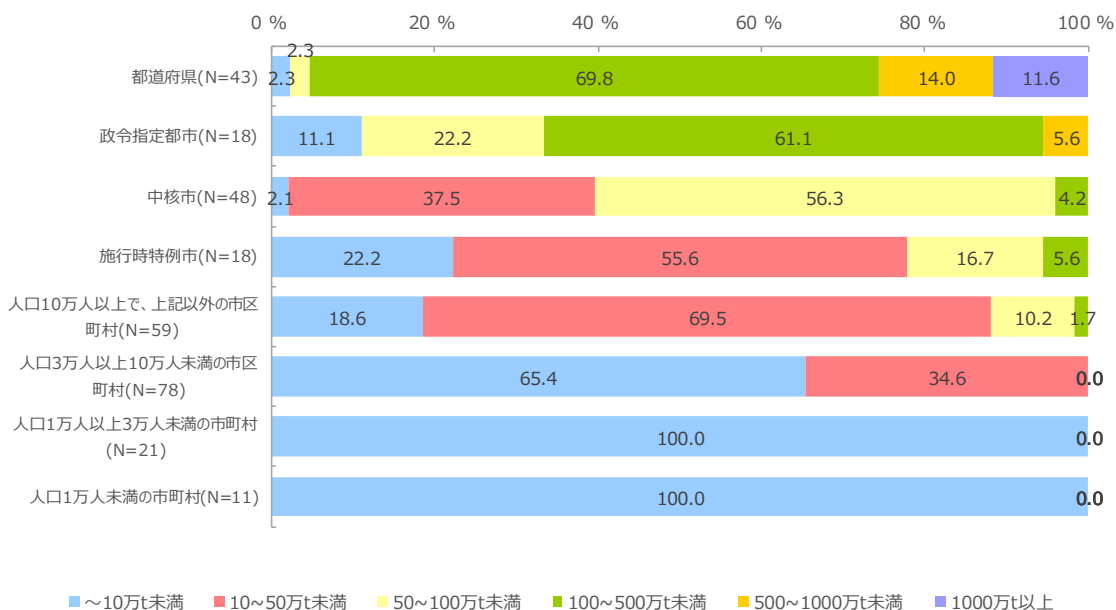
区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門の基準年度排出量は、「10万t未満」(34.5%)が最も多く、「10~50万t未満」(32.4%)、「100~500万t未満」(15.2%)と続く。

図表 344 区域施策編における基準年度の排出量 (家庭部門)



[N=296]  
[単位: %]

図表 345 区域施策編における基準年度の排出量（家庭部門）【団体区分別】



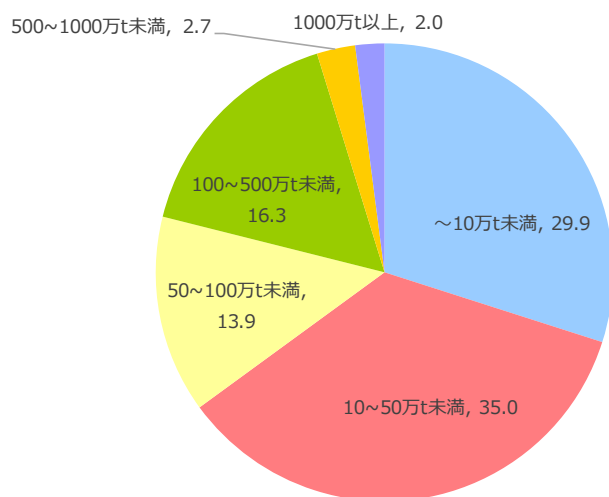
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	102	96	41	45	7	5	296
	都道府県	1	0	1	30	6	5	43
	政令指定都市	2	0	4	11	1	0	18
	中核市	1	18	27	2	0	0	48
	施行時特例市	4	10	3	1	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	41	6	1	0	0	59
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	27	0	0	0	0	78
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	0	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=296)	34.5	32.4	13.9	15.2	2.4	1.7
	都道府県(N=43)	2.3	0.0	2.3	69.8	14.0	11.6	
	政令指定都市(N=18)	11.1	0.0	22.2	61.1	5.6	0.0	
	中核市(N=48)	2.1	37.5	56.3	4.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	22.2	55.6	16.7	5.6	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=59)	18.6	69.5	10.2	1.7	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=78)	65.4	34.6	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



iv) 運輸部門

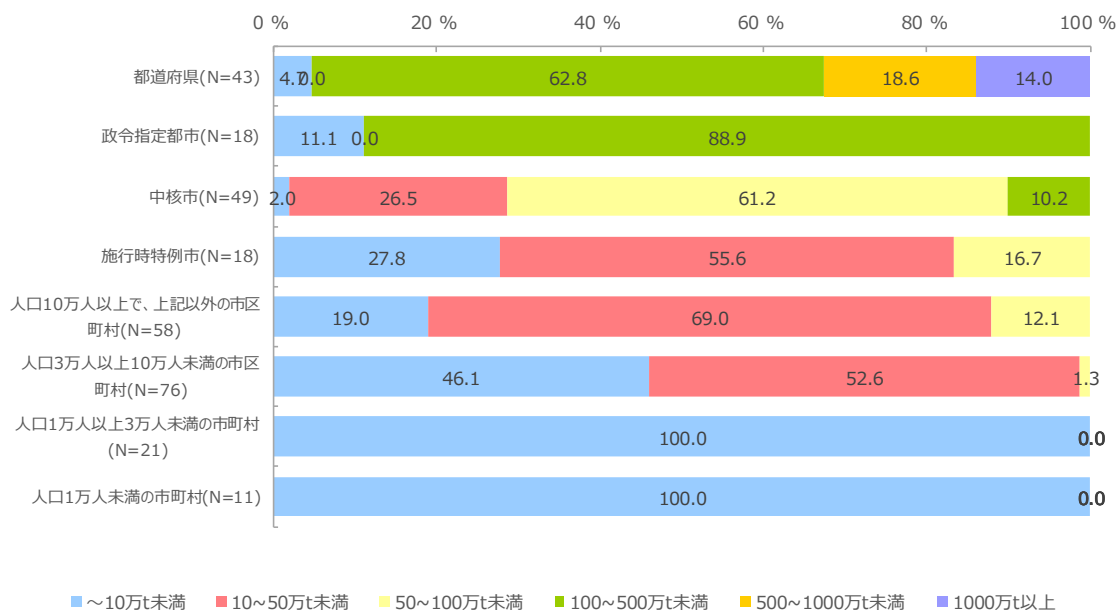
区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門の基準年度排出量は、「10～50万t未満」(35.0%)が最も多く、「10万t未満」(29.9%)、「100～500万t未満」(16.3%)、「50～100万t未満」(13.9%)と続く。

図表 346 区域施策編における基準年度の排出量 (運輸部門)



[N=294]  
[単位: %]

図表 347 区域施策編における基準年度の排出量（運輸部門）【団体区分別】

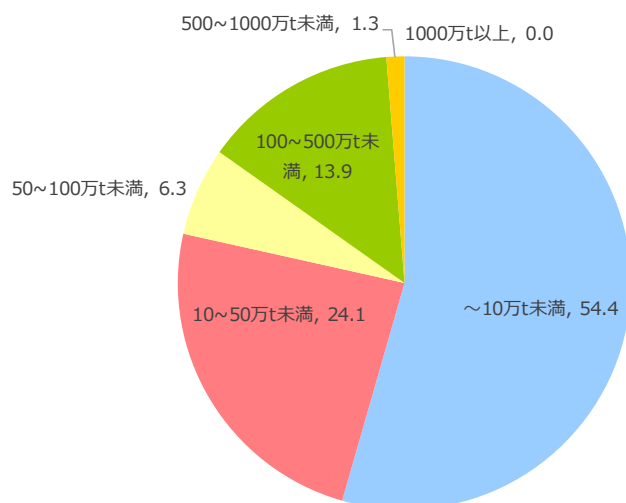


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	88	103	41	48	8	6	294
	都道府県	2	0	0	27	8	6	43
	政令指定都市	2	0	0	16	0	0	18
	中核市	1	13	30	5	0	0	49
	施行時特例市	5	10	3	0	0	0	18
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	11	40	7	0	0	0	58
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	40	1	0	0	0	76
	人口1万人以上3万人未満の市町村	21	0	0	0	0	0	21
	人口1万人未満の市町村	11	0	0	0	0	0	11
	比率	全体(N=294)	29.9	35.0	13.9	16.3	2.7	2.0
	都道府県(N=43)	4.7	0.0	0.0	62.8	18.6	14.0	
	政令指定都市(N=18)	11.1	0.0	0.0	88.9	0.0	0.0	
	中核市(N=49)	2.0	26.5	61.2	10.2	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=18)	27.8	55.6	16.7	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=58)	19.0	69.0	12.1	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=76)	46.1	52.6	1.3	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門の基準年度排出量は、「10万t未満」（54.4%）が最も多く、「10～50万t未満」（24.1%）、「100～500万t未満」（13.9%）と続く。

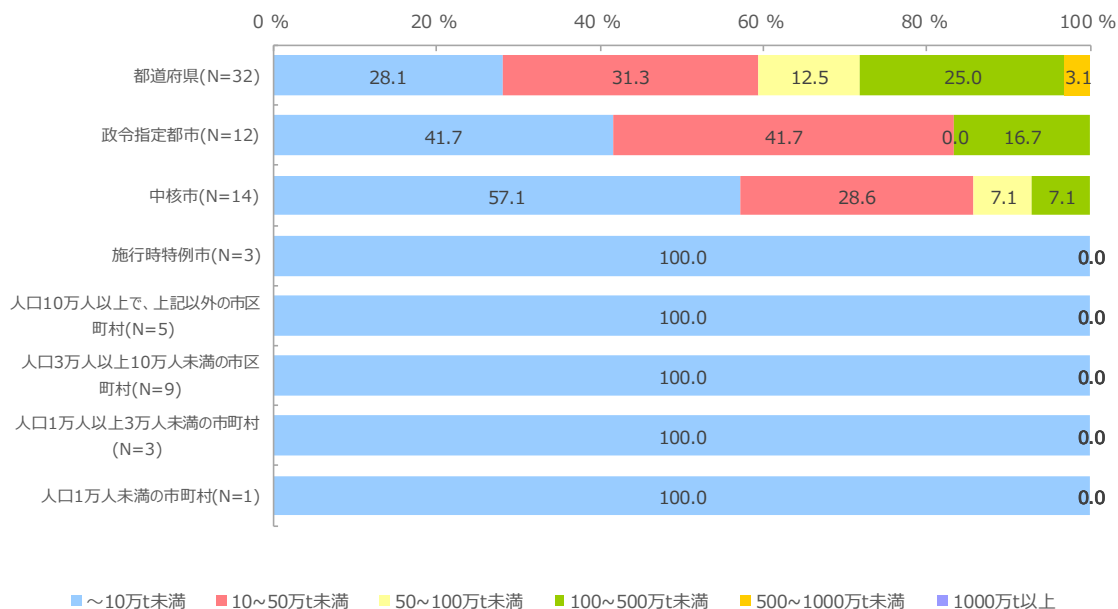
図表 348 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）



[N=79]  
[単位: %]

図表 349 区域施策編における基準年度の排出量（エネルギー転換部門）

【団体区分別】



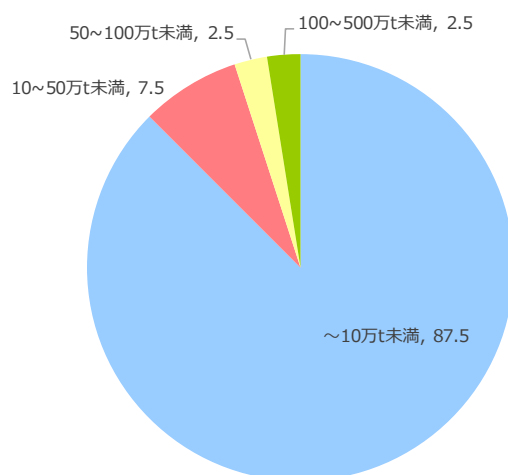
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	43	19	5	11	1	0	79
	都道府県	9	10	4	8	1	0	32
	政令指定都市	5	5	0	2	0	0	12
	中核市	8	4	1	1	0	0	14
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	0	0	0	0	0	5
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	0	0	0	0	0	9
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	0	0	0	0	0	3
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
比率	全体(N=79)	54.4	24.1	6.3	13.9	1.3	0.0	
	都道府県(N=32)	28.1	31.3	12.5	25.0	3.1	0.0	
	政令指定都市(N=12)	41.7	41.7	0.0	16.7	0.0	0.0	
	中核市(N=14)	57.1	28.6	7.1	7.1	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=9)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

## ②分野別

### i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（87.5%）が最も多く、「10～50万t未満」（7.5%）が続く。

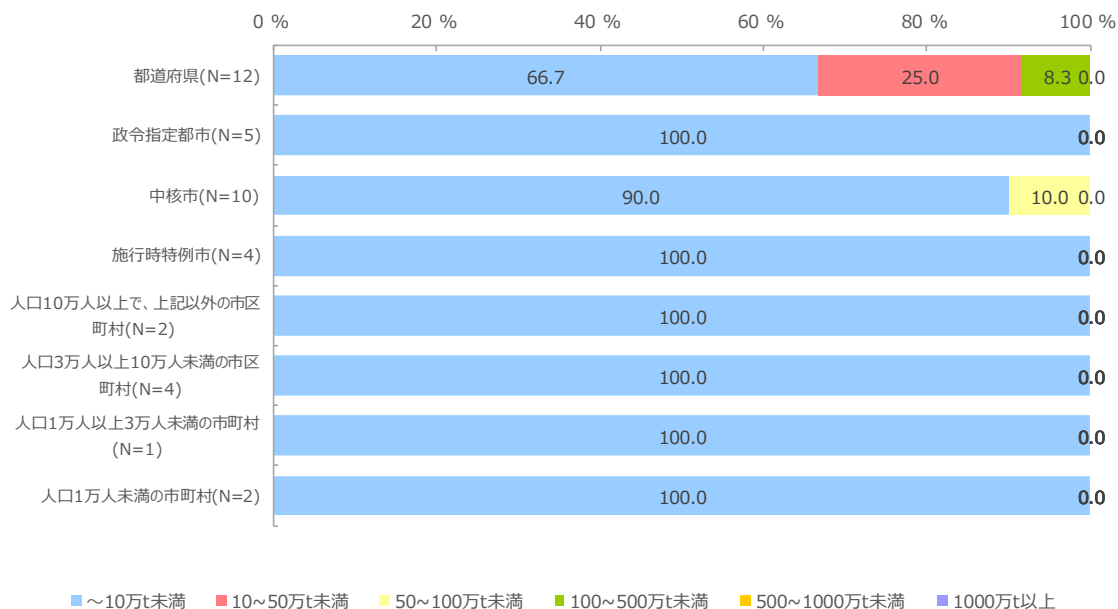
図表 350 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）



[N=40]  
[単位: %]

図表 351 区域施策編における基準年度の排出量（燃料の燃焼分野）

【団体区分別】

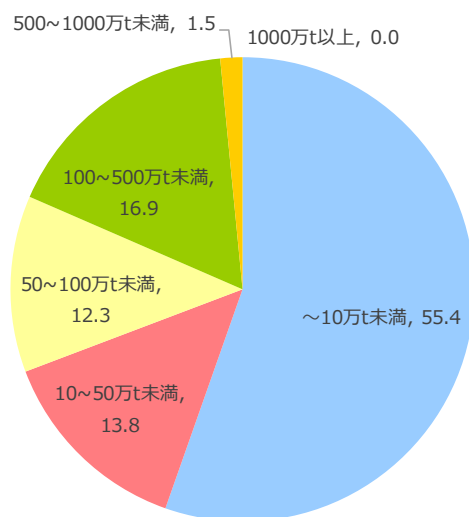


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	35	3	1	1	0	0	40
	都道府県	8	3	0	1	0	0	12
	政令指定都市	5	0	0	0	0	0	5
	中核市	9	0	1	0	0	0	10
	施行時特例市	4	0	0	0	0	0	4
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	0	0	0	0	0	2
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
比率	全体(N=40)	87.5	7.5	2.5	2.5	0.0	0.0	
	都道府県(N=12)	66.7	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=10)	90.0	0.0	10.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

ii) 工業プロセス分野

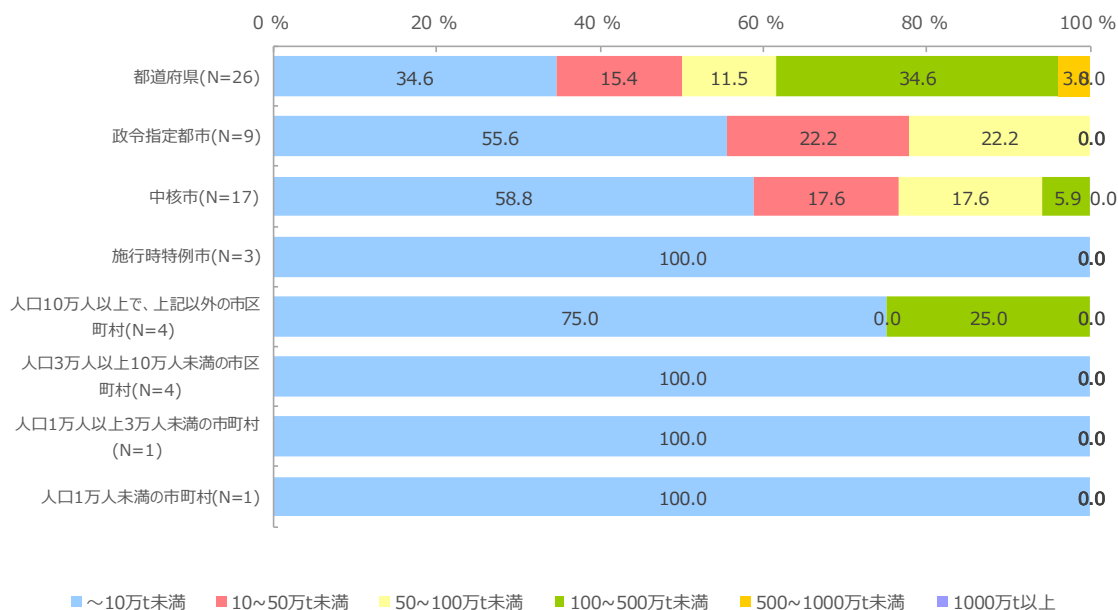
区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（55.4%）が最も多く、「100～500万t未満」（16.9%）が続く。

図表 352 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



[N=65]  
[単位: %]

図表 353 区域施策編における基準年度の排出量（工業プロセス分野）



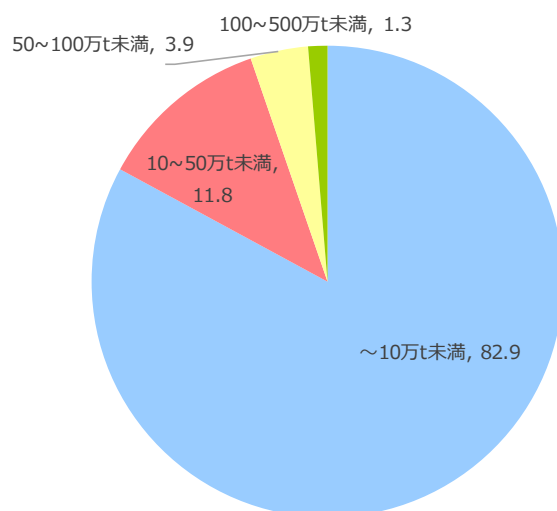
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	36	9	8	11	1	0	65
	都道府県	9	4	3	9	1	0	26
	政令指定都市	5	2	2	0	0	0	9
	中核市	10	3	3	1	0	0	17
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	0	0	1	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
	比率	全体(N=65)	55.4	13.8	12.3	16.9	1.5	0.0
	都道府県(N=26)	34.6	15.4	11.5	34.6	3.8	0.0	
	政令指定都市(N=9)	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=17)	58.8	17.6	17.6	5.9	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	75.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



iii) 農業分野

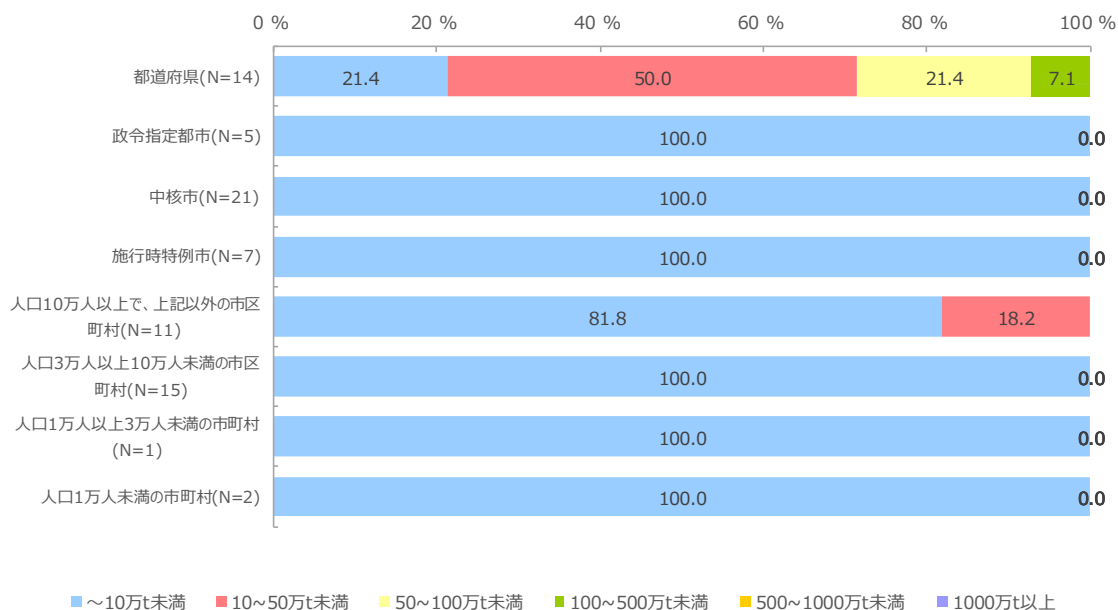
区域施策編を策定済みの団体において、農業分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(82.9%)が最も多く、「10~50万t未満」(11.8%)と続く。

図表 354 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）



[N=76]  
[単位: %]

図表 355 区域施策編における基準年度の排出量（農業分野）【団体区分別】

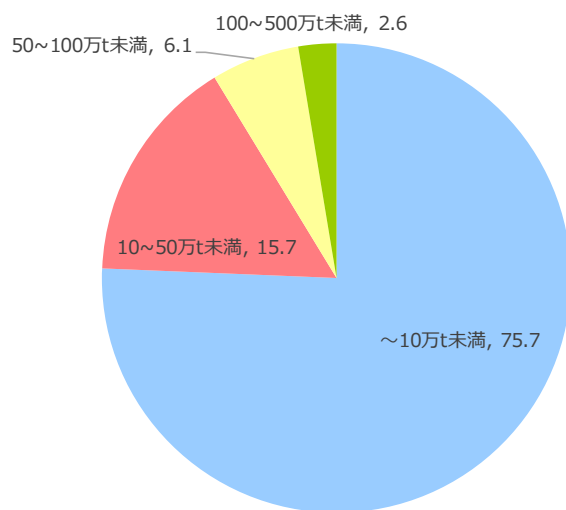


	~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	63	9	3	1	0	0	76
都道府県	3	7	3	1	0	0	14
政令指定都市	5	0	0	0	0	0	5
中核市	21	0	0	0	0	0	21
施行時特例市	7	0	0	0	0	0	7
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	2	0	0	0	0	11
人口3万人以上10万人未満の市区町村	15	0	0	0	0	0	15
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
全体(N=76)	82.9	11.8	3.9	1.3	0.0	0.0	
都道府県(N=14)	21.4	50.0	21.4	7.1	0.0	0.0	
政令指定都市(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=21)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
施行時特例市(N=7)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=15)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

iv) 廃棄物分野

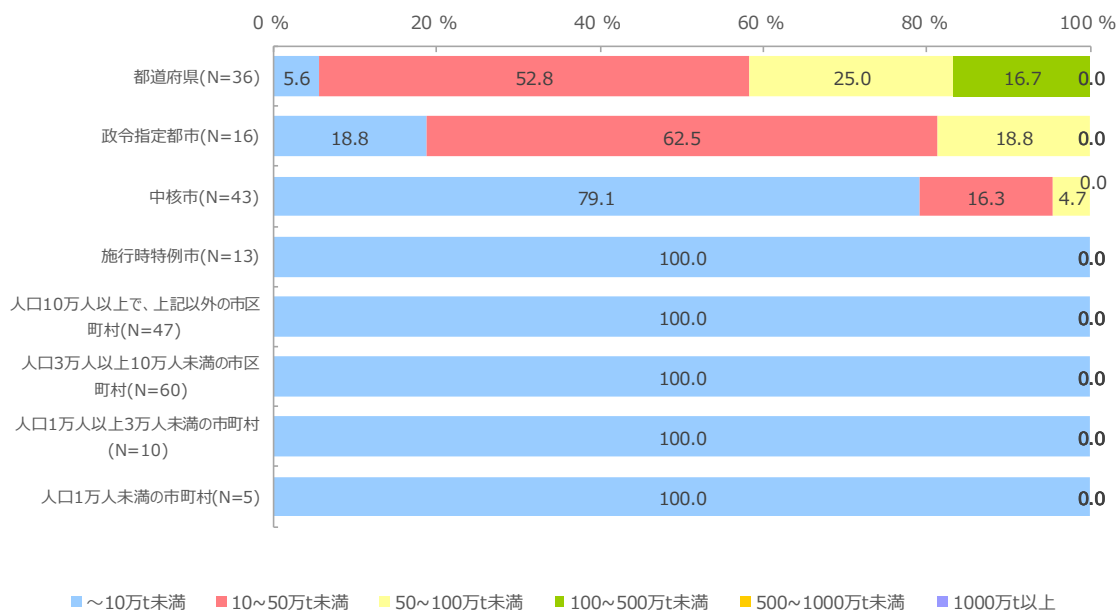
区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（75.7%）が最も多く、「10～50万t未満」（15.7%）、「50～100万t未満」（6.1%）と続く。

図表 356 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）



[N=230]  
[単位: %]

図表 357 区域施策編における基準年度の排出量（廃棄物分野）

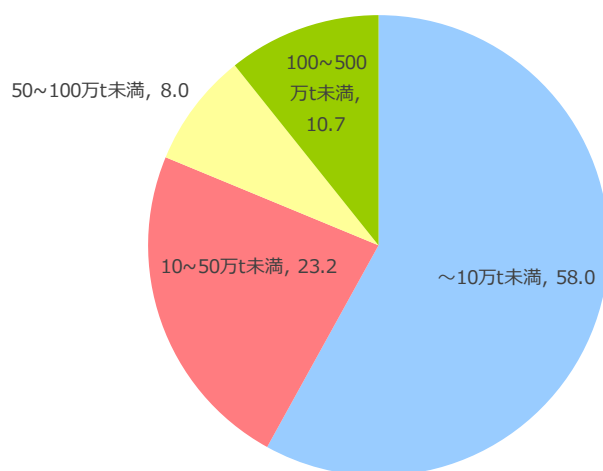


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	174	36	14	6	0	0	230
	都道府県	2	19	9	6	0	0	36
	政令指定都市	3	10	3	0	0	0	16
	中核市	34	7	2	0	0	0	43
	施行時特例市	13	0	0	0	0	0	13
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	47	0	0	0	0	0	47
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	60	0	0	0	0	0	60
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	0	0	0	0	0	10
	人口1万人未満の市町村	5	0	0	0	0	0	5
	比率	全体(N=230)	75.7	15.7	6.1	2.6	0.0	0.0
	都道府県(N=36)	5.6	52.8	25.0	16.7	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=16)	18.8	62.5	18.8	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=43)	79.1	16.3	4.7	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=60)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=10)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

v) 代替フロン等4ガス分野

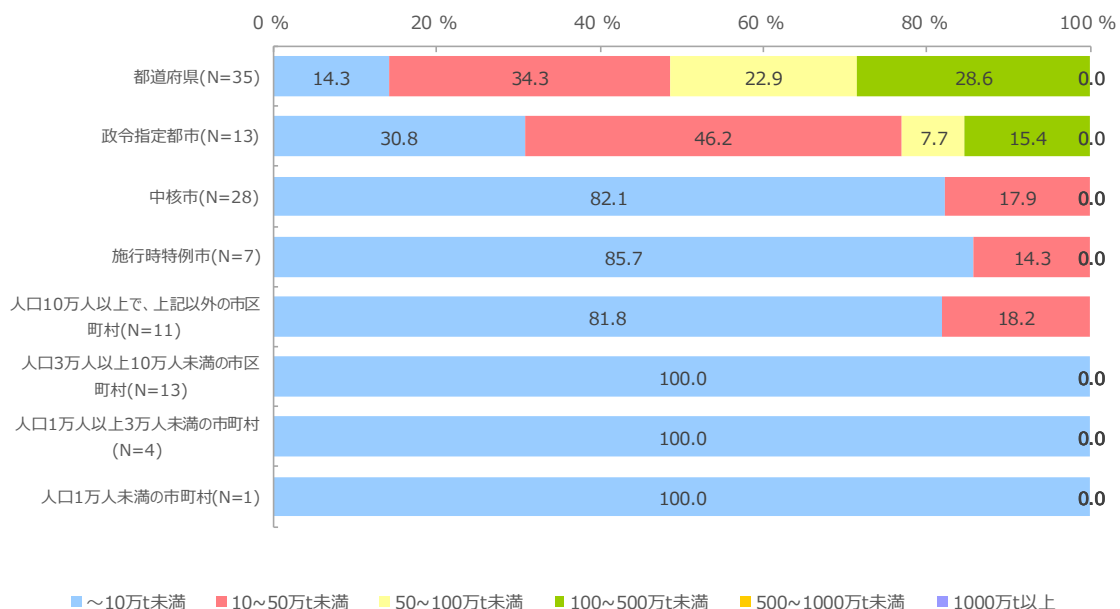
区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野の基準年度排出量は、「10万t未満」（58.0%）が最も多く、「10～50万t未満」（23.2%）、「100～500万t未満」（10.7%）と続く。

図表 358 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）



[N=112]  
[単位: %]

図表 359 区域施策編における基準年度の排出量（代替フロン等4ガス分野）  
【団体区分別】

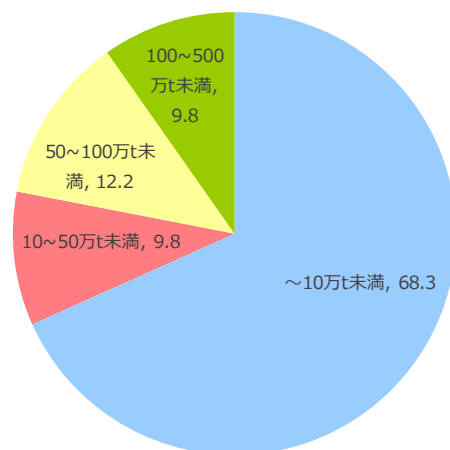


		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	65	26	9	12	0	0	112
	都道府県	5	12	8	10	0	0	35
	政令指定都市	4	6	1	2	0	0	13
	中核市	23	5	0	0	0	0	28
	施行時特例市	6	1	0	0	0	0	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	9	2	0	0	0	0	11
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	0	0	0	0	0	13
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口1万人未満の市町村	1	0	0	0	0	0	1
比率	全体(N=112)	58.0	23.2	8.0	10.7	0.0	0.0	
	都道府県(N=35)	14.3	34.3	22.9	28.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=13)	30.8	46.2	7.7	15.4	0.0	0.0	
	中核市(N=28)	82.1	17.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=7)	85.7	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=11)	81.8	18.2	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=13)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=1)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

vi) 森林等の吸収源

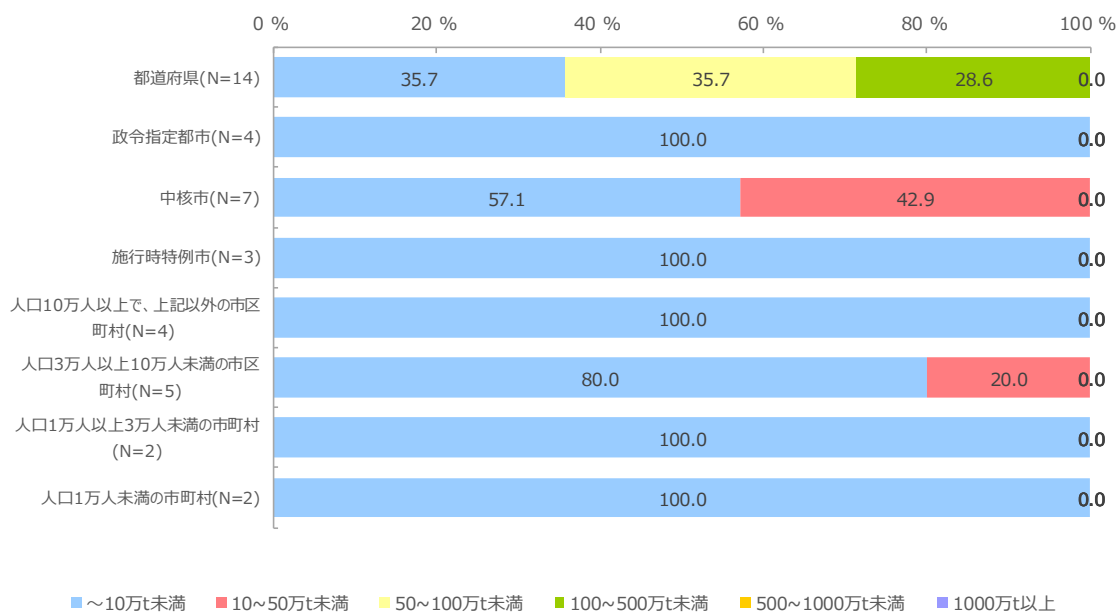
区域施策編を策定済みの団体において、森林等の吸収源分野の基準年度排出量は、「10万t未満」(68.3%)が最も多く、「50~100万t未満」(12.2%)と続く。

図表 360 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）



[N=41]  
[単位: %]

図表 361 区域施策編における基準年度の排出量（森林等の吸収源）  
【団体区分別】



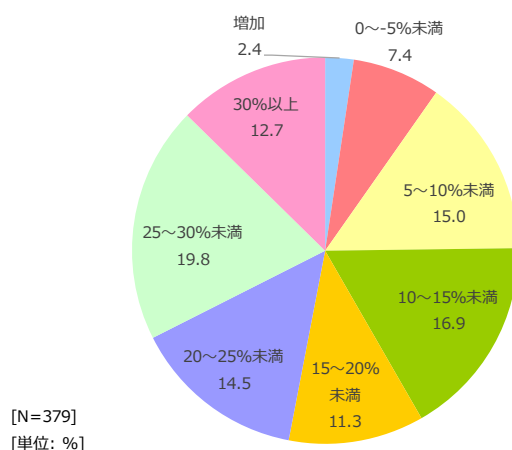
		~10万t未満	10~50万t未満	50~100万t未満	100~500万t未満	500~1000万t未満	1000万t以上	合計
全体	全体	28	4	5	4	0	0	41
	都道府県	5	0	5	4	0	0	14
	政令指定都市	4	0	0	0	0	0	4
	中核市	4	3	0	0	0	0	7
	施行時特例市	3	0	0	0	0	0	3
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	0	0	0	0	0	4
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	1	0	0	0	0	5
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	人口1万人未満の市町村	2	0	0	0	0	0	2
	比率	全体(N=41)	68.3	9.8	12.2	9.8	0.0	0.0
	都道府県(N=14)	35.7	0.0	35.7	28.6	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=7)	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=3)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=4)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=5)	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=2)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	



9) 区域施策編における点検年度、目標年度の排出量削減率 <Q2-2(4)>

区域施策編を策定済みの団体において、目標年度排出量の基準年度からの削減率は、「25～30%未満」(19.8%)が最も多く、「10～15%未満」(16.9%)、「5～10%未満」(15.0%)と続く。

図表 362 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

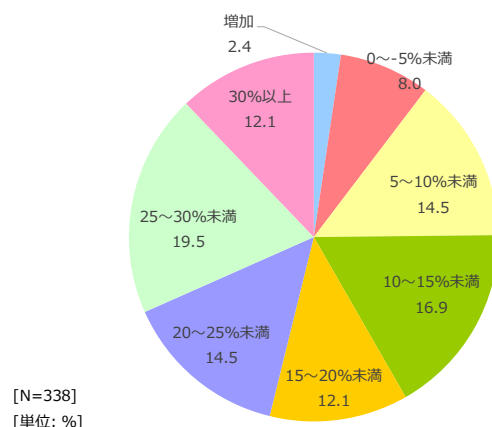


	増加	0~-5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	9	28	57	64	43	55	75	48	379
比率 (%)	2.4	7.4	15.0	16.9	11.3	14.5	19.8	12.7	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

図表 363 区域施策編における目標年度排出量の基準年度からの削減率

【基礎自治体】

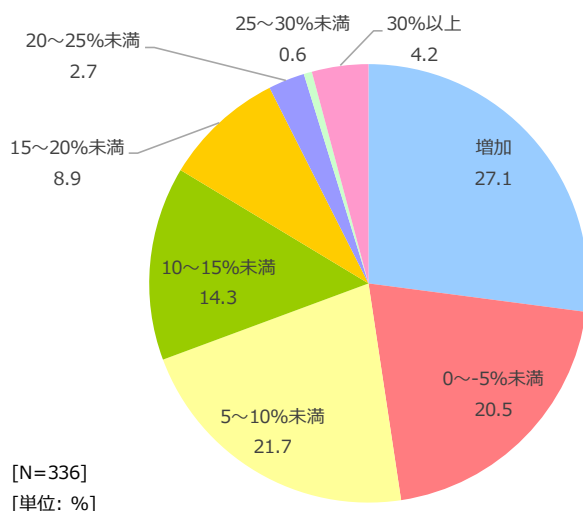


	増加	0~-5%未満	5~10%未満	10~15%未満	15~20%未満	20~25%未満	25~30%未満	30%以上	合計
全体	8	27	49	57	41	49	66	41	338
比率 (%)	2.4	8.0	14.5	16.9	12.1	14.5	19.5	12.1	

注) 1つの団体で複数の目標を設定している場合はそれをすべてあわせてカウントしている。このため本設問のN数は回答団体数とは一致しない。

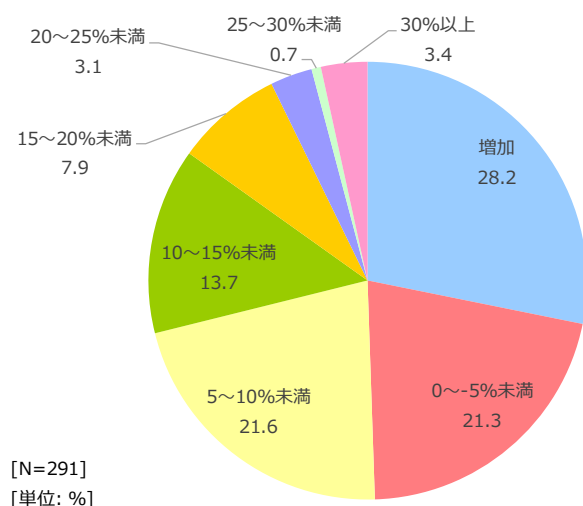
区域施策編を策定済みの団体において、直近点検年度排出量の基準年度からの削減率は、「増加」(27.1%)が最も多く、「5～10%未満」(21.7%)、「0～5%未満」(20.5%)と続く。

図表 364 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	91	69	73	48	30	9	2	14	336
比率 (%)	27.1	20.5	21.7	14.3	8.9	2.7	0.6	4.2	

図表 365 直近点検年度排出量の基準年度からの削減率【基礎自治体】



	増加	0～5%未満	5～10%未満	10～15%未満	15～20%未満	20～25%未満	25～30%未満	30%以上	合計
全体	82	62	63	40	23	9	2	10	291
比率 (%)	28.2	21.3	21.6	13.7	7.9	3.1	0.7	3.4	

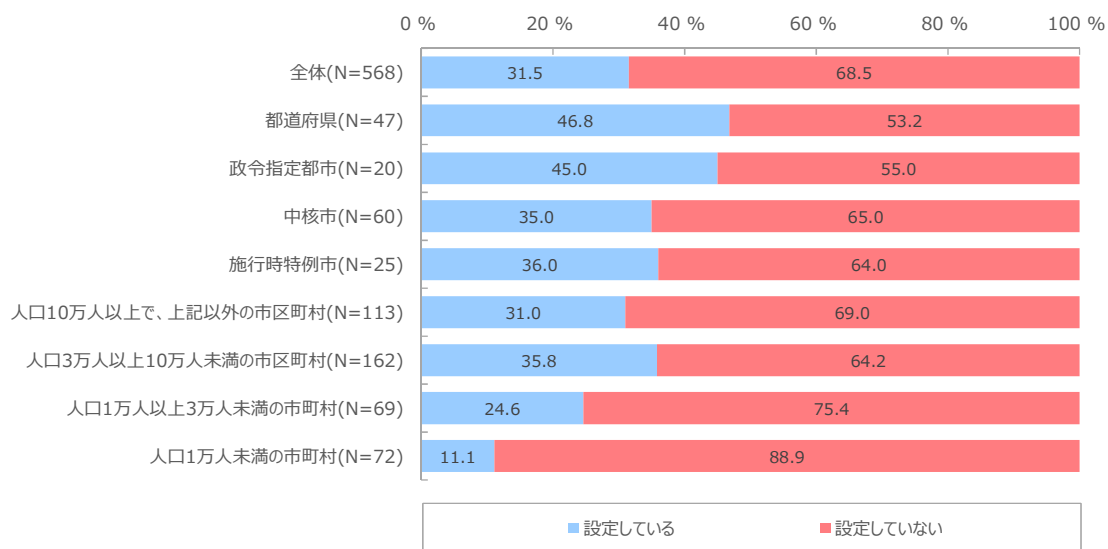
10) 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無（部門・分野別）  
<Q2-2(5)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の31.5%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 366 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
i)産業部門【団体区分別】

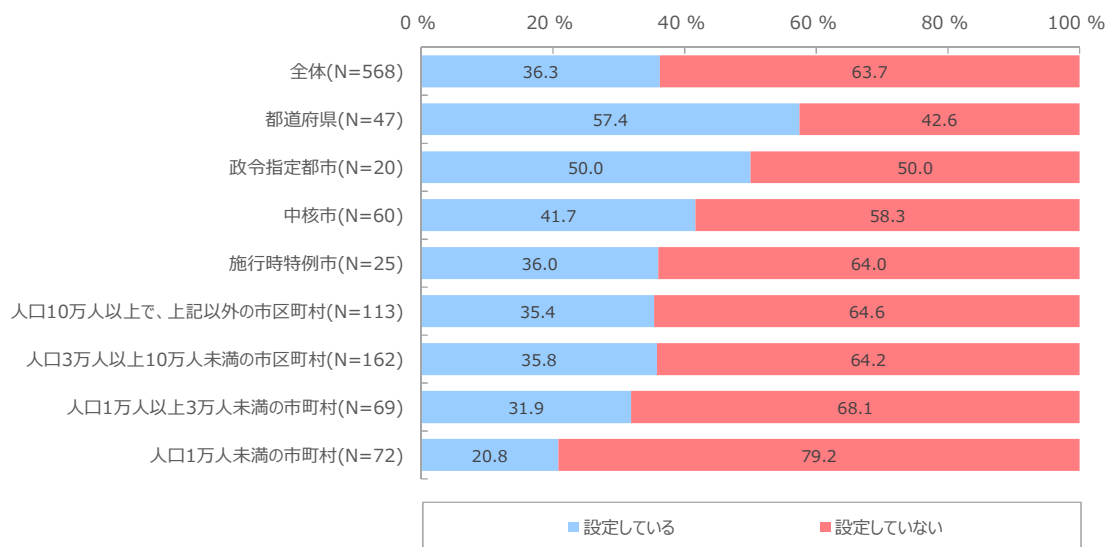


		設 い 定 し て	い 定 し て い な い	合 計
全体	全体	179	389	568
	都道府県	22	25	47
	政令指定都市	9	11	20
	中核市	21	39	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	35	78	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	104	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	52	69
	人口1万人未満の市町村	8	64	72
比率	全体(N=568)	31.5	68.5	
	都道府県(N=47)	46.8	53.2	
	政令指定都市(N=20)	45.0	55.0	
	中核市(N=60)	35.0	65.0	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	31.0	69.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.8	64.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	24.6	75.4	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	11.1	88.9	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の36.3%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 367 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
ii) 業務その他部門【団体区分別】

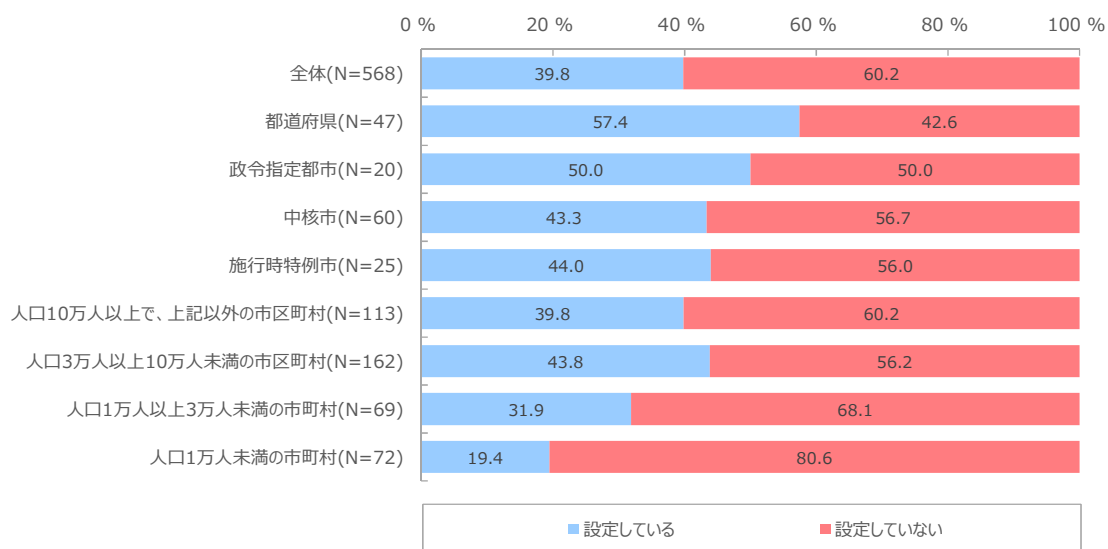


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	206	362	568
	都道府県	27	20	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	25	35	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	40	73	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	104	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	47	69
	人口1万人未満の市町村	15	57	72
比率	全体(N=568)	36.3	63.7	
	都道府県(N=47)	57.4	42.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	41.7	58.3	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	35.4	64.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.8	64.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	68.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	20.8	79.2	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の39.8%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 368 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iii) 家庭部門【団体区分別】

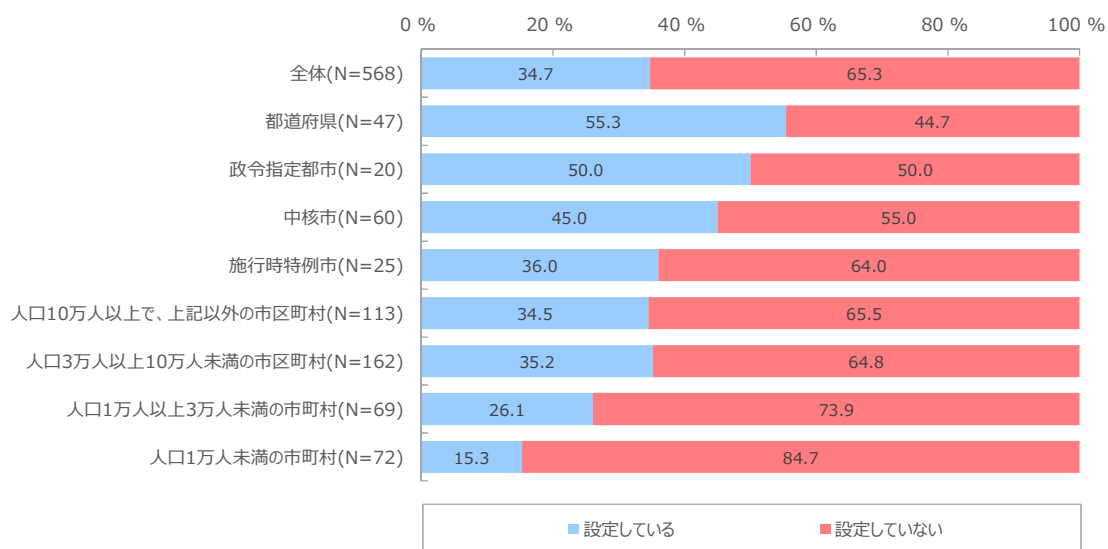


		設 定 し て	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	226	342	568
	都道府県	27	20	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	26	34	60
	施行時特例市	11	14	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	45	68	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	71	91	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	22	47	69
	人口1万人未満の市町村	14	58	72
比率	全体(N=568)	39.8	60.2	
	都道府県(N=47)	57.4	42.6	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	43.3	56.7	
	施行時特例市(N=25)	44.0	56.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	39.8	60.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	43.8	56.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	31.9	68.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	19.4	80.6	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の34.7%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 369 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iv) 運輸部門【団体区分別】

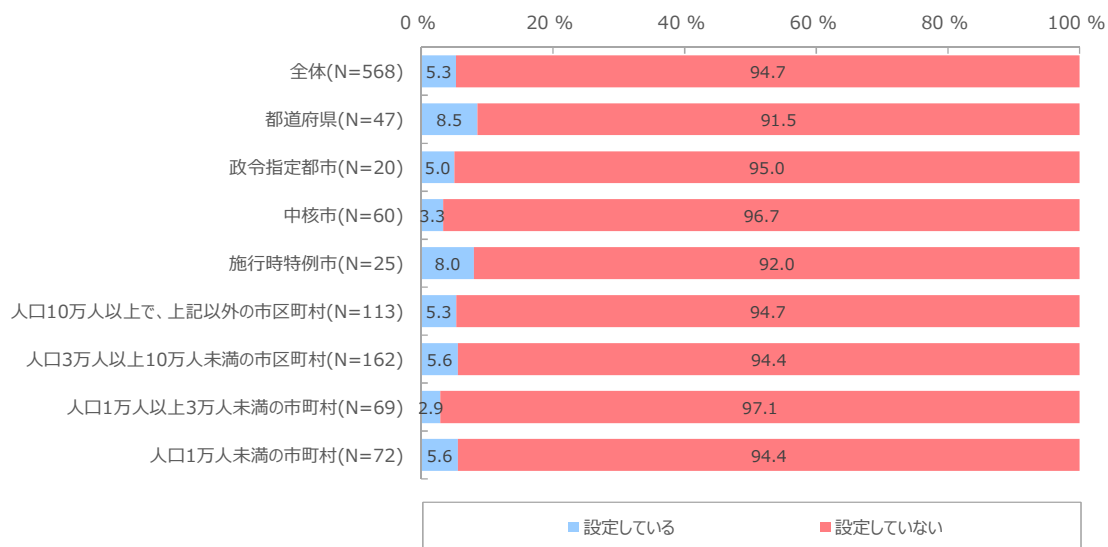


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	197	371	568
	都道府県	26	21	47
	政令指定都市	10	10	20
	中核市	27	33	60
	施行時特例市	9	16	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	74	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	57	105	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	18	51	69
	人口1万人未満の市町村	11	61	72
比率	全体(N=568)	34.7	65.3	
	都道府県(N=47)	55.3	44.7	
	政令指定都市(N=20)	50.0	50.0	
	中核市(N=60)	45.0	55.0	
	施行時特例市(N=25)	36.0	64.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	65.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	35.2	64.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	26.1	73.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	84.7	

v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で対策・施策の目標を設定している団体は全体の5.3%である。地方公共団体の区分による傾向の違いはあまり見られない。

図表 370 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
v) エネルギー転換部門【団体区分別】



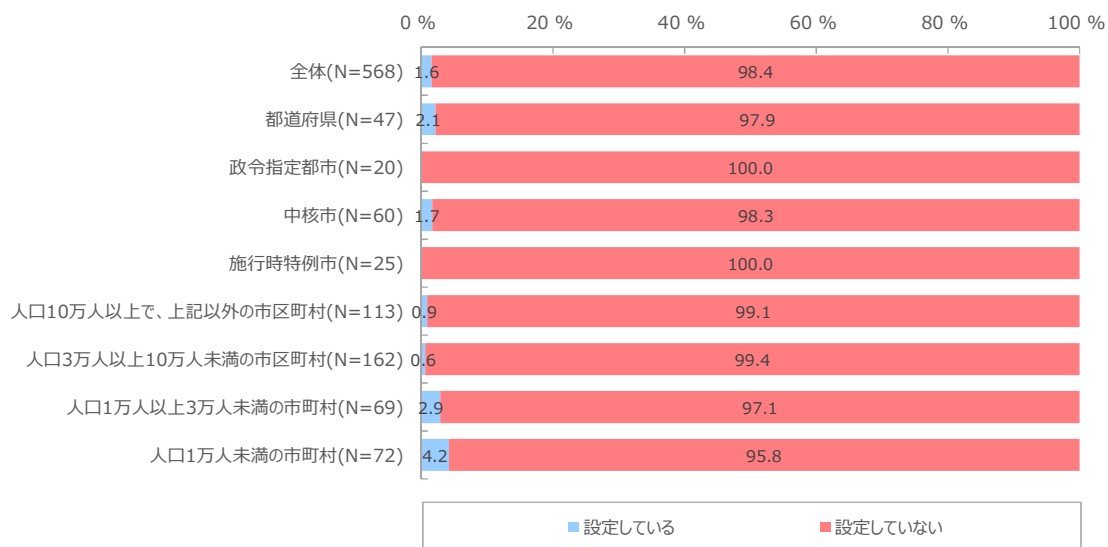
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	30	538	568
	都道府県	4	43	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	2	58	60
	施行時特例市	2	23	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	107	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	153	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	67	69
	人口1万人未満の市町村	4	68	72
比率	全体(N=568)	5.3	94.7	
	都道府県(N=47)	8.5	91.5	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=60)	3.3	96.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	92.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	5.6	94.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	5.6	94.4	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.6%である。

図表 371 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
i) 燃料の燃焼分野【団体区分別】



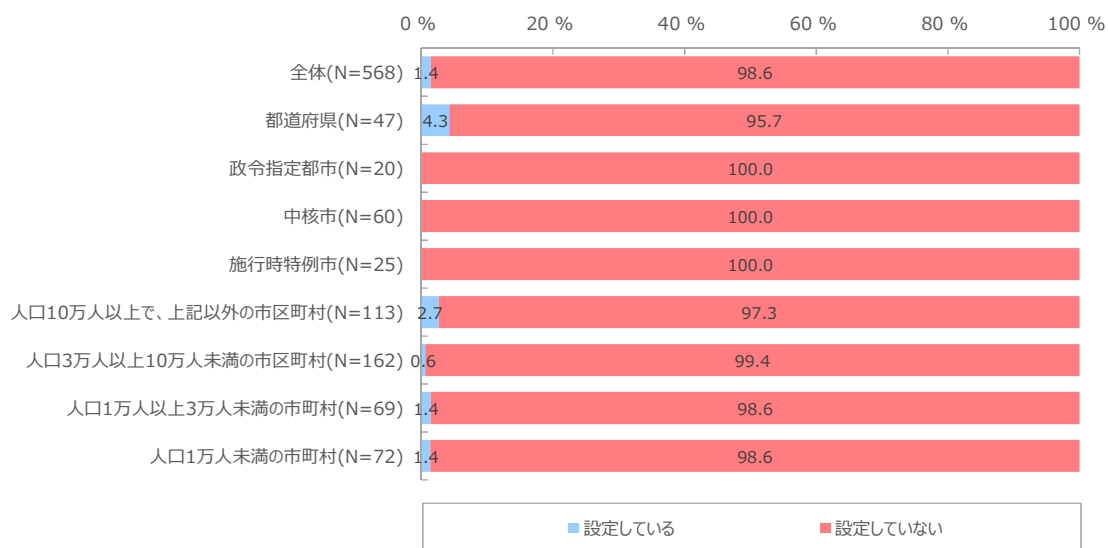
		設 定 し て	設 定 し て い ない	合 計
全体	全体	9	559	568
	都道府県	1	46	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	1	59	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	1	112	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	161	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	67	69
	人口1万人未満の市町村	3	69	72
比率	全体(N=568)	1.6	98.4	
	都道府県(N=47)	2.1	97.9	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	1.7	98.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.9	99.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	97.1	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	95.8	



ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業のプロセス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の1.4%である。

図表 372 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
ii) 工業プロセス分野【団体区分別】

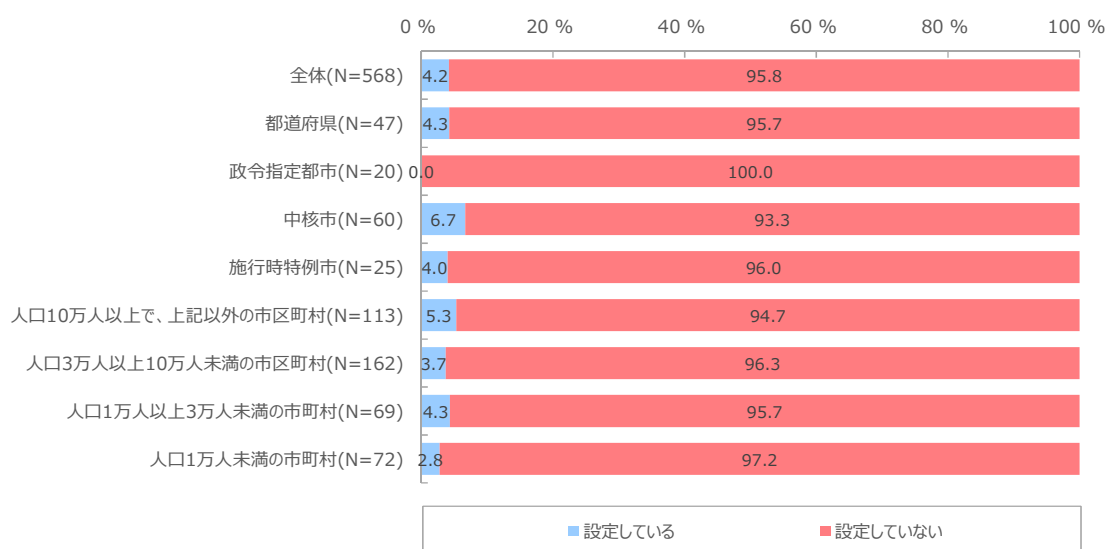


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	8	560	568
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	0	60	60
	施行時特例市	0	25	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	110	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	1	161	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	71	72
比率	全体(N=568)	1.4	98.6	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=25)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	2.7	97.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.6	99.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	98.6	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.2%である。

図表 373 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iii) 農業分野【団体区分別】

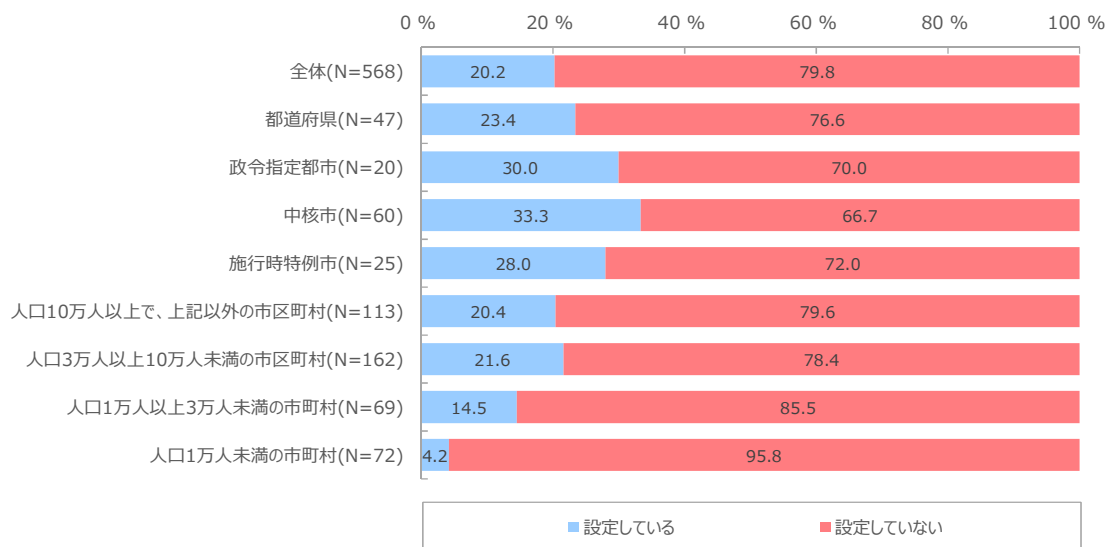


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	24	544	568
	都道府県	2	45	47
	政令指定都市	0	20	20
	中核市	4	56	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	107	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	156	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	66	69
	人口1万人未満の市町村	2	70	72
比率	全体(N=568)	4.2	95.8	
	都道府県(N=47)	4.3	95.7	
	政令指定都市(N=20)	0.0	100.0	
	中核市(N=60)	6.7	93.3	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	94.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.7	96.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	95.7	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	97.2	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の20.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 374 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
iv) 廃棄物分野【団体区分別】

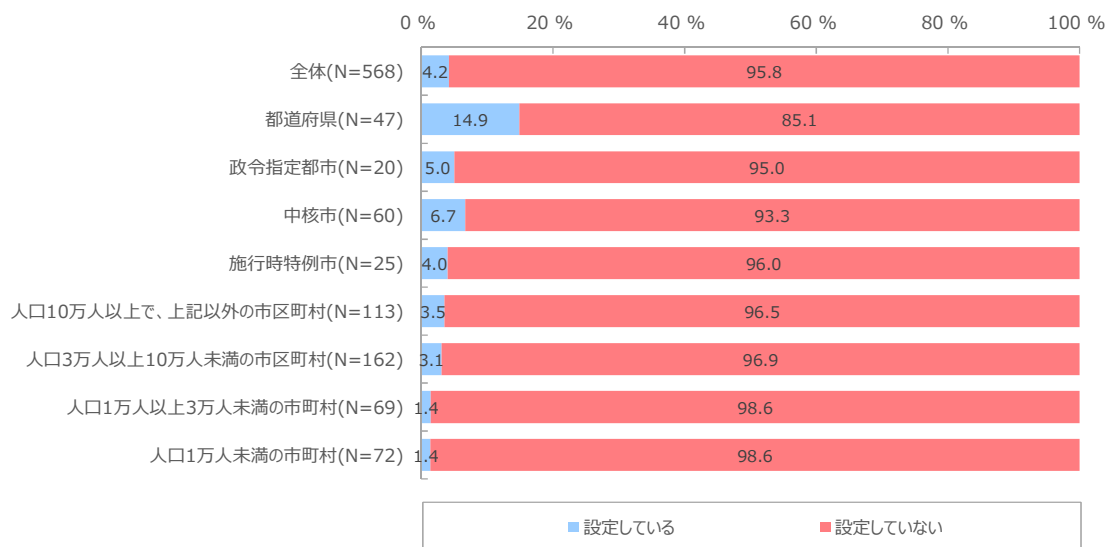


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	115	453	568
	都道府県	11	36	47
	政令指定都市	6	14	20
	中核市	20	40	60
	施行時特例市	7	18	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	90	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	35	127	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	59	69
	人口1万人未満の市町村	3	69	72
比率	全体(N=568)	20.2	79.8	
	都道府県(N=47)	23.4	76.6	
	政令指定都市(N=20)	30.0	70.0	
	中核市(N=60)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=25)	28.0	72.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	79.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	21.6	78.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	14.5	85.5	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	95.8	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で対策・施策の目標を設定している団体は全体の4.2%である。人口規模が小さくなるほど、目標を設定している団体の割合は低下する傾向がある。

図表 375 区域施策編における「対策・施策の目標」の設定の有無  
v) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】



		設定している	設定していない	合計
全体	全体	24	544	568
	都道府県	7	40	47
	政令指定都市	1	19	20
	中核市	4	56	60
	施行時特例市	1	24	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	109	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	157	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	68	69
	人口1万人未満の市町村	1	71	72
比率	全体(N=568)	4.2	95.8	
	都道府県(N=47)	14.9	85.1	
	政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	
	中核市(N=60)	6.7	93.3	
	施行時特例市(N=25)	4.0	96.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	3.5	96.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.1	96.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	1.4	98.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	98.6	

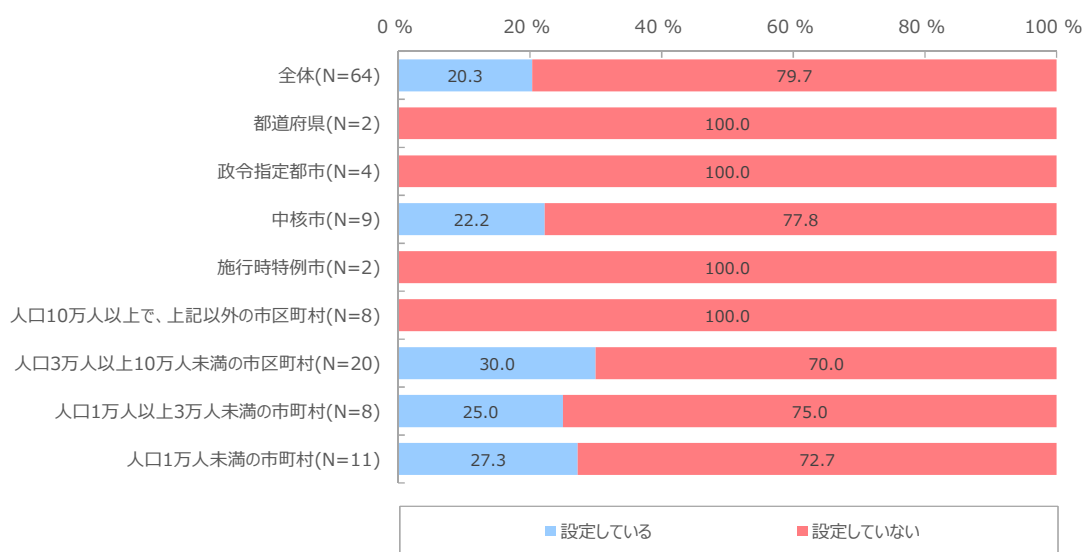
1 1) 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無（部門・分野別）  
 <Q2-2(6)>

①部門別

i) 産業部門

区域施策編を策定済みの団体において、産業部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 20.3%である。

図表 376 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
 (1)産業部門【団体区分別】

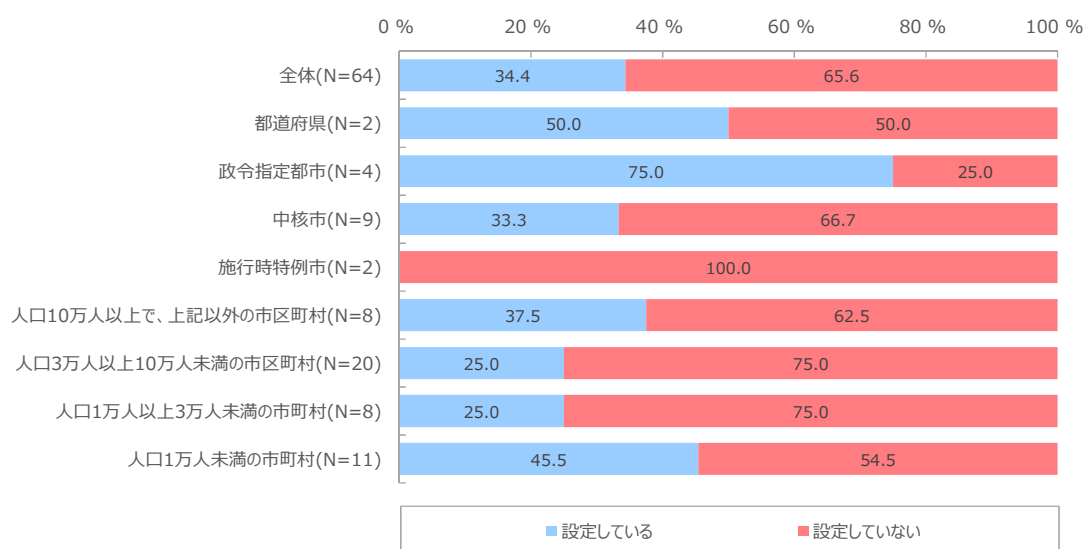


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	13	51	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	20.3	79.7	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	

ii) 業務その他部門

区域施策編を策定済みの団体において、業務その他部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の34.4%である。

図表 377 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(2) 業務その他部門【団体区分別】

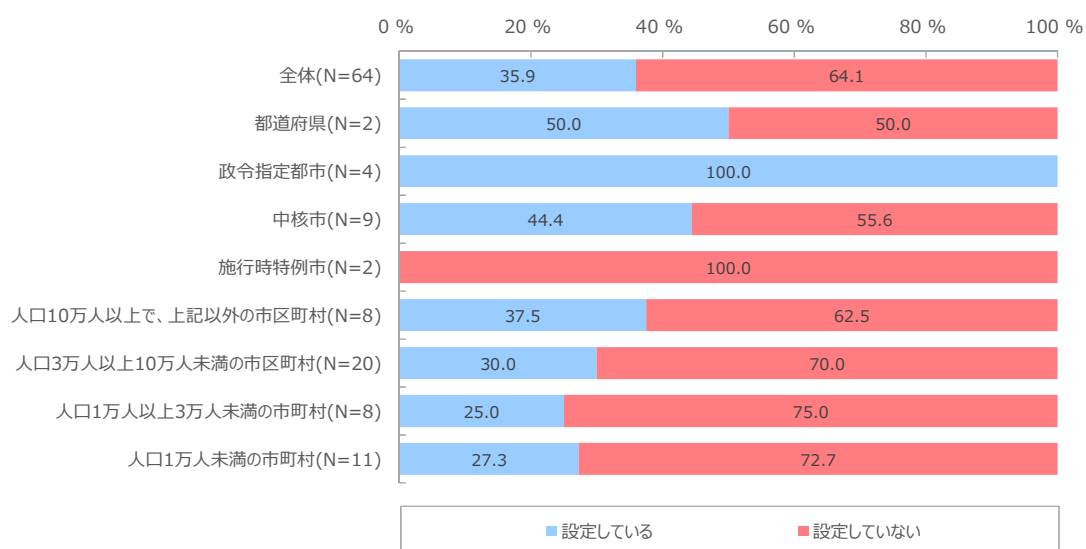


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	22	42	64
	都道府県	1	1	2
	政令指定都市	3	1	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	15	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	5	6	11
比率	全体(N=64)	34.4	65.6	
	都道府県(N=2)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	75.0	25.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	37.5	62.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	25.0	75.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	54.5	

iii) 家庭部門

区域施策編を策定済みの団体において、家庭部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 35.9%である。

図表 378 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(3)家庭部門【団体区分別】

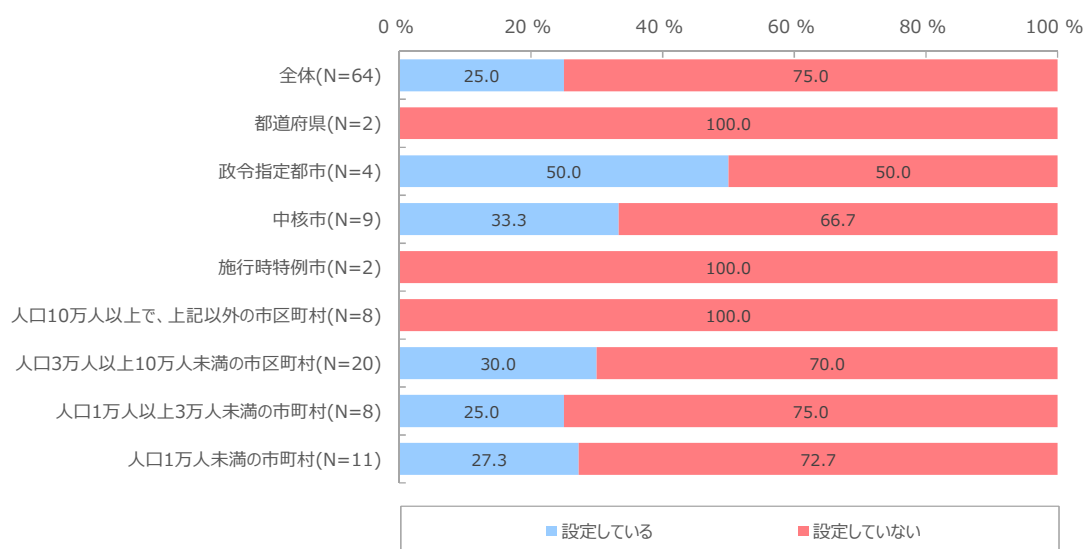


		設 定 し て	設 定 し て い な い	合 計
全体	全体	23	41	64
	都道府県	1	1	2
	政令指定都市	4	0	4
	中核市	4	5	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	3	5	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	35.9	64.1	
	都道府県(N=2)	50.0	50.0	
	政令指定都市(N=4)	100.0	0.0	
	中核市(N=9)	44.4	55.6	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	37.5	62.5	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	

iv) 運輸部門

区域施策編を策定済みの団体において、運輸部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の 25.0%である。

図表 379 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(4)運輸部門【団体区分別】



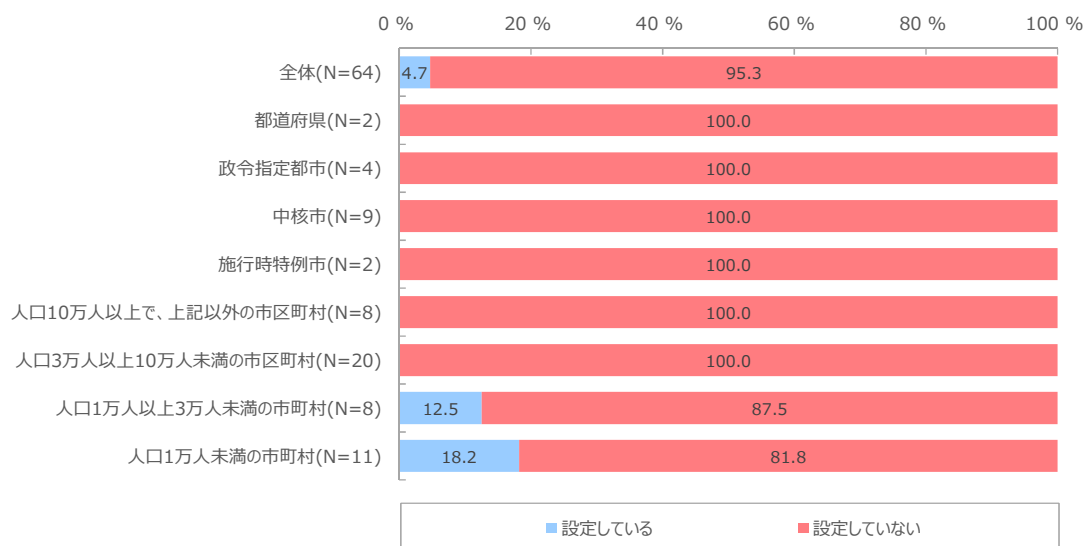
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	16	48	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	2	2	4
	中核市	3	6	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	6	14	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	3	8	11
比率	全体(N=64)	25.0	75.0	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	50.0	50.0	
	中核市(N=9)	33.3	66.7	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	30.0	70.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	27.3	72.7	



v) エネルギー転換部門

区域施策編を策定済みの団体において、エネルギー転換部門で排出原単位目標を設定している団体は全体の4.7%である。

図表 380 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(5) エネルギー転換部門【団体区分別】



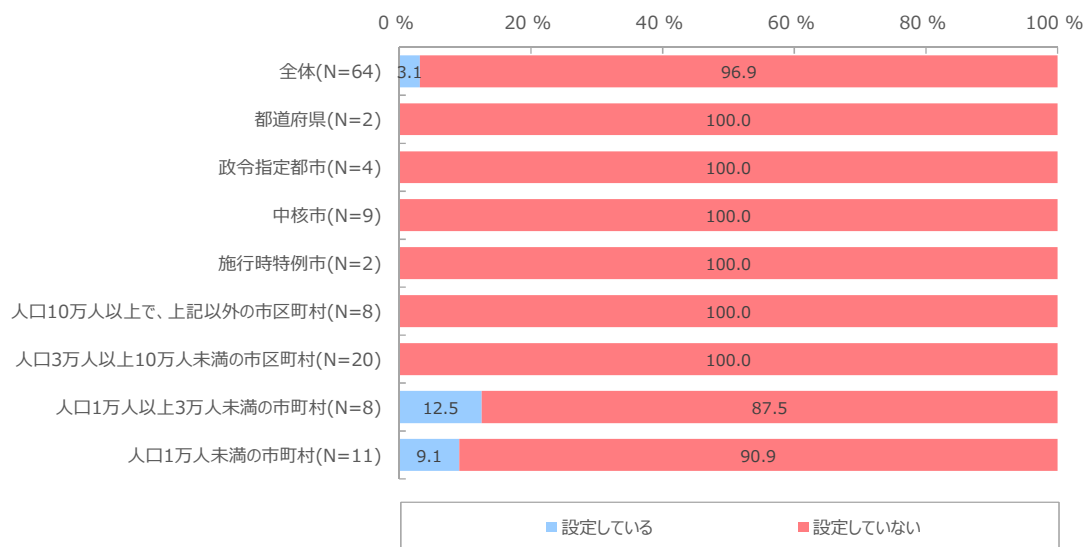
		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	61	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
比率	全体(N=64)	4.7	95.3	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	

②分野別

i) 燃料の燃焼分野

区域施策編を策定済みの団体において、燃料の燃焼分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.1%である。

図表 381 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(6)燃料の燃焼分野【団体区分別】

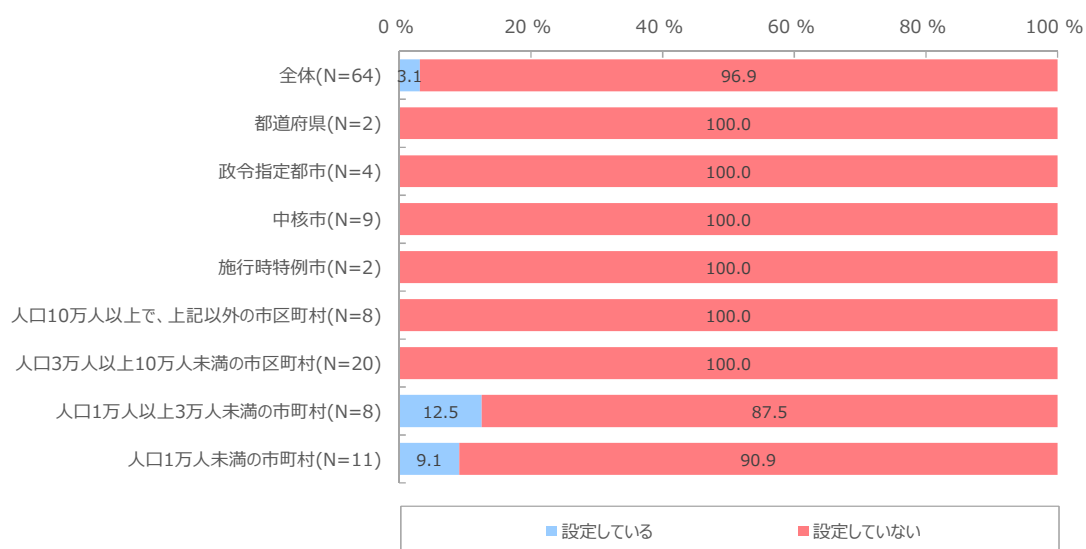


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	62	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	3.1	96.9	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

ii) 工業プロセス分野

区域施策編を策定済みの団体において、工業プロセス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の3.1%である。

図表 382 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(7)工業プロセス分野【団体区分別】

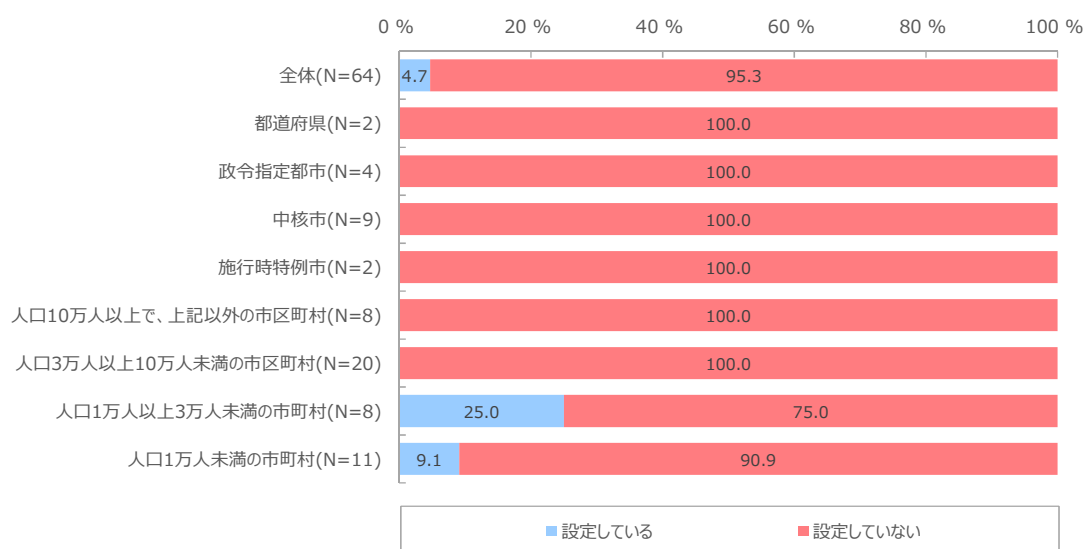


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	2	62	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	3.1	96.9	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

iii) 農業分野

区域施策編を策定済みの団体において、農業分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の4.7%である。

図表 383 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(8)農業分野【団体区分別】

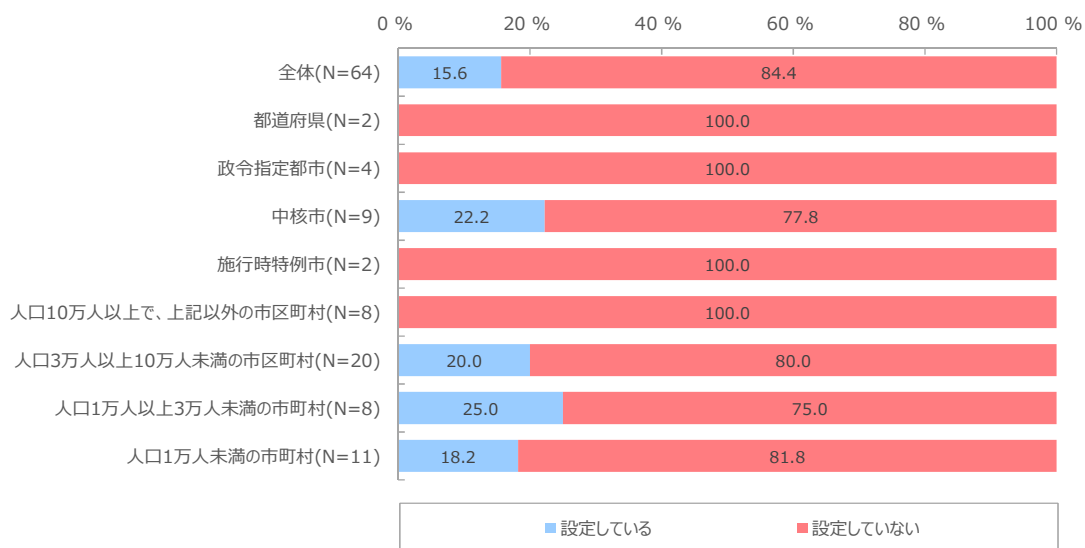


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	3	61	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	0	9	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	4.7	95.3	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	0.0	100.0	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

iv) 廃棄物分野

区域施策編を策定済みの団体において、廃棄物分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の15.6%である。

図表 384 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(9)廃棄物分野【団体区分別】

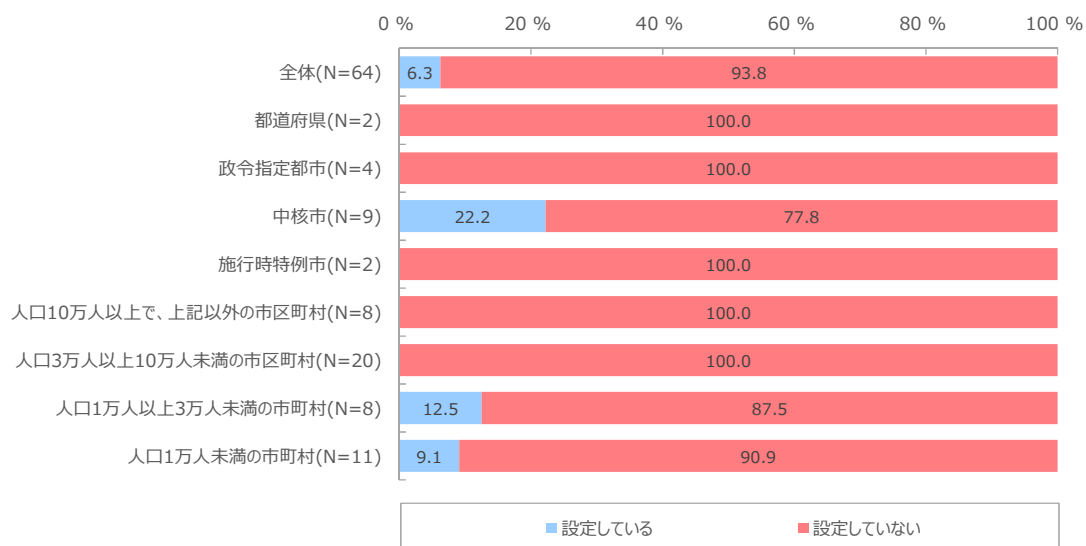


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	10	54	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	16	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	8
	人口1万人未満の市町村	2	9	11
比率	全体(N=64)	15.6	84.4	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	20.0	80.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	75.0	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	18.2	81.8	

v) 代替フロン等4ガス分野

区域施策編を策定済みの団体において、代替フロン等4ガス分野で排出原単位目標を設定している団体は全体の6.3%である。

図表 385 区域施策編における「排出原単位目標」の設定の有無  
(10) 代替フロン等4ガス分野【団体区分別】

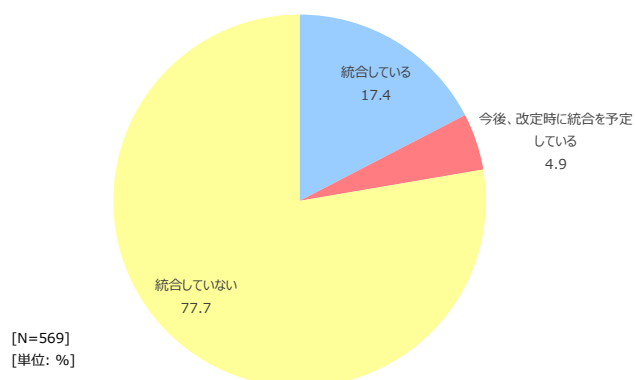


		設定している	設定していない	合計
全体	全体	4	60	64
	都道府県	0	2	2
	政令指定都市	0	4	4
	中核市	2	7	9
	施行時特例市	0	2	2
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	8	8
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	20	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	7	8
	人口1万人未満の市町村	1	10	11
比率	全体(N=64)	6.3	93.8	
	都道府県(N=2)	0.0	100.0	
	政令指定都市(N=4)	0.0	100.0	
	中核市(N=9)	22.2	77.8	
	施行時特例市(N=2)	0.0	100.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=8)	0.0	100.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	0.0	100.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	12.5	87.5	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	9.1	90.9	

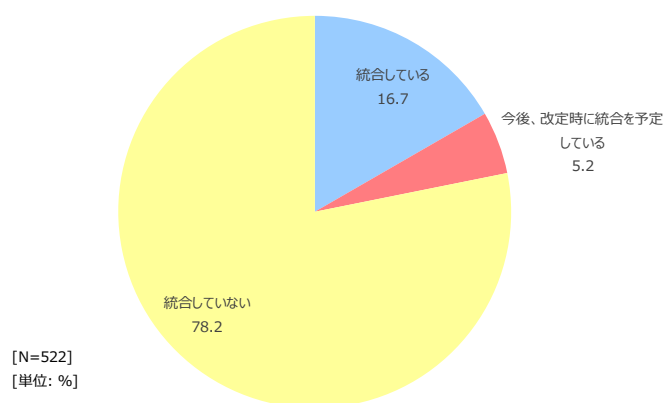
## 12) 区域施策編と事務事業編との統合の状況 <Q2-2(7)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と事務事業編との統合の状況は、「統合している。」団体が 17.4%、「今後、改定時に統合を予定している。」が 4.9%存在する。

図表 386 区域施策編と事務事業編との統合の状況



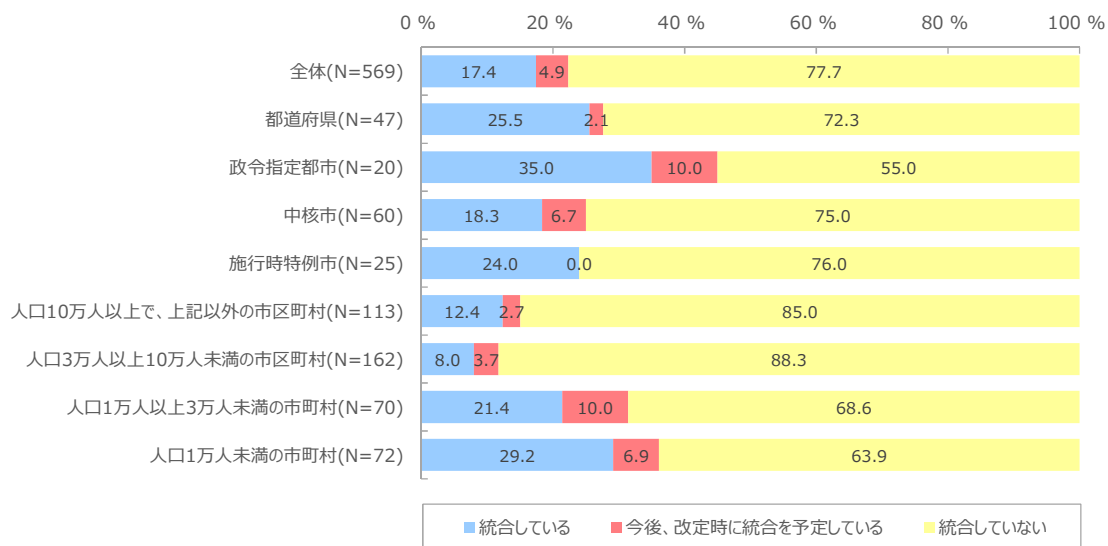
図表 387 区域施策編と事務事業編との統合の状況【基礎自治体】



	統合している	今後、改定時に統合を予定している	統合していない	合計
全体	87	27	408	522
比率	16.7	5.2	78.2	

地方公共団体の区分別に見ると、区域施策編と事務事業編の統合を図っている団体は、大規模な団体にも小規模な団体にも一定数存在している。

図表 388 区域施策編と事務事業編との統合の状況【団体区分別】



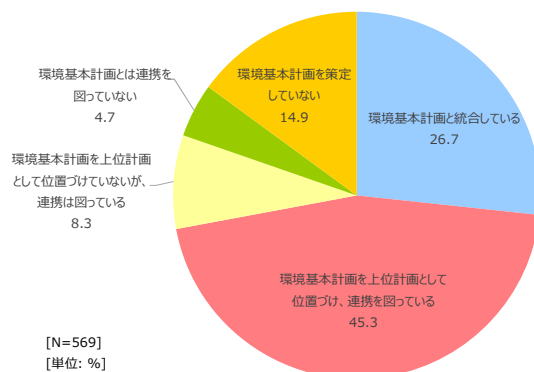
		統合している	今後、予定、改定時に統合	統合していない	合計
全体	全体	99	28	442	569
	都道府県	12	1	34	47
	政令指定都市	7	2	11	20
	中核市	11	4	45	60
	施行時特例市	6	0	19	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	3	96	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	6	143	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	7	48	70
	人口1万人未満の市町村	21	5	46	72
比率	全体(N=569)	17.4	4.9	77.7	
	都道府県(N=47)	25.5	2.1	72.3	
	政令指定都市(N=20)	35.0	10.0	55.0	
	中核市(N=60)	18.3	6.7	75.0	
	施行時特例市(N=25)	24.0	0.0	76.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	12.4	2.7	85.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	8.0	3.7	88.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	21.4	10.0	68.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	29.2	6.9	63.9	



13) 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況 <Q2-2(7)>

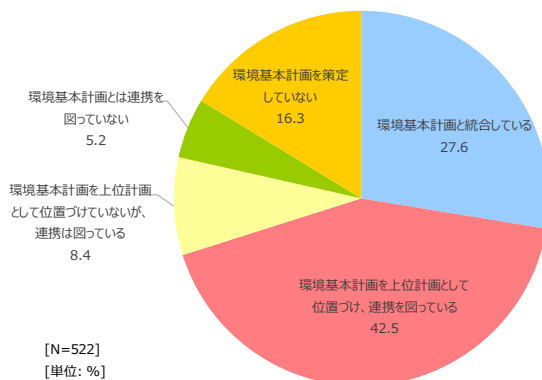
区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況は、「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」(45.3%)が最も多く、「環境基本計画と統合している。」(26.7%)が続く。

図表 389 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況



図表 390 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況

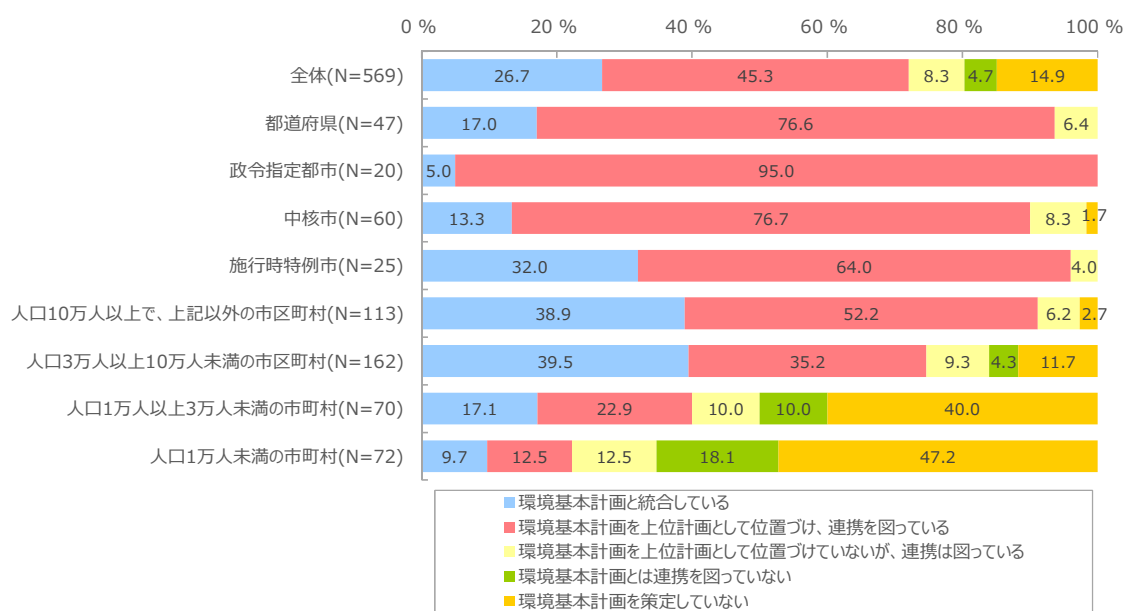
【基礎自治体】



	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を策定していないが、連携は図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	144	222	44	27	85	522
比率	27.6	42.5	8.4	5.2	16.3	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や施行時特例市より人口規模の大きい市では「環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている。」の割合が高く、人口規模が小さくなると「環境基本計画と統合している。」の割合が相対的に高くなる。一方、人口3万人未満の市町村では、そもそも「環境基本計画を策定していない」団体が多い。

図表 391 区域施策編と環境基本計画との調和・連携又は統合の状況  
【団体区分別】



区別	環境基本計画と統合している	環境基本計画を上位計画として位置づけ、連携を図っている	環境基本計画を上位計画として位置づけていないが、連携を図っている	環境基本計画とは連携を図っていない	環境基本計画を策定していない	合計
全体	152	258	47	27	85	569
都道府県	8	36	3	0	0	47
政令指定都市	1	19	0	0	0	20
中核市	8	46	5	0	1	60
施行時特例市	8	16	1	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	44	59	7	0	3	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	64	57	15	7	19	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	12	16	7	7	28	70
人口1万人未満の市町村	7	9	9	13	34	72
比率	26.7	45.3	8.3	4.7	14.9	
都道府県(N=47)	17.0	76.6	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	5.0	95.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	13.3	76.7	8.3	0.0	1.7	
施行時特例市(N=25)	32.0	64.0	4.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	38.9	52.2	6.2	0.0	2.7	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	39.5	35.2	9.3	4.3	11.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	17.1	22.9	10.0	10.0	40.0	
人口1万人未満の市町村(N=72)	9.7	12.5	12.5	18.1	47.2	

## 14) 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

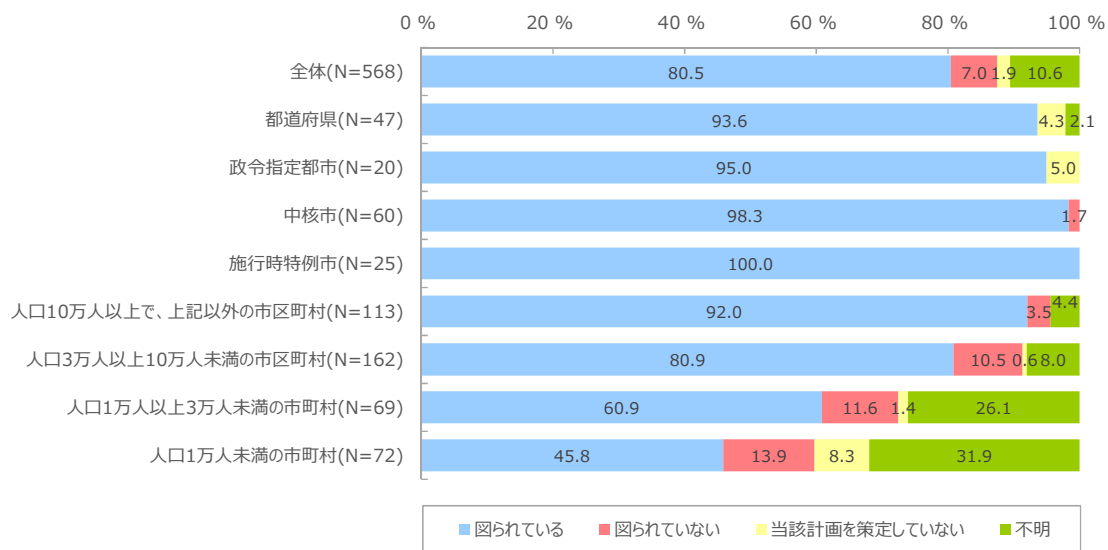
### <Q2-2(7)>

#### ①総合計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と総合計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の80.5%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 392 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

#### ①総合計画【団体区分別】

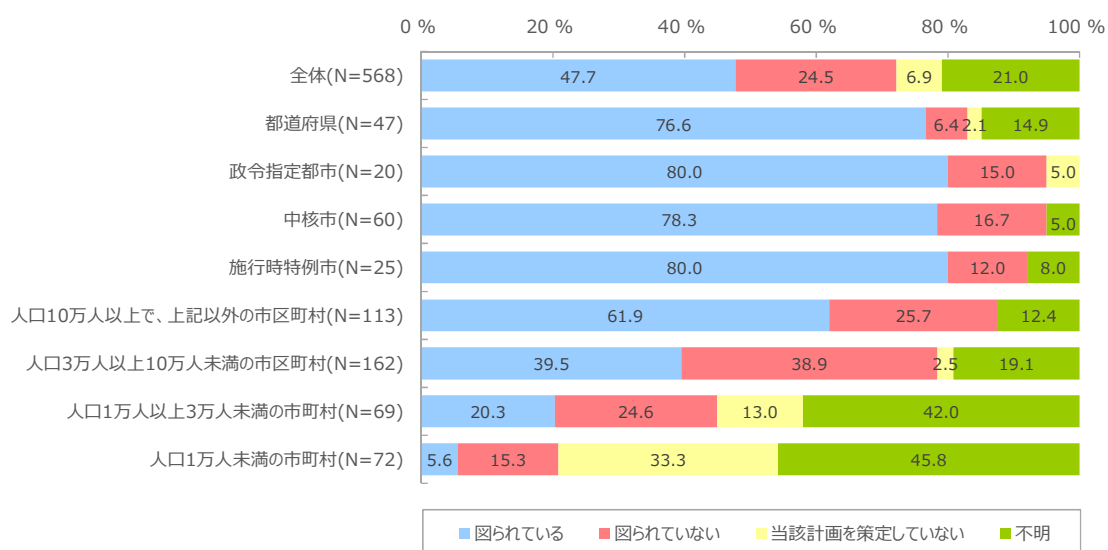


	図られている	図られていない	定当し該て計い画なをい策	不明	合計
全体	457	40	11	60	568
都道府県	44	0	2	1	47
政令指定都市	19	0	1	0	20
中核市	59	1	0	0	60
施行時特例市	25	0	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	104	4	0	5	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	131	17	1	13	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	42	8	1	18	69
人口1万人未満の市町村	33	10	6	23	72
比率					
全体(N=568)	80.5	7.0	1.9	10.6	
都道府県(N=47)	93.6	0.0	4.3	2.1	
政令指定都市(N=20)	95.0	0.0	5.0	0.0	
中核市(N=60)	98.3	1.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	92.0	3.5	0.0	4.4	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	80.9	10.5	0.6	8.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	60.9	11.6	1.4	26.1	
人口1万人未満の市町村(N=72)	45.8	13.9	8.3	31.9	

②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の47.7%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 393 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
②「都市計画法」に基づく「都市計画マスタープラン」  
【団体区分別】



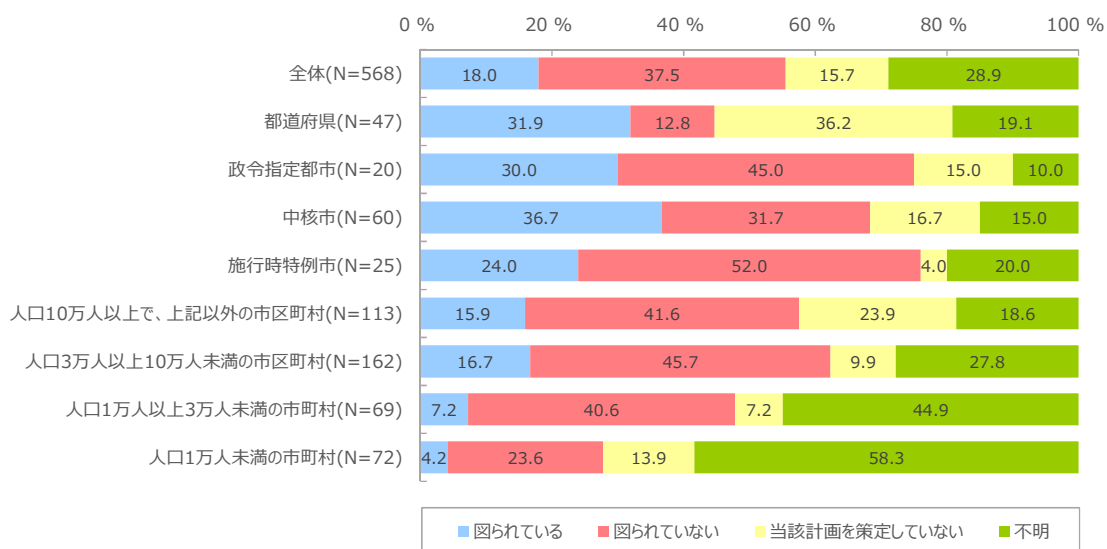
		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	271	139	39	119	568
	都道府県	36	3	1	7	47
	政令指定都市	16	3	1	0	20
	中核市	47	10	0	3	60
	施行時特例市	20	3	0	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	29	0	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	64	63	4	31	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	14	17	9	29	69
	人口1万人未満の市町村	4	11	24	33	72
比率	全体(N=568)	47.7	24.5	6.9	21.0	
	都道府県(N=47)	76.6	6.4	2.1	14.9	
	政令指定都市(N=20)	80.0	15.0	5.0	0.0	
	中核市(N=60)	78.3	16.7	0.0	5.0	
	施行時特例市(N=25)	80.0	12.0	0.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	61.9	25.7	0.0	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	39.5	38.9	2.5	19.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	20.3	24.6	13.0	42.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	5.6	15.3	33.3	45.8	

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の18.0%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 394 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

③「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく「農業振興地域整備計画」  
【団体区分別】



		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	102	213	89	164	568
	都道府県	15	6	17	9	47
	政令指定都市	6	9	3	2	20
	中核市	22	19	10	9	60
	施行時特例市	6	13	1	5	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	47	27	21	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	27	74	16	45	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	28	5	31	69
	人口1万人未満の市町村	3	17	10	42	72
比率	全体(N=568)	18.0	37.5	15.7	28.9	
	都道府県(N=47)	31.9	12.8	36.2	19.1	
	政令指定都市(N=20)	30.0	45.0	15.0	10.0	
	中核市(N=60)	36.7	31.7	16.7	15.0	
	施行時特例市(N=25)	24.0	52.0	4.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	15.9	41.6	23.9	18.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	16.7	45.7	9.9	27.8	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	7.2	40.6	7.2	44.9	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	23.6	13.9	58.3	

④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」  
 区域施策編を策定済みの団体において、「都市の低炭素化の促進に関する法律」  
 に基づく「低炭素まちづくり計画」を策定していない団体が全体の67.1%を占め  
 ており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の  
 5.3%にとどまる。

図表 395 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
 ④「都市の低炭素化の促進に関する法律」に基づく「低炭素まちづくり計画」  
 【団体区分別】

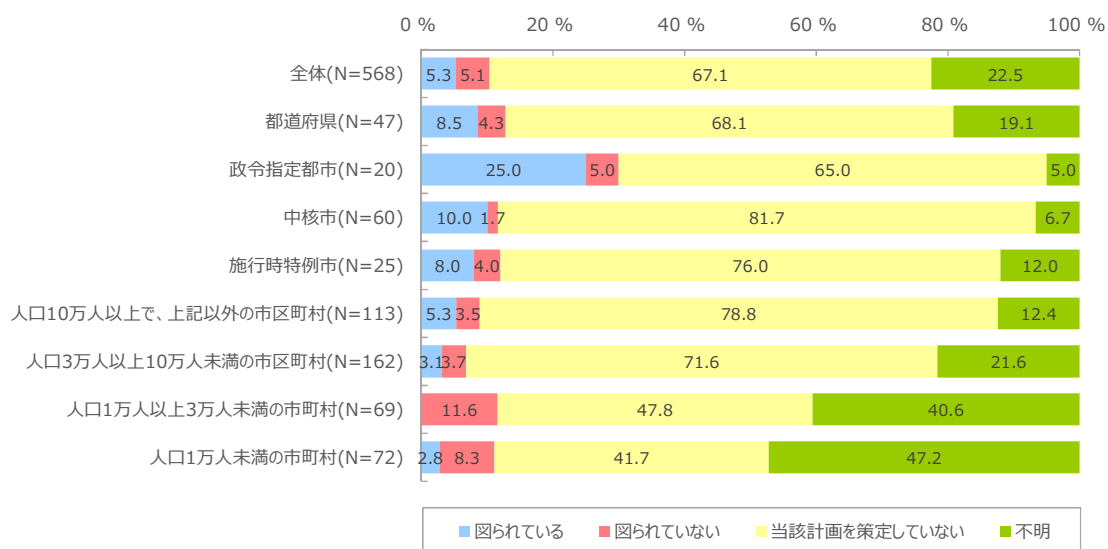


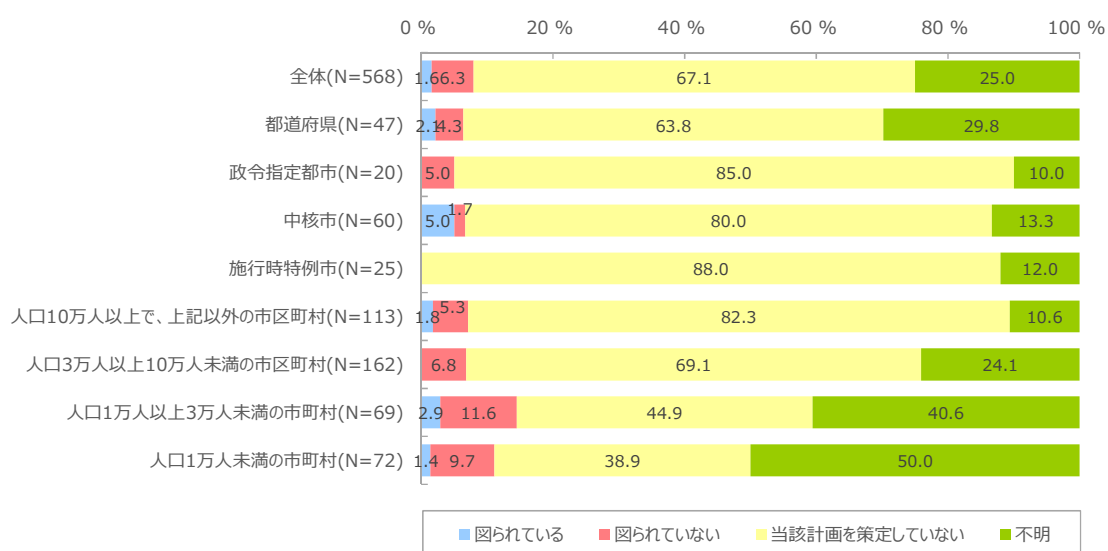
		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	当 し 該 て い な い を 策 定	不 明	合 計
全体	全体	30	29	381	128	568
	都道府県	4	2	32	9	47
	政令指定都市	5	1	13	1	20
	中核市	6	1	49	4	60
	施行時特例市	2	1	19	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	6	4	89	14	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	5	6	116	35	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	0	8	33	28	69
	人口1万人未満の市町村	2	6	30	34	72
比率	全体(N=568)	5.3	5.1	67.1	22.5	
	都道府県(N=47)	8.5	4.3	68.1	19.1	
	政令指定都市(N=20)	25.0	5.0	65.0	5.0	
	中核市(N=60)	10.0	1.7	81.7	6.7	
	施行時特例市(N=25)	8.0	4.0	76.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	5.3	3.5	78.8	12.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	3.1	3.7	71.6	21.6	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	11.6	47.8	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	8.3	41.7	47.2	

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」を策定していない団体が全体の 67.1%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 1.6%にとどまる。

図表 396 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況

⑤「農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律」に基づく「基本計画」【団体区分別】

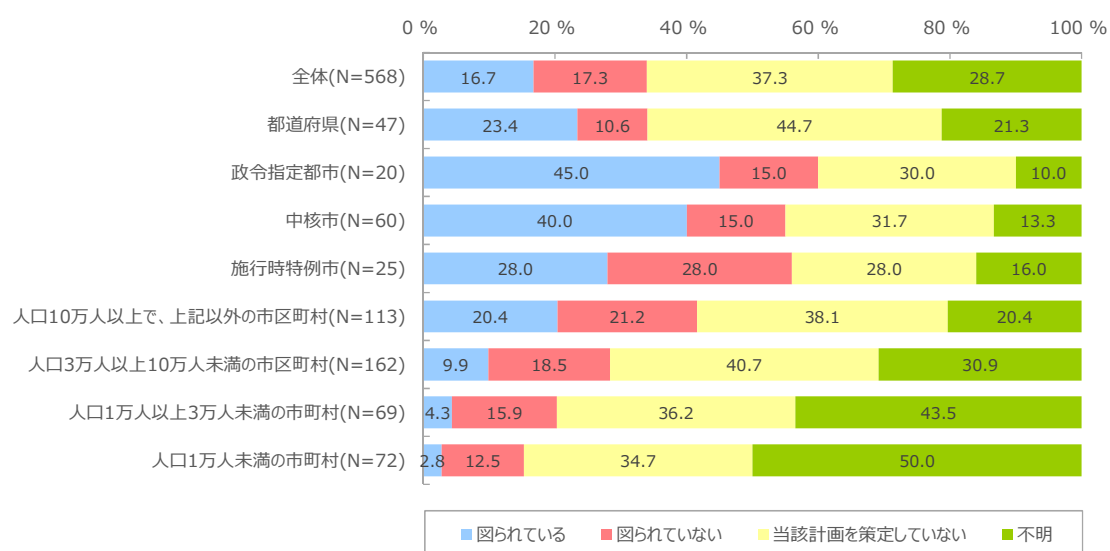


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	9	36	381	142	568
	都道府県	1	2	30	14	47
	政令指定都市	0	1	17	2	20
	中核市	3	1	48	8	60
	施行時特例市	0	0	22	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	6	93	12	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	11	112	39	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	8	31	28	69
	人口1万人未満の市町村	1	7	28	36	72
比率	全体(N=568)	1.6	6.3	67.1	25.0	
	都道府県(N=47)	2.1	4.3	63.8	29.8	
	政令指定都市(N=20)	0.0	5.0	85.0	10.0	
	中核市(N=60)	5.0	1.7	80.0	13.3	
	施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	88.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	1.8	5.3	82.3	10.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.0	6.8	69.1	24.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	11.6	44.9	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	9.7	38.9	50.0	

⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」

区域施策編を策定済みの団体において、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」を策定していない団体が全体の37.3%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の16.7%である。

図表 397 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑥「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく「地域公共交通網形成計画」【団体区分別】



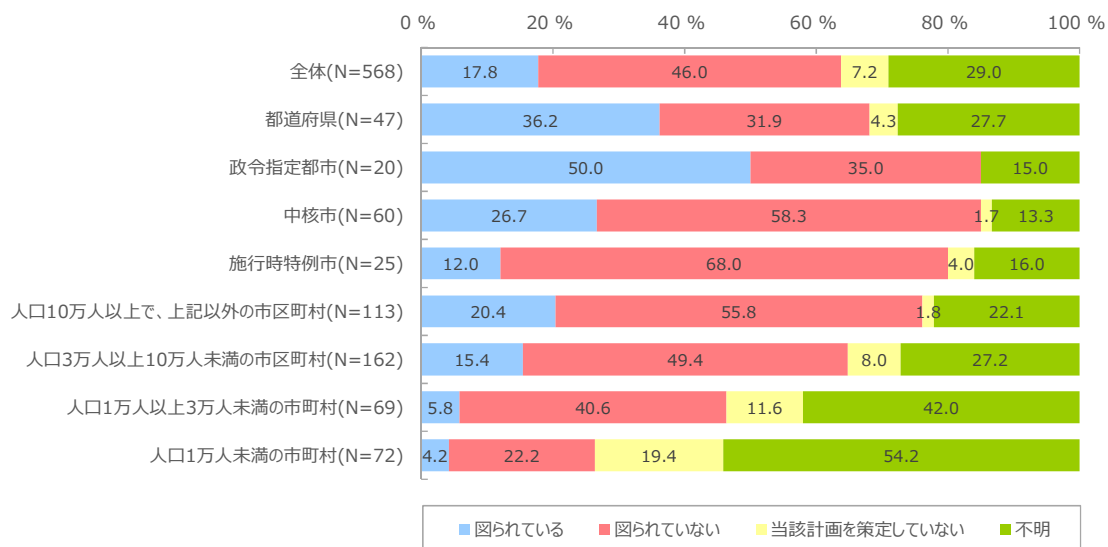
		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	95	98	212	163	568
	都道府県	11	5	21	10	47
	政令指定都市	9	3	6	2	20
	中核市	24	9	19	8	60
	施行時特例市	7	7	7	4	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	24	43	23	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	16	30	66	50	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	3	11	25	30	69
	人口1万人未満の市町村	2	9	25	36	72
比率	全体(N=568)	16.7	17.3	37.3	28.7	
	都道府県(N=47)	23.4	10.6	44.7	21.3	
	政令指定都市(N=20)	45.0	15.0	30.0	10.0	
	中核市(N=60)	40.0	15.0	31.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	28.0	28.0	28.0	16.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	21.2	38.1	20.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	9.9	18.5	40.7	30.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	4.3	15.9	36.2	43.5	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	12.5	34.7	50.0	



⑦公共施設等総合管理計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と公共施設等総合管理計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 17.8%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 398 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑦公共施設等総合管理計画【団体区分別】

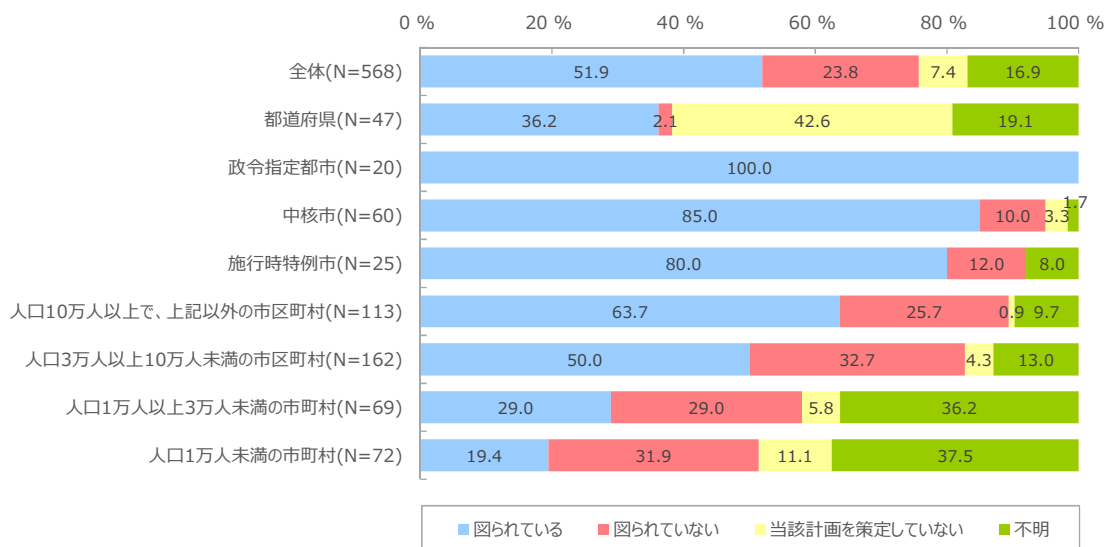


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	101	261	41	165	568
	都道府県	17	15	2	13	47
	政令指定都市	10	7	0	3	20
	中核市	16	35	1	8	60
	施行時特例市	3	17	1	4	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	23	63	2	25	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	80	13	44	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	28	8	29	69
	人口1万人未満の市町村	3	16	14	39	72
比率	全体(N=568)	17.8	46.0	7.2	29.0	
	都道府県(N=47)	36.2	31.9	4.3	27.7	
	政令指定都市(N=20)	50.0	35.0	0.0	15.0	
	中核市(N=60)	26.7	58.3	1.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	12.0	68.0	4.0	16.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	20.4	55.8	1.8	22.1	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	15.4	49.4	8.0	27.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	5.8	40.6	11.6	42.0	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	4.2	22.2	19.4	54.2	

⑧一般廃棄物処理基本計画

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編と一般廃棄物処理基本計画との調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 51.9%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 399 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑧一般廃棄物処理基本計画【団体区分別】

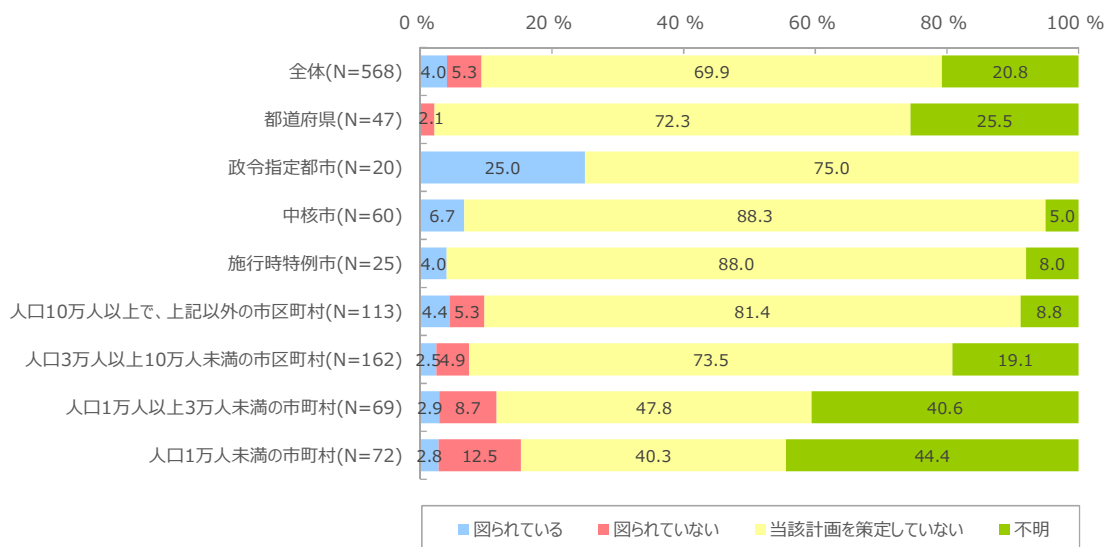


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	295	135	42	96	568
	都道府県	17	1	20	9	47
	政令指定都市	20	0	0	0	20
	中核市	51	6	2	1	60
	施行時特例市	20	3	0	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	72	29	1	11	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	81	53	7	21	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	20	20	4	25	69
	人口1万人未満の市町村	14	23	8	27	72
比率	全体(N=568)	51.9	23.8	7.4	16.9	
	都道府県(N=47)	36.2	2.1	42.6	19.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	85.0	10.0	3.3	1.7	
	施行時特例市(N=25)	80.0	12.0	0.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	63.7	25.7	0.9	9.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	50.0	32.7	4.3	13.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	29.0	29.0	5.8	36.2	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	19.4	31.9	11.1	37.5	

⑨環境モデル都市アクションプラン

区域施策編を策定済みの団体において、環境モデル都市アクションプランを策定していない団体が全体の 69.9%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の 4.0%である。

図表 400 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑨環境モデル都市アクションプラン【団体区分別】

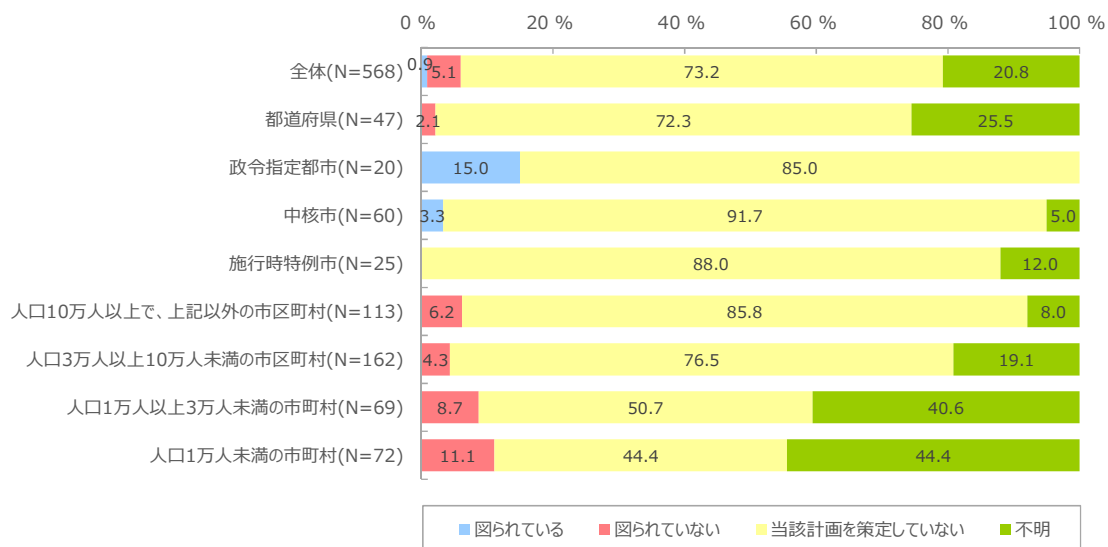


		図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	全体	23	30	397	118	568
	都道府県	0	1	34	12	47
	政令指定都市	5	0	15	0	20
	中核市	4	0	53	3	60
	施行時特例市	1	0	22	2	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	6	92	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	4	8	119	31	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	6	33	28	69
	人口1万人未満の市町村	2	9	29	32	72
比率	全体(N=568)	4.0	5.3	69.9	20.8	
	都道府県(N=47)	0.0	2.1	72.3	25.5	
	政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	75.0	0.0	
	中核市(N=60)	6.7	0.0	88.3	5.0	
	施行時特例市(N=25)	4.0	0.0	88.0	8.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	4.4	5.3	81.4	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	2.5	4.9	73.5	19.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	2.9	8.7	47.8	40.6	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	2.8	12.5	40.3	44.4	

⑩環境未来都市計画

区域施策編を策定済みの団体において、環境未来都市計画を策定していない団体が全体の73.2%を占めており、当該計画と区域施策編の調和・連携又は統合を図っている団体は全体の0.9%である。

図表 401 区域施策編とその他の行政計画との調和・連携又は統合の状況  
⑩環境未来都市計画【団体区分別】

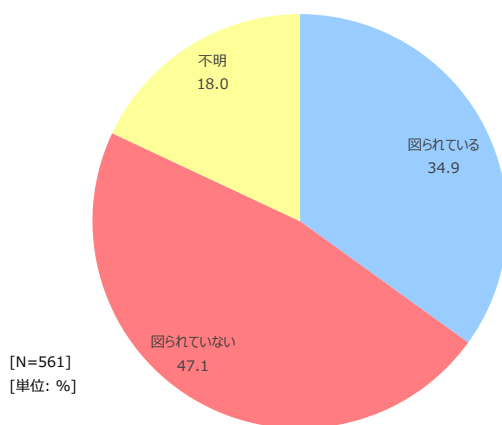


	図られている	図られていない	当該計画を策定していない	不明	合計
全体	5	29	416	118	568
都道府県	0	1	34	12	47
政令指定都市	3	0	17	0	20
中核市	2	0	55	3	60
施行時特例市	0	0	22	3	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	7	97	9	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	0	7	124	31	162
人口1万人以上3万人未満の市町村	0	6	35	28	69
人口1万人未満の市町村	0	8	32	32	72
比率					
全体(N=568)	0.9	5.1	73.2	20.8	
都道府県(N=47)	0.0	2.1	72.3	25.5	
政令指定都市(N=20)	15.0	0.0	85.0	0.0	
中核市(N=60)	3.3	0.0	91.7	5.0	
施行時特例市(N=25)	0.0	0.0	88.0	12.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.0	6.2	85.8	8.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	0.0	4.3	76.5	19.1	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	0.0	8.7	50.7	40.6	
人口1万人未満の市町村(N=72)	0.0	11.1	44.4	44.4	

15) 他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）の地球温暖化対策との調和・連携の状況 <Q2-2(7)>

区域施策編を策定済みの団体において、他の行政計画に基づく個別事業（道路事業、団地造成、再開発事業等）と地球温暖化対策との調和・連携が「図られている。」と回答した団体は全体の 34.9%である。

図表 402 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況



図表 403 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との調和・連携の状況【基礎自治体】

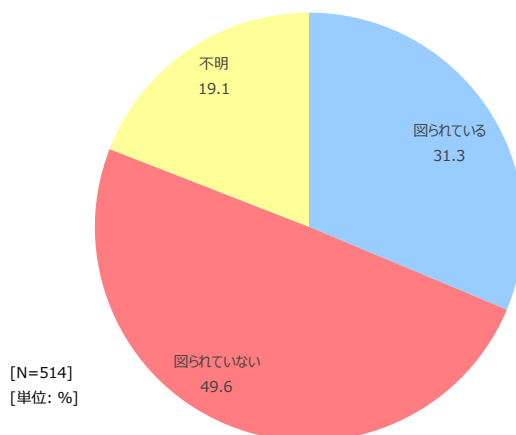


	図 ら れ て	図 ら れ て い ない	不 明	合 計
全体	161	255	98	514
比率	31.3	49.6	19.1	

地方公共団体の区分別に見ると、「図られている。」と回答した団体の割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 404 他の行政計画に基づく個別事業の地球温暖化対策との  
調和・連携の状況【団体区分別】

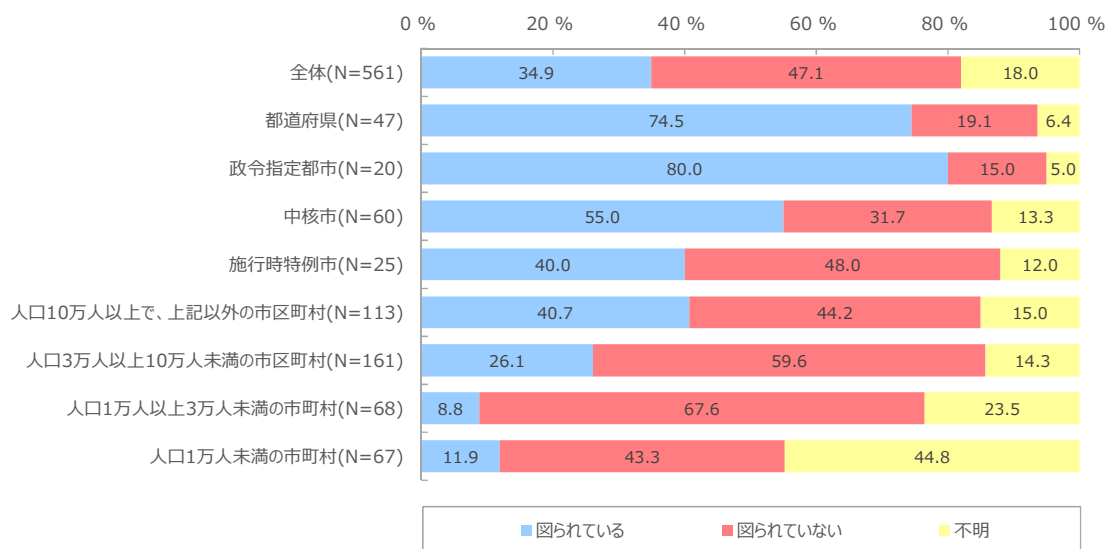
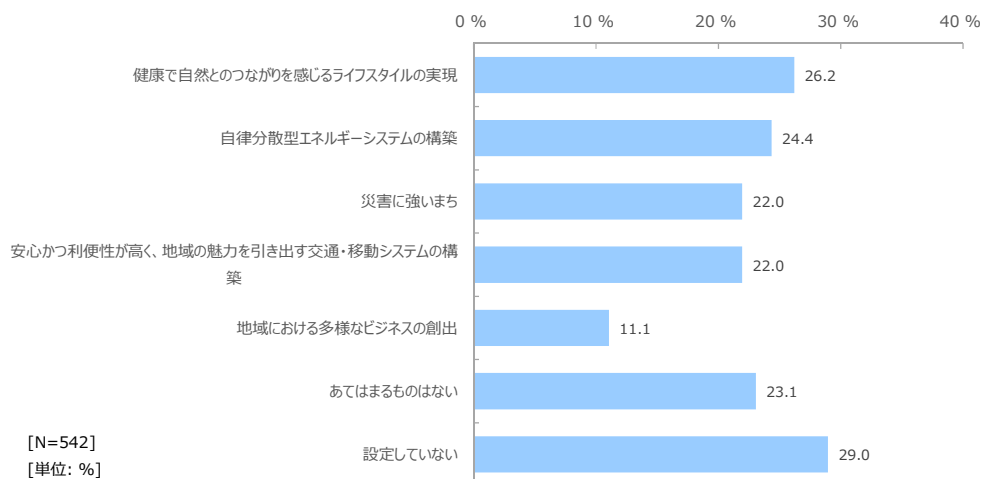


		図 ら れ て い る	図 ら れ て い な い	不 明	合 計
全体	全体	196	264	101	561
	都道府県	35	9	3	47
	政令指定都市	16	3	1	20
	中核市	33	19	8	60
	施行時特例市	10	12	3	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	46	50	17	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	42	96	23	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	6	46	16	68
	人口1万人未満の市町村	8	29	30	67
比率	全体(N=561)	34.9	47.1	18.0	
	都道府県(N=47)	74.5	19.1	6.4	
	政令指定都市(N=20)	80.0	15.0	5.0	
	中核市(N=60)	55.0	31.7	13.3	
	施行時特例市(N=25)	40.0	48.0	12.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	40.7	44.2	15.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	26.1	59.6	14.3	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=68)	8.8	67.6	23.5	
	人口1万人未満の市町村(N=67)	11.9	43.3	44.8	

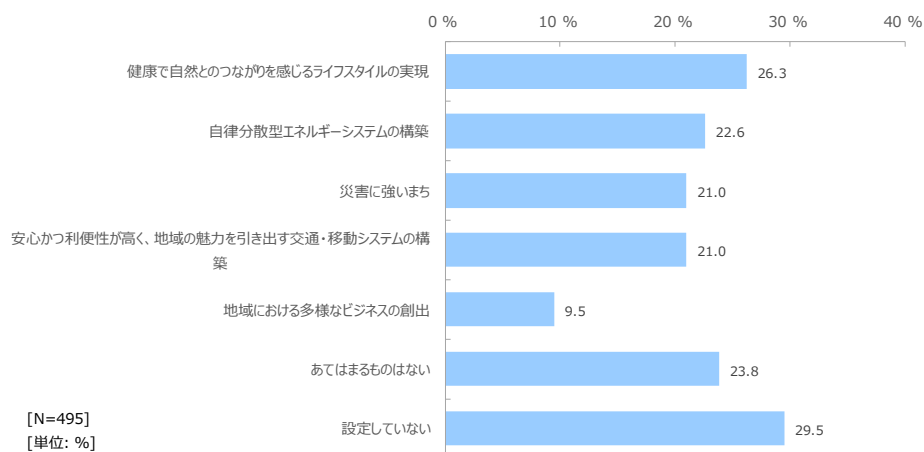
### 16) 区域の目指す将来像 <Q2-2(8)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域の目指す将来像としては、「健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現」(26.2%)が最も多く、「自律分散型エネルギーシステムの構築」(24.4%)が続く。

図表 405 実行計画（区域施策編）の中で掲げている区域の目指す将来像



図表 406 実行計画（区域施策編）の中で掲げている区域の目指す将来像【基礎自治体】



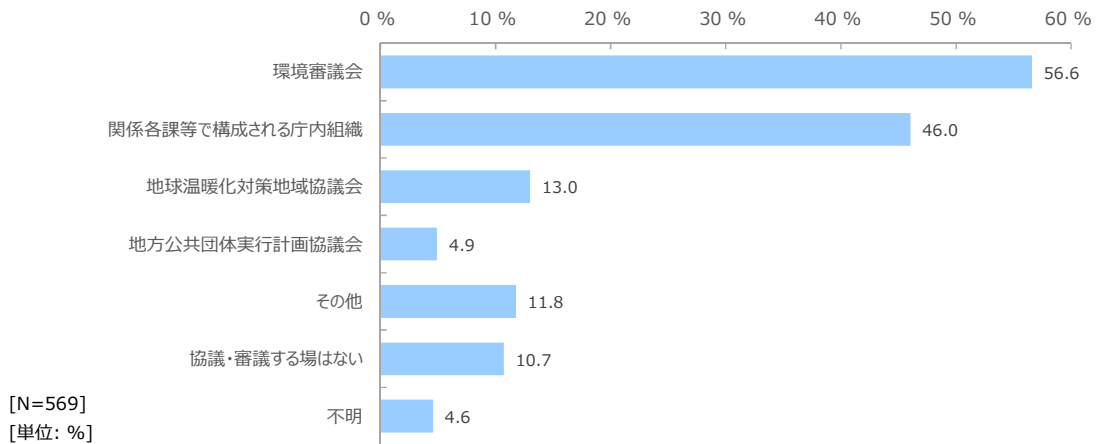
	自律分散型エネルギーシステムの構築	災害に強いまち	地域における多様なビジネスの創出	安心かつ利便性が高く、地域の魅力を引き出す交通・移動システムの構築	健康で自然とのつながりを感じるライフスタイルの実現	地域における多様なビジネスの創出	あてはまるものはない	設定していない	合計
全体	112	104	104	130	47	118	146	495	
比率	22.6	21.0	21.0	26.3	9.5	23.8	29.5		

### (3) 実行計画（区域施策編）の進行管理の仕組み <Q2-3>

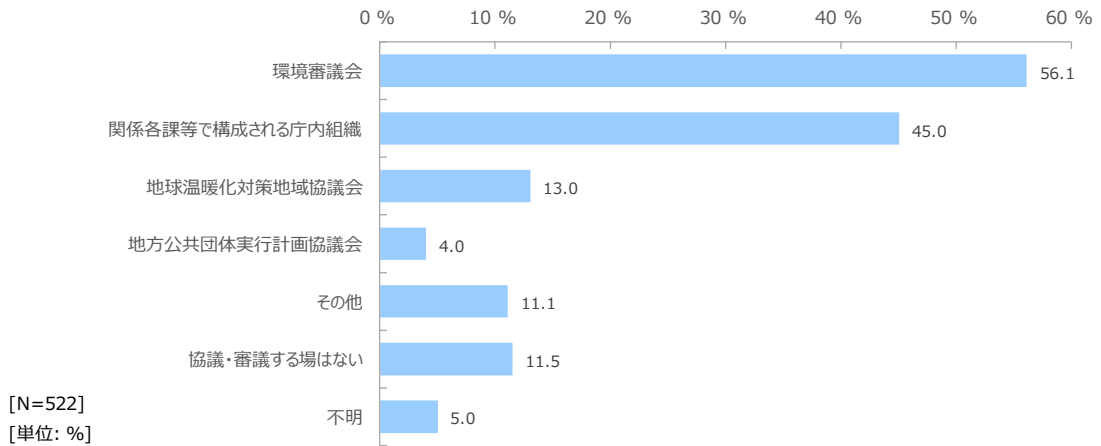
#### 1) 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場 <Q2-3(1)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場としては、「環境審議会」（56.6%）が最も多く、「関係各課等で構成される庁内組織」（46.0%）、「地球温暖化対策地域協議会」（13.0%）と続く。

図表 407 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場



図表 408 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場【基礎自治体】

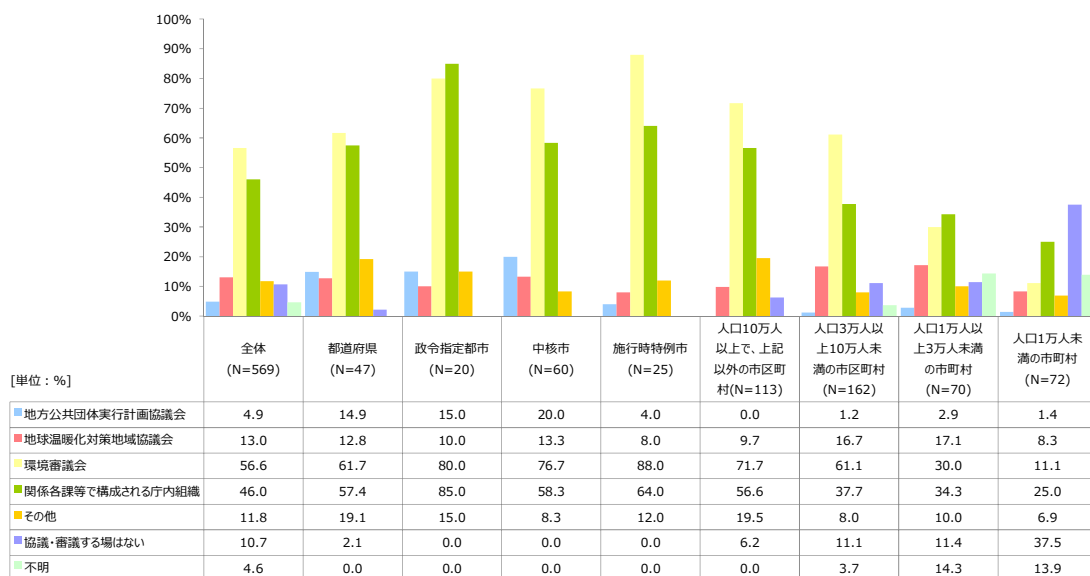


	地方公共団体実行計画協議会	地球温暖化対策地域協議会	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
全体	21	68	293	235	58	60	26	522
比率	4.0	13.0	56.1	45.0	11.1	11.5	5.0	



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県及び人口3万人以上の市町村（特別区含む。）では「環境審議会」を選択した団体が多い。

図表 409 区域施策編の進捗管理を協議・審議する場  
【団体区分別】

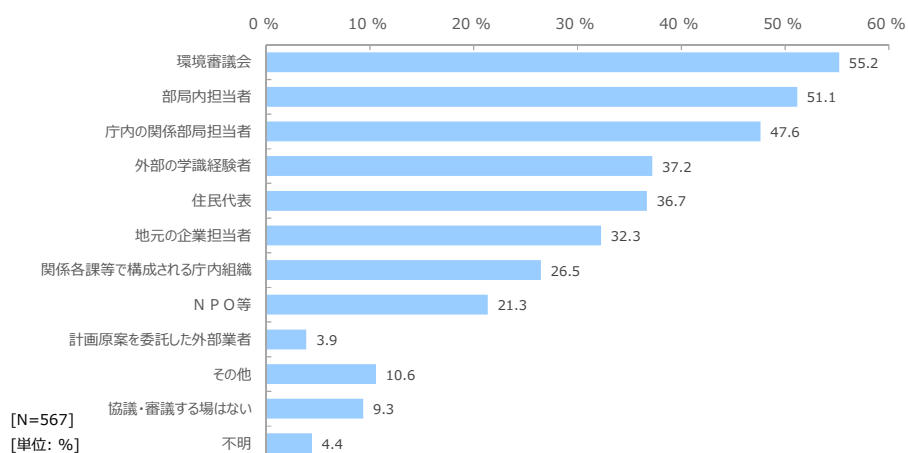


		地方公共団体実 行計画協議会	地 球 温 暖 化 対 策 協 議 会	環 境 審 議 会	成 関 係 各 課 等 内 で 組 織	そ の 他	協 議 ・ 審 議 す る 場 は な い	不 明	合 計
回答数	全体	28	74	322	262	67	61	26	569
	都道府県	7	6	29	27	9	1	0	47
	政令指定都市	3	2	16	17	3	0	0	20
	中核市	12	8	46	35	5	0	0	60
	施行時特例市	1	2	22	16	3	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	0	11	81	64	22	7	0	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	2	27	99	61	13	18	6	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	12	21	24	7	8	10	70
	人口1万人未満の市町村	1	6	8	18	5	27	10	72
比率 (%)	全体(N=569)	4.9	13.0	56.6	46.0	11.8	10.7	4.6	
	都道府県(N=47)	14.9	12.8	61.7	57.4	19.1	2.1	0.0	
	政令指定都市(N=20)	15.0	10.0	80.0	85.0	15.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	20.0	13.3	76.7	58.3	8.3	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	4.0	8.0	88.0	64.0	12.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	0.0	9.7	71.7	56.6	19.5	6.2	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	1.2	16.7	61.1	37.7	8.0	11.1	3.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	2.9	17.1	30.0	34.3	10.0	11.4	14.3	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	1.4	8.3	11.1	25.0	6.9	37.5	13.9	

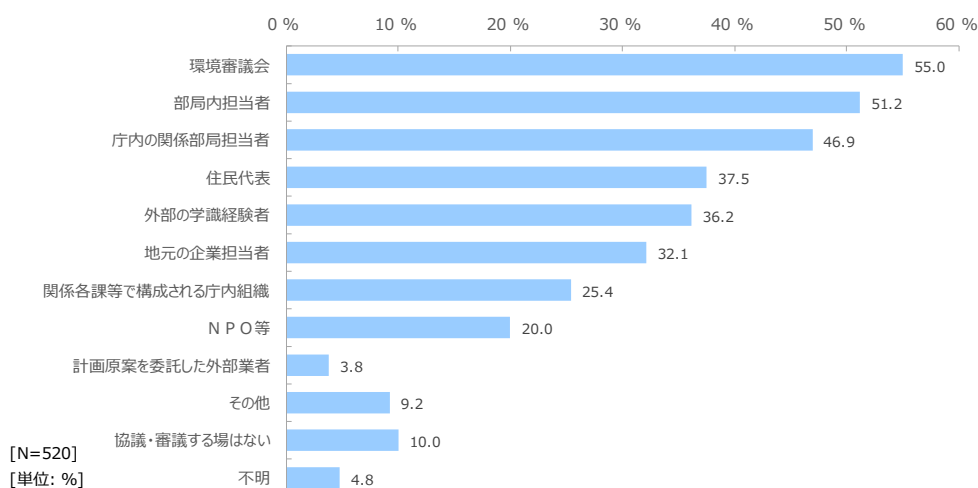
## 2) 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー <Q2-3(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、区域施策編の進捗管理を協議・審議する場のメンバーとしては、「環境審議会」(55.2%)が最も多く、「部局内担当者」(51.1%)、「庁内の関係部局担当者」(47.6%)、「外部の学識経験者」(37.2%)、「住民代表」(36.7%)と続く。

図表 410 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー



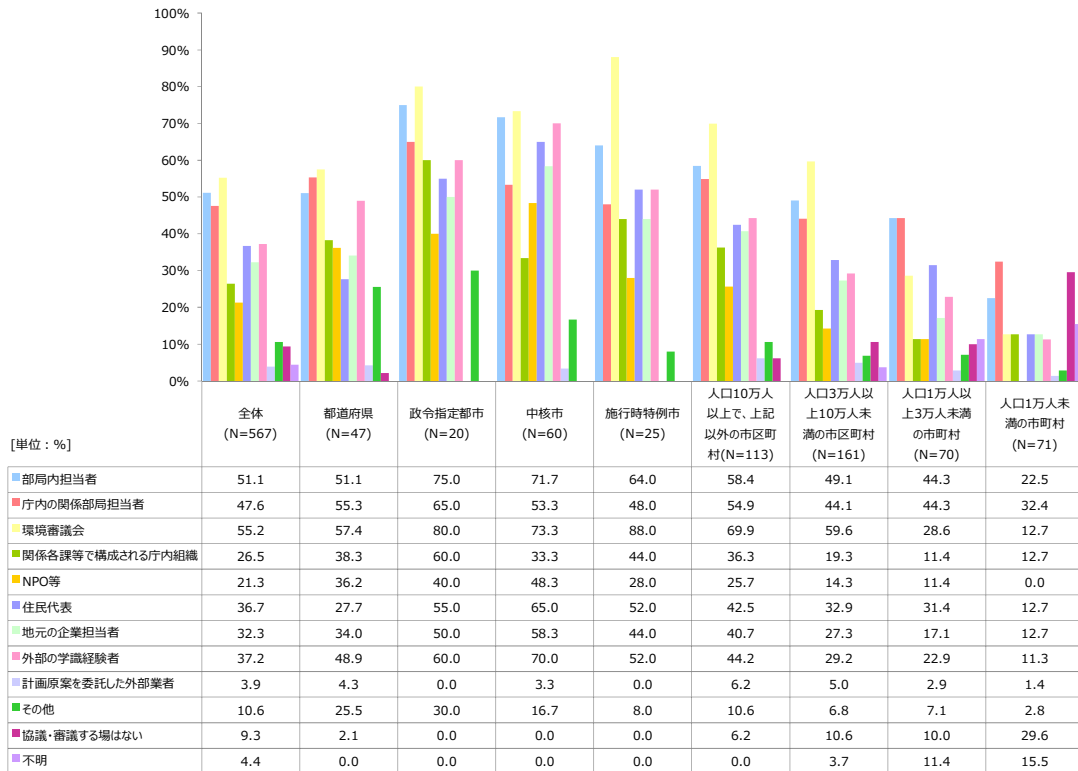
図表 411 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー  
【基礎自治体】



	部局内担当者	庁内の関係部局担当者	環境審議会	関係各課等で構成される庁内組織	NPO等	住民代表	地元の企業担当者	外部の学識経験者	計画原案を委託した外部業者	その他	協議・審議する場はない	不明	合計
全体	266	244	286	132	104	195	167	188	20	48	52	25	520
比率	51.2	46.9	55.0	25.4	20.0	37.5	32.1	36.2	3.8	9.2	10.0	4.8	

地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村では「環境審議会」を選択した団体の割合よりも、「庁内の関係部局担当者」「部局内担当者」を選択した団体の割合の方が高くなる。

図表 412 区域施策編の進捗状況を協議・審議する場のメンバー  
【団体区分別】



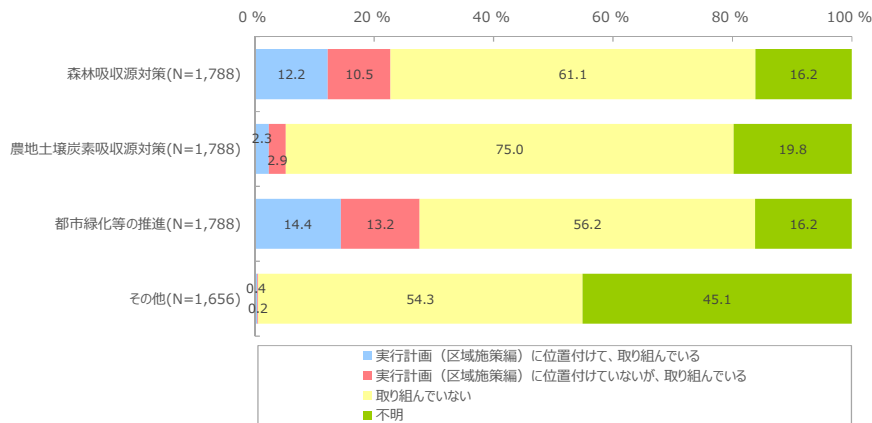
	部局内担当者	庁内関係部局担当者	環境審議会	関係各課等 構成される 庁内組織	NPO等	住民代表	地元の 企業担 当者	外部 の学識 経験者	託 計 画 した 外 部 業 者	その他	協 議 ・ 審 議 す る 場 は な い	不明	合計
回答数	290	270	313	150	121	208	183	211	22	60	53	25	567
全体	290	270	313	150	121	208	183	211	22	60	53	25	567
都道府県	24	26	27	18	17	13	16	23	2	12	1	0	47
政令指定都市	15	13	16	12	8	11	10	12	0	6	0	0	20
中核市	43	32	44	20	29	39	35	42	2	10	0	0	60
施行時特例市	16	12	22	11	7	13	11	13	0	2	0	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	66	62	79	41	29	48	46	50	7	12	7	0	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	79	71	96	31	23	53	44	47	8	11	17	6	161
人口1万人以上3万人未満の市町村	31	31	20	8	8	22	12	16	2	5	7	8	70
人口1万人未満の市町村	16	23	9	9	0	9	9	8	1	2	21	11	71
比率 (%)	51.1	47.6	55.2	26.5	21.3	36.7	32.3	37.2	3.9	10.6	9.3	4.4	
全体(N=567)	51.1	47.6	55.2	26.5	21.3	36.7	32.3	37.2	3.9	10.6	9.3	4.4	
都道府県(N=47)	51.1	55.3	57.4	38.3	36.2	27.7	34.0	48.9	4.3	25.5	2.1	0.0	
政令指定都市(N=20)	75.0	65.0	80.0	60.0	40.0	55.0	50.0	60.0	0.0	30.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	71.7	53.3	73.3	33.3	48.3	65.0	58.3	70.0	3.3	16.7	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	64.0	48.0	88.0	44.0	28.0	52.0	44.0	52.0	0.0	8.0	0.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	58.4	54.9	69.9	36.3	25.7	42.5	40.7	44.2	6.2	10.6	6.2	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	49.1	44.1	59.6	19.3	14.3	32.9	27.3	29.2	5.0	6.8	10.6	3.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	44.3	44.3	28.6	11.4	11.4	31.4	17.1	22.9	2.9	7.1	10.0	11.4	
人口1万人未満の市町村(N=71)	22.5	32.4	12.7	12.7	0.0	12.7	12.7	11.3	1.4	2.8	29.6	15.5	

## (4) 区域施策に関する吸収源対策の取組状況 <Q2-4>

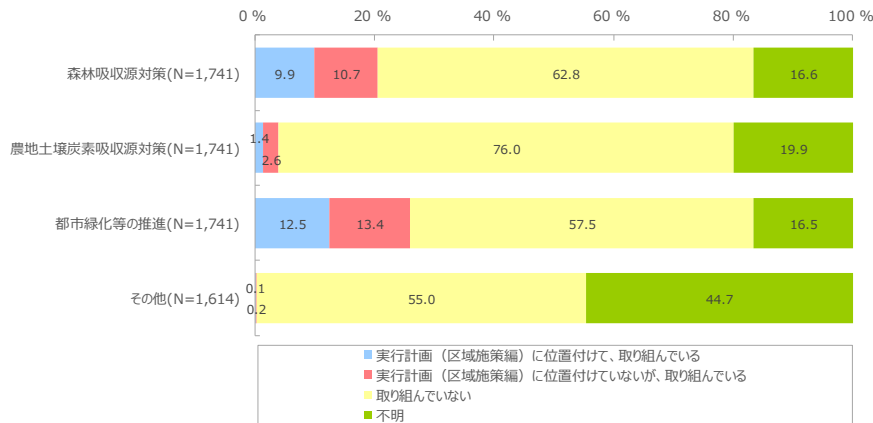
### 1) 吸収源対策の取組状況 <Q2-4(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」に取り組んでいる団体は 27.6%、「森林吸収源対策」に取り組んでいる団体は 22.7%、「農地土壌炭素吸収源対策」に取り組んでいる団体は 5.2%である。

図表 413 吸収源対策の取組状況（全団体）



図表 414 吸収源対策の取組状況【基礎自治体】

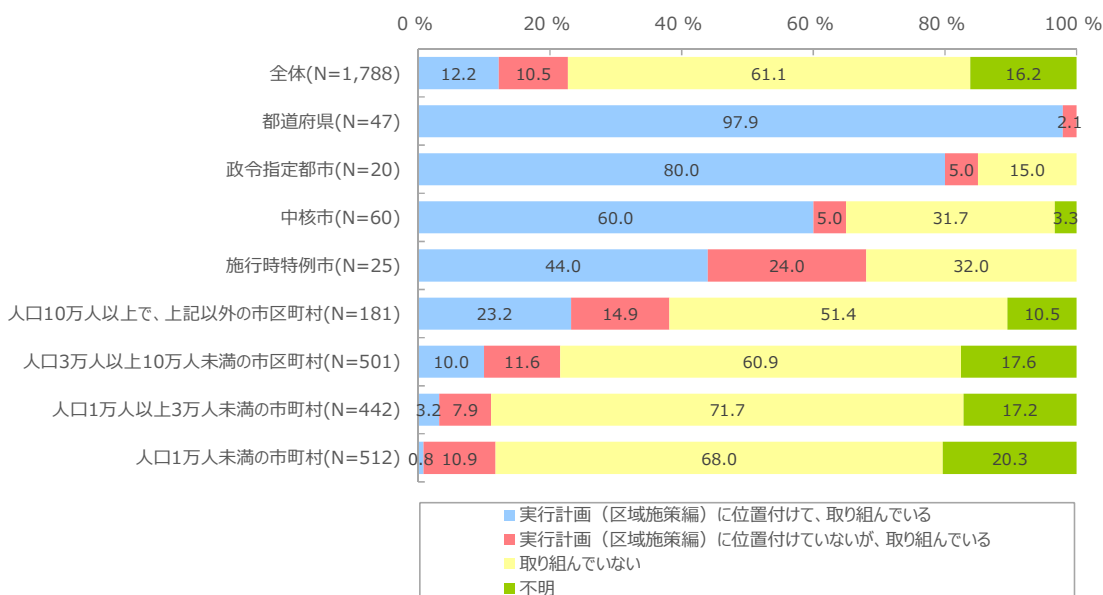


	編～ りに 組ん で 付 け て、 取	い 編 が、 に 取 り 組 ん で 付 け て い な	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計	
全体						
	森林吸収源対策	173	186	1,093	289	1,741
	農地土壌炭素吸収源対策	25	45	1,324	347	1,741
	都市緑化等の推進	218	234	1,001	288	1,741
	その他	2	3	888	721	1,614
比率						
	森林吸収源対策(N=1,741)	9.9	10.7	62.8	16.6	
	農地土壌炭素吸収源対策(N=1,741)	1.4	2.6	76.0	19.9	
	都市緑化等の推進(N=1,741)	12.5	13.4	57.5	16.5	
	その他(N=1,614)	0.1	0.2	55.0	44.7	

①森林吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「森林吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の12.2%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 415 吸収源対策の取組状況①森林吸収源対策  
【団体区分別】

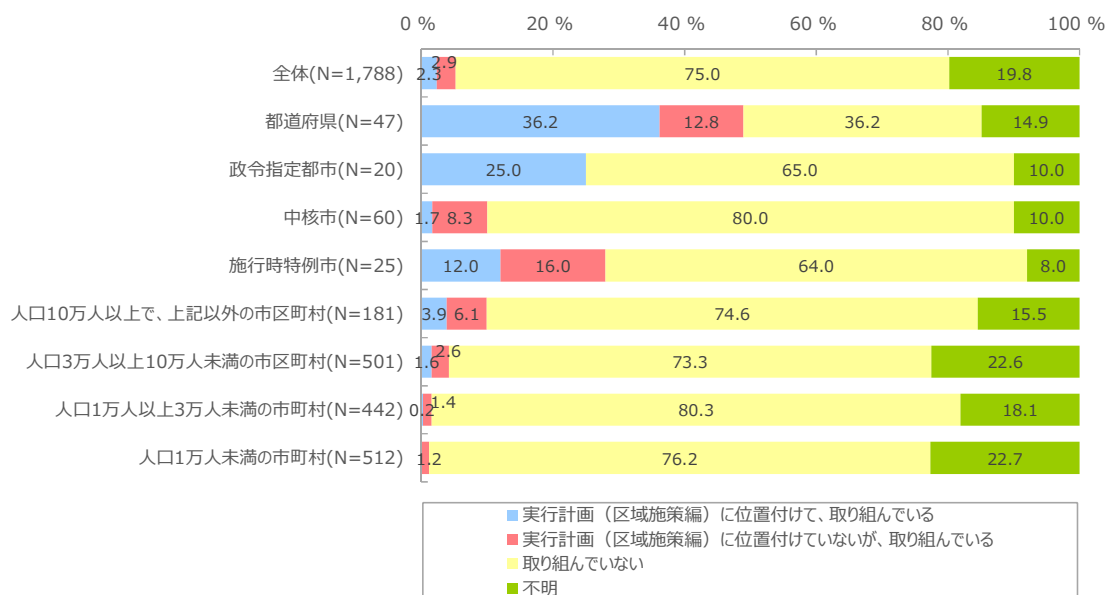


	編（実行計画）に位置付けている	編（実行計画）に位置付けていないが、取り組んでいる	編（実行計画）に位置付けていない	不明	合計
全体	219	187	1,093	289	1,788
都道府県	46	1	0	0	47
政令指定都市	16	1	3	0	20
中核市	36	3	19	2	60
施行時特例市	11	6	8	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	42	27	93	19	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	50	58	305	88	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	14	35	317	76	442
人口1万人未満の市町村	4	56	348	104	512
比率					
全体(N=1,788)	12.2	10.5	61.1	16.2	
都道府県(N=47)	97.9	2.1	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	80.0	5.0	15.0	0.0	
中核市(N=60)	60.0	5.0	31.7	3.3	
施行時特例市(N=25)	44.0	24.0	32.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	23.2	14.9	51.4	10.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	10.0	11.6	60.9	17.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.2	7.9	71.7	17.2	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.8	10.9	68.0	20.3	

## ②農地土壌炭素吸収源対策

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「農地土壌炭素吸収源対策」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の 2.3%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 416 吸収源対策の取組状況 ②農地土壌炭素吸収源対策  
【団体区分別】

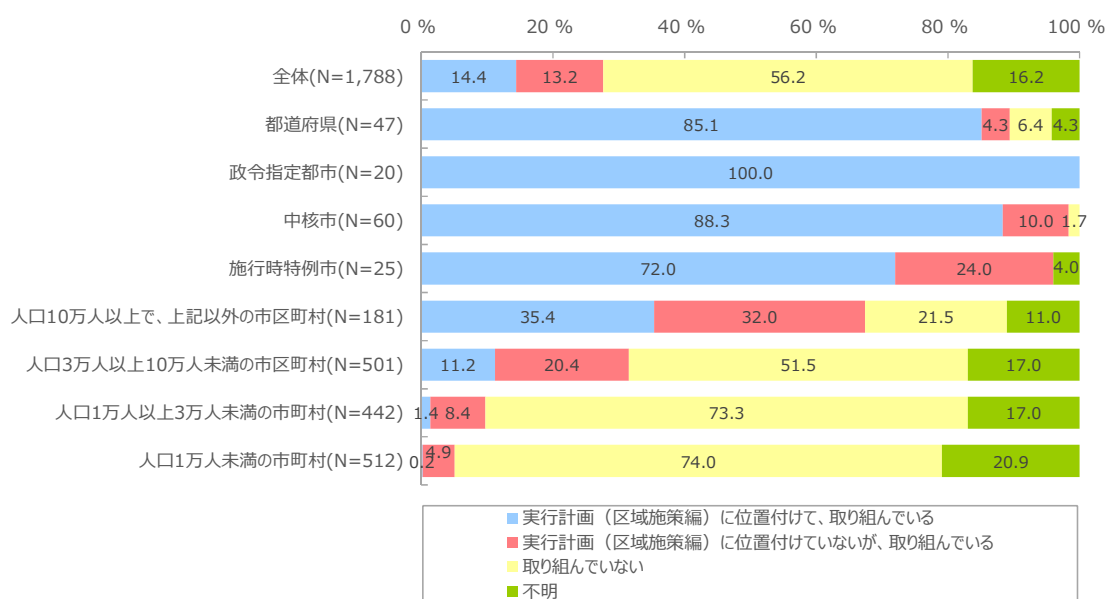


	編 り 組 ん で い る	編 が 、 取 り 組 ん で い る な	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	42	51	1,341	354	1,788
都道府県	17	6	17	7	47
政令指定都市	5	0	13	2	20
中核市	1	5	48	6	60
施行時特例市	3	4	16	2	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	7	11	135	28	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	8	13	367	113	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	1	6	355	80	442
人口1万人未満の市町村	0	6	390	116	512
比率					
全体(N=1,788)	2.3	2.9	75.0	19.8	
都道府県(N=47)	36.2	12.8	36.2	14.9	
政令指定都市(N=20)	25.0	0.0	65.0	10.0	
中核市(N=60)	1.7	8.3	80.0	10.0	
施行時特例市(N=25)	12.0	16.0	64.0	8.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	3.9	6.1	74.6	15.5	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	1.6	2.6	73.3	22.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	0.2	1.4	80.3	18.1	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.0	1.2	76.2	22.7	

### ③都市緑化等の推進

都道府県・市町村（特別区含む。）において、「都市緑化等の推進」を区域施策編に位置づけて取り組んでいる団体は全体の14.4%である。この割合は、人口規模が小さくなるほど低下する傾向がある。

図表 417 吸収源対策の取組状況 ③都市緑化等の推進  
【団体区分別】



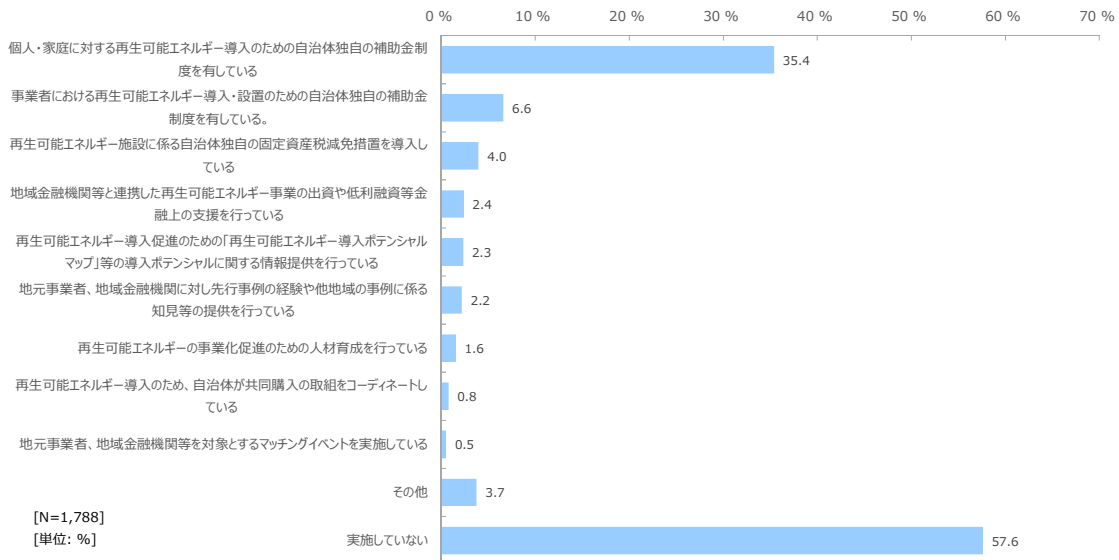
	編 り 組 ん で い る	編 が 、 取 り 組 ん で い る な い	取 り 組 ん で い な い	不 明	合 計
全体	258	236	1,004	290	1,788
都道府県	40	2	3	2	47
政令指定都市	20	0	0	0	20
中核市	53	6	1	0	60
施行時特例市	18	6	0	1	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	64	58	39	20	181
人口3万人以上10万人未満の市区町村	56	102	258	85	501
人口1万人以上3万人未満の市町村	6	37	324	75	442
人口1万人未満の市町村	1	25	379	107	512
比率					
全体(N=1,788)	14.4	13.2	56.2	16.2	
都道府県(N=47)	85.1	4.3	6.4	4.3	
政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	
中核市(N=60)	88.3	10.0	1.7	0.0	
施行時特例市(N=25)	72.0	24.0	0.0	4.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	35.4	32.0	21.5	11.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	11.2	20.4	51.5	17.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	1.4	8.4	73.3	17.0	
人口1万人未満の市町村(N=512)	0.2	4.9	74.0	20.9	

## (5) 国の「地球温暖化対策計画」に基づく地方公共団体が講 ずべき措置等の取組状況 <Q2-5>

### 1) 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組 <Q2-5(1)>

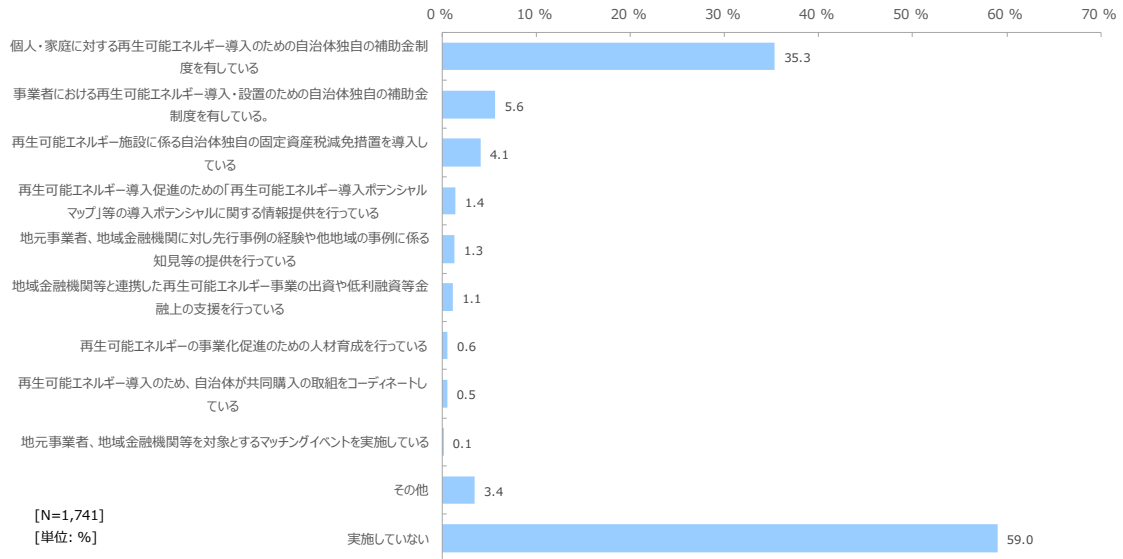
都道府県・市町村（特別区含む。）において、再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組について「個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 35.4%、「事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。」と回答した団体は 6.6%である。

図表 418 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに  
関する取組





図表 419 再生可能エネルギー等の導入拡大・活用促進と省エネルギーに関する取組【基礎自治体】



	地元事業者、地域金融機関等を対象とするマッチングイベントを実施している	地元事業者、地域金融機関に係る知見等の提供を行っている	事業者における再生可能エネルギー導入・設置のための自治体独自の補助金制度を有している。	個人・家庭に対する再生可能エネルギー導入のための自治体独自の補助金制度を有している	再生可能エネルギー施設に係る自治体独自の固定資産税減免措置を導入している	地域金融機関等と連携した再生可能エネルギー事業の出資や低利融資等金融上の支援を行っている	再生可能エネルギーの事業化促進のための人材育成を行っている	再生可能エネルギー導入のため、自治体が共同購入の取組をコーディネートしている	再生可能エネルギー導入促進のための「再生可能エネルギー導入ポテンシャルマップ」等の導入ポテンシャルに関する情報提供を行っている	その他	実施していない	合計
全体	2	23	98	615	71	20	10	9	25	60	1,027	1,741
比率	0.1	1.3	5.6	35.3	4.1	1.1	0.6	0.5	1.4	3.4	59.0	

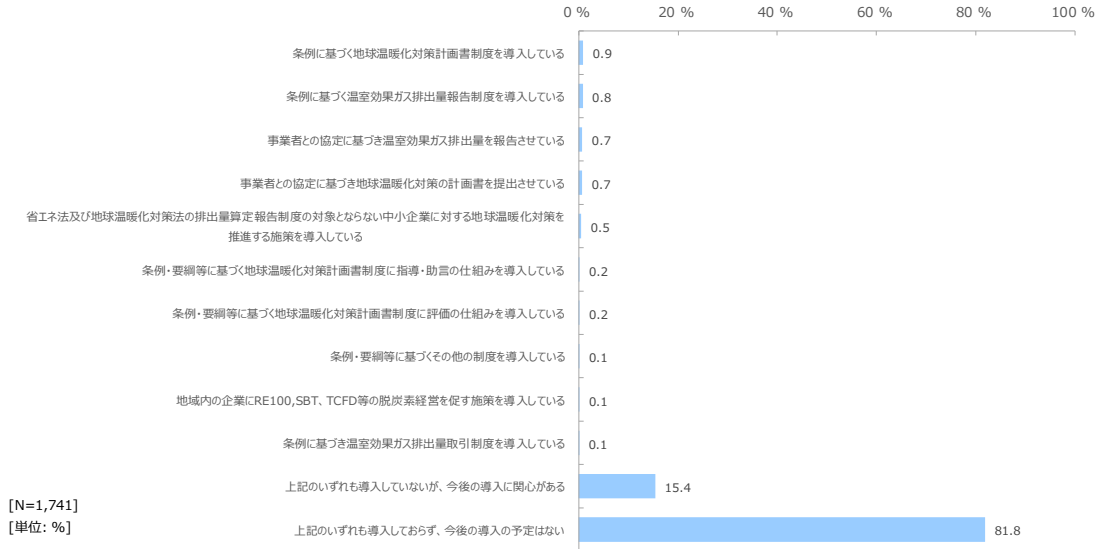
## 2) 事業者及び建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況 <Q2-5(1)>

都道府県・市町村（特別区含む。）において、事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用を行っている団体の割合は、「条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している」（2.3%）、「条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している」（2.1%）、「省エネ法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している」（1.1%）、「事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている」（0.8%）とまだ多くはない。ただし、現在は導入していないが「今後の導入に関心がある。」と回答した団体が全体の 15.2%（昨年度の 13.2%より 2%増加）あり、今後の普及が期待される。

図表 420 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況



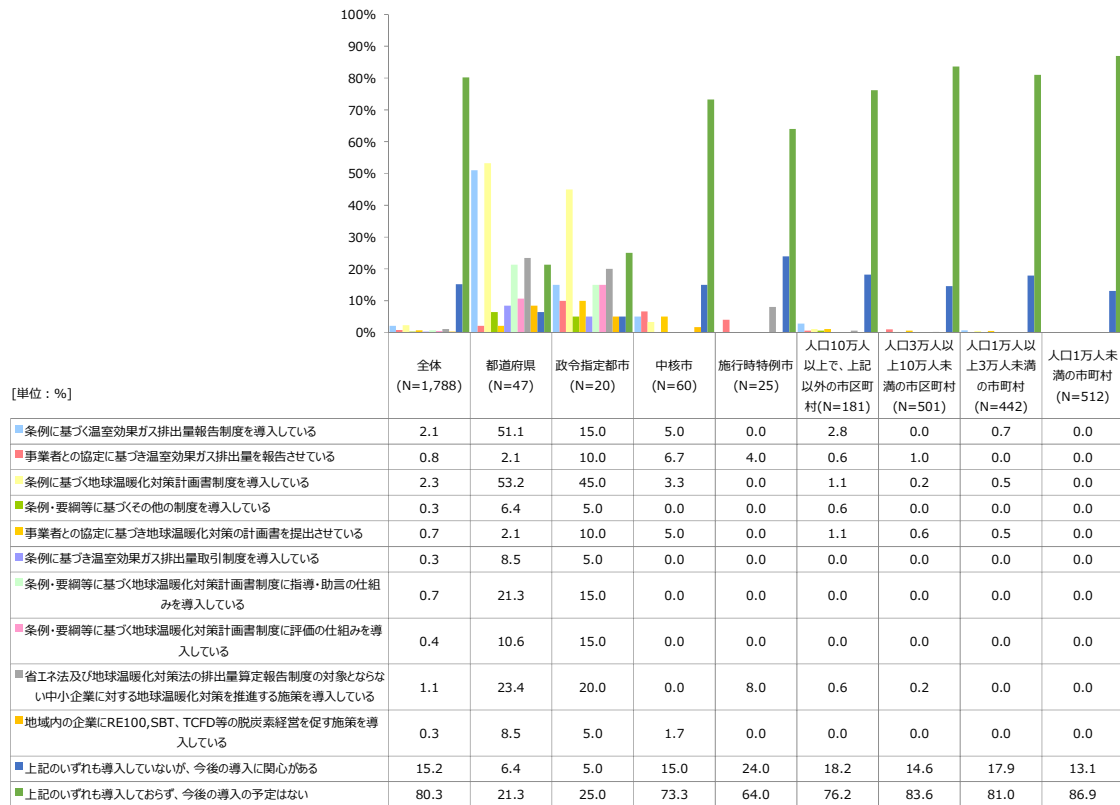
図表 421 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
【基礎自治体】



	条例に基づく温室効果ガス排出量報告制度を導入している	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	条例に基づく温室効果ガス排出量取引制度を導入している	条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に指導・助言の仕組みを導入している	条例・要綱等に基づく地球温暖化対策計画書制度に評価の仕組みを導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	地域内の企業にRE100, SBT, TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	省工不法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	合計
全体	14	13	16	2	12	1	3	3	8	2	268	1,425	1,741	
比率	0.8	0.7	0.9	0.1	0.7	0.1	0.2	0.2	0.5	0.1	15.4	81.8		

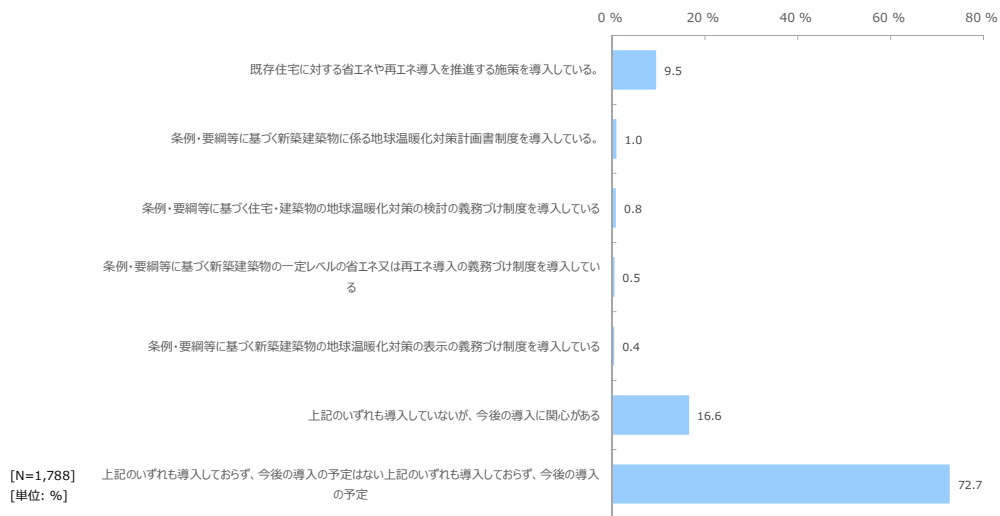
地方公共団体の区分別に見ると、事業者に対して報告を求める仕組みを導入している団体は、都道府県及び政令指定都市に多い。

図表 422 事業者を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
【団体区分別】

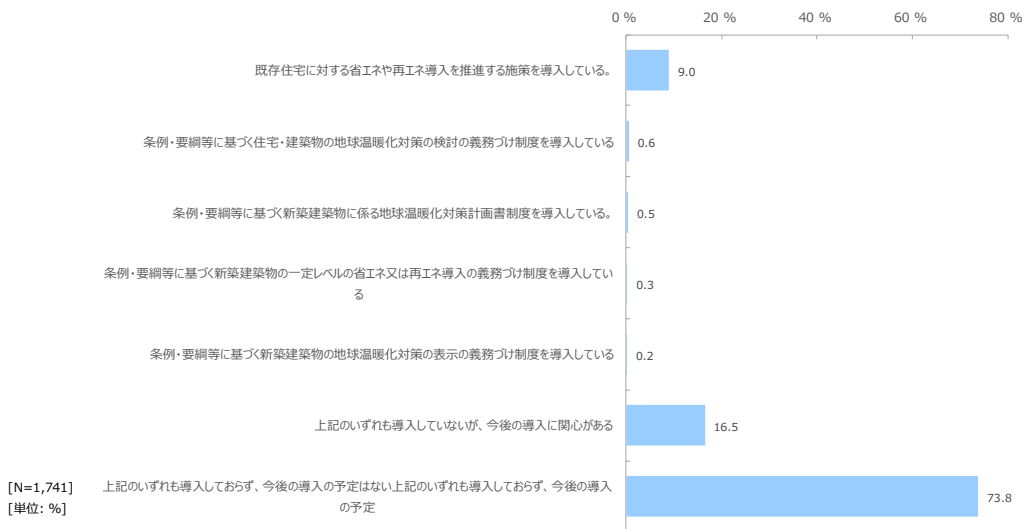


	条例に基づく温室効果ガス排出量報告	事業者との協定に基づき温室効果ガス排出量を報告させている	条例に基づく地球温暖化対策計画書制度を導入している	条例・要綱等に基づくその他の制度を導入している	事業者との協定に基づき地球温暖化対策の計画書を提出させている	条例に基づく温室効果ガス排出量取引	計画書・制度に指導・助言の仕組みを導入している	計画書・制度に評価の仕組みを導入している	企業にRE100、SBT、TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	省エネ法及び地球温暖化対策法の排出量算定報告制度の対象とならない中小企業に対する地球温暖化対策を推進する施策を導入している	地域内の企業にRE100、SBT、TCFD等の脱炭素経営を促す施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定はない	合計
回答数	38	14	41	5	13	5	13	8	19	6	271	1,435	1,788	
	24	1	25	3	1	4	10	5	11	4	3	10	47	
	3	2	9	1	2	1	3	3	4	1	1	5	20	
	3	4	2	0	3	0	0	0	0	1	9	44	60	
	0	1	0	0	0	0	0	0	2	0	6	16	25	
	5	1	2	1	2	0	0	0	1	0	33	138	181	
	0	5	1	0	3	0	0	0	1	0	73	419	501	
	3	0	2	0	2	0	0	0	0	0	79	358	442	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	445	512	
比率 (%)	2.1	0.8	2.3	0.3	0.7	0.3	0.7	0.4	1.1	0.3	15.2	80.3		
	51.1	2.1	53.2	6.4	2.1	8.5	21.3	10.6	23.4	8.5	6.4	21.3		
	15.0	10.0	45.0	5.0	10.0	5.0	15.0	15.0	20.0	5.0	5.0	25.0		
	5.0	6.7	3.3	0.0	5.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.7	15.0	73.3		
	0.0	4.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	8.0	0.0	24.0	64.0		
	2.8	0.6	1.1	0.6	1.1	0.0	0.0	0.0	0.6	0.0	18.2	76.2		
	0.0	1.0	0.2	0.0	0.6	0.0	0.0	0.0	0.2	0.0	14.6	83.6		
	0.7	0.0	0.5	0.0	0.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	17.9	81.0		
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	13.1	86.9		

図表 423 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況

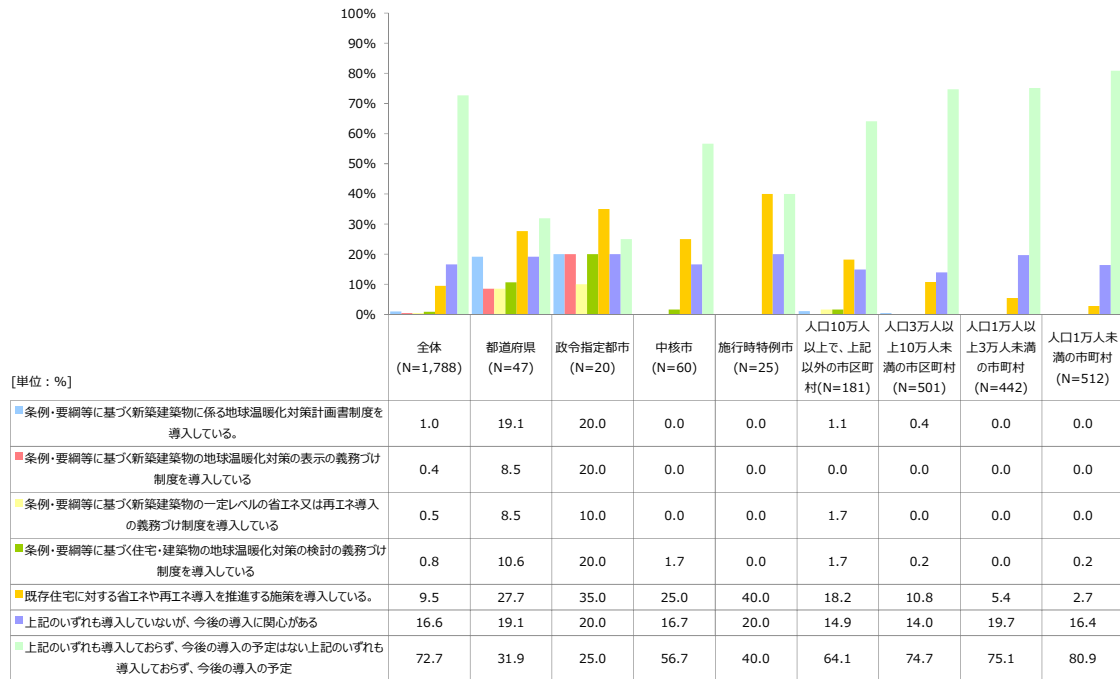


図表 424 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
【基礎自治体】



	地球温暖化対策等に基づく計画書制度を建築物に導入している	条例・要綱等に基づき新築建築物の地球温暖化対策の表示の義務づけ制度を導入している	条例・要綱等に基づく新築建築物の一定レベルの省エネ又は再エネ導入の義務づけ制度を導入している	地球温暖化対策の検討の義務づけ制度を導入している	既存住宅に対する省エネや再エネ導入を推進する施策を導入している	上記のいずれも導入していないが、今後の導入に関心がある	導入の予定はない上記のいずれも導入しておらず、今後の導入の予定	合計
全体	8	4	5	10	157	287	1,285	1,741
比率	0.5	0.2	0.3	0.6	9.0	16.5	73.8	

図表 425 建築物を対象とする報告・計画書制度等の整備・運用状況  
【団体区分別】

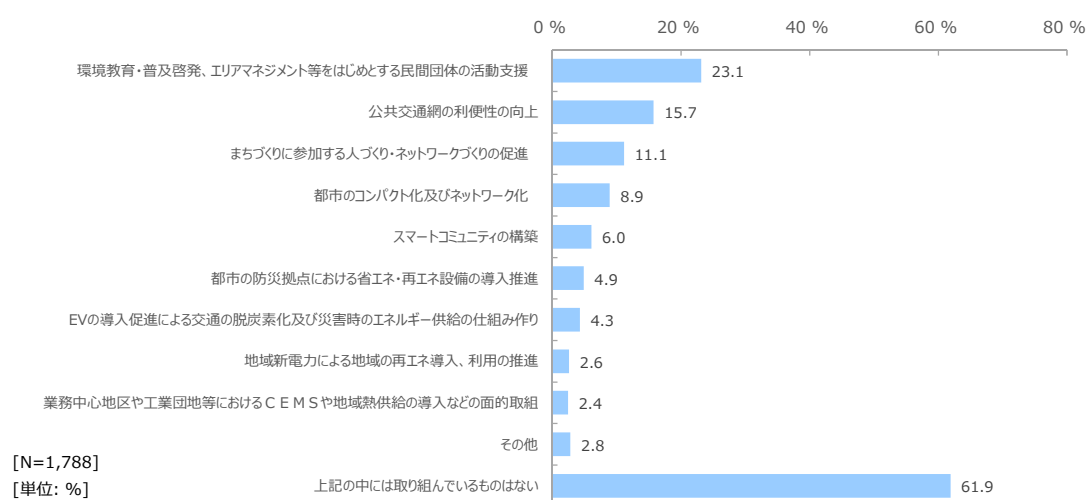


回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	合計
比率 (%)	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)	
	17	9	4	0	0	2	0	0	0	1,300
	8	4	4	0	0	0	0	0	0	1,000
	9	4	4	0	0	0	0	0	0	1,000
	15	5	4	1	0	3	1	1	0	1,300
	170	13	7	15	10	33	54	24	14	1,300
	296	9	4	10	5	27	70	87	84	1,300
	1,300	15	5	34	10	116	374	332	414	1,300
	1,788	47	20	60	25	181	501	442	512	1,788
	1.0	19.1	20.0	0.0	0.0	1.1	0.4	0.0	0.0	
	0.4	8.5	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	0.5	8.5	10.0	0.0	0.0	1.7	0.0	0.0	0.0	
	0.8	10.6	20.0	1.7	0.0	1.7	0.2	0.0	0.2	
	9.5	27.7	35.0	25.0	40.0	18.2	10.8	5.4	2.7	
	16.6	19.1	20.0	16.7	20.0	14.9	14.0	19.7	16.4	
	72.7	31.9	25.0	56.7	40.0	64.1	74.7	75.1	80.9	

### 3) 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの <Q2-5(2)>

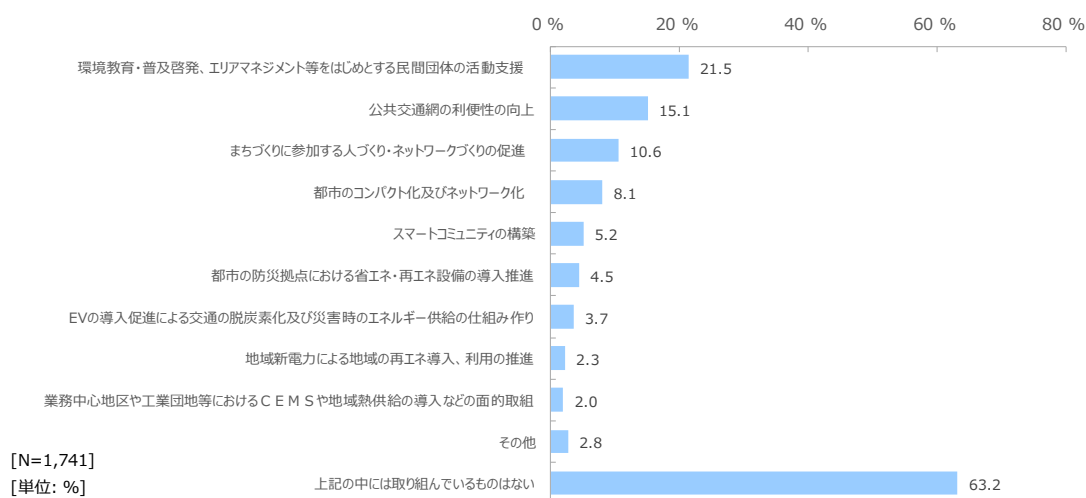
都道府県・市町村（特別区含む。）において、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために取り組んでいるものとしては、「環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援」（23.1%）が最も多く、「公共交通網の利便性の向上」（15.7%）、「まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進」（11.1%）と続く。

図表 426 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの



	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の面的取組	都市のコンパクト化及びネットワーク化	公共交通網の利便性の向上	都市の防災拠点における省エネ・再エネ設備の導入推進	地域新電力による地域の再エネ導入、利用の推進	スマートコミュニティの構築	EVの導入促進による交通の脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	まちづくりに参加する人づくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	43	159	281	87	46	108	76	199	413	50	1,106	1,788
比率 (%)	2.4	8.9	15.7	4.9	2.6	6.0	4.3	11.1	23.1	2.8	61.9	

図表 427 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【基礎自治体】

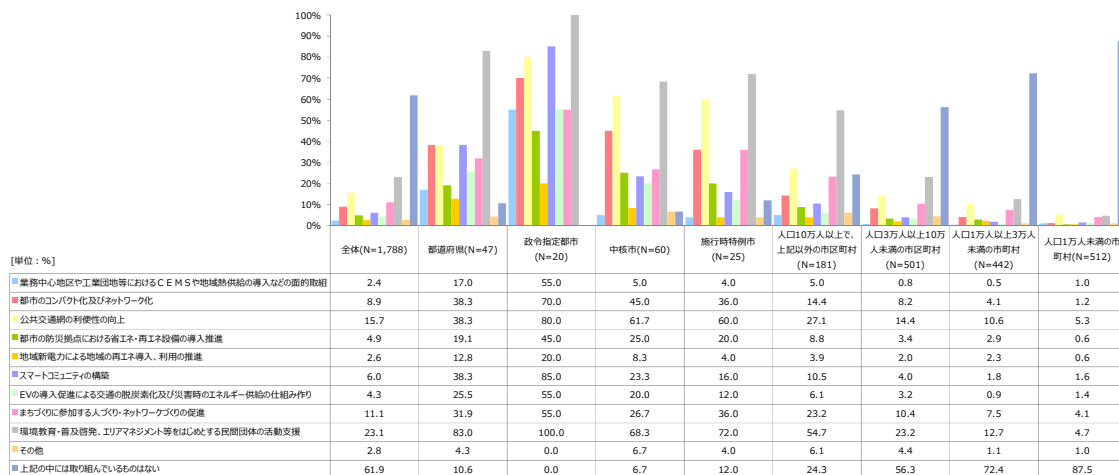


	業務中心地区や工業団地等におけるC E M Sや地域熱供給の導入などの面的取組	都市のコンパクト化及びネットワーク化	公共交通網の利便性の向上	都市の防災拠点における省エネ・再エネ設備の導入推進	地域新電力による地域の再エネ導入、利用の推進	スマートコミュニティの構築	脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	EVの導入促進による交通の脱炭素化及び災害時のエネルギー供給の仕組み作り	まちづくりに参加する人づくり・ネットワークづくりの促進	環境教育・普及啓発、エリアマネジメント等をはじめとする民間団体の活動支援	その他	上記の中には取り組んでいるものはない	合計
全体	35	141	263	78	40	90	64	184	374	48	1,101	1,741	
比率 (%)	2.0	8.1	15.1	4.5	2.3	5.2	3.7	10.6	21.5	2.8	63.2		



地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体の多くが、地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりのために何らかの取組を行っている。政令指定都市は他の区分に比べて「スマートコミュニティの構築」に取り組んでいる団体の割合が高い点が特徴的である。

図表 428 地域の多様な課題に応える低炭素型の都市・地域づくりの推進として取り組んでいるもの【団体区分別】



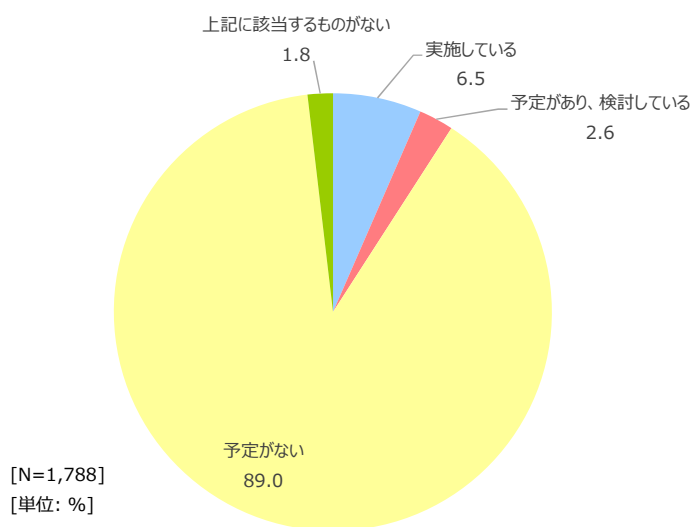
回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市町村	人口1万人未満の市町村	比率(%)	全体(N=1,788)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特例市(N=25)	人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=181)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	人口1万人未満の市町村(N=512)	合計											
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	43	159	281	87	46	108	76	199	413	50	1,106	1,788	8	18	11	3	1	5	47	2.4	8.9	15.7	4.9	2.6	6.0	4.3	11.1	23.1	2.8	61.9	
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	8	18	18	9	6	18	12	15	39	2	5	47	11	14	16	9	4	17	11	20	17.0	38.3	38.3	19.1	12.8	38.3	25.5	31.9	83.0	4.3	10.6
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	11	14	16	9	4	17	11	11	20	0	0	20	3	27	37	15	5	14	12	16	55.0	70.0	80.0	45.0	20.0	85.0	55.0	55.0	100.0	0.0	0.0
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	3	27	37	15	5	14	12	16	41	4	4	60	1	9	15	5	1	4	3	9	5.0	45.0	61.7	25.0	8.3	23.3	20.0	26.7	68.3	6.7	6.7
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	9	26	49	16	7	19	11	42	99	11	44	181	9	26	49	16	7	19	11	42	4.0	36.0	60.0	20.0	4.0	16.0	12.0	36.0	72.0	4.0	12.0
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	4	41	72	17	10	20	16	52	116	22	282	501	4	41	72	17	10	20	16	52	5.0	14.4	27.1	8.8	3.9	10.5	6.1	23.2	54.7	6.1	24.3
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	2	18	47	13	10	8	4	33	56	5	320	442	2	18	47	13	10	8	4	33	0.8	8.2	14.4	3.4	2.0	4.0	3.2	10.4	23.2	4.4	56.3
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	5	6	27	3	3	8	7	21	24	5	448	512	5	6	27	3	3	8	7	21	0.5	4.1	10.6	2.9	2.3	1.8	0.9	7.5	12.7	1.1	72.4
域等業熱に務供給の心的取組の取組や団面	1.0	1.2	5.3	0.6	0.6	1.6	1.4	4.1	4.7	1.0	87.5		1.0	1.2	5.3	0.6	0.6	1.6	1.4	4.1	1.0	1.2	5.3	0.6	0.6	1.6	1.4	4.1	4.7	1.0	87.5

4) 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する  
 施策や事業 <Q2-5(3)>

①取組状況

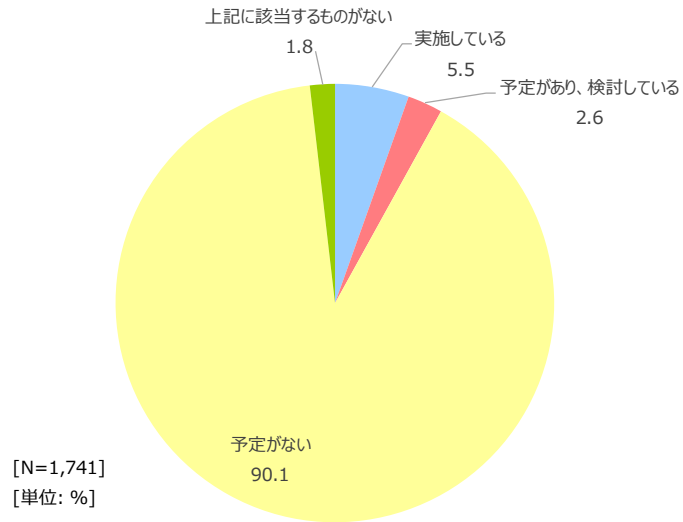
都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・  
 連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を「実施している。」と回答した  
 団体は 6.5%、「予定があり、検討している。」と回答した団体は 2.6%である。

図表 429 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に  
 資する施策や事業の取組状況



	実 施 し て い る	検 討 し て あ い る 、 予 定 が あ い る	予 定 が な い	上 記 の に 該 当 し な い	合 計
全体	117	46	1,592	33	1,788
比率 (%)	6.5	2.6	89.0	1.8	

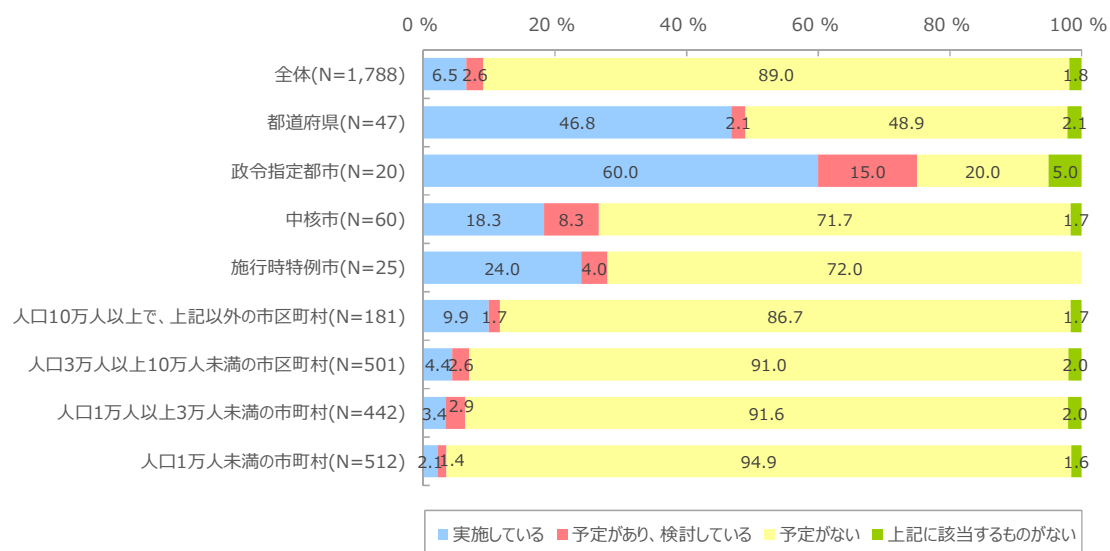
図表 430 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【基礎自治体】



	実施している	検討があり、予定している	予定がない	上記に該当するものがない	合計
全体	95	45	1,569	32	1,741
比率 (%)	5.5	2.6	90.1	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業を実施している団体の割合が高いのは都道府県及び政令指定都市である。

図表 431 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の取組状況【団体区分別】

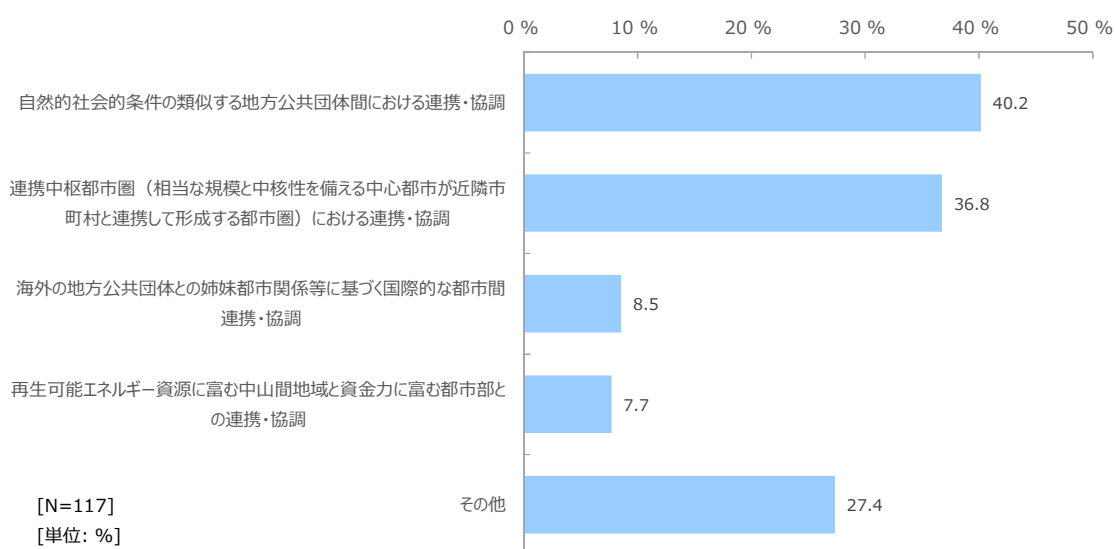


		実施している	検討があり、予定している	予定がない	上記に該当しない	合計
全体	全体	117	46	1,592	33	1,788
	都道府県	22	1	23	1	47
	政令指定都市	12	3	4	1	20
	中核市	11	5	43	1	60
	施行時特例市	6	1	18	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	18	3	157	3	181
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	22	13	456	10	501
	人口1万人以上3万人未満の市町村	15	13	405	9	442
	人口1万人未満の市町村	11	7	486	8	512
比率	全体(N=1,788)	6.5	2.6	89.0	1.8	
	都道府県(N=47)	46.8	2.1	48.9	2.1	
	政令指定都市(N=20)	60.0	15.0	20.0	5.0	
	中核市(N=60)	18.3	8.3	71.7	1.7	
	施行時特例市(N=25)	24.0	4.0	72.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	9.9	1.7	86.7	1.7	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	4.4	2.6	91.0	2.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.4	2.9	91.6	2.0	
	人口1万人未満の市町村(N=512)	2.1	1.4	94.9	1.6	

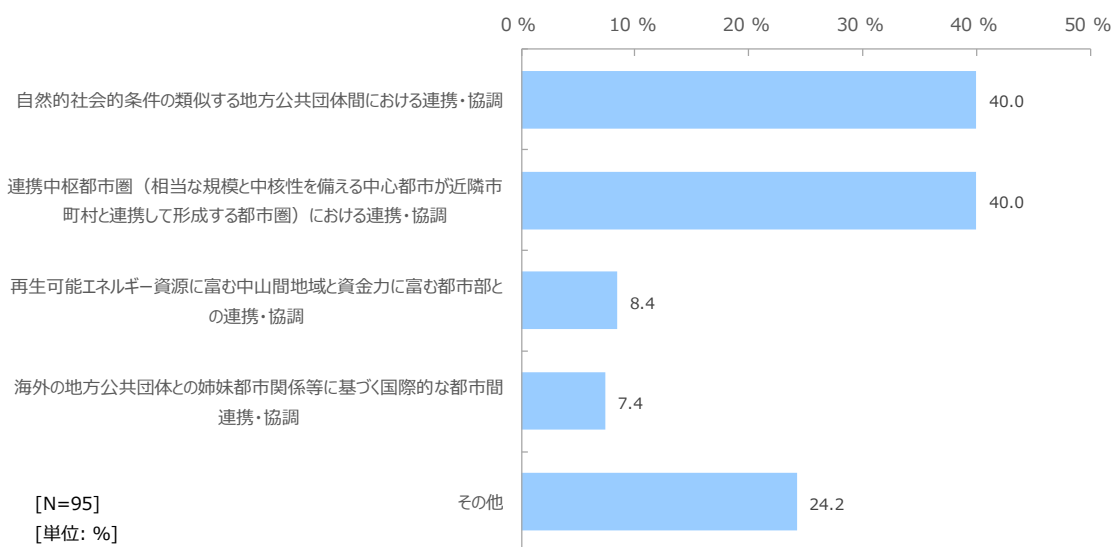
## ②取組内容

都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の取組内容としては、「自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調」（40.2%）が最も多く、これに「連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調」（36.8%）が続く。

図表 432 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容

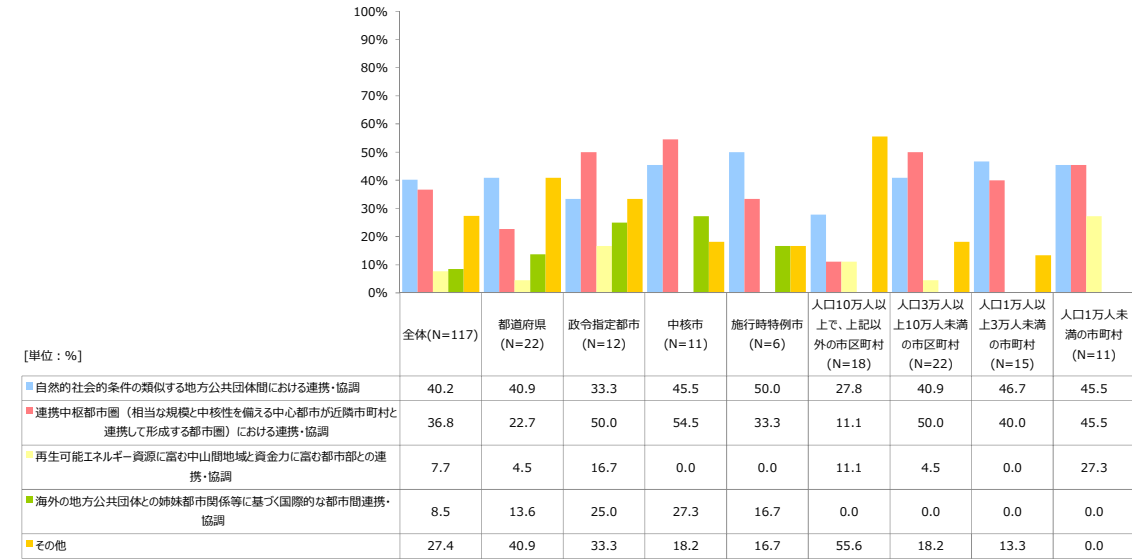


図表 433 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【基礎自治体】



	自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調	連携中枢都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む都市部との連携・中山間地域	海外に基づく地方公共団体との姉妹都市関係等	その他	合計
全体	38	38	8	7	23	95
比率	40.0	40.0	8.4	7.4	24.2	

図表 434 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の内容【団体区分別】

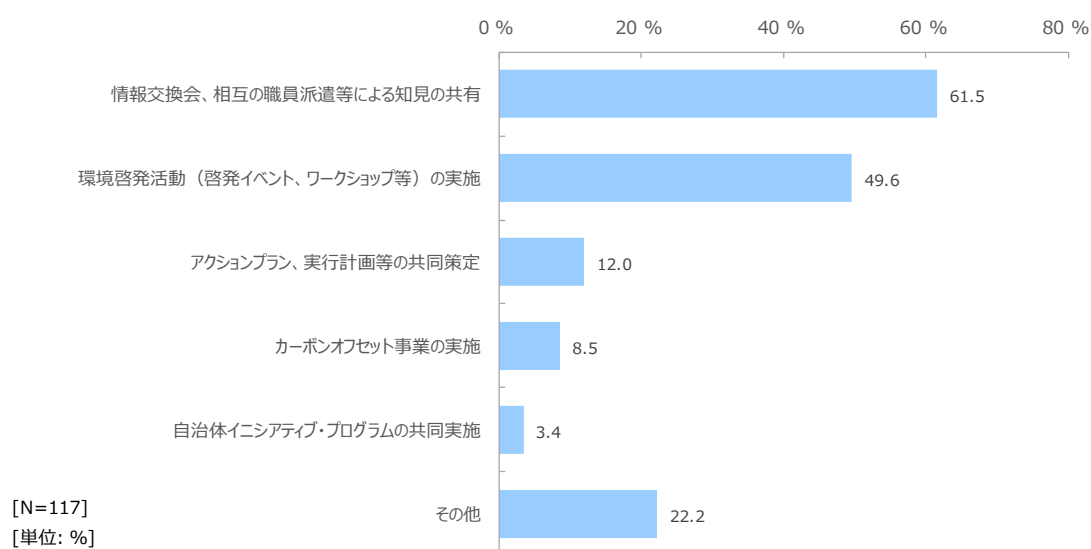


		自然的社会的条件の類似する地方公共団体間における連携・協調	連携中核都市圏（相当な規模と中核性を備える中心都市が近隣市町村と連携して形成する都市圏）における連携・協調	再生可能エネルギー資源に富む中山間地域と資金力に富む都市部との連携・協調	海外の地方公共団体との姉妹都市関係等に基づく国際的な都市間連携・協調	その他	合計
回答数	全体	47	43	9	10	32	117
	都道府県	9	5	1	3	9	22
	政令指定都市	4	6	2	3	4	12
	中核市	5	6	0	3	2	11
	施行時特例市	3	2	0	1	1	6
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	5	2	2	0	10	18
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	11	1	0	4	22
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	6	0	0	2	15
	人口1万人未満の市町村	5	5	3	0	0	11
比率 (%)	全体(N=117)	40.2	36.8	7.7	8.5	27.4	
	都道府県(N=22)	40.9	22.7	4.5	13.6	40.9	
	政令指定都市(N=12)	33.3	50.0	16.7	25.0	33.3	
	中核市(N=11)	45.5	54.5	0.0	27.3	18.2	
	施行時特例市(N=6)	50.0	33.3	0.0	16.7	16.7	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	27.8	11.1	11.1	0.0	55.6	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	40.9	50.0	4.5	0.0	18.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	46.7	40.0	0.0	0.0	13.3	
	人口1万人未満の市町村(N=11)	45.5	45.5	27.3	0.0	0.0	

### ③具体的な連携・協調内容

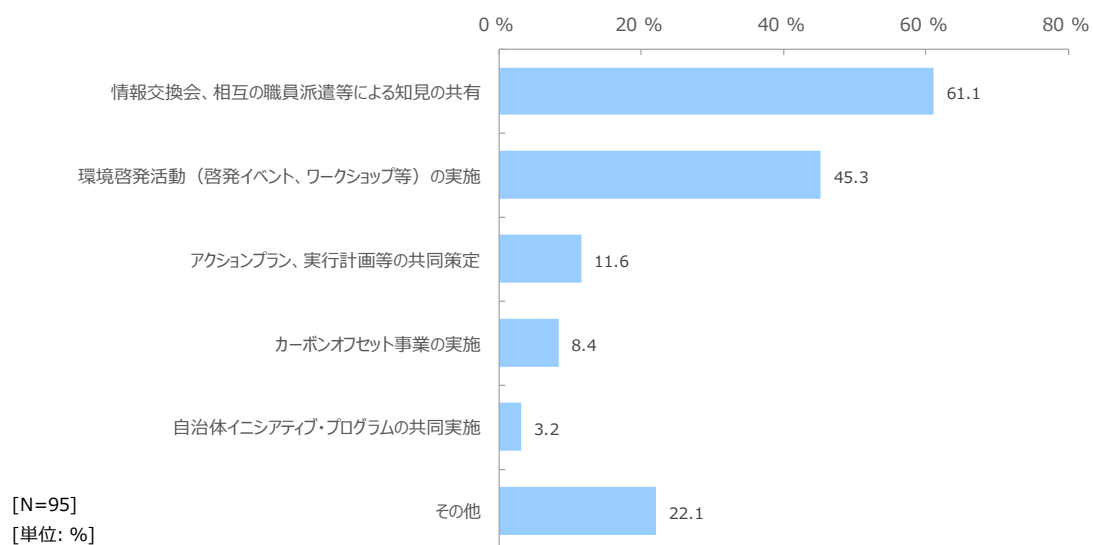
都道府県・市町村（特別区含む。）で、他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業に取り組んでいると回答した団体の具体的な連携・協調内容としては、「情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有」（61.5%）が最も多く、これに「環境啓発活動の実施」（49.6%）が続く。

図表 435 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容



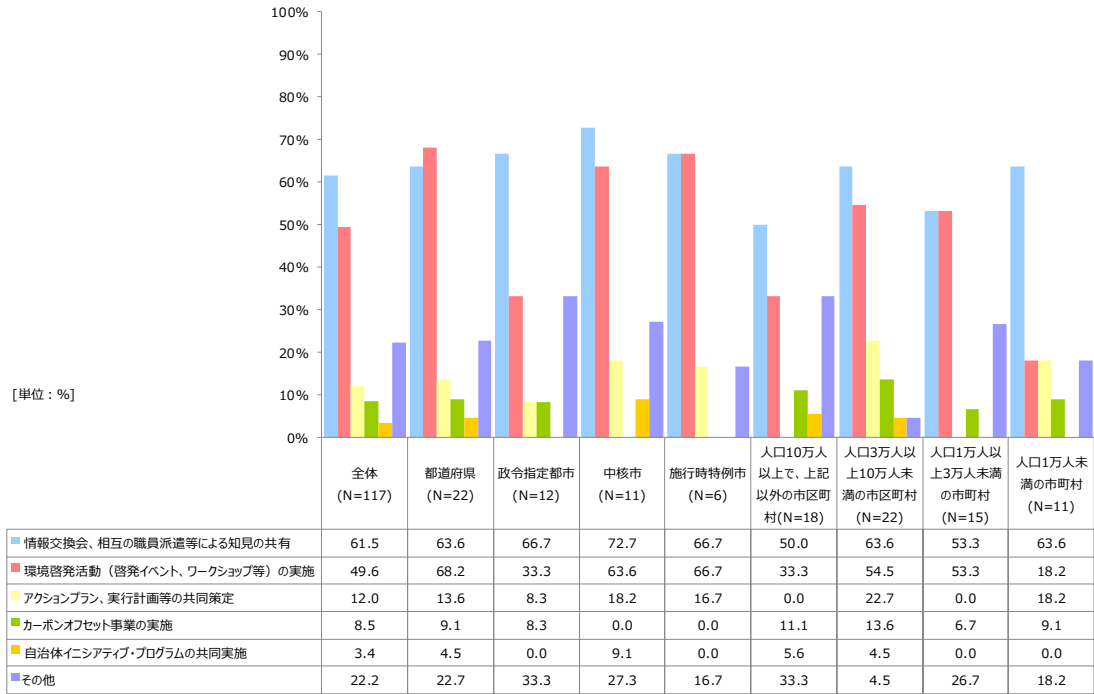


図表 436 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容【基礎自治体】



	情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有	環境啓発活動（啓発イベント、ワークショップ等）の実施	アクションプラン、実行計画等の共同策定	カーボンオフセット事業の実施	自治体イニシアティブ・プログラムの共同実施	その他	合計
全体	58	43	11	8	3	21	95
比率	61.1	45.3	11.6	8.4	3.2	22.1	

図表 437 他の地方公共団体との広域的な協調・連携による地球温暖化対策に資する施策や事業の具体的な連携・協調内容【団体区分別】



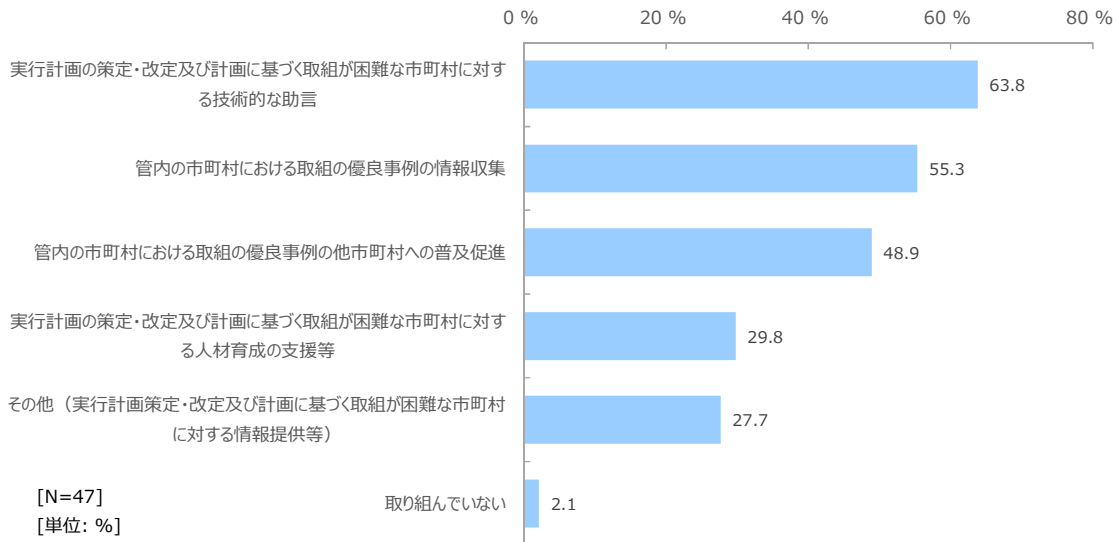
回答数	情報交換会、相互の職員派遣等による知見の共有	環境啓発活動（啓発イベント、ワークショップ等）の実施	アクションプラン、実行計画等の共同策定	カーボンオフセット事業の実施	自治体イニシアティブ・プログラムの共同実施	その他	合計
全体(N=117)	72	58	14	10	4	26	117
都道府県(N=22)	14	15	3	2	1	5	22
政令指定都市(N=12)	8	4	1	1	0	4	12
中核市(N=11)	8	7	2	0	1	3	11
施行時特例市(N=6)	4	4	1	0	0	1	6
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	9	6	0	2	1	6	18
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	14	12	5	3	1	1	22
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	8	8	0	1	0	4	15
人口1万人未満の市町村(N=11)	7	2	2	1	0	2	11
比率 (%)							
全体(N=117)	61.5	49.6	12.0	8.5	3.4	22.2	
都道府県(N=22)	63.6	68.2	13.6	9.1	4.5	22.7	
政令指定都市(N=12)	66.7	33.3	8.3	8.3	0.0	33.3	
中核市(N=11)	72.7	63.6	18.2	0.0	9.1	27.3	
施行時特例市(N=6)	66.7	66.7	16.7	0.0	0.0	16.7	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=18)	50.0	33.3	0.0	11.1	5.6	33.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=22)	63.6	54.5	22.7	13.6	4.5	4.5	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=15)	53.3	53.3	0.0	6.7	0.0	26.7	
人口1万人未満の市町村(N=11)	63.6	18.2	18.2	9.1	0.0	18.2	

(6) 地方公共団体が講ずべき措置のうち「特に都道府県に期待される役割」の中で取り組んでいるもの <Q2-6>

1) 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの <Q2-6(1)>

都道府県において、「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるものとしては、「実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する技術的な助言」(63.8%)が最も多く、「管内の市町村における取組の優良事例の情報収集」(55.3%)、「管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進」(48.9%)と続く。

図表 438 「特に都道府県に期待される事項」のうち取り組んでいるもの

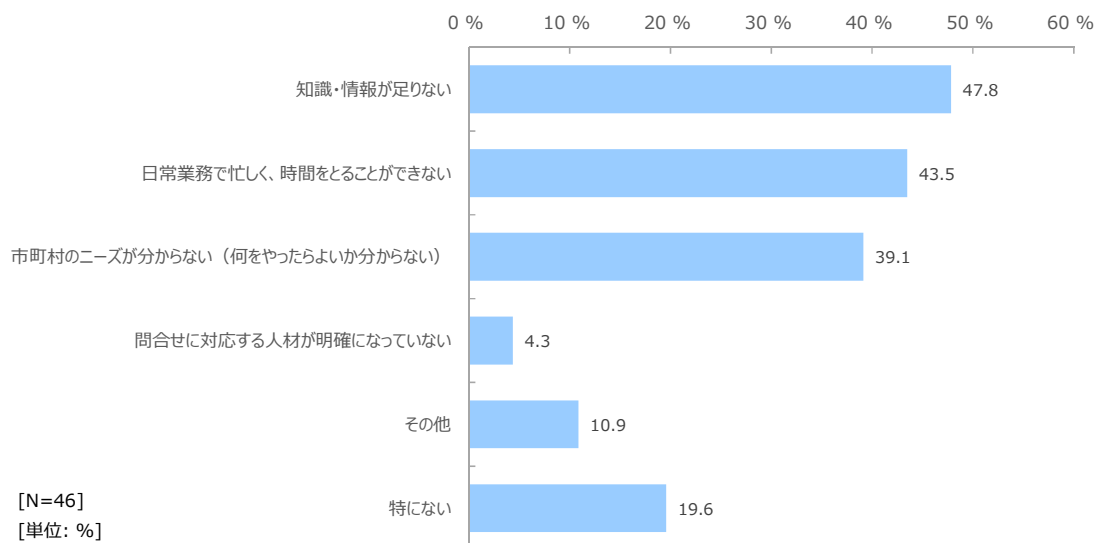


	管内の市町村における取組の優良事例の情報収集	管内の市町村における取組の優良事例の他市町村への普及促進	管内の市町村における取組が困難な市町村に対する技術的な助言	実行計画の策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する人材育成の支援等	その他（実行計画策定・改定及び計画に基づく取組が困難な市町村に対する情報提供等）	取り組んでいない	合計
全体	26	23	30	14	13	1	47
比率 (%)	55.3	48.9	63.8	29.8	27.7	2.1	

## 2) 市町村に対する支援を行う際の課題 <Q2-6(2)>

市町村（特別区含む。）に対する支援を行っているとは回答した都道府県において、支援を行う際の課題としては、「知識・情報が足りない」（47.8%）が最も多く、「日常業務で忙しく、時間をとることができない」（43.5%）、「市町村のニーズが分からない（何をやったらよいか分からない）」（39.1%）、と続く。

図表 439 市町村に対する支援を行う際の課題



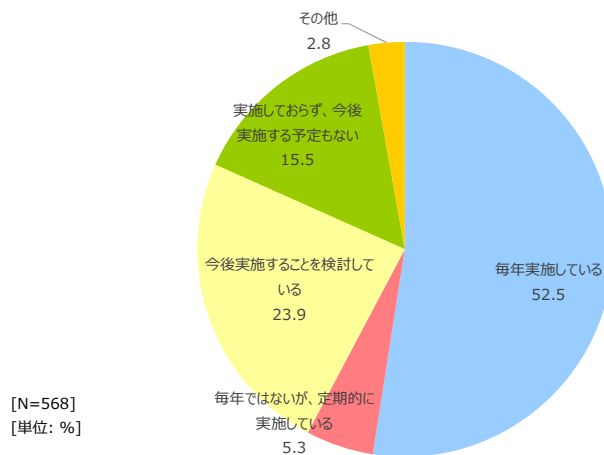
	日常業務で忙しく、時間をとることができない	知識・情報が足りない	問合せに対応する人材が明確になっていない	市町村のニーズが分からない（何をやたらよいか分からない）	その他	特にない	合計
全体	20	22	2	18	5	9	46
比率 (%)	43.5	47.8	4.3	39.1	10.9	19.6	

## (7) 実行計画（区域施策編）の点検の実施状況 <Q2-7>

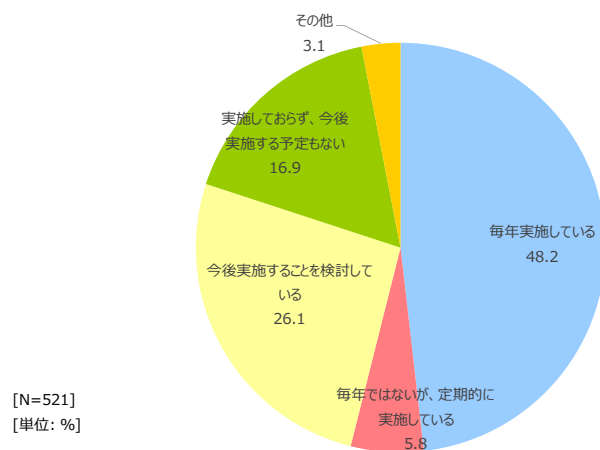
### 1) 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握 <Q2-7(1)>

区域施策編を策定済みの団体における点検の実施状況は、「毎年実施している。」団体が 52.5%と過半数を超えている。「毎年ではないが、定期的に実施している。」団体（5.3%）を合わせ、約 60%の団体が点検を実施している。

図表 440 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握



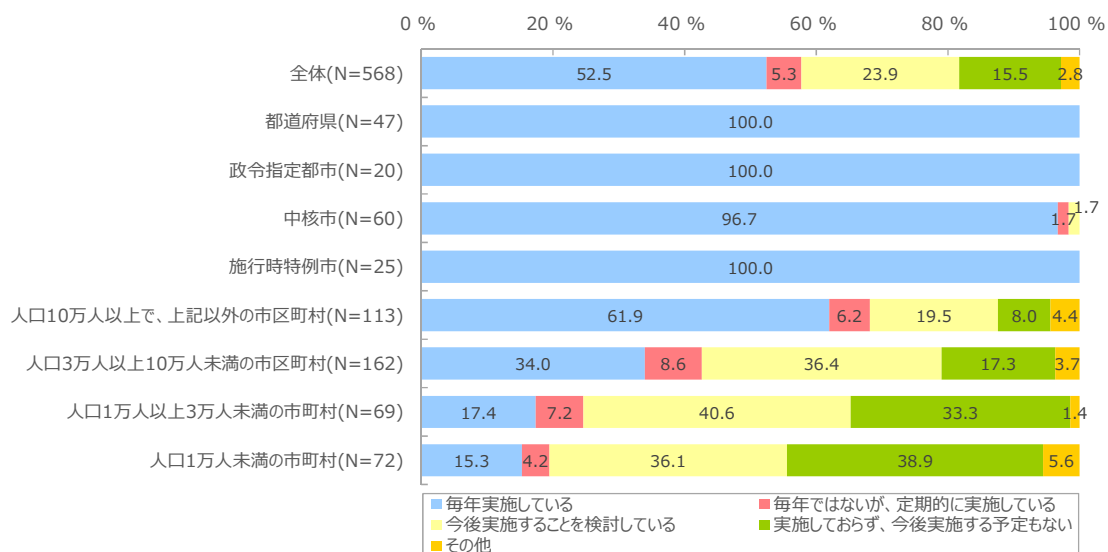
図表 441 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【基礎自治体】



	毎年実施している	毎年ではないが、定期的に実施している	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後実施する予定もない	その他	合計
全体	251	30	136	88	16	521
比率	48.2	5.8	26.1	16.9	3.1	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体では90%以上が「毎年実施している。」と回答している。一方、それ以外の市町村（特別区含む。）では、人口規模が小さくなるほど、「毎年実施している。」と回答した団体の割合は低下する。

図表 442 区域施策編策定後の温室効果ガス排出量の算定や対策・施策の効果の把握【団体区分別】

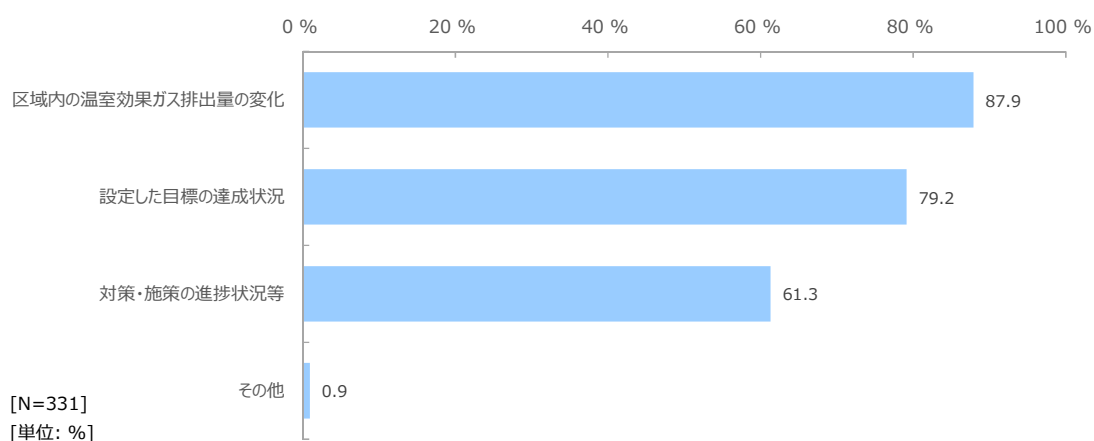


		毎年実施している	毎年ではないが、定期的	今後実施することを検討している	実施しておらず、今後	その他	合計
全体	全体	298	30	136	88	16	568
	都道府県	47	0	0	0	0	47
	政令指定都市	20	0	0	0	0	20
	中核市	58	1	1	0	0	60
	施行時特例市	25	0	0	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	70	7	22	9	5	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	55	14	59	28	6	162
	人口1万人以上3万人未満の市町村	12	5	28	23	1	69
	人口1万人未満の市町村	11	3	26	28	4	72
比率	全体(N=568)	52.5	5.3	23.9	15.5	2.8	
	都道府県(N=47)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	政令指定都市(N=20)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	96.7	1.7	1.7	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	61.9	6.2	19.5	8.0	4.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	34.0	8.6	36.4	17.3	3.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=69)	17.4	7.2	40.6	33.3	1.4	
	人口1万人未満の市町村(N=72)	15.3	4.2	36.1	38.9	5.6	

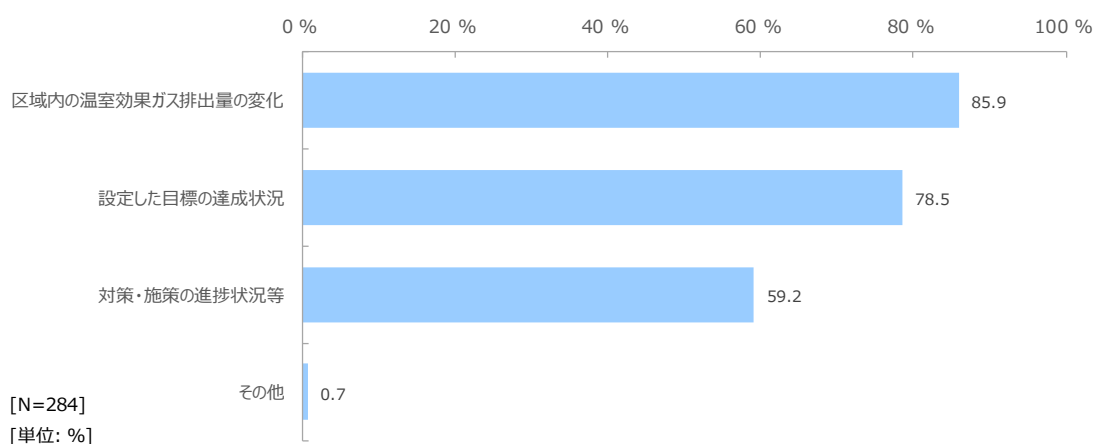
## 2) 区域施策編の進捗評価の対象 <Q2-7(2)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価の対象としては、「区域内の温室効果ガス排出量の変化」(87.9%)が最も多く、「設定した目標の達成状況」(79.2%)、「対策・施策の進捗状況等」(61.3%)と続く。

図表 443 区域施策編の進捗評価の対象



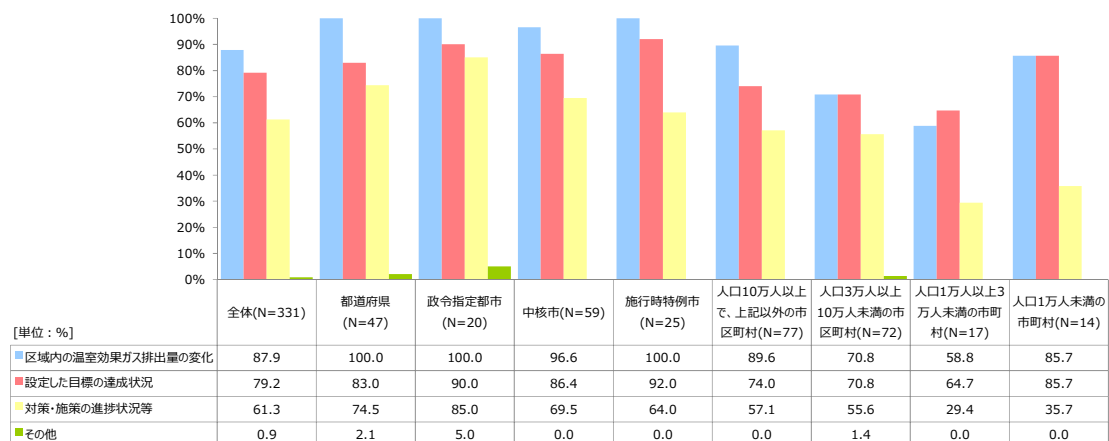
図表 444 区域施策編の進捗評価の対象【基礎自治体】



	区域内の温室効果ガス排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	合計
全体	244	223	168	2	284
比率	85.9	78.5	59.2	0.7	

地方公共団体の区分別に見ると、施行時特例市より人口規模が大きい団体のほとんどが「区域内の温室効果ガス排出量の変化」を進捗評価の対象としている。一方、「対策・施策の進捗状況等」を進捗評価の対象としていると回答した割合は、政令指定都市が最も多い。

図表 445 区域施策編の進捗評価の対象【団体区分別】



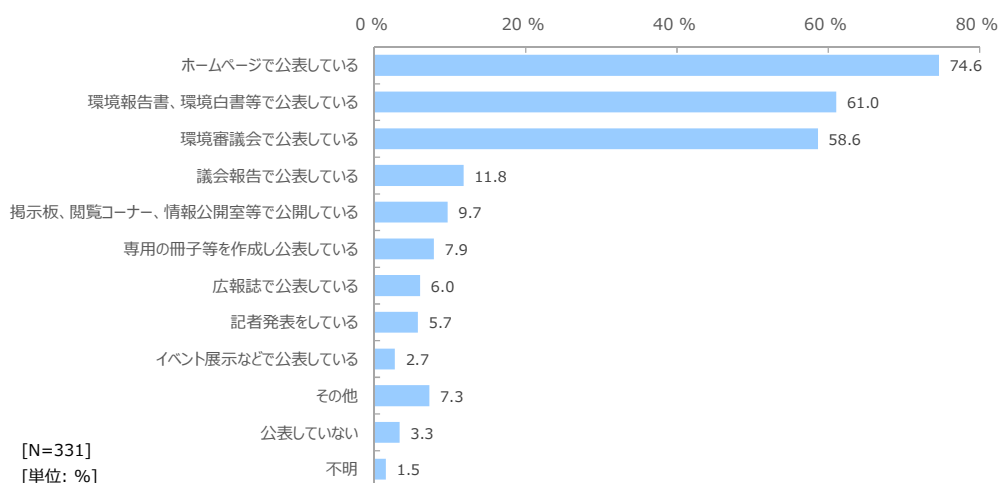
		区域内の温室効果ガス排出量の変化	設定した目標の達成状況	対策・施策の進捗状況等	その他	合計
回答数	全体	291	262	203	3	331
	都道府県	47	39	35	1	47
	政令指定都市	20	18	17	1	20
	中核市	57	51	41	0	59
	施行時特例市	25	23	16	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	69	57	44	0	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	51	51	40	1	72
	人口1万人以上3万人未満の市町村	10	11	5	0	17
	人口1万人未満の市町村	12	12	5	0	14
比率 (%)	全体(N=331)	87.9	79.2	61.3	0.9	
	都道府県(N=47)	100.0	83.0	74.5	2.1	
	政令指定都市(N=20)	100.0	90.0	85.0	5.0	
	中核市(N=59)	96.6	86.4	69.5	0.0	
	施行時特例市(N=25)	100.0	92.0	64.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	89.6	74.0	57.1	0.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	70.8	70.8	55.6	1.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	58.8	64.7	29.4	0.0	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	85.7	85.7	35.7	0.0	



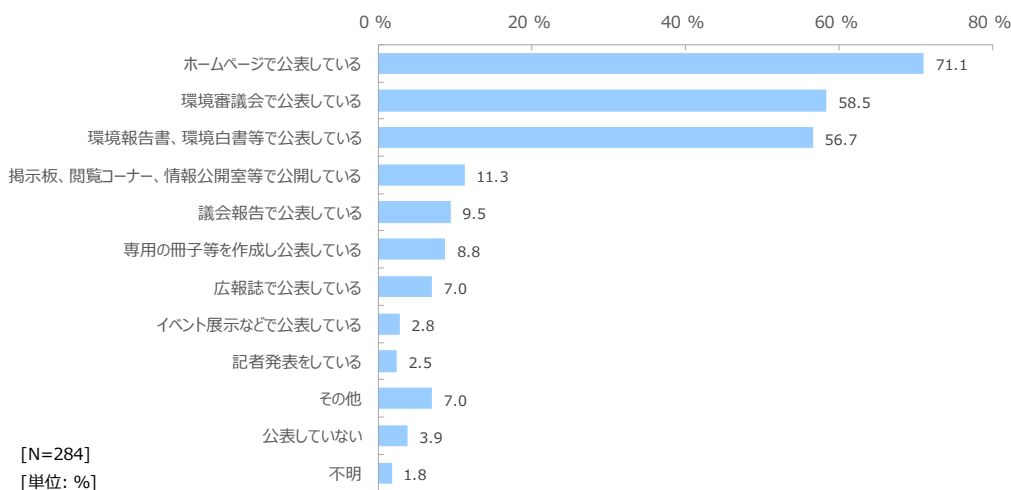
### 3) 区域施策編の進捗評価結果の公表方法 <Q2-7(3)>

区域施策編の進捗評価を行っている団体において、進捗評価結果の公表方法としては、「ホームページで公表している」(74.6%)が最も多く、「環境報告書、環境白書等で公表している」(61.0%)、「環境審議会で公表している」(58.6%)と続く。

図表 446 区域施策編の進捗評価結果の公表方法



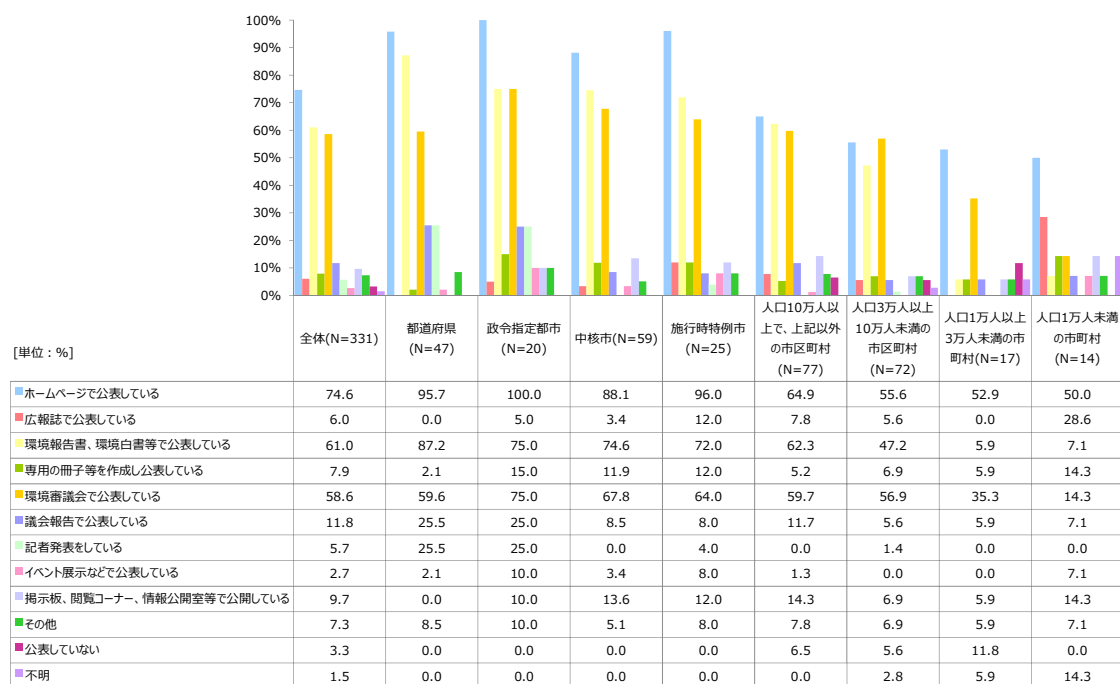
図表 447 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【基礎自治体】



	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
全体	202	20	161	25	166	27	7	8	32	20	11	5	284
比率	71.1	7.0	56.7	8.8	58.5	9.5	2.5	2.8	11.3	7.0	3.9	1.8	

地方公共団体の区分別に見ると、人口3万人以上10万人未満の市区町村を除く全ての区分で「ホームページで公表している。」を選択した団体が最も多い。

図表 448 区域施策編の進捗評価結果の公表方法【団体区分別】

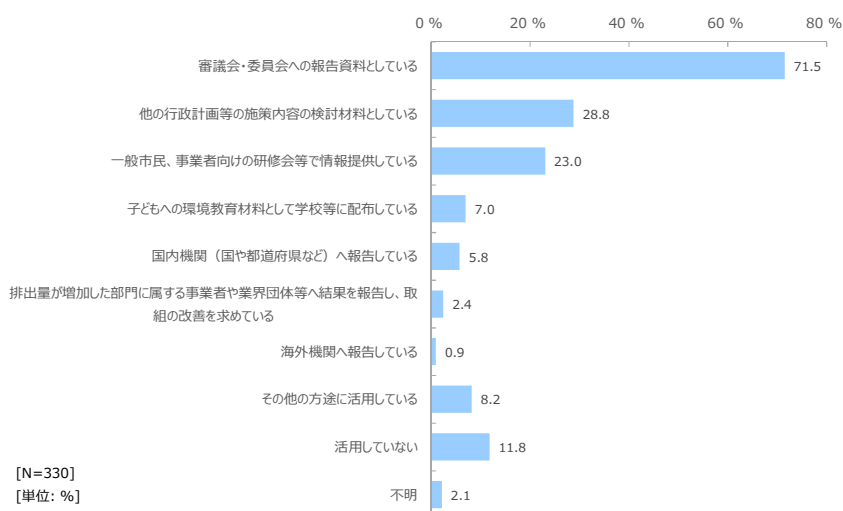


	ホームページで公表している	広報誌で公表している	環境報告書、環境白書等で公表している	専用の冊子等を作成し公表している	環境審議会で公表している	議会報告で公表している	記者発表をしている	イベント展示などで公表している	掲示板、閲覧コーナー、情報公開室等で公開している	その他	公表していない	不明	合計
回答数	247	20	202	26	194	39	19	9	32	24	11	5	331
全体	74.6	6.0	61.0	7.9	58.6	11.8	5.7	2.7	9.7	7.3	3.3	1.5	
都道府県(N=47)	95.7	0.0	87.2	2.1	59.6	25.5	25.5	2.1	0.0	8.5	0.0	0.0	
政令指定都市(N=20)	100.0	5.0	75.0	15.0	75.0	25.0	25.0	10.0	10.0	10.0	0.0	0.0	
中核市(N=59)	88.1	3.4	74.6	11.9	67.8	8.5	0.0	3.4	13.6	5.1	0.0	0.0	
施行時特例市(N=25)	96.0	12.0	72.0	12.0	64.0	8.0	4.0	8.0	12.0	8.0	0.0	0.0	
人口10万人以上、上記以外の市区町村(N=77)	64.9	7.8	62.3	5.2	59.7	11.7	0.0	1.3	14.3	7.8	6.5	0.0	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=72)	55.6	5.6	47.2	6.9	56.9	5.6	1.4	0.0	6.9	6.9	5.6	2.8	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	52.9	0.0	5.9	5.9	35.3	5.9	0.0	0.0	5.9	5.9	11.8	5.9	
人口1万人未満の市町村(N=14)	50.0	28.6	7.1	14.3	14.3	7.1	0.0	7.1	14.3	7.1	0.0	14.3	
比率 (%)													

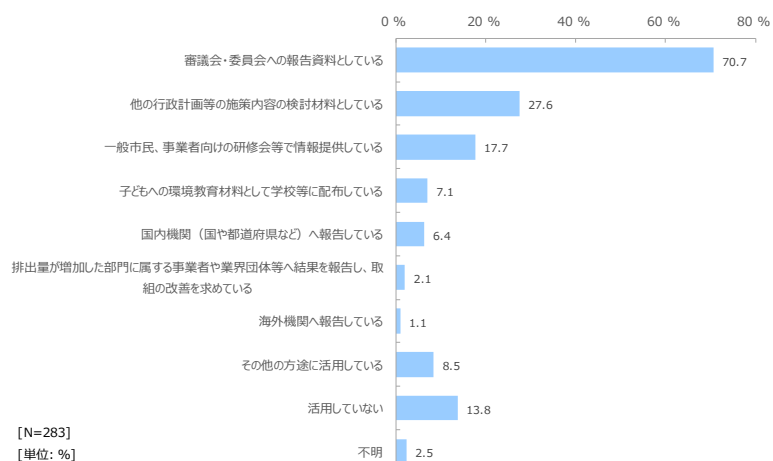
#### 4) 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い <Q2-7(4)>

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体において、進捗評価結果の公表以外の取り扱いとしては、「審議会・委員会への報告資料としている」(71.5%)が最も多く、「他の行政計画等の施策内容の検討材料としている」(28.8%)、「一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している」(23.0%)と続く。

図表 449 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い



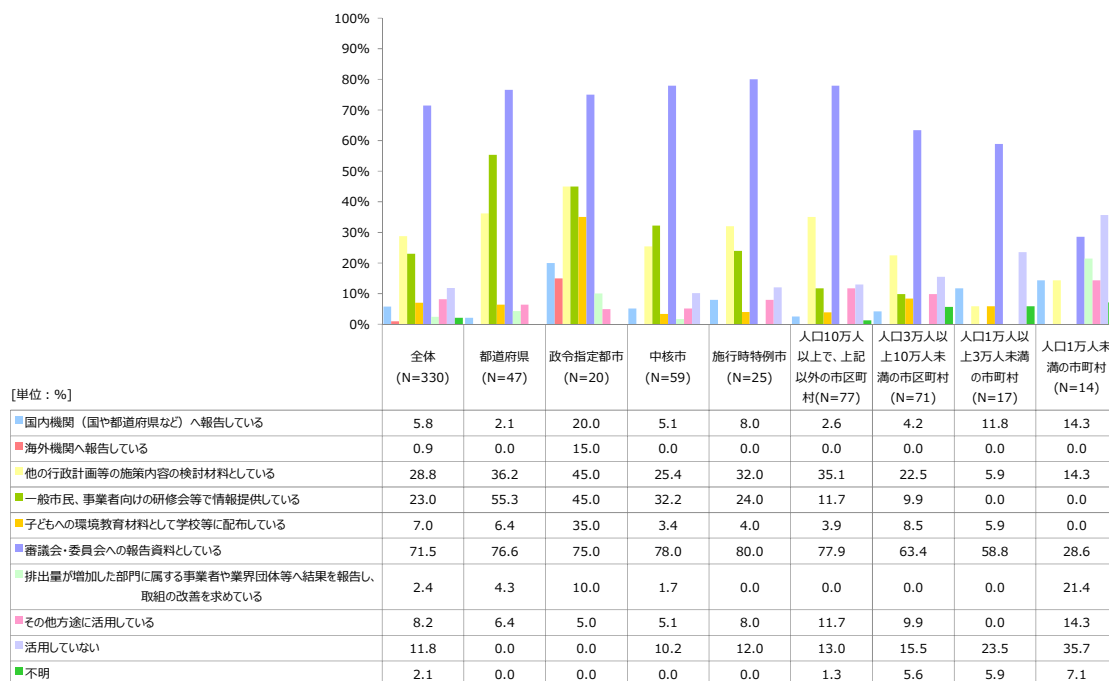
図表 450 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【基礎自治体】



	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者向けの研修会等で情報提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門に属する事業者や業界団体等へ結果を報告し、取組の改善を求めている	その他の方途に活用している	活用していない	不明	合計
全体	18	3	78	50	20	200	6	24	39	7	283
比率	6.4	1.1	27.6	17.7	7.1	70.7	2.1	8.5	13.8	2.5	

地方公共団体の区分別に見ると、いずれの区分においても、「審議会・委員会への報告資料としている。」を選択した団体が最も多い。

図表 451 区域施策編の進捗評価結果の公表以外の取り扱い【団体区分別】



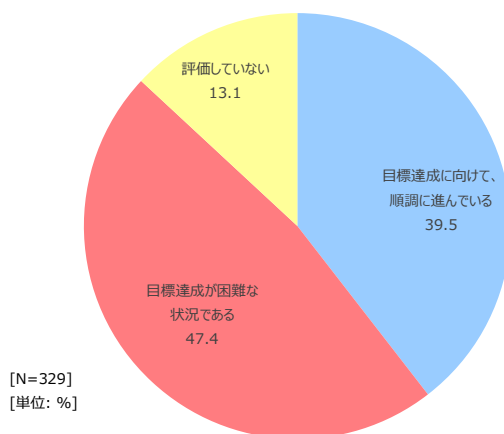
	国内機関（国や都道府県など）へ報告している	海外機関へ報告している	他の行政計画等の施策内容の検討材料としている	一般市民、事業者等向けに提供している	子どもへの環境教育材料として学校等に配布している	審議会・委員会への報告資料としている	排出量が増加した部門の改団体を等求へ結果を報告する	その他方途に活用している	活用していない	不明	合計
回答数	19	3	95	76	23	236	8	27	39	7	330
都道府県	1	0	17	26	3	36	2	3	0	0	47
政令指定都市	4	3	9	9	7	15	2	1	0	0	20
中核市	3	0	15	19	2	46	1	3	6	0	59
施行時特例市	2	0	8	6	1	20	0	2	3	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	2	0	27	9	3	60	0	9	10	1	77
人口3万人以上10万人未満の市区町村	3	0	16	7	6	45	0	7	11	4	71
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	0	1	0	1	10	0	0	4	1	17
人口1万人未満の市町村	2	0	2	0	0	4	3	2	5	1	14
比率 (%)	5.8	0.9	28.8	23.0	7.0	71.5	2.4	8.2	11.8	2.1	
都道府県 (N=47)	2.1	0.0	36.2	55.3	6.4	76.6	4.3	6.4	0.0	0.0	
政令指定都市 (N=20)	20.0	15.0	45.0	45.0	35.0	75.0	10.0	5.0	0.0	0.0	
中核市 (N=59)	5.1	0.0	25.4	32.2	3.4	78.0	1.7	5.1	10.2	0.0	
施行時特例市 (N=25)	8.0	0.0	32.0	24.0	4.0	80.0	0.0	8.0	12.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=77)	2.6	0.0	35.1	11.7	3.9	77.9	0.0	11.7	13.0	1.3	
人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=71)	4.2	0.0	22.5	9.9	8.5	63.4	0.0	9.9	15.5	5.6	
人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=17)	11.8	0.0	5.9	0.0	5.9	58.8	0.0	0.0	23.5	5.9	
人口1万人未満の市町村 (N=14)	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	28.6	21.4	14.3	35.7	7.1	

5) 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価

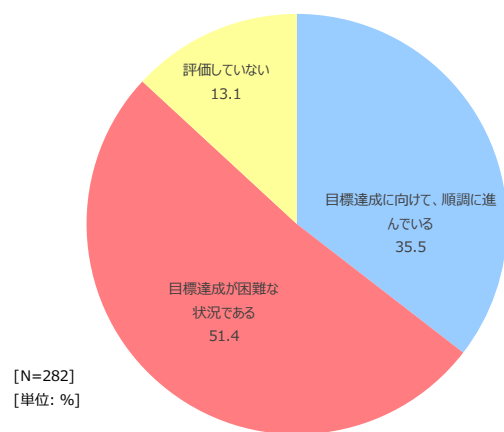
<Q2-7(5)>

区域施策編の進捗評価を行っているとは回答した団体における直近の進捗評価結果に係る担当部局の評価について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体は全体の39.5%である。

図表 452 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価



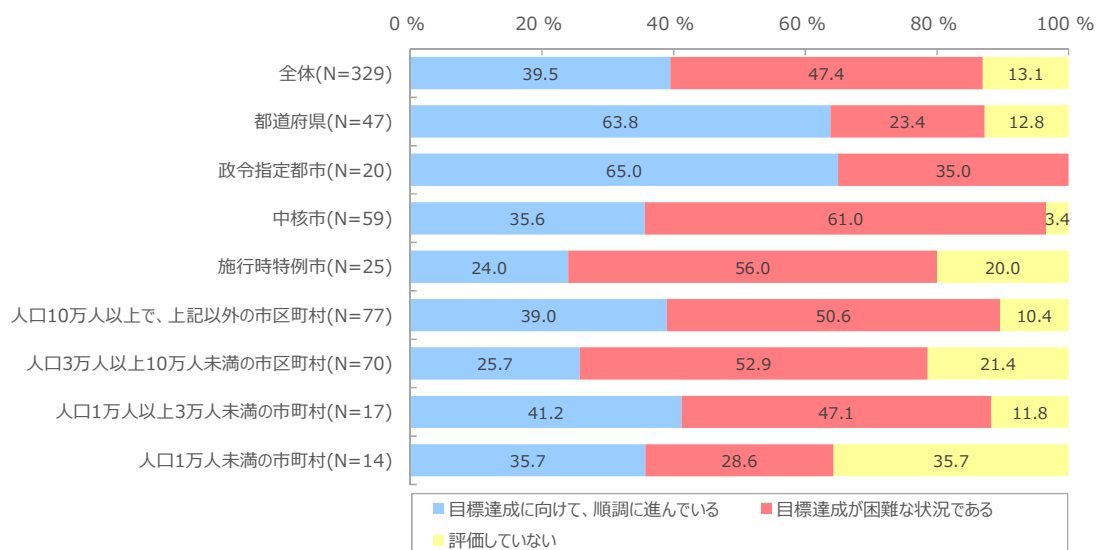
図表 453 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価  
【基礎自治体】



	目標達成に向けて、 順調に進んでいる	目標達成が困難な 状況である	評価していない	合計
全体	100	145	37	282
比率	35.5	51.4	13.1	

地方公共団体の区分別に見ると、都道府県、政令指定都市では約 65%の団体が「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答している一方、中核市、施行時特例市では約 60%の団体が「目標達成が困難な状況である。」と回答している。

図表 454 区域施策編の直近の進捗評価結果に係る担当部局としての評価  
【団体区分別】

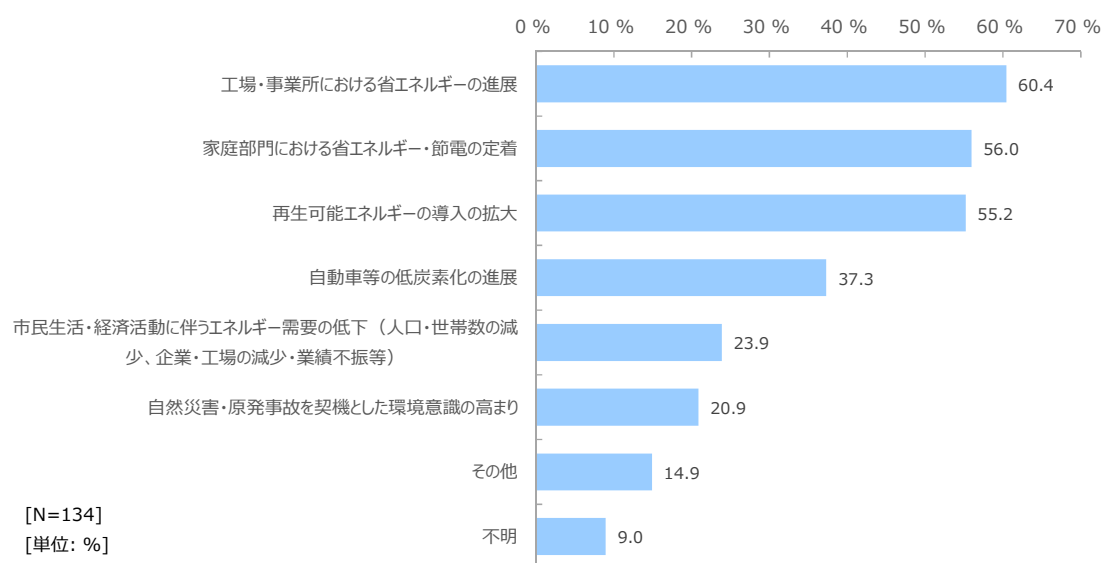


		順調に進んでいる	目標達成が困難な状況である	評価していない	合計
全体	全体	130	156	43	329
	都道府県	30	11	6	47
	政令指定都市	13	7	0	20
	中核市	21	36	2	59
	施行時特例市	6	14	5	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	30	39	8	77
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	18	37	15	70
	人口1万人以上3万人未満の市町村	7	8	2	17
	人口1万人未満の市町村	5	4	5	14
比率	全体(N=329)	39.5	47.4	13.1	
	都道府県(N=47)	63.8	23.4	12.8	
	政令指定都市(N=20)	65.0	35.0	0.0	
	中核市(N=59)	35.6	61.0	3.4	
	施行時特例市(N=25)	24.0	56.0	20.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=77)	39.0	50.6	10.4	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=70)	25.7	52.9	21.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=17)	41.2	47.1	11.8	
	人口1万人未満の市町村(N=14)	35.7	28.6	35.7	

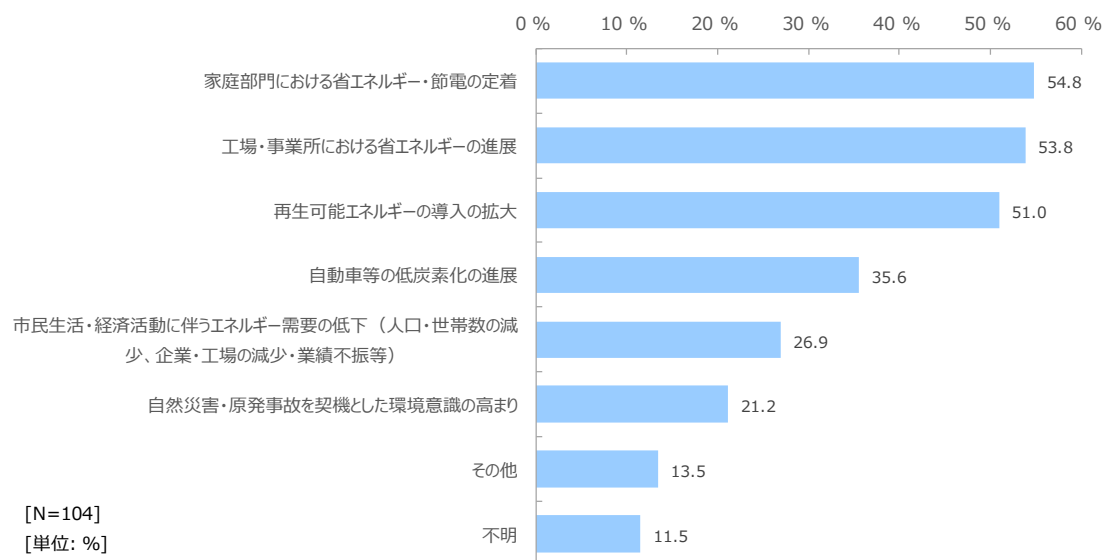
6) <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)>

区域施策編の進捗について、「目標達成に向けて、順調に進んでいる。」と回答した団体において、その主な要因としては、「工場・事業所における省エネルギーの進展」(60.4%)が最も多く、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(56.0%)、「再生可能エネルギーの導入の拡大」(55.2%)と続く。基礎自治体においては、「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」(54.8%)が最も多い。

図表 455 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



図表 456 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、  
回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】

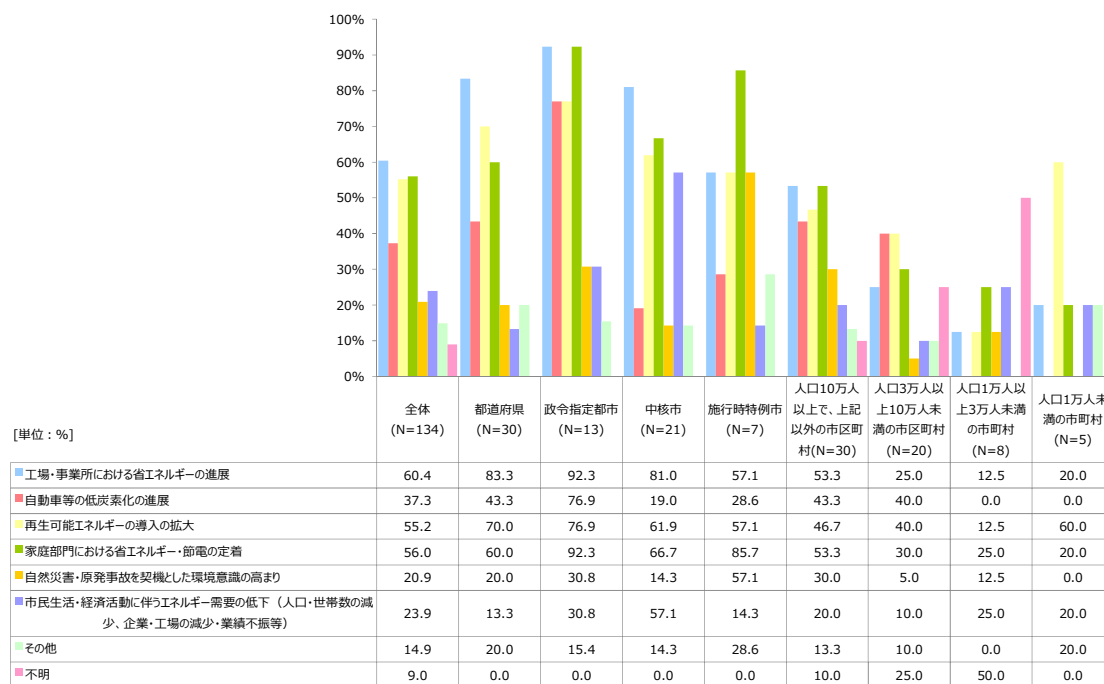


	工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下 (人口・世帯数の減少、企業・工場の業績不振等)	その他	不明	合計
全体	56	37	53	57	22	28	14	12	104
比率	53.8	35.6	51.0	54.8	21.2	26.9	13.5	11.5	



地方公共団体の区分別に見ると、中核市以上の団体では「工場・事業所における省エネルギーの進展」が最も多い一方、施行時特例市では「家庭部門における省エネルギー・節電の定着」が最も多い。

図表 457 <順調>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

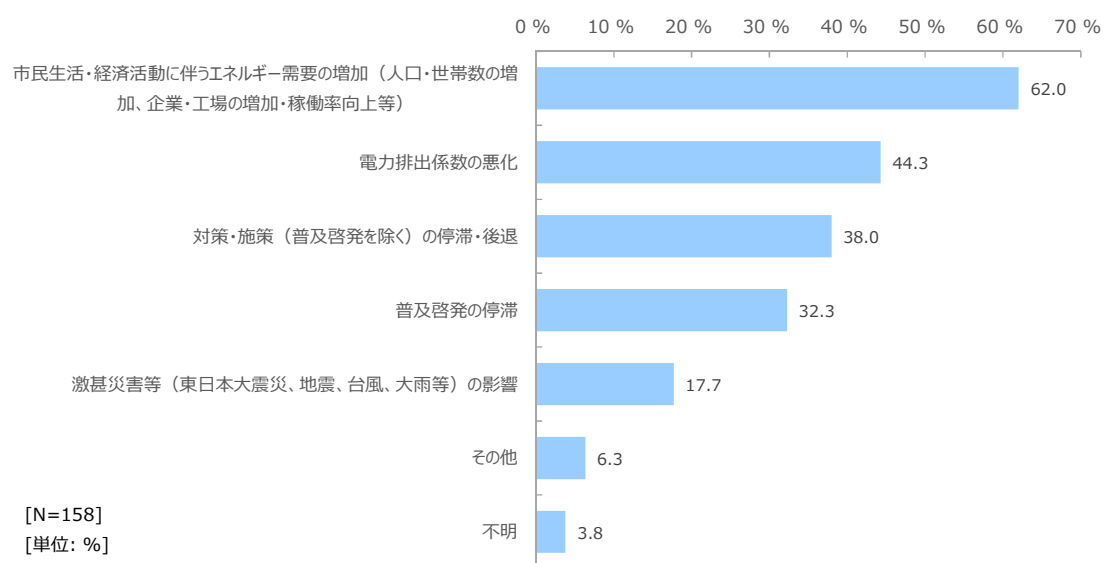


		工場・事業所における省エネルギーの進展	自動車等の低炭素化の進展	再生可能エネルギーの導入の拡大	家庭部門における省エネルギー・節電の定着	自然災害・原発事故を契機とした環境意識の高まり	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の低下（人口・世帯数の減少、企業・工場の減少・業績不振等）	その他	不明	合計
回答数	全体 (N=134)	81	50	74	75	28	32	20	12	134
	都道府県 (N=30)	25	13	21	18	6	4	6	0	30
	政令指定都市 (N=13)	12	10	10	12	4	4	2	0	13
	中核市 (N=21)	17	4	13	14	3	12	3	0	21
	施行時特例市 (N=7)	4	2	4	6	4	1	2	0	7
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=30)	16	13	14	16	9	6	4	3	30
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=20)	5	8	8	6	1	2	2	5	20
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=8)	1	0	1	2	1	2	0	4	8
	人口1万人未満の市町村 (N=5)	1	0	3	1	0	1	1	0	5
比率 (%)	全体 (N=134)	60.4	37.3	55.2	56.0	20.9	23.9	14.9	9.0	
	都道府県 (N=30)	83.3	43.3	70.0	60.0	20.0	13.3	20.0	0.0	
	政令指定都市 (N=13)	92.3	76.9	76.9	92.3	30.8	30.8	15.4	0.0	
	中核市 (N=21)	81.0	19.0	61.9	66.7	14.3	57.1	14.3	0.0	
	施行時特例市 (N=7)	57.1	28.6	57.1	85.7	57.1	14.3	28.6	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村 (N=30)	53.3	43.3	46.7	53.3	30.0	20.0	13.3	10.0	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村 (N=20)	25.0	40.0	40.0	30.0	5.0	10.0	10.0	25.0	
	人口1万人以上3万人未満の市町村 (N=8)	12.5	0.0	12.5	25.0	12.5	25.0	0.0	50.0	
	人口1万人未満の市町村 (N=5)	20.0	0.0	60.0	20.0	0.0	20.0	20.0	0.0	

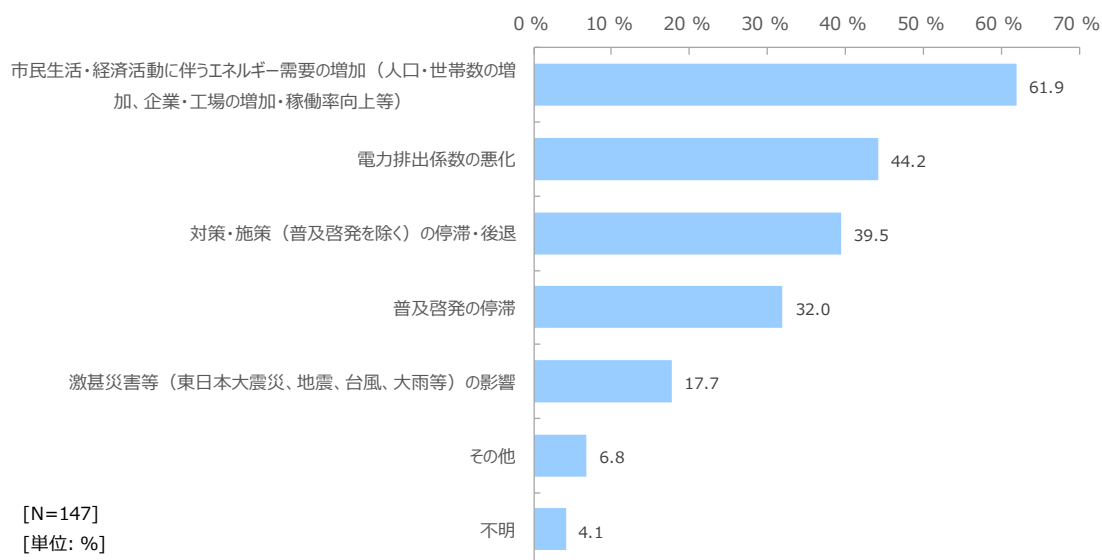
7) <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因 <Q2-7(5)>

区域施策編の進捗について、「目標達成が困難な状況である。」と回答した団体において、その主な要因としては、回答団体全体では、「市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）」（62.0%）が最も高く、「電力排出係数の悪化」（44.3%）、「対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退」（38.0%）と続く。

図表 458 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、回答した状況に至った主な要因



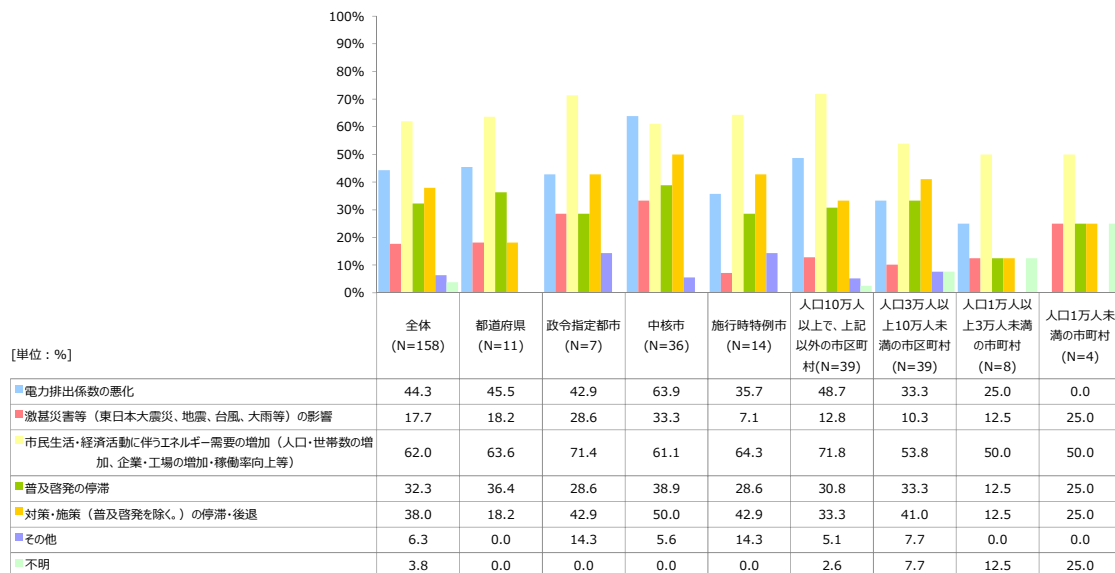
図表 459 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、  
回答した状況に至った主な要因【基礎自治体】



	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	世帯数の増加・稼働率向上等	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・企業の増加・工場の増加）	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く）の停滞・後退	その他	不明	合計
全体	65	26	91	47	58	10	6	147	
比率	44.2	17.7	61.9	32.0	39.5	6.8	4.1		

地方公共団体の区分別に見ると、特に大規模な団体で「電力排出係数の悪化」と回答した割合が高い。

図表 460 <困難>区域施策編の直近の進捗評価結果について、  
回答した状況に至った主な要因【団体区分別】

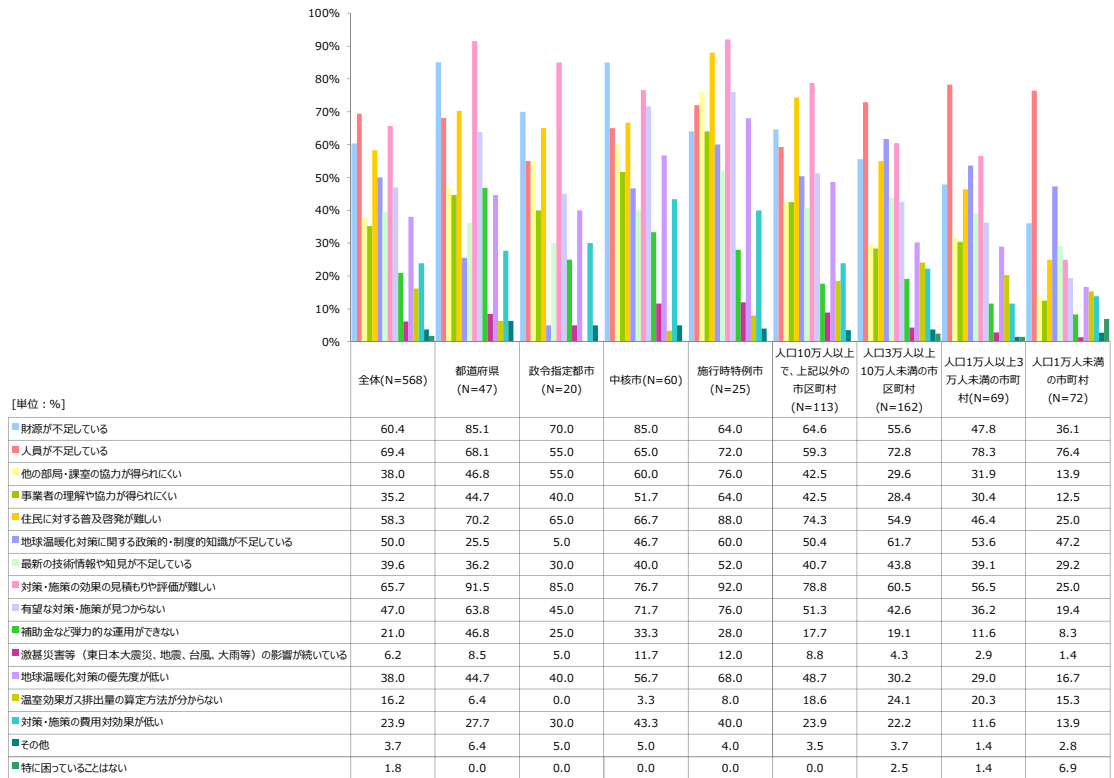


	電力排出係数の悪化	激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響	市民生活・経済活動に伴うエネルギー需要の増加（人口・世帯数の増加、企業・工場の増加・稼働率向上等）	普及啓発の停滞	対策・施策（普及啓発を除く。）の停滞・後退	その他	不明	合計
回答数								
全体	70	28	98	51	60	10	6	158
都道府県	5	2	7	4	2	0	0	11
政令指定都市	3	2	5	2	3	1	0	7
中核市	23	12	22	14	18	2	0	36
施行時特例市	5	1	9	4	6	2	0	14
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	19	5	28	12	13	2	1	39
人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	4	21	13	16	3	3	39
人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	4	1	1	0	1	8
人口1万人未満の市町村	0	1	2	1	1	0	1	4
比率 (%)								
全体(N=158)	44.3	17.7	62.0	32.3	38.0	6.3	3.8	
都道府県(N=11)	45.5	18.2	63.6	36.4	18.2	0.0	0.0	
政令指定都市(N=7)	42.9	28.6	71.4	28.6	42.9	14.3	0.0	
中核市(N=36)	63.9	33.3	61.1	38.9	50.0	5.6	0.0	
施行時特例市(N=14)	35.7	7.1	64.3	28.6	42.9	14.3	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	48.7	12.8	71.8	30.8	33.3	5.1	2.6	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=39)	33.3	10.3	53.8	33.3	41.0	7.7	7.7	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=8)	25.0	12.5	50.0	12.5	12.5	0.0	12.5	
人口1万人未満の市町村(N=4)	0.0	25.0	50.0	25.0	25.0	0.0	25.0	



地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「財源が不足している」、小規模な市町村（特別区含む。）では「人員が不足している。」と回答した団体が多い。

図表 463 区域施策編の推進過程で困っていること【団体区分別】



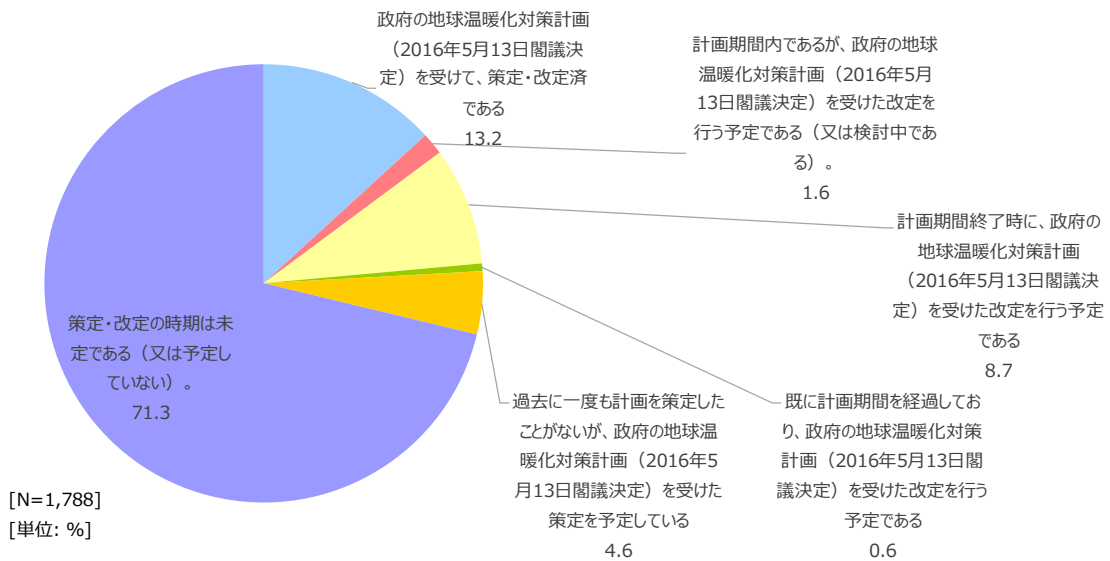
困っていること	全体(N=568)	都道府県(N=47)	政令指定都市(N=20)	中核市(N=60)	施行時特別市(N=25)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=162)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=69)	人口1万人未満の市区町村(N=72)	合計							
財源が不足している	343	394	216	200	331	284	225	373	267	119	35	216	92	136	21	10	568
人員が不足している	40	32	22	21	33	12	17	43	30	22	4	21	3	13	3	0	47
他の部局・課室の協力が得られない	14	11	11	8	13	1	6	17	9	5	1	8	0	6	1	0	20
事業者の理解や協力が得られない	51	39	36	31	40	28	24	46	43	20	7	34	2	26	3	0	60
住民に対する普及啓発が難しい	16	18	19	16	22	15	13	23	19	7	3	17	2	10	1	0	25
地球温暖化対策に関する政策的・制度的知識が不足している	73	67	48	48	84	57	46	89	58	20	10	55	21	27	4	0	113
最新の技術情報や知見が不足している	90	118	48	46	89	100	71	98	69	31	7	49	39	36	6	4	162
対策・施策の効果の見積もりや評価が難しい	33	54	22	21	32	37	27	39	25	8	2	20	14	8	1	1	69
有望な対策・施策が見つからない	26	55	10	9	18	34	21	18	14	6	1	12	11	10	2	5	72
補助金など弾力的な運用ができない	60.4	69.4	38.0	35.2	58.3	50.0	39.6	65.7	47.0	21.0	6.2	38.0	16.2	23.9	3.7	1.8	568
激甚災害等（東日本大震災、地震、台風、大雨等）の影響が続いている	85.1	68.1	46.8	44.7	70.2	25.5	36.2	91.5	63.8	46.8	8.5	44.7	6.4	27.7	6.4	0.0	47
地球温暖化対策の優先度が低い	70.0	55.0	55.0	40.0	65.0	5.0	30.0	85.0	45.0	25.0	5.0	40.0	0.0	30.0	5.0	0.0	20
温室効果ガス排出量の算定方法が分からない	85.0	65.0	60.0	51.7	66.7	46.7	40.0	76.7	71.7	33.3	11.7	56.7	3.3	43.3	5.0	0.0	60
対策・施策の費用対効果が高い	64.0	72.0	76.0	64.0	88.0	60.0	52.0	92.0	76.0	28.0	12.0	68.0	8.0	40.0	4.0	0.0	25
特に困っていることはない	64.6	59.3	42.5	42.5	74.3	50.4	40.7	78.8	51.3	17.7	8.8	48.7	18.6	23.9	3.5	0.0	113
その他	55.6	72.8	29.6	28.4	54.9	61.7	43.8	60.5	42.6	19.1	4.3	30.2	24.1	22.2	3.7	2.5	162
合計	47.8	78.3	31.9	30.4	46.4	53.6	39.1	56.5	36.2	11.6	2.9	29.0	20.3	11.6	1.4	1.4	69
特に困っていることはない	36.1	76.4	13.9	12.5	25.0	47.2	29.2	25.0	19.4	8.3	1.4	16.7	15.3	13.9	2.8	6.9	72

## (8) 実行計画（区域施策編）の見直し <Q2-8>

### 1) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況 <Q2-8(1)>

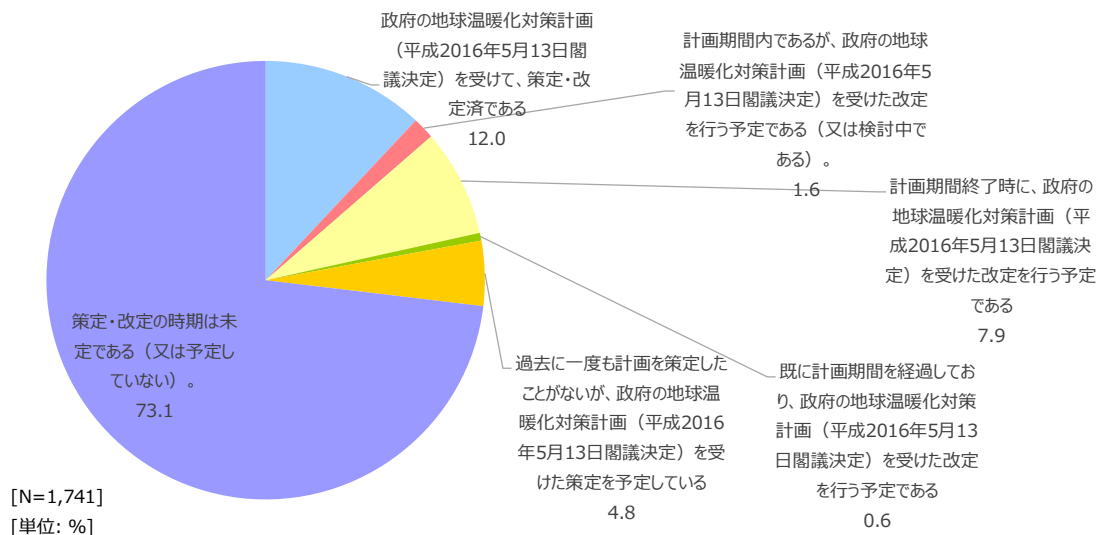
都道府県・市町村（特別区含む。）における、政府の「地球温暖化対策計画」（2016年5月13日閣議決定）を受けた区域施策編の策定・改定状況としては、「政府の地球温暖化対策計画を受けて、策定・改定済である。」団体は13.2%である。一方、「策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）。」団体も71.3%存在している。

図表 464 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況



	1 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	3 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）	計 画 期 間 終 了 時 点 以 降 策 定 予 定 中 である	計 画 期 間 終 了 時 点 以 降 策 定 予 定 中 である	既 定 策 画 間 接 的 改 定 予 定 中 である	1 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である	過 去 一 度 も 計 画 を 策 定 し ず に 改 定 予 定 中 である	策 定 ・ 改 定 の 時 期 は 未 定 である（又は予定していない）	合 計
全体	236	29	156	10	83	1,274	1,788		
比率 (%)	13.2	1.6	8.7	0.6	4.6	71.3			

図表 465 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況  
【基礎自治体】

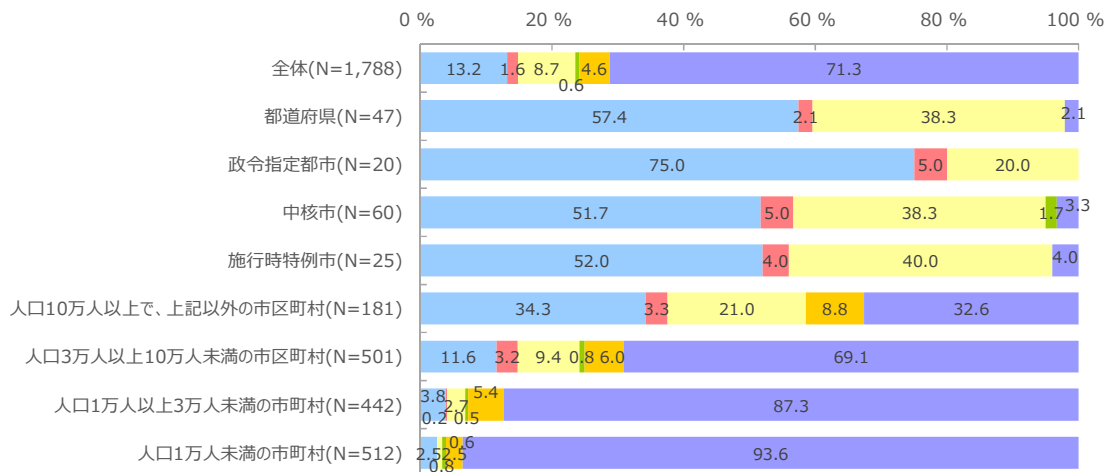


	年政府5月13日閣議決定を受けて、策定・改定済である	策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）	計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である（又は検討中である）	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	過去に一度も計画を策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（平成2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である	合計
全体	209	28	138	10	83	1,273	1,741	
比率 (%)	12.0	1.6	7.9	0.6	4.8	73.1		



地方公共団体の区分別に見ると、策定義務のある施行時特例市より人口規模が大きい団体においては、改定を予定している団体が大半を占める。人口10万人未満の市区町村では、65%以上の団体が策定・改定の予定はないと回答している。

図表 466 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定の状況【団体区分別】



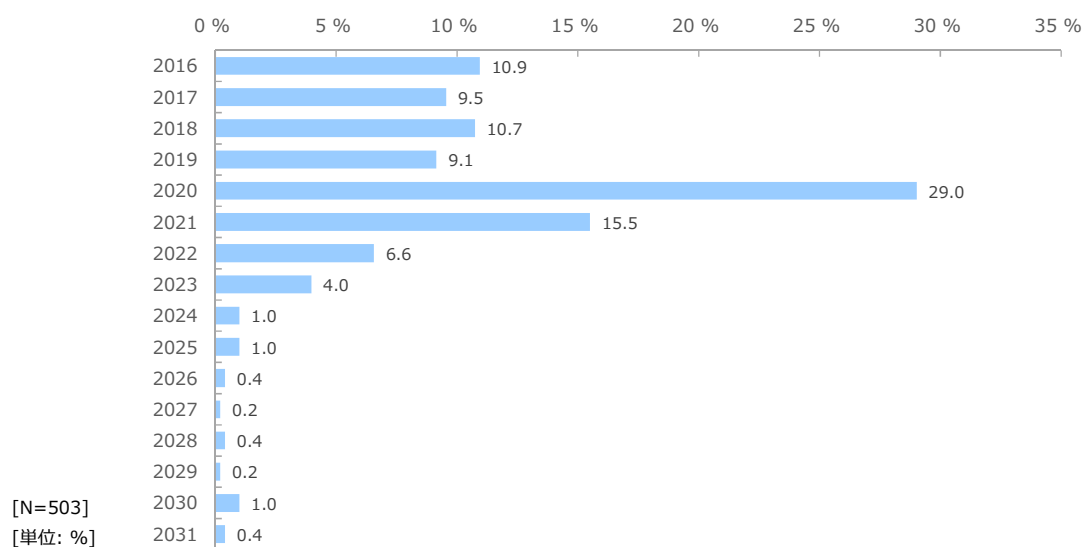
■ 政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けて、策定・改定済である  
 ■ 計画期間内であるが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である  
 ■ 計画期間終了時に、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である  
 ■ 既に計画期間を超過しており、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた改定を行う予定である  
 ■ 過去に一度も策定したことがないが、政府の地球温暖化対策計画（2016年5月13日閣議決定）を受けた策定を予定している  
 ■ 策定・改定の時期は未定である（又は予定していない）

団体区別	1 政 3 府 日 閣 議 決 定 受 け 取 っ て 策 定 行 っ た 日 付	計 画 期 間 内 であるが、改定を 行 っ た 日 付	計 画 期 間 終 了 時 に 改定を 行 っ た 日 付	既 定 計 画 期 間 を 超 越 して 改定を 行 っ た 日 付	地 球 温 暖 化 対 策 計 画 受 け 取 っ た 日 付	策 定 ・ 改 定 の 時 期 は 未 定 である（又は 予 定 して いない）	合 計
全体	全体	236	29	156	10	83	1,274
	都道府県	27	1	18	0	0	1
	政令指定都市	15	1	4	0	0	20
	中核市	31	3	23	1	0	60
	施行時特例市	13	1	10	0	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	62	6	38	0	16	59
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	58	16	47	4	30	346
	人口1万人以上3万人未満の市町村	17	1	12	2	24	386
	人口1万人未満の市町村	13	0	4	3	13	479
比率	全体(N=1,788)	13.2	1.6	8.7	0.6	4.6	71.3
	都道府県(N=47)	57.4	2.1	38.3	0.0	0.0	2.1
	政令指定都市(N=20)	75.0	5.0	20.0	0.0	0.0	0.0
	中核市(N=60)	51.7	5.0	38.3	1.7	0.0	3.3
	施行時特例市(N=25)	52.0	4.0	40.0	0.0	0.0	4.0
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=181)	34.3	3.3	21.0	0.0	8.8	32.6
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=501)	11.6	3.2	9.4	0.8	6.0	69.1
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=442)	3.8	0.2	2.7	0.5	5.4	87.3
	人口1万人未満の市町村(N=512)	2.5	0.0	0.8	0.6	2.5	93.6

2) 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む） <Q2-8(1)>

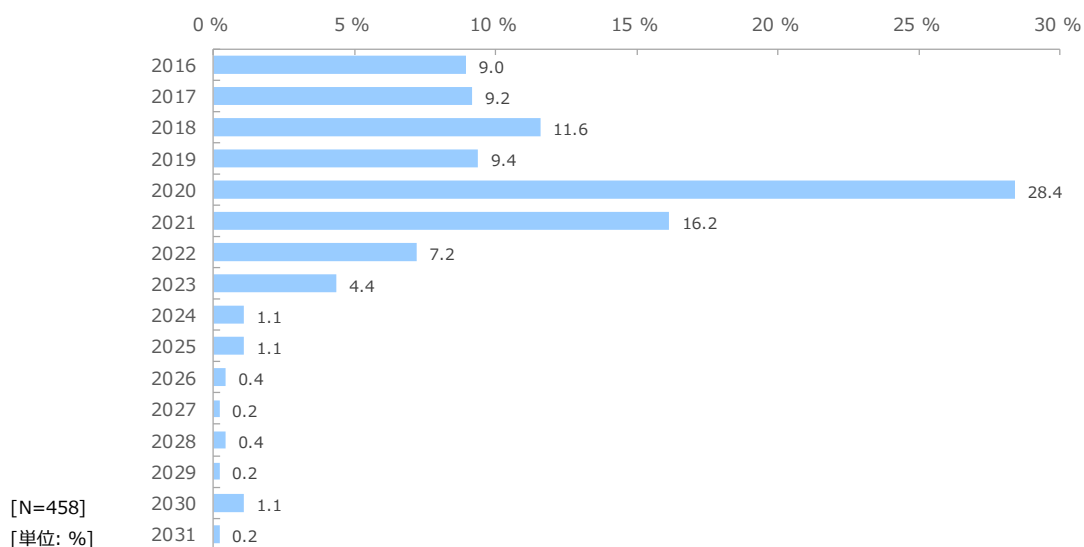
政府の「地球温暖化対策計画」を受けて区域施策編を策定・改定済み（又は予定）の団体における策定・改定（予定）年度は「2020年度」（29.0%）が最も多い。大部分の団体が2021年度までに策定・改定する予定となっている。

図表 467 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度（予定を含む）



	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	55	48	54	46	146	78	33	20	5
比率 (%)	10.9	9.5	10.7	9.1	29.0	15.5	6.6	4.0	1.0
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	2	1	2	1	5	2	503	
比率 (%)	1.0	0.4	0.2	0.4	0.2	1.0	0.4		

図表 468 「地球温暖化対策計画」を受けた区域施策編の策定・改定年度  
(予定を含む) 【基礎自治体】

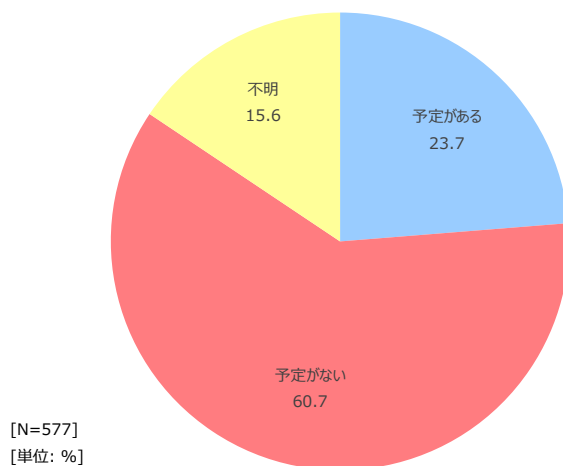


	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
全体	41	42	53	43	130	74	33	20	5
比率 (%)	9.0	9.2	11.6	9.4	28.4	16.2	7.2	4.4	1.1
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	合計	
全体	5	2	1	2	1	5	1	458	
比率 (%)	1.1	0.4	0.2	0.4	0.2	1.1	0.2		

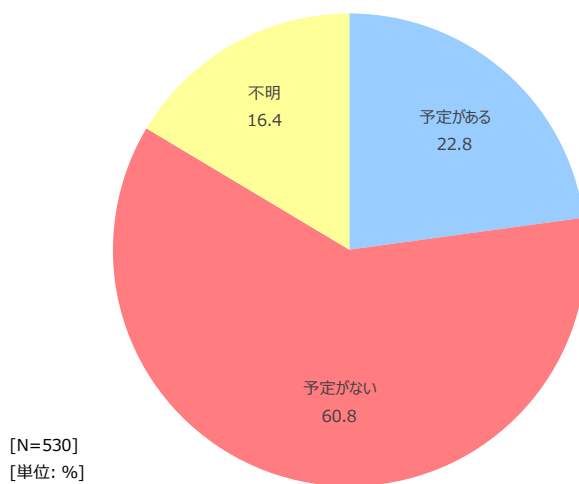
### 3) 区域施策編の中間見直しの予定の有無 <Q2-8(2)>

区域施策編を策定済みの団体において、中間見直しの「予定がある。」と回答した団体は 23.7%、「予定がない。」と回答した団体は 60.7%である。

図表 469 区域施策編の中間見直しの予定の有無

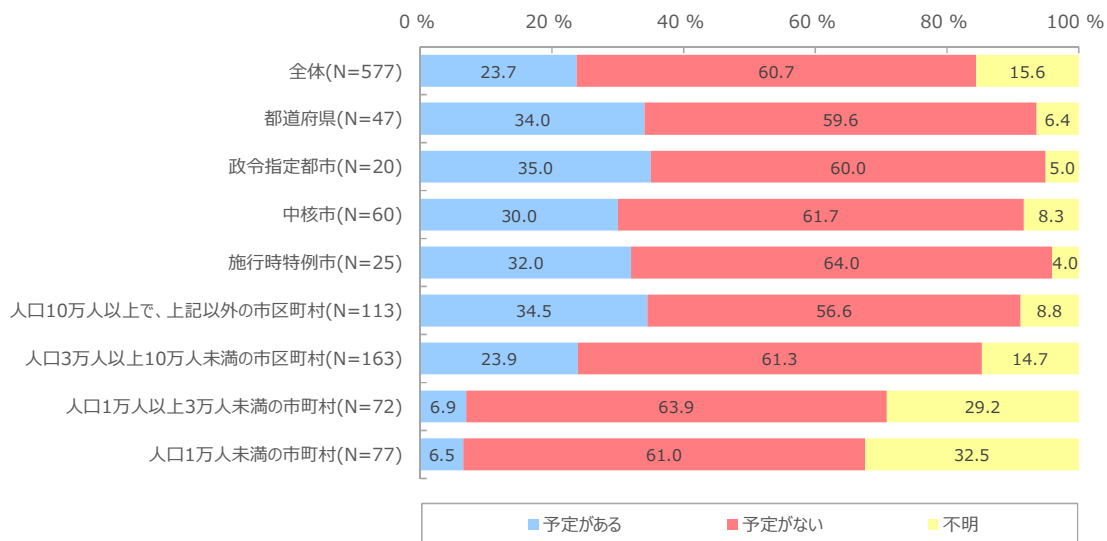


図表 470 区域施策編の中間見直しの予定の有無【基礎自治体】



	予定がある	予定がない	不明	合計
全体	121	322	87	530
比率	22.8	60.8	16.4	

図表 471 区域施策編の中間見直しの予定の有無【団体区分別】

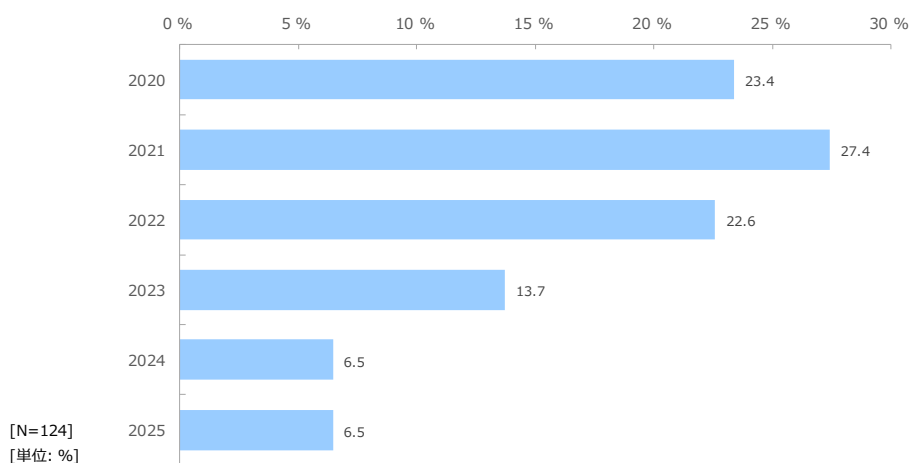


		予定がある	予定がない	不明	合計
全体	全体	137	350	90	577
	都道府県	16	28	3	47
	政令指定都市	7	12	1	20
	中核市	18	37	5	60
	施行時特例市	8	16	1	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	39	64	10	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	39	100	24	163
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	46	21	72
	人口1万人未満の市町村	5	47	25	77
比率	全体(N=577)	23.7	60.7	15.6	
	都道府県(N=47)	34.0	59.6	6.4	
	政令指定都市(N=20)	35.0	60.0	5.0	
	中核市(N=60)	30.0	61.7	8.3	
	施行時特例市(N=25)	32.0	64.0	4.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	34.5	56.6	8.8	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=163)	23.9	61.3	14.7	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=72)	6.9	63.9	29.2	
	人口1万人未満の市町村(N=77)	6.5	61.0	32.5	

#### 4) 区域施策編の中間見直しの予定年度 <Q2-8(2)>

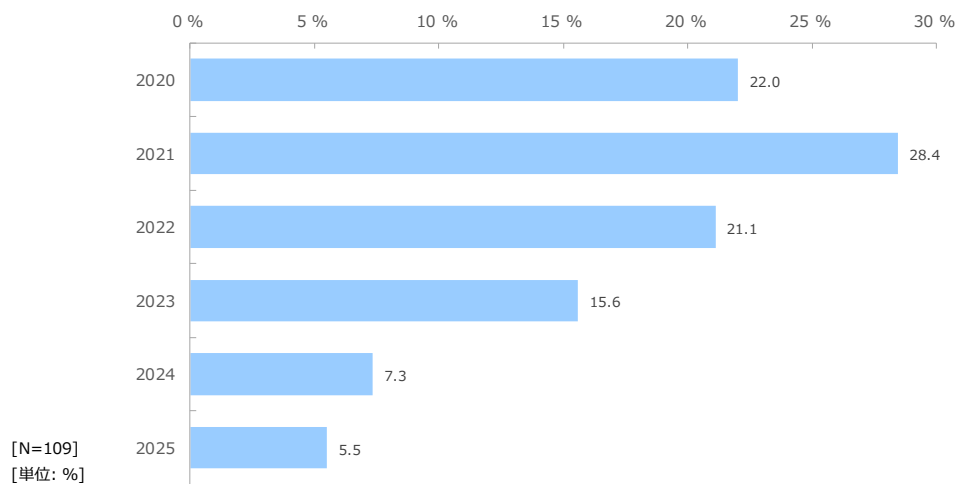
区域施策編の中間見直しを予定している団体において、中間見直しの予定年度は「2021年度」(27.4%)が最も高く、次いで「2020年度」(23.4%)、「2022年度」(22.6%)が続く。

図表 472 区域施策編の中間見直しの予定年度



	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	29	34	28	17	8	8	124
比率 (%)	23.4	27.4	22.6	13.7	6.5	6.5	

図表 473 区域施策編の中間見直しの予定年度【基礎自治体】



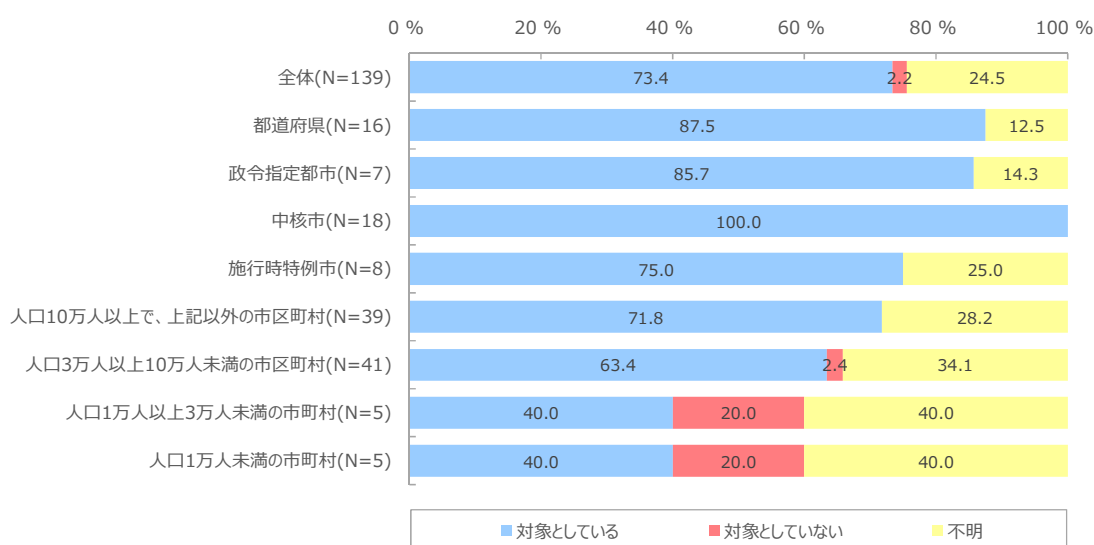
	2020	2021	2022	2023	2024	2025	合計
全体	24	31	23	17	8	6	109
比率 (%)	22.0	28.4	21.1	15.6	7.3	5.5	

## 5) 区域施策編の中間見直しの対象 <Q2-8(3)>

### ①目標や対策・施策の内容

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、目標や対策・施策の内容を中間見直しの対象としている団体は73.4%である。

図表 474 区域施策編の中間見直しの対象 ①目標や対策・施策の内容  
【団体区分別】

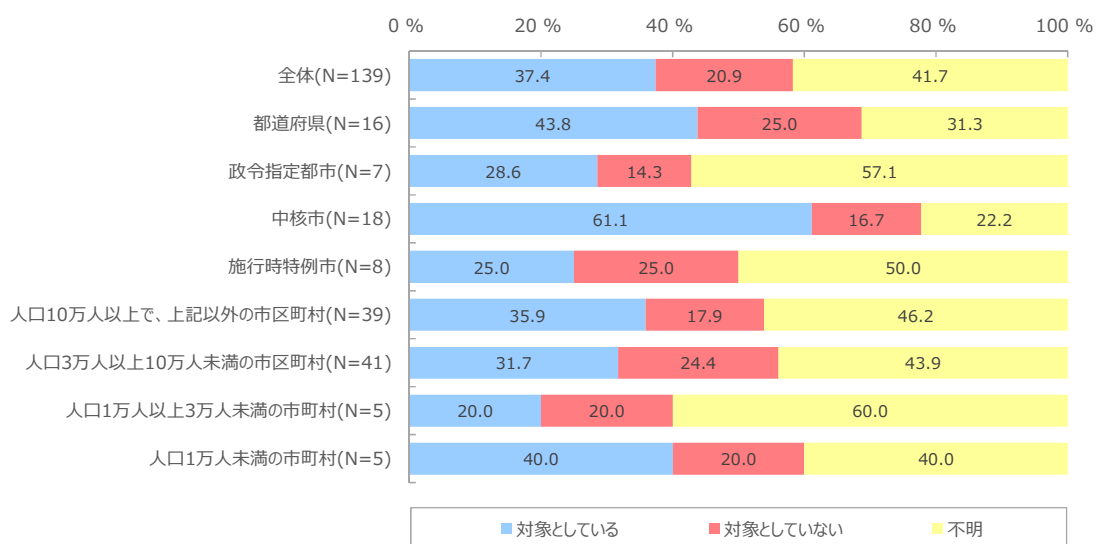


		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	102	3	34	139
	都道府県	14	0	2	16
	政令指定都市	6	0	1	7
	中核市	18	0	0	18
	施行時特例市	6	0	2	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	28	0	11	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	26	1	14	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	1	2	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=139)	73.4	2.2	24.5	
	都道府県(N=16)	87.5	0.0	12.5	
	政令指定都市(N=7)	85.7	0.0	14.3	
	中核市(N=18)	100.0	0.0	0.0	
	施行時特例市(N=8)	75.0	0.0	25.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	71.8	0.0	28.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	63.4	2.4	34.1	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

## ②進捗管理の仕組み

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、進捗管理の仕組みを中間見直しの対象としている団体は37.4%である。

図表 475 区域施策編の中間見直しの対象 ②進捗管理の仕組み  
【団体区分別】



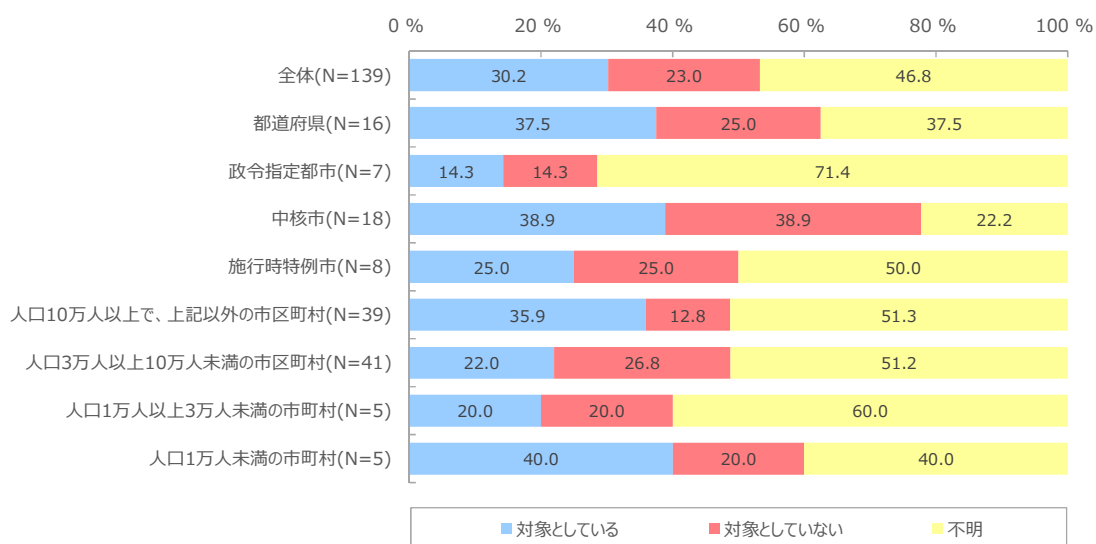
		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	52	29	58	139
	都道府県	7	4	5	16
	政令指定都市	2	1	4	7
	中核市	11	3	4	18
	施行時特例市	2	2	4	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	7	18	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	10	18	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
人口1万人未満の市町村	2	1	2	5	
比率	全体(N=139)	37.4	20.9	41.7	
	都道府県(N=16)	43.8	25.0	31.3	
	政令指定都市(N=7)	28.6	14.3	57.1	
	中核市(N=18)	61.1	16.7	22.2	
	施行時特例市(N=8)	25.0	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	17.9	46.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	31.7	24.4	43.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0		



③評価結果の公表のあり方

区域施策編の中間見直しを予定している団体において、評価結果の公表のあり方を中間見直しの対象としているのは30.2%である。

図表 476 区域施策編の中間見直しの対象 ③評価結果の公表のあり方  
【団体区分別】



		対象として いる	対象として いない	不明	合計
全体	全体	42	32	65	139
	都道府県	6	4	6	16
	政令指定都市	1	1	5	7
	中核市	7	7	4	18
	施行時特例市	2	2	4	8
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	14	5	20	39
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	11	21	41
	人口1万人以上3万人未満の市町村	1	1	3	5
	人口1万人未満の市町村	2	1	2	5
比率	全体(N=139)	30.2	23.0	46.8	
	都道府県(N=16)	37.5	25.0	37.5	
	政令指定都市(N=7)	14.3	14.3	71.4	
	中核市(N=18)	38.9	38.9	22.2	
	施行時特例市(N=8)	25.0	25.0	50.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=39)	35.9	12.8	51.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=41)	22.0	26.8	51.2	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=5)	20.0	20.0	60.0	
	人口1万人未満の市町村(N=5)	40.0	20.0	40.0	

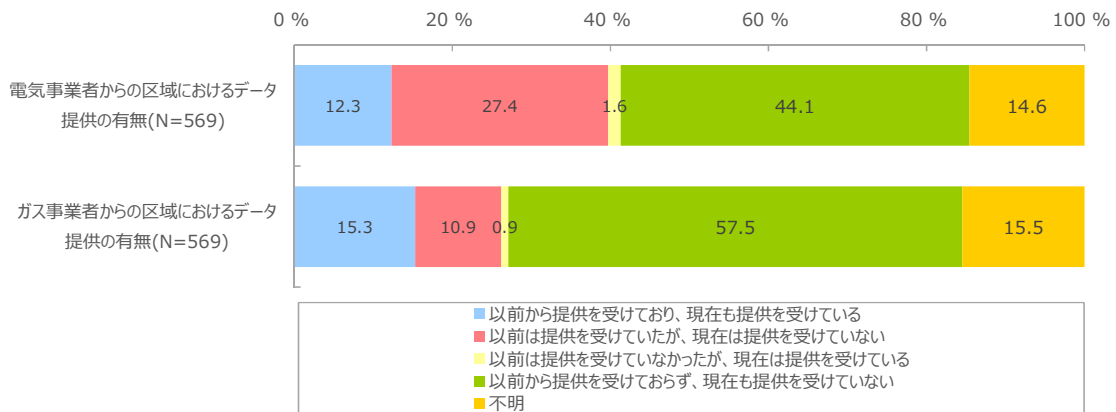
## (9) エネルギー事業者からのデータ提供 <Q2-9>

### 1) エネルギー事業者からの区域におけるデータ提供の有無 <Q2-9(1)>

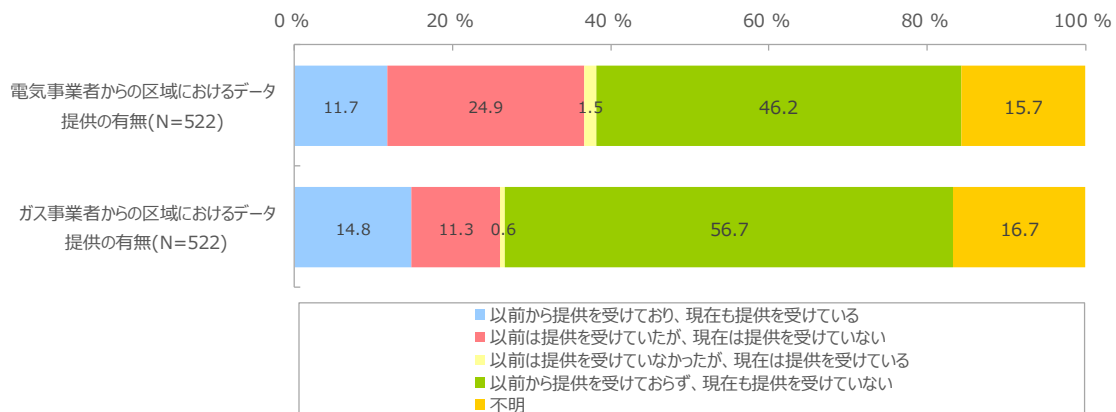
区域施策編を策定済みの団体における、電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない」(44.1%)が最も多く、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」(27.4%)、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」(12.3%)と続く。

また、ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無については、「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない」(57.5%)が最も多く、「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている」(15.3%)、「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない」(10.9%)と続く。

図表 477 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無



図表 478 電気事業者・ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無  
【基礎自治体】

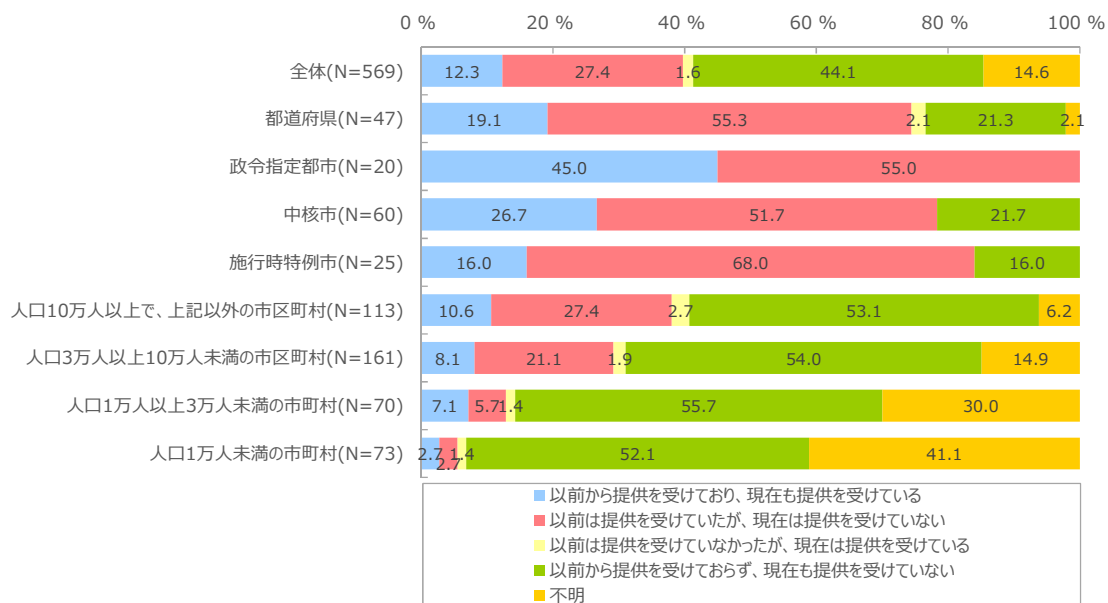


		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていない	以前は提供を受けている	以前は提供を受けていない	不明	合計
全体		61	130	8	241	82	522
比率	電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無(N=522)	11.7	24.9	1.5	46.2	15.7	

		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていない	以前は提供を受けている	以前は提供を受けていない	不明	合計
全体		77	59	3	296	87	522
比率	ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無(N=522)	14.8	11.3	0.6	56.7	16.7	

電気事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、都道府県や大規模な市町村（特別区含む。）では「以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない。」が最も多く、小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

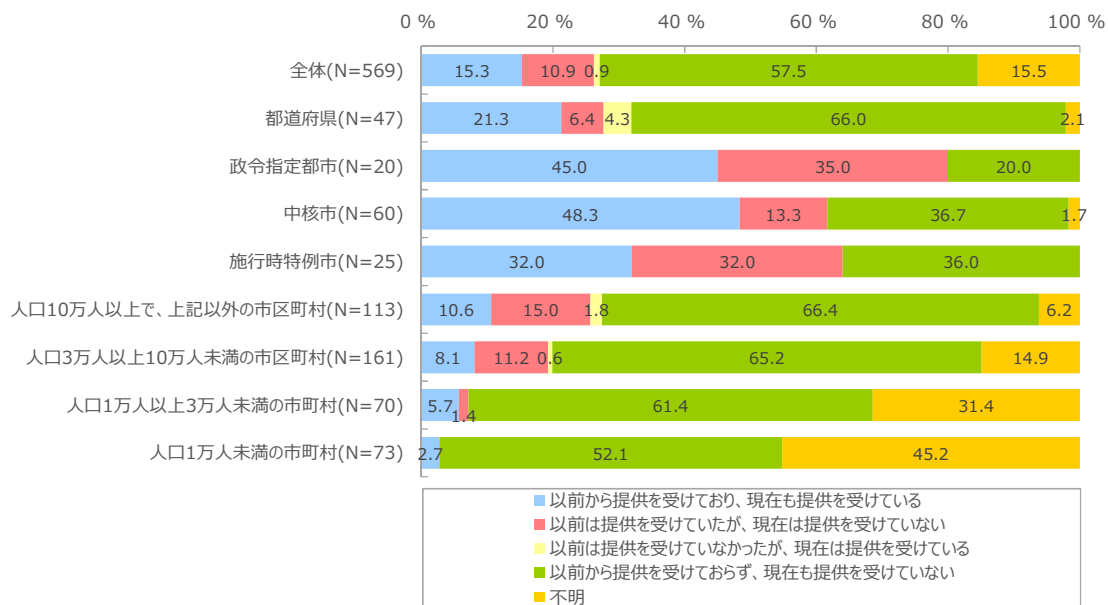
図表 479 電気事業者からの区域におけるデータ提供の有無  
【団体区分別】



		以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	全体	70	156	9	251	83	569
	都道府県	9	26	1	10	1	47
	政令指定都市	9	11	0	0	0	20
	中核市	16	31	0	13	0	60
	施行時特例市	4	17	0	4	0	25
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	31	3	60	7	113
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	34	3	87	24	161
	人口1万人以上3万人未満の市町村	5	4	1	39	21	70
	人口1万人未満の市町村	2	2	1	38	30	73
比率	全体(N=569)	12.3	27.4	1.6	44.1	14.6	
	都道府県(N=47)	19.1	55.3	2.1	21.3	2.1	
	政令指定都市(N=20)	45.0	55.0	0.0	0.0	0.0	
	中核市(N=60)	26.7	51.7	0.0	21.7	0.0	
	施行時特例市(N=25)	16.0	68.0	0.0	16.0	0.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	10.6	27.4	2.7	53.1	6.2	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	8.1	21.1	1.9	54.0	14.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	7.1	5.7	1.4	55.7	30.0	
	人口1万人未満の市町村(N=73)	2.7	2.7	1.4	52.1	41.1	

ガス事業者からのデータ提供の有無について、地方公共団体の区分別に見ると、大規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けており、現在も提供を受けている。」が最も多く、都道府県や小規模な市町村（特別区含む。）では「以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない。」が最も多い。

図表 480 ガス事業者からの区域におけるデータ提供の有無  
【団体区分別】



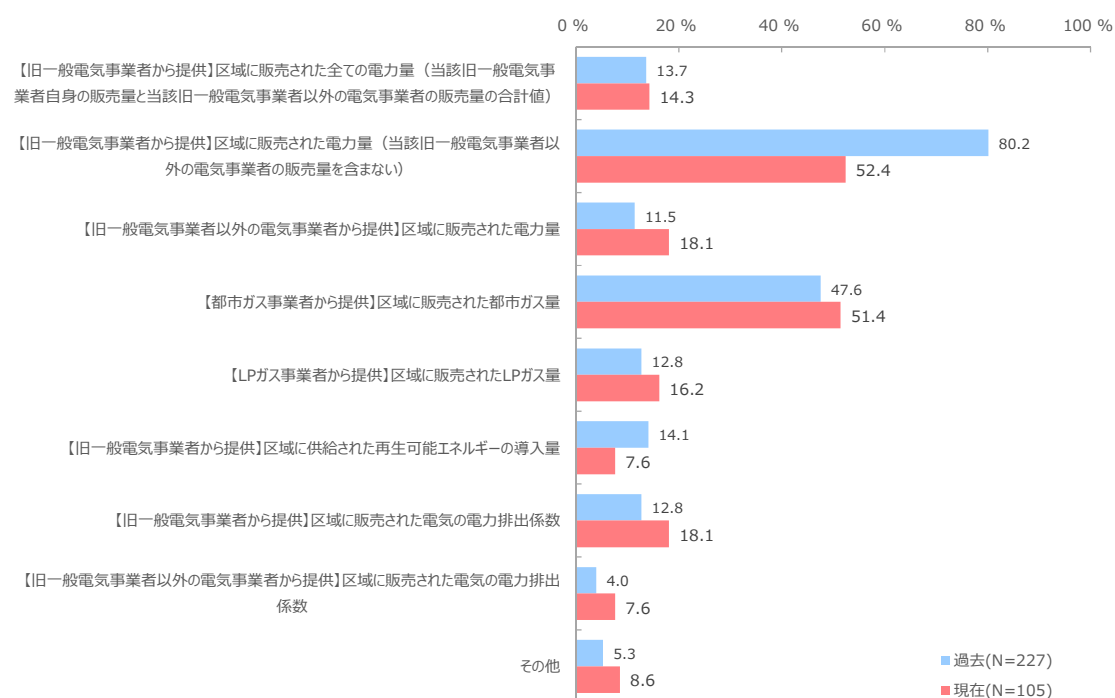
提供の有無	以前から提供を受けている	以前は提供を受けていたが、現在は提供を受けていない	以前は提供を受けていなかったが、現在は提供を受けている	以前から提供を受けておらず、現在も提供を受けていない	不明	合計
全体	87	62	5	327	88	569
都道府県	10	3	2	31	1	47
政令指定都市	9	7	0	4	0	20
中核市	29	8	0	22	1	60
施行時特例市	8	8	0	9	0	25
人口10万人以上で、上記以外の市区町村	12	17	2	75	7	113
人口3万人以上10万人未満の市区町村	13	18	1	105	24	161
人口1万人以上3万人未満の市町村	4	1	0	43	22	70
人口1万人未満の市町村	2	0	0	38	33	73
比率						
全体(N=569)	15.3	10.9	0.9	57.5	15.5	
都道府県(N=47)	21.3	6.4	4.3	66.0	2.1	
政令指定都市(N=20)	45.0	35.0	0.0	20.0	0.0	
中核市(N=60)	48.3	13.3	0.0	36.7	1.7	
施行時特例市(N=25)	32.0	32.0	0.0	36.0	0.0	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=113)	10.6	15.0	1.8	66.4	6.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=161)	8.1	11.2	0.6	65.2	14.9	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=70)	5.7	1.4	0.0	61.4	31.4	
人口1万人未満の市町村(N=73)	2.7	0.0	0.0	52.1	45.2	

## 2) <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲 <Q2-9(2)>

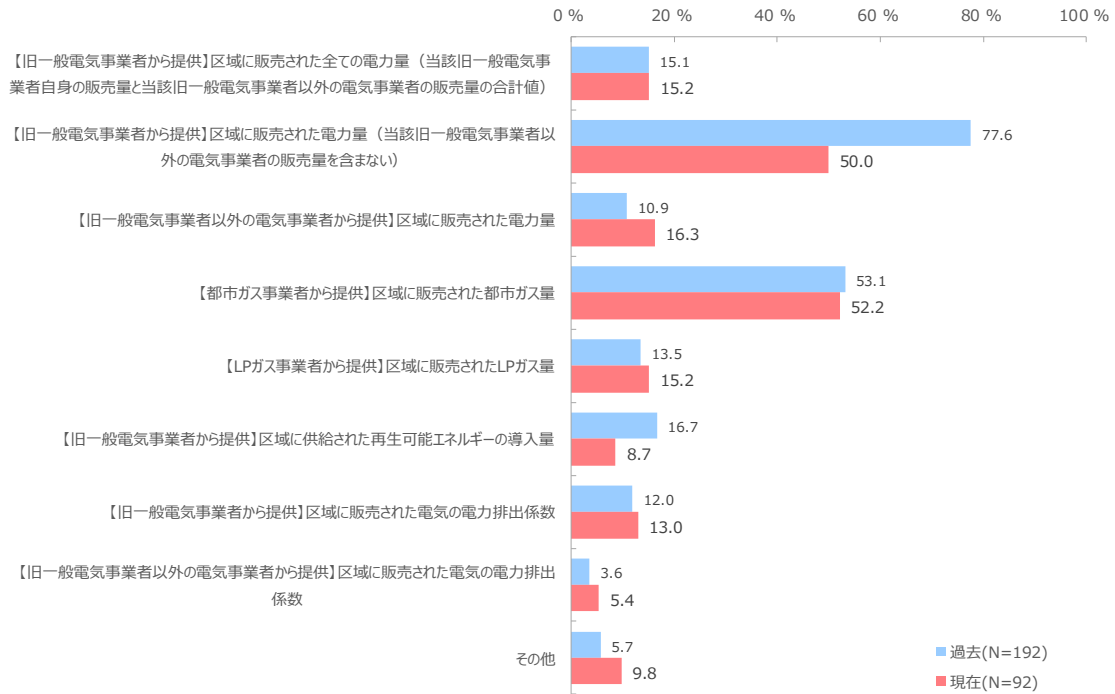
以前、エネルギーデータの提供を受けていたと回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けていた団体（80.2%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けていた団体（47.6%）が多い。

また、現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体におけるエネルギーデータの提供者・対象範囲は、旧一般電気事業者から「区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）」の提供を受けている団体（52.4%）が最も多く、次いで、都市ガス事業者から「区域に販売された都市ガス量」の提供を受けている団体（51.4%）が多い。

図表 481 <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲



図表 482 <過去/現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲  
【基礎自治体】



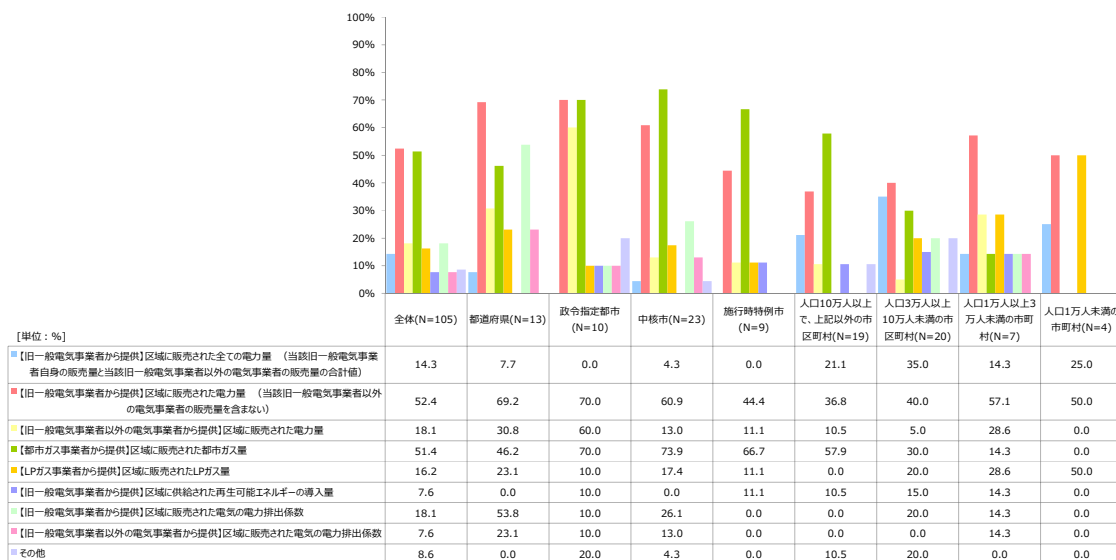
	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
全体	29	149	21	102	26	32	23	7	11	192
比率 過去(N=192)	15.1	77.6	10.9	53.1	13.5	16.7	12.0	3.6	5.7	

	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された全ての電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	〔旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供〕区域に販売された電力量	〔都市ガス事業者から提供〕区域に販売された都市ガス量	〔LPGガス事業者から提供〕区域に販売されたLPGガス量	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	〔旧一般電気事業者から提供〕区域に販売された電気の電力排出係数	〔旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供〕区域に販売された電気の電力排出係数	その他	合計
全体	14	46	15	48	14	8	12	5	9	92
比率 現在(N=92)	15.2	50.0	16.3	52.2	15.2	8.7	13.0	5.4	9.8	





図表 484 <現在>エネルギーデータの提供者及び対象範囲  
【団体区分別】



回答数	全体	都道府県	政令指定都市	中核市	施行時特例市	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	人口3万人以上10万人未満の市区町村	人口1万人以上3万人未満の市区町村	人口1万人未満の市区町村	比率 (%)	全体(N=105)	都道府県(N=13)	政令指定都市(N=10)	中核市(N=23)	施行時特例市(N=9)	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=19)	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)	人口1万人以上3万人未満の市区町村(N=7)	人口1万人未満の市区町村(N=4)	合計
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者自身の販売量と当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量の合計値）	15	9	0	1	0	4	7	1	1	14.3	7.7	0.0	4.3	0.0	21.1	35.0	14.3	25.0	105	
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電力量（当該旧一般電気事業者以外の電気事業者の販売量を含まない）	55	7	7	14	4	7	8	4	2	52.4	69.2	70.0	60.9	44.4	36.8	40.0	57.1	50.0	105	
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電力量	19	4	6	3	1	2	1	2	1	18.1	30.8	60.0	13.0	11.1	10.5	5.0	28.6	0.0	105	
【都市ガス事業者から提供】区域に販売された都市ガス量	54	6	7	17	4	11	6	4	2	51.4	46.2	70.0	73.9	66.7	57.9	30.0	14.3	0.0	105	
【LPガス事業者から提供】区域に販売されたLPガス量	17	3	1	4	1	0	0	2	0	16.2	23.1	10.0	17.4	11.1	0.0	20.0	28.6	50.0	105	
【旧一般電気事業者から提供】区域に供給された再生可能エネルギーの導入量	8	0	1	0	1	2	1	1	0	7.6	0.0	10.0	0.0	11.1	10.5	15.0	14.3	0.0	105	
【旧一般電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	19	7	1	6	0	2	4	1	0	18.1	53.8	10.0	26.1	0.0	0.0	20.0	14.3	0.0	105	
【旧一般電気事業者以外の電気事業者から提供】区域に販売された電気の電力排出係数	8	3	1	3	1	1	0	0	0	7.6	23.1	10.0	13.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0	105	
【その他】	9	0	2	1	0	0	0	0	0	8.6	0.0	20.0	4.3	0.0	10.5	20.0	0.0	0.0	105	

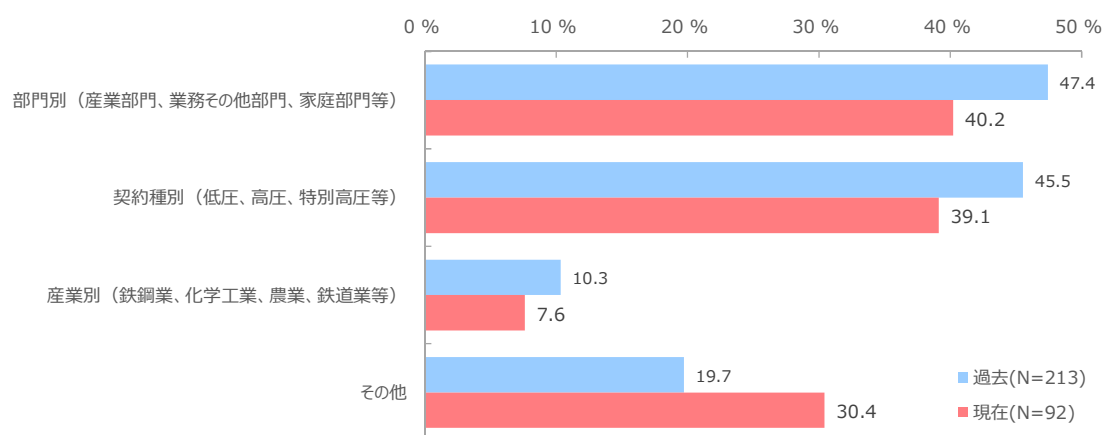
### 3) <過去／現在>提供を受けている電力量の区分 <Q2-9(3)>

以前、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けていた団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（47.4%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（45.5%）が多い。

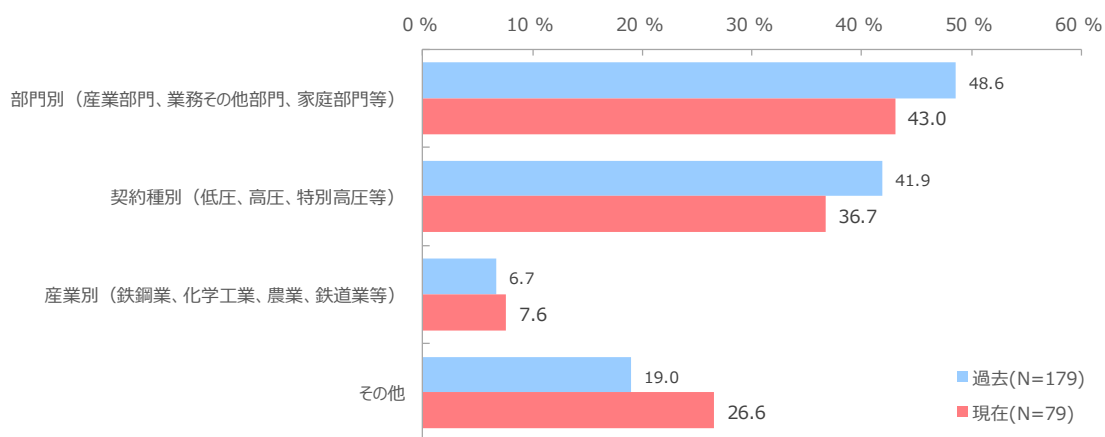
現在、旧一般電気事業者から電力量データの提供を受けている団体において、その電力量の区分は、「部門別（産業部門、業務その他部門、家庭部門等）」（40.2%）が最も多く、次いで「契約種別（低圧、高圧、特別高圧等）」（39.1%）が多い。

過去と現在を比べると、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合はすべて低下しているが、基礎自治体においては、「産業別」の割合が増加している。

図表 485 <過去／現在>提供を受けている電力量の区分



図表 486 <過去/現在>提供を受けている電力量の区分【基礎自治体】

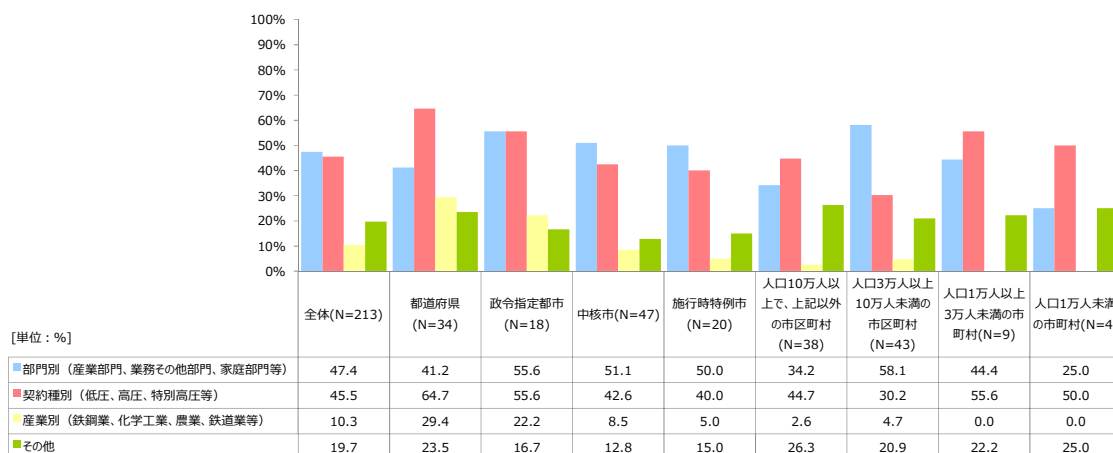


	部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
全体	87	75	12	34	179
比率 過去(N=179)	48.6	41.9	6.7	19.0	

	部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
全体	34	29	6	21	79
比率 現在(N=79)	43.0	36.7	7.6	26.6	

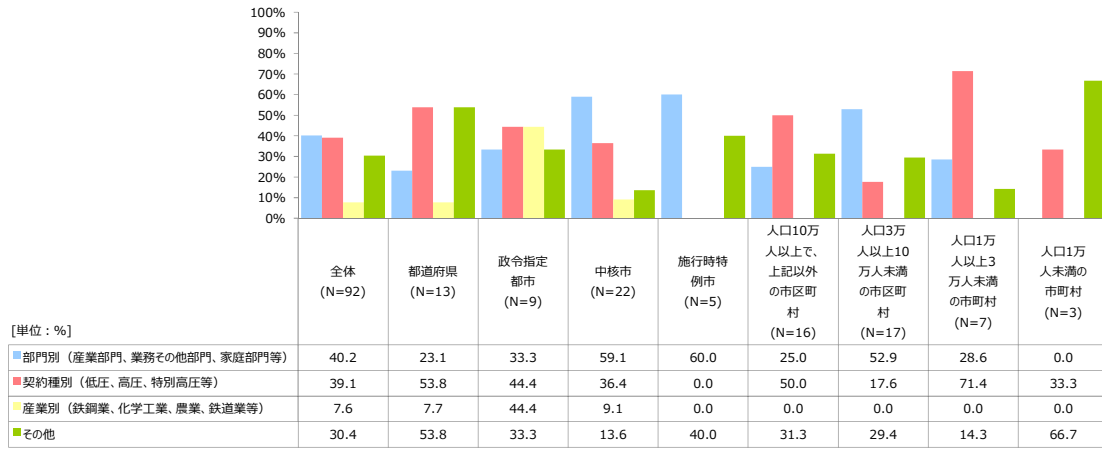
地方公共団体の区分別に、提供を受けている電力量の区分について、過去と現在を比較すると、ほぼすべての区分で、「部門別」「契約種別」「産業別」の割合が低下している。

図表 487 <過去>提供を受けていた電力量の区分  
【団体区分別】



		業 務 部 門 別 ( 家 庭 部 門 等 )	契 約 種 別 ( 低 圧 、 高 圧 、 特 別 高 圧 等 )	学 業 別 ( 鉄 鋼 業 、 農 業 、 鉄 道 化 業 等 )	そ の 他	合 計
回答数	全体	101	97	22	42	213
	都道府県	14	22	10	8	34
	政令指定都市	10	10	4	3	18
	中核市	24	20	4	6	47
	施行時特例市	10	8	1	3	20
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	13	17	1	10	38
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	25	13	2	9	43
	人口1万人以上3万人未満の市町村	4	5	0	2	9
	人口1万人未満の市町村	1	2	0	1	4
比率 (%)	全体(N=213)	47.4	45.5	10.3	19.7	
	都道府県(N=34)	41.2	64.7	29.4	23.5	
	政令指定都市(N=18)	55.6	55.6	22.2	16.7	
	中核市(N=47)	51.1	42.6	8.5	12.8	
	施行時特例市(N=20)	50.0	40.0	5.0	15.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=38)	34.2	44.7	2.6	26.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=43)	58.1	30.2	4.7	20.9	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=9)	44.4	55.6	0.0	22.2	
	人口1万人未満の市町村(N=4)	25.0	50.0	0.0	25.0	

図表 488 <現在>提供を受けている電力量の区分  
【団体区分別】



[単位：%]

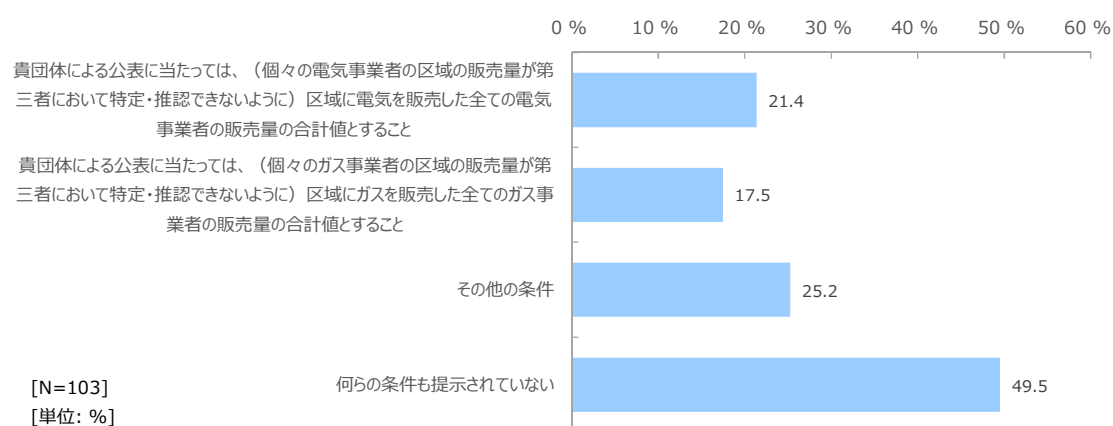
部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	40.2	23.1	33.3	59.1	60.0	25.0	52.9	28.6	0.0
契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	39.1	53.8	44.4	36.4	0.0	50.0	17.6	71.4	33.3
産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	7.6	7.7	44.4	9.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	30.4	53.8	33.3	13.6	40.0	31.3	29.4	14.3	66.7

		部門別 (産業部門、業務その他部門、家庭部門等)	契約種別 (低圧、高圧、特別高圧等)	産業別 (鉄鋼業、化学工業、農業、鉄道業等)	その他	合計
回答数	全体	37	36	7	28	92
	都道府県	3	7	1	7	13
	政令指定都市	3	4	4	3	9
	中核市	13	8	2	3	22
	施行時特例市	3	0	0	2	5
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村	4	8	0	5	16
	人口3万人以上10万人未満の市区町村	9	3	0	5	17
	人口1万人以上3万人未満の市町村	2	5	0	1	7
	人口1万人未満の市町村	0	1	0	2	3
比率 (%)	全体(N=92)	40.2	39.1	7.6	30.4	
	都道府県(N=13)	23.1	53.8	7.7	53.8	
	政令指定都市(N=9)	33.3	44.4	44.4	33.3	
	中核市(N=22)	59.1	36.4	9.1	13.6	
	施行時特例市(N=5)	60.0	0.0	0.0	40.0	
	人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=16)	25.0	50.0	0.0	31.3	
	人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=17)	52.9	17.6	0.0	29.4	
	人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)	28.6	71.4	0.0	14.3	
	人口1万人未満の市町村(N=3)	0.0	33.3	0.0	66.7	

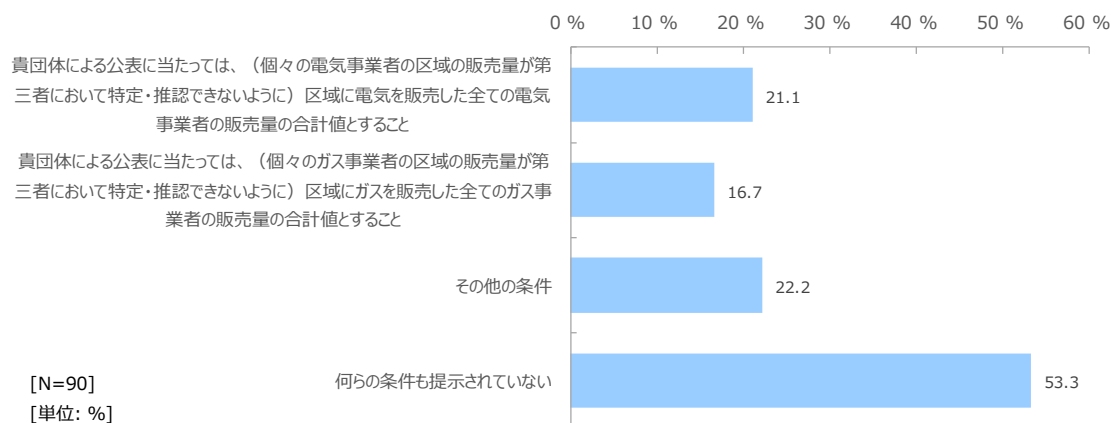
#### 4) 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件 <Q2-9(3)>

現在、エネルギーデータの提供を受けていると回答した団体において、そのデータの公表について電気事業者・ガス事業者から提示された条件としては、「何らの条件も提示されていない。」(49.5%)が最も高く、「区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること」(21.4%)、「区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること」(17.5%)と続く。

図表 489 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件



図表 490 提供されたデータの公表について、電気事業者・ガス事業者から提示された条件【基礎自治体】

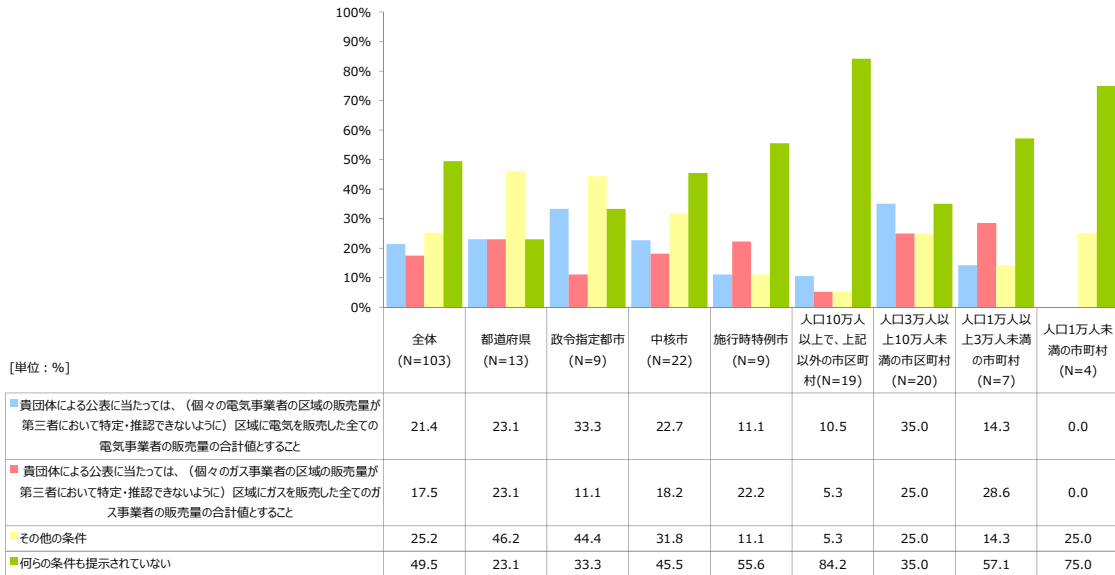


	貴団体による公表に当たっては、(個々の電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	貴団体による公表に当たっては、(個々のガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように) 区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
全体	19	15	20	48	90
比率	21.1	16.7	22.2	53.3	



地方公共団体の区分別に見ると、小規模な市町村（特別区含む。）ほど、条件を提示されていない団体の割合が高い傾向がある。

図表 491 提供されたデータの公表について、  
電気事業者・ガス事業者から提示された条件【団体区分別】



回答数	比率 (%)	電気事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように区域に電気を販売した全ての電気事業者の販売量の合計値とすること	ガス事業者の区域の販売量が第三者において特定・推認できないように区域にガスを販売した全てのガス事業者の販売量の合計値とすること	その他の条件	何らの条件も提示されていない	合計
全体		22	18	26	51	103
都道府県		3	3	6	3	13
政令指定都市		3	1	4	3	9
中核市		5	4	7	10	22
施行時特例市		1	2	1	5	9
人口10万人以上で、上記以外の市区町村		2	1	1	16	19
人口3万人以上10万人未満の市区町村		7	5	5	7	20
人口1万人以上3万人未満の市町村		1	2	1	4	7
人口1万人未満の市町村		0	0	1	3	4
全体(N=103)		21.4	17.5	25.2	49.5	
都道府県(N=13)		23.1	23.1	46.2	23.1	
政令指定都市(N=9)		33.3	11.1	44.4	33.3	
中核市(N=22)		22.7	18.2	31.8	45.5	
施行時特例市(N=9)		11.1	22.2	11.1	55.6	
人口10万人以上で、上記以外の市区町村(N=19)		10.5	5.3	5.3	84.2	
人口3万人以上10万人未満の市区町村(N=20)		35.0	25.0	25.0	35.0	
人口1万人以上3万人未満の市町村(N=7)		14.3	28.6	14.3	57.1	
人口1万人未満の市町村(N=4)		0.0	0.0	25.0	75.0	